

令和4年第1回志布志市議会定例会会議録

目 次

第1号（2月24日）	頁
1. 議事日程	17
2. 出席議員氏名	19
3. 欠席議員氏名	19
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	19
5. 議会事務局職員出席者	19
6. 開 会・開 議	20
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	20
8. 日程第2 会期の決定	20
9. 日程第3 報告	20
10. 日程第4 議案第7号 志布志市企業版ふるさと納税基金条例の制定について	20
11. 日程第5 議案第1号 令和3年度志布志市一般会計補正予算（第12号）	26
12. 日程第6 議案第2号 令和3年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	41
13. 日程第7 議案第3号 令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	43
14. 日程第8 議案第4号 令和3年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）	44
15. 日程第9 議案第5号 令和3年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）	45
16. 日程第10 議案第6号 令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）	46
17. 日程第11 所信表明	48
18. 日程第12 議案第8号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	55
19. 日程第13 議案第9号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	58
20. 日程第14 議案第10号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	59
21. 日程第15 議案第11号 志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	61
22. 日程第16 議案第12号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	63
23. 日程第17 議案第13号 志布志市農業振興対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について	64
24. 日程第18 議案第14号 志布志市土地改良事業基金条例を廃止する条例の制定につい	

		て	65
25. 日程第19	議案第15号	志布志市営住宅管理条例及び志布志市営単独住宅条例の一部 を改正する条例の制定について	66
26. 日程第20	議案第16号	志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定に ついて	67
27. 日程第21	議案第17号	市道路線の認定について	70
28. 日程第22	議案第18号	市道路線の変更について	70
29. 日程第23	議案第19号	令和4年度志布志市一般会計予算	71
30.	延 会	75

第2号（2月25日）

1.	議事日程	76
2.	出席議員氏名	77
3.	欠席議員氏名	77
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	77
5.	議会事務局職員出席者	77
6.	開 議	78
7.	日程第1	会議録署名議員の指名	78
8.	日程第2	議案第20号 令和4年度志布志市国民健康保険特別会計予算	78
9.	日程第3	議案第21号 令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算	79
10.	日程第4	議案第22号 令和4年度志布志市介護保険特別会計予算	80
11.	日程第5	議案第23号 令和4年度志布志市下水道管理特別会計予算	81
12.	日程第6	議案第24号 令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計予算	82
13.	日程第7	議案第25号 令和4年度志布志市国民宿舎特別会計予算	83
14.	日程第8	議案第26号 令和4年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算	84
15.	日程第9	議案第27号 令和4年度志布志市水道事業会計予算	85
16.	散 会	86

第3号（3月7日）

1.	議事日程	87
2.	出席議員氏名	88
3.	欠席議員氏名	88
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	88
5.	議会事務局職員出席者	88
6.	開 議	89

7. 日程第1	会議録署名議員の指名	89
8. 日程第2	一般質問	89
	野村 広志	89
	小野 広嗣	117
	稲付 洋平	144
9. 延 会		152

第4号（3月8日）

1. 議事日程	153	
2. 出席議員氏名	154	
3. 欠席議員氏名	154	
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	154	
5. 議会事務局職員出席者	154	
6. 開 議	155	
7. 日程第1	会議録署名議員の指名	155
8. 日程第2	一般質問	155
	南 利尋	155
	八代 誠	175
	市ヶ谷 孝	187
	福重 彰史	197
9. 延 会	213	

第5号（3月9日）

1. 議事日程	214	
2. 出席議員氏名	215	
3. 欠席議員氏名	215	
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	215	
5. 議会事務局職員出席者	215	
6. 開 議	216	
7. 日程第1	会議録署名議員の指名	216
8. 日程第2	一般質問	216
	鶴迫 京子	216
	小園 義行	225
9. 追加日程第1	発議第2号 ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議について	240

10. 散 会	241
---------	-----

第6号（3月25日）

1. 議事日程	242
2. 出席議員氏名	244
3. 欠席議員氏名	244
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	244
5. 議会事務局職員出席者	244
6. 開 議	245
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	245
8. 日程第2 議案第8号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	245
9. 日程第3 議案第11号 志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	246
10. 日程第4 議案第12号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	247
11. 日程第5 議案第14号 志布志市土地改良事業基金条例を廃止する条例の制定について	248
12. 日程第6 議案第15号 志布志市営住宅管理条例及び志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について	249
13. 日程第7 議案第16号 志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定について	250
14. 日程第8 議案第17号 市道路線の認定について	252
15. 日程第9 議案第18号 市道路線の変更について	252
16. 日程第10 議案第19号 令和4年度志布志市一般会計予算	253
17. 追加日程第1 発議第3号 議案第19号 令和4年度志布志市一般会計予算に対する 附帯決議について	264
18. 日程第11 議案第20号 令和4年度志布志市国民健康保険特別会計予算	265
19. 日程第12 議案第21号 令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算	266
20. 日程第13 議案第22号 令和4年度志布志市介護保険特別会計予算	267
21. 日程第14 議案第23号 令和4年度志布志市下水道管理特別会計予算	269
22. 日程第15 議案第24号 令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計予算	270
23. 日程第16 議案第25号 令和4年度志布志市国民宿舎特別会計予算	271
24. 日程第17 議案第26号 令和4年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算	272
25. 日程第18 議案第27号 令和4年度志布志市水道事業会計予算	273
26. 日程第19 議案第28号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す	

		る条例の制定について	274
27.	日程第20 議案第29号	志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	276
28.	日程第21 議案第30号	令和4年度志布志市一般会計補正予算（第1号）	278
29.	日程第22 同意第2号	副市長の選任につき同意を求めることについて	282
30.	日程第23	曾於地区介護保険組合議会議員の選挙	285
31.	日程第24	議員派遣の決定	285
32.	日程第25	閉会中の継続審査申出について （総務常任委員長）	286
33.	日程第26	閉会中の継続調査申出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長）	286
34.	閉 会	286

令和4年第1回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
2月24日	木	本会議	定例会開会・所信表明・議案上程等
25日	金	本会議	議案上程等
26日	土	休 会	
27日	日	休 会	
28日	月	休 会	
3月 1日	火	休 会	
2日	水	休 会	
3日	木	休 会	
4日	金	休 会	
5日	土	休 会	
6日	日	休 会	
7日	月	本会議	一般質問
8日	火	本会議	一般質問
9日	水	本会議	一般質問
10日	木	委員会	予算委員会（現地調査）
11日	金	委員会	常任委員会
12日	土	休 会	
13日	日	休 会	
14日	月	委員会	予算委員会
15日	火	委員会	予算委員会
16日	水	委員会	予算委員会
17日	木	委員会	予算委員会
18日	金	委員会	予算委員会
19日	土	休 会	
20日	日	休 会	
21日	月	休 会	春分の日
22日	火	休 会	
23日	水	休 会	
24日	木	休 会	
25日	金	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・定例会閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
議案第1号	令和3年度志布志市一般会計補正予算（第12号）
議案第2号	令和3年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第3号	令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第4号	令和3年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第5号	令和3年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）
議案第6号	令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）
議案第7号	志布志市企業版ふるさと納税基金条例の制定について
議案第8号	志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第9号	志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号	押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第11号	志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号	志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号	志布志市農業振興対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14号	志布志市土地改良事業基金条例を廃止する条例の制定について
議案第15号	志布志市営住宅管理条例及び志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号	志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号	市道路線の認定について
議案第18号	市道路線の変更について
議案第19号	令和4年度志布志市一般会計予算
議案第20号	令和4年度志布志市国民健康保険特別会計予算
議案第21号	令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
議案第22号	令和4年度志布志市介護保険特別会計予算
議案第23号	令和4年度志布志市下水道管理特別会計予算
議案第24号	令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
議案第25号	令和4年度志布志市国民宿舎特別会計予算
議案第26号	令和4年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
議案第27号	令和4年度志布志市水道事業会計予算
議案第28号	志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第29号	志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第30号	令和4年度志布志市一般会計補正予算（第1号）

同意第2号 副市長の選任につき同意を求めることについて

発議第2号 ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議について

発議第3号 議案第19号 令和4年度志布志市一般会計予算に対する附帯決議について

曾於地区介護保険組合議会議員の選挙

議員派遣の決定

閉会中の継続審査申出について

(総務常任委員長)

閉会中の継続調査申出について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

3. 一般質問

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
1 野村 広 志	1 政治姿勢について	<p>(1) 市長選を通して「誰ひとり取り残さないまちづくり」を掲げ、8つの基本的な考え方に基づく政治姿勢が示された。そこで、市民の声をどのように受け止め、市長自身が掲げた施策の実現に向け、4年間のかじ取りをどのように行う考えであるか、以下について問う。</p> <p>① 「新型コロナウイルス感染症対策にしっかり取り組む」としているが、基本的な感染症対策に加え、疲弊した地域経済の活性化策について具体的な考えを示せ。</p> <p>② 「稼ぐ志布志をつくり、安心して働けるまちを目指す」として、いくつかの取組を掲げているが、より具体的な戦略についての考えはあるか。</p> <p>③ 「まちの活性化と人口増を図る」としているが、人口を増やしていく展望は描けているか。</p> <p>④ 「安心して子育ての出来るまちを目指す」と示された中に、具体的項目として「小中学校の在り方検討」を掲げているが、どのような考えを持っているのか。</p> <p>⑤ 「魅力的で安心して暮らせる持続可能なまちを目指す」として、ゼロカーボンシティ宣言がうたわれ、LGBTQへの理解度浸透などジェンダー平等にも取り組む覚悟がうかがえたが、その考えを示せ。</p> <p>⑥ 「身近で安心な医療体制の充実を図る」ことについて、具体的に「市内近辺に総合病院の誘致を目指す」と示されているが、具体的な展望はあるのか。</p> <p>⑦ 「グループ制導入とデジタル化で行政サービスを円滑にする」としているが、行政のデジタル化について、どの程度まで踏み込んで改革を進めるつもりなのか。</p>	市 長 教育長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
2 小野 広嗣	1 所信表明について	<p>イ 「結婚・妊娠・出産・子育て・教育・仕事との両立など、ステージに応じた各種支援策の充実を図る」とあるが、それには市内横断的な視野と施策が必要と思うが考えを問う。</p> <p>③ 「身近で安心な医療体制の充実」について ア 「安心して暮らせるために、総合病院の誘致を目指す」とあるが、現時点での展望と不足する産科医の確保に向けたこれまでの取り組みについて問う。</p> <p>④ 「グループ制導入とデジタル化で行政サービスを円滑にする」について ア 「グループ制を導入することにより、機能的かつ能率的な事務の執行や緊急時における業務継続が可能となる行政組織を構築する」とあるが、1期目において、このことが進まなかった理由と今後の課題について問う。</p> <p>イ 「DX（デジタルトランスフォーメーション）の取組を推進し、業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげる」とあるが、現時点の課題と今後の展望について問う。</p>	市 長 教育長
3 稲付 洋平	1 農業の振興について	<p>(1) 農業の現場は、労働力の慢性的な不足、経営的な負担の増大に伴う農業従事者の減少が懸念されている。現状の打開には若い農業の担い手の確保が急務と考えるが、市としての取り組みについて以下を問う。</p> <p>① 新規就農者に対する補助制度にはどのようなものがあるか。</p> <p>② 新規就農者数に伸びがみられない原因の検証がなされているか。</p> <p>(2) 現在、農林水産省ではスマート農業の実証、分析、普及を推進しており、既に本市でも導入している生産者もいるが、本市における今後の展開や取組について問う。</p>	市 長 市 長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
3 稲付洋平	1 農業の振興について	(3) 所信表明において「志布志港を活用した農林水産物等の輸出促進に向けて取り組む」とあるが、具体的な方針並びに輸出品目、輸出量、取組を開始する時期など今後の計画について問う。	市長
	2 カーボンニュートラルについて	(1) 政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言したが、脱炭素の基盤となる重点対策について、今後、市として取り組む内容について問う。	市長
	3 食料自給率の向上について	(1) 食料自給率向上の取組として、地産地消の拠点となる直売所等を設置し、高齢者・小規模農家が活躍できるモデル的な生産・流通体制づくりを行う計画はないか問う。	市長
	4 本市の自然を生かした地域活性化について	(1) 合併前、有明地域の岳野山に、山全体を活用した「ワイルドパーク」という巨大なアスレチック施設があったが、人と自然のポテンシャルを引き出すために、同様の施設整備を市内に計画できないか問う。	市長 教育長
	5 ふるさと納税について	(1) ふるさと納税の寄附額の推移、現状について問う。 (2) さらに寄附額の増を図るために、具体的には今後どのように取り組んでいくのか問う。	市長 市長
4 南 利 尋	1 経済対策について	(1) 長期にわたるコロナ禍において、市内事業者に対しては今後どのような支援事業に取り組んでいく考えか問う。	市長
		(2) スピード感ある地域経済の底上げを図るためにも、全市民に対して、市内で利用可能な商品券の配布を行うべきではないか問う。	市長
	2 観光振興について	(1) 夏井地区の国道沿いにある廃墟の所有者との協議について、進捗状況を問う。 (2) ダグリ岬周辺整備事業の進捗状況について問う。	市長 市長
3 地域振興について	(1) 地域住民の声をしっかりと聞き、旧出水中学校校舎の解体も視野に入れた跡地の利活用を図るべきではないか問う。	市長	

質問者	件名	要旨	質問の相手方
4南 利 尋	4 環境行政について	(1) 令和3年第3回定例会でも、市内で散見されるたばこのポイ捨てについて質問したが、対策を講じるべきではないか問う。	市 長
		(2) 火災や自然災害で罹災した場合に排出されるごみについて、処理方法の在り方を問う。	市 長
		(3) 市民の声をしっかりと聞き、持続可能なごみの分別と搬出の在り方を検討すべきではないか問う。	市 長
5八代 誠	1 農業施策について	(1) 本市農家は、新型コロナウイルス感染症の拡大及びサツマイモ基腐病などにより多大な影響を受けている。現在、国・県や本市で取り組んでいる支援事業について問う。	市 長
		(2) 不安定な世界情勢の中、原油価格の高騰が懸念される。市内農家の経営継続に関する市長の考え方を問う。	市 長
	2 押切海岸の浸食とその対策について	(1) 押切海岸における堤防浸食の現状と今後の堤防復旧（築堤）について問う。	市 長
		(2) 鹿児島県が策定している「大隅沿岸保全基本計画（平成30年3月変更）」が示す、人工リーフ周辺の改修及び砂浜の復元について問う。	市 長
6市ヶ谷 孝	1 所信表明について	(1) 「庁舎等の在り方検討委員会からの提言を踏まえた上で、更なる本庁舎機能の充実に取り組む」とあるが、市長の考えと今後の展開について問う。	市 長
		(2) 「効果的な支援策を総合的に検討し、更なる子育て支援の充実を図る」とあるが、給食費無償化に向けた今後の見通しについて問う。	市 長
		(3) 「テレワークやワーケーションといった多様な形で地域と関わる人や企業を増やす」とあるが、市長が思い描くビジョンについて問う。	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
6市ヶ谷孝	1 所信表明について	(4) 「多様な主体との連携や民間事業者等との包括的な連携を積極的に活用し、SDGsの達成に向けて取り組む」とあるが、本市における現状と今後の取組について問う。	市 長
	2 共同墓地について	(1) 各自治会や地域団体が管理する共同墓地について、地域住民が安心して利用できるよう、その整備や復旧に関して行政の支援が必要になってきていると考えるが、市長の考えを問う。	市 長
7福重彰史	1 道路行政について	(1) 県道柿ノ木・志布志線、弓場ヶ尾地区の拡幅改良について、その計画はどのようになっているのか、また、今後の見通しを示せ。 (2) この路線に対する市の考え方や位置付けを問う。 (3) 今後の事業計画及び事業実施に向けどのように取り組んでいく考えかを問う。	市 長 市 長 市 長
	2 所信表明について	(1) 敬老祝金について ① 節目支給から一律支給へ見直しを表明されているが、その判断に至った心情について問う。 ② 実施については、いつからの予定で考えているか。また、対象年齢についての考えを示せ。 ③ 支給方法について、どのように考えているか示せ。 (2) サツマイモ基腐病対策について ① 基幹作物であるさつまいもは、基腐病のまん延によって大変深刻な問題となっている。これまでの被害状況を示せ。 ② 国・県の防除対策等が示されているが、市としての防除対策や支援策をどのように考えているか示せ。 ③ さつまいもに代わる作物の選定や、農地の賃貸借契約の解除に伴う対応策をどのように考えているか示せ。	市 長 市 長 農業委員会

質問者	件名	要旨	質問の相手方
8 鶴迫京子	1 所信表明について	<p>(1) 安心して子育ての出来るまちづくりについて</p> <p>① 「特別支援学校の誘致について取り組んでまいります」とあるが、所信表明に至った背景と意義、また、これまでの経緯について問う。</p> <p>② 「県立牧之原養護学校へ通学する児童生徒の肉体的・精神的な負担や緊急時の対応を含めた保護者の不安などの要因を解消するため、関係機関と連携する」とあるが、どのように進めていくのか具体的に問う。</p> <p>ア 保護者との連携について</p> <p>イ 県との連携について</p> <p>ウ 市民との連携について</p> <p>③ 特別支援学校の誘致、推進にあたり、問題点をどのように考えているか。また、今後の見通しについて問う。</p>	市長 教育長
9 小園義行	1 所信表明について	<p>(1) 「市立小中学校21校で国が示す適正規模校はなく過小規模校が増加することが見込まれる。保護者や地域とともに小中学校の在り方を検討していく」と述べている。その本意を問う。</p> <p>(2) 「特別支援学校の誘致に取り組んでいく」と述べている。どのように進めていく考えか。</p> <p>(3) 「誰もが安心して暮らせるまちを目指します」として防災対策等が述べられている。避難困難者対策等について問う。</p> <p>(4) 敬老祝金について、「全ての高齢者を敬い、長寿を祝うため、支給方法を一律支給とする」と述べている。節目支給を見直す考えか。</p>	市長 市長 市長 市長
	2 介護保険について	<p>(1) 第9期に向けて制度の見直しの検討が今春から始まる（利用料2割負担・3割負担の対象拡大。要介護1・2の生活援助等の見直し、ケアプランの有料化、多床室で室料負担を求める対象施設の拡大、被保険者・受給者の範囲の見直し等）。こうした状況をどのように受け止めているか。</p>	市長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
9小園義行	2 介護保険について	(2) 今回提案されている介護職の給与引き上げが2月から9月までは交付金（令和3年度補正予算）で実施し、10月以降は介護報酬上での対応になる。国に負担が過重にならないように声を上げるべきではないか。	市 長
	3 農政について	(1) 水田活用の直接支払交付金について、令和4年度からの5年間で一度も水稲の作付が行われない水田は、令和9年度以降交付対象としない方針が示された。本市への影響はどうか。	市 長

令和4年第1回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期日：令和4年2月24日（木曜日）午前10時00分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 議案第7号 志布志市企業版ふるさと納税基金条例の制定について
- 日程第5 議案第1号 令和3年度志布志市一般会計補正予算（第12号）
- 日程第6 議案第2号 令和3年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第3号 令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第4号 令和3年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第5号 令和3年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第6号 令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 所信表明
- 日程第12 議案第8号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第9号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 志布志市農業振興対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 志布志市土地改良事業基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第19 議案第15号 志布志市営住宅管理条例及び志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第16号 志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第17号 市道路線の認定について
- 日程第22 議案第18号 市道路線の変更について
- 日程第23 議案第19号 令和4年度志布志市一般会計予算
- 日程第24 議案第20号 令和4年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第25 議案第21号 令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議案第22号 令和4年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第27 議案第23号 令和4年度志布志市下水道管理特別会計予算

- 日程第28 議案第24号 令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
日程第29 議案第25号 令和4年度志布志市国民宿舎特別会計予算
日程第30 議案第26号 令和4年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
日程第31 議案第27号 令和4年度志布志市水道事業会計予算

出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓	2 番 栢 山 晋 司
3 番 稻 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 北 野 保
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 濱 田 茂	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 大 迫 秀 治	耕地林務水産課長 小 山 錠 二
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎
有明支所長 重 山 浩	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 和 佐 浩 教	農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 幸 喜
教育総務課長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 上 木 勝 憲
生涯学習課長 江 川 一 正	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 大 田 和 隆	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開会 開議

○議長（平野栄作君） ただいまから、令和4年第1回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、稲付洋平君と隈元香穂子さんを指名いたします。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（平野栄作君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月25日までの30日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から3月25日までの30日間に決定しました。

—————○—————

日程第3 報告

○議長（平野栄作君） 日程第3、報告を申し上げます。
先の定例会から議会運営に関する申し合わせの期間までに受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりであります。
陳情第1号は、総務常任委員会へ付託いたします。
次に、監査委員から監査報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にさせていただきたいと思います。

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。日程第4、議案第7号から日程第10、議案第6号まで、以上7件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号から議案第7号までの7件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第4 議案第7号 志布志市企業版ふるさと納税基金条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第4、議案第7号、志布志市企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第7号、志布志市企業版ふるさと納税基金条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、企業からの志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業に関連する寄附金を財源としまして、まち・ひと・しごと創生に関する施策の推進を図り、地方創生のさらなる充実に資するため、志布志市企業版ふるさと納税基金を設置することとし、その管理、運用及び処分に関する事項を定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画政策課長（西 洋一君） それでは、議案第7号、志布志市企業版ふるさと納税基金条例の制定について、補足して説明申し上げます。

付議案件説明資料の1ページをお開きください。

まず、1の「企業版ふるさと納税制度の概要」でございますが、企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みとなっております。

地方創生のさらなる充実・強化に向けて、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、制度の大幅な見直しが行われました。

これにより、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されるとともに、税額控除の適用期限が令和6年度まで延長されるなど、より使いやすい仕組みとなったところでございます。

次に、2の「基金設置の必要性」でございますが、企業版ふるさと納税制度では、原則として、企業からの寄附を受けた当該年度の地方創生プロジェクトに寄附金を充当することとなっているところですが、基金を設置することにより、翌年度以降の地方創生プロジェクトへの寄附金の充当が可能となるとともに、税額控除の適用期限が令和6年度までとなっていますが、令和7年度以降に実施する地方創生プロジェクトへ寄附金を充当することが可能となり、効率的かつ効果的に寄附金を活用することができると考えております。

このようなことから、志布志市企業版ふるさと納税基金条例を制定し、企業版ふるさと納税制度に伴う寄附金の適切な運用を図る必要があるところでございます。

次に、条例の内容につきまして説明を申し上げます。

第1条の「設置」は、企業からの志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業に関連する寄附金を財源として、まち・ひと・しごと創生に関する施策の推進を図り、地方創生のさらなる充実に資するため、志布志市企業版ふるさと納税基金を設置することを規定するものでございます。

第2条の「積立額」は、基金に積み立てる額は、一般会計予算で定めることを規定するものでございます。

第3条の「管理」は、基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により管理することを規定するものでございます。

第4条の「運用益金の処理」は、基金の運用から生ずる預金利子等の収益は、一般会計予算に計上して、この基金に編入することを規定するものでございます。

第5条の「処分」は、第1条に規定する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができることを規定するものでございます。

第6条の「繰替運用」は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることを規定するものでございます。

第7条の「委任」は、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定めることを規定するものでございます。

第2条から第7条までの規定は、他の基金条例と同様の内容となっているところでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○17番（小野広嗣君） この企業版ふるさと納税の基金条例については、今、課長より説明がありましたので、何も疑義を呈するものではございませんけれども、これまでも本会議等でも企業版ふるさと納税の活用について、再三にわたって申し上げてまいりましたけれども、ここに至ってこういった提案がなされて良かったなと思うわけですが、今課長のほうからもこの基金を積み上げることによって、弾力的な運用ができるんだという方向性で今お話がありました。確認だけを取らせていただきたいと思います。この提案に至るまでの庁内での議論、その経緯、経過が今の説明では見えませんでしたので、そこだけお示しいただければありがたいと思っております。

○企画政策課長（西 洋一君） 今回基金条例の設置に至った経緯につきましては、これまで企業からの寄附につきましては、先ほど説明いたしましたように、地方創生に該当する当該年度の事業の財源として充当をいたしておりました。しかしながら、今回補正でもお願いしておりますが、多額の寄附をいただいたことで、今後も見込まれる企業からの寄附に対して、その意向にしっかりと沿えるよう継続した地方創生のプロジェクトに取り組む必要があることから、今回提案をいたしたものでございます。

これまで財務課等とも協議をいたしまして、実際、寄附の各企業からの時期が年末にかけて多いということもありまして、これまでは既定予算の中で財源振替というような形で充当を行っていたところですが、多額の寄附が来年度以降も見込まれることから、企業からの寄附をしっかりと見える化する形ですね、事業に充当するというところで協議をいたしまして、基金条例の設置を今回提案したものでございます。

○17番（小野広嗣君） 経緯、経過については、よく理解をいたしました。今後積極的な運用、活用をやっていただきたいと思います。1点確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、

これまでの企業版ふるさと納税として寄せられました寄附総額をお示しいただければと思います。

○企画政策課長（西 洋一君） これまでの寄附額の推移について答えたいします。

本市におきましては、寄附の推移につきましては、令和元年度に1社から500万円の寄附、それから令和2年度は制度の大幅な見直しがありました。3社から220万円の寄附をいただいております。それから、令和3年度におきましては、12月補正時点で3社から620万円の寄附をいただいているところでございます。併せまして、今回補正でお願いしておりますが、追加で今年度寄附として7,080万円の寄附を歳入予算として計上しております。これまでの総額といたしましては、総体で今回の補正分も含めまして8,420万円の寄附の実績となるところでございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 今回、新しくこういう基金をつくれるということですね。基金をつくと本来は目的以外には使えないという、そういう性格があります。そうしたところで、この地方創生プロジェクト、私たちちょっともらっていますね。幅広いですよ。そういったものに対して、どういう形でそれが活かされていくのかということについては、当局としてしっかりとしたものを持っていないといけないと思うんですね。何でもかんでもやっていたいよということでもないでしょうから、そこについての考え方が1点ですね。

そして、併せて新しく今回私たちは体制が変わったわけですが、この地方創生プロジェクト、当局がつくっているそれですね。そこについて大まかこんなものですよという、そこについてが2点目です。

3点目にこの条例を見ると、言葉が悪いんですけど企業版ふるさと納税ですので、企業は何らかの目的をもって、例えばそういう地方公共団体、いろんな機関に寄附金とかいろいろあるわけですね。これはもちろん性善説に私は立って言っているんですよ。何か変なことをされるということではなくて、きちんとしたその目的をもってされる。その企業と自治体との関係性、そこに対してのきちんとした目的が税の節税だけなのか、そういったものの規制が、一つの寄附をする企業側に対しての規制が全く見えないわけですよ、これだとね。一方的に仮に5億円寄附しますよという形で、そうすると、企業と自治体との関係で当局の側が少し考えてしまうようなことに、そういったものの規制というのは一切ここには見えてこないものですから、きちんとしたそういうものに対する考え方は、どういう議論がされてこの提案になっているのかということをお願いします。

○企画政策課長（西 洋一君） まず1点目の活用に関する協議等につきましては、先ほど申しましたように地方創生に資するプロジェクトということで、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げたプロジェクトに対する寄附をということで、企業から受けるということになるかと思いますが、具体的なプロジェクトといたしましては、総合戦略で四つの大きな基本目標を掲げております。

まず基本目標1につきましては、「稼ぐ志布志市をつくとともに、安心して働けるようにする」、それから基本目標2に「ひとや仕事とのつながりを築く」、基本目標3「結婚・出産・子育て

て・教育の希望をかなえる」、基本目標4「魅力的で、安心して暮らせるまちをつくる」。それぞれ基本目標が四つございます。さらにその基本目標ごとに、プロジェクトというものが5項目であったり、6項目であったり掲載をしているところがございます。その中で各課からその事業に該当する個別事業がぶら下がっているところですけども、企業のほうからそういった相談があった場合には、我々の戦略の中身を紹介して、こういった事業を展開しておりますというところで、企業の意向に沿った形で、それではこのプロジェクトに、この基本目標にという形での寄附をいただく内容になるところでございます。

それから、企業と自治体との関係性につきましては、この企業版ふるさと納税の大きなメリットとして、自治体のメリットとしては、地方創生の推進にあたり企業との連携を進めていくことで、地域課題の解決に向けた企業との関係性構築のきっかけづくりということになっております。それと企業としてのメリットとしましては、寄附額の税額控除があるというところもあるのですけれども、地方創生に貢献する企業としてのPRができるということ、それから自治体との新たなパートナーシップを構築できる、あとSDGsを通じた企業価値の向上が見込めるということでのこの企業版ふるさと納税の制度の趣旨となっているところでございます。

それと、寄附を受けることでの経済的な利益供与とかいうような心配もございますが、法の中で寄附の経済的な利益を供与することの禁止事項というのが示されております。例えば、寄附を行うことの代償として補助金を交付すること、他の法人に対する金利よりも低い金利で貸付金を貸し付けること、入札及び許認可において便宜の供与を行うこと等々、幾つかの禁止事項というのが設けられておりますので、これを十分加味しながら、寄附を受ける場合については契約等の企業との行為も今後ありますので、そこは公正なプロセスを経て入札等を行っていきたいというところでございます。

○19番（小園義行君） ぜひそのところは、今全国で、個々でも企業と包括連携協定とか結びますね。そういったものについては、個々の行政がそのことで歪められたり、いろんなことがあってはいけないという心配をするわけですね。そこについてのきちんとした担保が、今課長の答弁できちんとうたっているということですので、これについてはくれぐれもそういうきちんとしたもので、そのことによって志布志市の行政が歪められていくようなことではまずいなという、ちょっと思いがあって、大いに寄附はいただいているでしょう。純粋な気持ちでね、そういう形で。企業の側としては節税になるわけですから、そういったことを踏まえて、しっかりと担保していただきたい。なぜなら、国会等々でもよくやられますね、そして新聞報道も出ていますよね。そういうことにならないために、この制度がしっかりと機能していくように、当局としてはそういうこともきちんと据えた上での対応が求められているという意味で質疑をしました。そういうことで、そのことについて担保がされているというふうに理解をしましたので、了解をしました。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はございませんか。

○9番（八代 誠君） 先ほど課長の答弁の中に、令和3年度12月補正では7,091万円ということだったのですが、違うんですか。令和3年度は合計で幾らになるんですか。ちょっと早くて聞

き取れなかったんですが、もう一回お願いします。

それともう1点、企業から寄附金ということで、今回令和3年度12月補正で、備考の欄に地方創生応援税制という書き込みと、その他の寄附金というふうに分かれているのですが、こういったものをひっくるめて今回企業から寄附があった場合には、こういう基金のほうに全部含んでいくんだよという流れでいいのか、そこがちょっと分からないので補足説明をお願いいたします。

○企画政策課長（西 洋一君） 申し訳ございません。先ほどこれまでの実績の説明をいたしました、再度説明をさせていただきます。

寄附の推移でございますが、令和元年度に1社から500万円の寄附、それから令和2年度におきましては、3社から220万円の寄附をいただいております。それと令和3年度におきましては、12月補正時点で3社から620万円の寄附をいただいております。それと、今回補正予算でお願いしております3社から7,080万円を計上しておりますので、それも含めたこれまでの合計の実績といたしましては、8,420万円の実績ということになります。

○財務課長（折田孝幸君） 今お尋ねの寄附金の捉え方というか、考え方ですけども、寄附金には一般寄附金と特定寄附金という形で予算の計上をさせていただいているところです。

一般寄附金というのは、特定の事業に、この事業にとかそういった特定の目的ではなくて、市の福祉行政の発展のためにとか、教育行政の発展のためにとか、大まかな形でいただくものについて、そういった形で一般寄附金等に分けているところです。

一方、特定寄附金につきましては、ふるさと志寄附金であったり、地方創生、今の企業版ふるさと納税の関係であったりとかというふうに上げているところでございます。

その他の寄附金につきましては、一般寄附金と似たような形になるわけなんですけれども、先ほど言いましたように、図書の購入費に使ってくださいとか、そういった志で寄附される方について、そういったすみ分けの中で寄附金を整理しているところでございます。

○9番（八代 誠君） それでは目的に応じて振り分けていって、企業が寄附をしたもの全てが、目的によってその振り分け方が違ってくるといことになるわけですか。そこがちょっとよく分からない。

○企画政策課長（西 洋一君） 企業版ふるさと納税の寄附につきましては、まず要件がございますが、一回当たり10万円以上の寄附が対象となっております。それから、本社が所在する自治体への寄附については対象外というような要件がございます。そういったことで、企業から企業版ふるさと納税としての寄附の申出があった場合は、企業版ふるさと納税の基金のほうに積んでいくというようなところでございます。もちろん、金額の少ない5万円とかそういった形での企業からの寄附については、一般の寄附という形での整理ということになります。

○議長（平野栄作君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第7号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第5 議案第1号 令和3年度志布志市一般会計補正予算（第12号）

○議長（平野栄作君） 日程第5、議案第1号、令和3年度志布志市一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号、令和3年度志布志市一般会計補正予算（第12号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、学校施設老朽化改修事業、農産物輸出拡大施設整備事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） 議案第1号、令和3年度志布志市一般会計補正予算（第12号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に5億1,637万2,000円を追加し、予算の総額を318億3,287万円とするものでございます。

補正予算書の6ページをお開きください。補正予算説明資料は、1ページから2ページでございます。

第2表の繰越明許費でございますが、繰越理由につきましては、その事業の性質上又は予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出が終わらない見込みがあるため、戸籍・住基情報システム改修事業ほか15件、総額12億747万4,000円を地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して使用するものでございます。

なお、詳細につきましては、説明資料をお目通しください。

予算書の7ページになります。

第3表、地方債補正でございますが、緊急自然災害防止対策事業を300万円追加するとともに、各種事業の追加及び事業の実績等により、起こすべき地方債の額に変更が生じたことから5,570万円増額しております。

次に、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございますが、予算書の10ページから13ページの1款、市税は、課税額の決定等により、合計で1億6,054万円増額しております。

14ページになりますが、11款、地方交付税は、普通交付税の追加交付により2億6,406万2,000円増額しております。

19ページをお開きください。

15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、6目、教育費国庫補助金は、学校施設老朽化改修事業、学校等における感染症対策等支援事業の計上等に伴い、合わせて4,160万円増額しております。

22ページをお開きください。

16款、県支出金、2項、県補助金、4目、農林水産業費県補助金は、農産物輸出拡大施設整備事業の計上や事業実績等に伴い、合わせて1億4,172万2,000円減額しております。

予算書の27ページ、説明資料は3ページをお開きください。

18款、寄附金は、ふるさと志基金寄附金、企業版ふるさと納税寄附金等、合わせて3億7,091万円増額しております。

28ページになりますが、19款、繰入金、1項、基金繰入金は、事業の実績等に伴い、総額で2億296万9,000円減額しております。

31ページをお開きください。

22款、市債は、学校施設老朽化改修事業の計上等に伴い、5目、教育債を1億4,470万円増額するとともに、事業の実績等に伴い、総額で5,870万円増額しております。

次に、歳出予算でございますが、歳出補正予算につきましては、事業の実績又は実績見込みによる事業費の減が主なものとなっております。

予算書の34ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、令和3年度の臨時財政対策債の償還財源として減債基金へ1億3,732万5,000円、公共施設の将来にわたる維持管理等を図る観点から、施設整備事業基金へ6億5,944万4,000円それぞれ積立金を増額しております。

予算書の36ページをお開きください。

4目、企画費は、まち・ひと・しごと創生に関する施策の推進を図り、地方創生のさらなる充実に資するため、企業版ふるさと納税基金への積立金を7,080万円計上しております。

予算書の39ページ、説明資料は15ページをお開きください。

3項、戸籍住民基本台帳費は、デジタル社会整備法に伴う住基法の一部改正に伴い、住民基本台帳システムの改修を行い、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続きのワンストップ化を図る戸籍・住基情報システム改修事業を297万円計上しております。

予算書の43ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は、在宅福祉等の普及及び向上、健康づくり及び生きがいづくりの推進並びにボランティア活動の活発化等高齢者保健福祉の増進を

図る地域福祉基金への積立金を2億円増額しております。

説明資料は19ページをお開きください。

2目、障害福祉総務費は、令和2年度の負担金事業等における実績確定に基づき、償還金、利子及び割引料を2,891万8,000円計上しております。

予算書の46ページ、説明資料は23ページをお開きください。

2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は、令和2年度子ども・子育て支援交付金事業等の補助金における実績確定に基づき、償還金、利子及び割引料を2,668万円増額しております。

予算書の47ページ、説明資料は25ページをお開きください。

3項、生活保護費、1目、生活保護総務費は、令和2年度生活保護費等国庫負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金における実績確定に基づき、償還金、利子及び割引料を6,692万5,000円計上しております。

予算書の53ページ、説明資料は37ページをお開きください。

4目、園芸振興費は、日本たばこ産業株式会社が実施した葉たばこ廃作募集に応じて葉たばこの廃作を行った農地が耕作放棄されることなく、需要のある他の作物への円滑な転換が図れるよう取組を支援する、葉たばこ作付転換円滑化緊急対策事業を1,087万4,000円計上しております。

予算書の54ページ、説明資料は40ページをお開きください。

5目、茶業振興費は、桜島の降灰により茶が被害を受け、収量及び品質低下の原因となっているため、降灰対策として摘採機能付き除灰機を導入することで被害の軽減を図り、生産性及び品質の向上に努め、生産農家の経営安定を図る活動火山周辺地域防災営農対策事業を605万5,000円計上、説明資料は41ページになりますが、農産物等の輸出拡大を目指し、その生産・流通体制を構築するために必要な施設整備を支援する、農産物輸出拡大施設整備事業を5,588万7,000円計上しております。

予算書の70ページ、説明資料は59ページから60ページになりますが、10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費及び2目、教育振興費は、児童の安全・安心な学習環境を確保しつつ、教育活動を着実に継続するため、学校の感染症対策及び児童の学びの保障をするための整備を行う学校等における感染症対策等支援事業（小学校）を合わせて1,229万5,000円計上、老朽化の著しい屋内運動場について、改修を行うことで小学校施設の適切な整備の推進を図る小学校施設老朽化改修事業を1億54万円計上しております。

予算書の71ページ、説明資料は61ページから62ページになりますが、3項、中学校費、1目、学校管理費及び2目、教育振興費は、小学校費と同様に、学校等における感染症対策等支援事業（中学校）を合わせて385万1,000円計上、老朽化の著しい屋内運動場について、改修を行うことで中学校施設の適切な整備の推進を図る中学校施設老朽化改修事業を7,843万円計上しております。

予算書の81ページをお開きください。

14款、予備費は、今回の財源調整のため1億964万6,000円減額しております。

以上が、補正予算（第12号）の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。

よろしく願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○7番（青山浩二君） 教育総務課にお尋ねいたします。説明資料の59ページ上段、小学校のほうの感染症対策支援事業ですけれども、消耗品それから一般備品の計上がされております。同じ事業ですので61ページの上段ですね、中学校のほう、これも消耗品と一般備品が計上されておりますので、この内容について詳細をお示しいただけますか。

○教育総務課長（萩迫和彦君） お答えいたします。

説明資料59ページと中学校のほうの61ページの上段ということですが、この事業につきましては、国の補助事業ということでございます。昨年も同時期に同様の事業がありまして、同じく補正で予算計上させていただいたところでございます。

今回のこの学校等における感染症対策等支援事業につきましては、昨年の継続的な支援事業を引き継ぐ形でできたものでございまして、その事業でも購入をして、かつそれぞれ不足をする場合に追加的な経費ということで、今回できたところでございます。

消耗品といたしましては、消毒液、それから非接触型の体温計、ゴム手袋等々、そういった感染症に必要な消耗品が対象となるところでございます。

一般備品といたしましては、例えば保健室等で必要となる簡易ベッド、それと距離を保つための長椅子、それから足で踏むディスペンサーの消毒機とそういったものが示されているところでございます。

そのほか、教材用の備品といたしましては、ウェブカメラとかスクリーンとかプロジェクター、アンプ、そういったようなものが対象になるということで示されているところでございます。

以上でございます。

○7番（青山浩二君） よく分かりました。今課長の答弁で、消耗品の中で非接触型体温計をということで御答弁がありましたけれども、これは市役所に設置されているサーモグラフィのタイプが、今設置されていない学校に設置をするよという理解でよろしいですか。

それともう1点、消毒作業が小学校は計上されているんですけれども、中学校では計上されていないと。この理由も少しお示しいただけますか。

○教育総務課長（萩迫和彦君） サーモグラフィ等も対象にはなるところでございます。この支援事業の目的が、学校長の判断で柔軟にかつすぐ対応できるようにということで、学校裁量の配当予算としなさいということがございまして、私どもも学校のほうに要望を聞きまして、それを受けまして消耗品が幾ら、一般備品が幾らというようなことで、学校の要望に基づいて予算計上させていただいたところです。

それから、消毒作業につきましても、今説明したようなことでございまして、小学校のほうでは、教室等は外注委託をして消毒作業をするという要望が上がってきましてけれども、中学校の

ほうでは、その要望がなかったということで、こういった予算計上になっているところがございます。

○7番（青山浩二君） 何回もすみません。この事業名について、少しお示しいただきたいのですけれども、言葉尻を捉えて非常に申し訳ないのですけれども、「学校等における」という事業名ですね、小学校も中学校も。学校等のこの「等」という意味はどういったものを指すのか。例えば公民館が「貸してくださいよ」と言った場合に、借りられるものなのか。それとも学校の中だけで使うものなのか。学校の中だけで使うのであれば「等」という言葉は要らないんじゃないかなというふうに、ちょっと疑問を感じましたので、そこについてお示しいただけますか。

○教育総務課長（萩迫和彦君） この支援事業につきましては、国の学校保健特別対策事業費補助金交付要綱というものがございまして、この中の事業の一つでございます。その中に対象となる学校といたしまして、まず学校設置者といたしまして、国公立の小学校・中学校、それから義務教育学校、そして高等学校、中等教育学校、特別支援学校等が含まれております。そういったことで「学校等」ということで表記されているところがございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

○13番（西江園 明君） 私も今その件をお聞きしようかなと思ったら、青山議員のほうからありましたので、では、説明資料のほうでいきますね。15ページの下の市民環境課の分ですけど、指定ごみ袋作成事業、当初、約2,000万円予算措置をしてあって、約4割以上が不用額というふうになっていますが、この大きく減額になった理由は何かということが1点。

そして今の、この学校等における云々というこの事業なんですけど、今補正で出すということは、可決されるのはすぐなんですけど、繰越しでされていますけど、こういう時期であればもうちょっと早い時期とか云々を考えれば、先般あった補正予算（第11号）とか、そういうのは考えられなかったのか。国の内示とかそういう関係でこの時期に至ったのか。時期的なことをお聞きします。

それと、この59ページの下の小学校老朽化改修事業、今回1億円ぐらいのが補正されていますけれど、このうち国庫支出金は約1,570万円、この事業は通常の学校改修とか云々となれば、4割から5割ぐらいの補助事業があると思うんですけど、こういう事業があったから、学校施設環境改善交付金というのがあったから、とりあえずこれを使ってでも、あとは合併特例債を使ってやったほうが得というふうに考えたのか、通常の補助事業との調整というのは考えられなかったのか、その三つをお伺いします。

○市民環境課長（留中政文君） 予算説明資料の15ページの指定ごみ袋作成事業の減額の理由ということでございますが、この指定ごみ袋につきましては、今まで市の衛生自治会のほうで昨年の6月までは作成しておりまして、7月からごみ袋も市のほうで作成しているところがございます。入札をした結果、大きく単価が安価になったというようなことで減額になったところがございます。

○教育総務課長（萩迫和彦君） まず、1点目の件でございますけれども、国の補正予算が12月

に可決をされたということで、それから、1月になって私どものほうに下りてきたところでした。そういったことで、学校に要望の聞き取り等をしまして、今回のタイミングでの補正となったところでは。

現在、学校等におきましては、先ほど申し上げましたとおり、令和2年度の補正、繰越しで現在事業実施しておりますので、学校においては、そちらのほうの予算を執行しているところでございます。

2点目の老朽化についてのお尋ねでございますが、確かに国庫補助金といたしましては3分の1という要件がございますけれども、実質小学校費でいいますと1,573万円の金額になっているところでは。これも昨年12月に国が補正をした関係でございますが、これを私どもとしては、本来は当初予算で計上する予定でございましたが、国が前倒しをいたしまして、要望するとなるとこの学校施設環境改善交付金が付きやすいということがございましたので、県を通じまして国のほうに要望を上げたということでございます。

事業費といたしましては、改修工事費で9,900万円ほどの予算になっておりますが、このうちの対象となる事業が、これよりも全てが対象ではございませんので、ここに国庫支出金として記載している1,573万円ほど現在のところは見込んでいるところでございます。

○13番（西江園 明君） 今の答弁で、ごみ袋は市の直営になったから安くなった、今までは委託していたというか、それだったらそのときは高かったんだけど、市がするようになったらこんなに安くなったという、「じゃあ今までは何だったの。」と、つい言いたくなりますが、そのところはもし答弁がありましたら、もう一回お願いします。

それと小学校の老朽化の体育館の件ですけれども、国が結局今年度に予算の内示をくれたから、こういうふうな補正をせざるを得なかったというのは理解をしますけれども、この1,573万円というのは、補助対象になる分とならない分がありますよね。そういう関係でこういうふうになった。極端に言えば、もうちょっと大きなあれがあるのかなと思いつつながら、ただ、最初から1,573万円で市のほうも県を通じて国のほうに要望を上げていた、全体の事業は1億円ぐらいだけでも、対象はこれだけですよ、国の補助事業の対象はこれだけしかないよというぐらいの要望をしていたんですか。それとも、まだあったんですけどもこういうふうな結果としてこうなったということですかね。

○市民環境課長（留中政文君） 大変失礼いたしました。指定ごみ袋作成事業につきましては、実は、市のほうに入札参加資格が、もしこういうのがあったら業者に入札をお願いしているところでございますが、最低価格で落札したところが、実際、袋の作成を海外のほうに委託していたというようなことで、国産と海外産というのは特に取決めをしておりませんでしたので、海外で生産して、その結果安価で作成できたというようなところでございます。

○教育総務課長（萩迫和彦君） お答えいたします。

現在国のほうから、この学校施設環境改善交付金については、2月16日に交付決定が来ております。その金額といたしましては、蓬原小学校でいいますと2,440万円程度の内定が来ています。

ころです。その金額よりも低い形で、1,573万円という形で計上いたしておりますけれども、これにつきましては繰越しをして行う事業ということでございますので、この国庫補助のほかに市債それからその他ということで、ふるさと志基金を充てているところでございます。

繰越しをして行うということで、財源であります国庫補助金、それから今申し上げました合併特例債、ふるさと志基金それぞれの上限がこれで決まるところでございます。実際入札を行いまして、額が確定しますと、工事が終わりますと当然実績報告をするわけですが、実績でこの補助金を下回った場合には、こちらの起債とかふるさと志基金はもう確定しておりますので、一般財源をまた追加をしないといけないというような状況が出てくることから、内定額よりも若干国庫補助金のほうを低くして、ほかの財源を充てているということで御理解いただければと思います。

○13番（西江園 明君） この指定ごみ袋について確認ですけど、今まで作っていた会社、業者と、今回市が直営でしたときには、落札業者は別な業者というふうに理解していいですか。確認ですけど。

それと、今の体育館の件ですけど、今の課長の説明では2,400万円ぐらいのあれはあったけど、繰越しで充当してということで、一般財源が増える可能性があるんで国庫金を抑えて計上していたというふうに受け取ったんですけど、ということは、これは、後で予算の組み替えもあり得るということですか。それとも、例えば精算の関係で入札した関係で、この金額はこれを普通予算というのは上限を組んでいて不用額というような形で、精算というふうに理解をしているんですけど、その辺のところは、まだ入札をしていないから変わり得るというふうに理解していいんですか。

○市民環境課長（留中政文君） すみません、説明が不足です、申し訳ございません。過去、市の衛生自治会で作成していた頃には、当然、市の衛生自治会で入札をしておりましたけれども、その過去作成していたところが、海外で作っていたこともございまして、その年に原油の高騰等がありまして、そのときにその単価ではできず、改定をしたりとかということもありまして、それ以降は国内産に限定して作っておりましたが、今回市のほうで入札することになりまして、参加資格のところはその部分を国内外特に問わなかったということで、そのところが海外で生産した指定ごみ袋を納品したというようなところでございます。

業者は、昨年から新たに加入された業者でございます。

○財務課長（折田孝幸君） 先ほどの繰越明許費の関係なんですけれども、事前の申請の段階で国庫補助がこれだけ内定があるということなんですけれども、いざ繰り越して事業をする段階において、入札でのまた入札率でも違ってくるのですが、事業費が落ちたということで、当然、国庫補助も落ちる可能性があるということです。それを補う財源として当然起債であったり、今回の場合であるとふるさと志基金ですね。それは、それを支払う分だけのそういった特定財源を持っていないといけないということですので、補助金を若干落とした形で起債、それからふるさと志基金、それを繰越会計予算の中で持っていないと相手方に対してお支払いができないというような状況も出てきますので、財源がないということですね。そういったときのために、今教育

総務課長が言いましたけれども、予算構成を行っているという形になっております。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（野村広志君） 所管外の分を少しお聞かせください。まず1点目、志布志運動公園の体育館の改修設計委託料の件ですけれども、当初予算が2,223万3,000円ということと、執行が786万5,000円と不用額が1,400万円と少し出ているようです。これ執行率を見ると30数%ということですが、これの要因をまず教えていただきたいなということが1点。まずその点について。

○生涯学習課長（江川一正君） それではお答えいたします。

志布志運動公園体育館改修設計委託事業でございますが、こちらにつきましては、当初予算で2,223万3,000円を計上していたところでございます。これに対しまして、実際執行するとなりまして、設計を行った際に実施設計額といたしまして1,540万円という積算額になりました。これに基づき入札を行った際、最低落札者が737万円と落札されました。その後、こちらの施設のアスベスト調査を行う必要があるということになりまして、49万5,000円の変更設計を追加いたしまして、この786万5,000円の契約額になっているところでございます。

○8番（野村広志君） では、当初予定をしていた設計の内容については、しっかりとできたという捉え方でよろしいわけですね。

○生涯学習課長（江川一正君） 設計の際には、若干、当初予算は多めに見積もっていたところはあったと思いますが、設計額はしっかりと見積もったところでございます。

○8番（野村広志君） すみません、もう1点。葉たばこの転作のところの対策事業費について少しお伺いします。これは、葉たばこをやめられた方々がその農地が荒れないようにということと、耕作放棄されないようにという形で事業がもたれたという認識でありますが、これは4戸数あって志布志市葉たばこ対策組合という形ですが、この事業1と2、地区推進事業と農業用機械等リース支援事業というのは、この4戸数で全て充当されていくのか。それと併せて一番下のほうに米印でありますリース支援事業と、このリースとなると単年度で終わるのか、ないしは恒久的にその後も続くのか、そこ辺について少し補足して説明いただけませんか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 葉たばこの関係でございます。まず1点目、葉たばこの状況をかいつまんで説明させていただきますが、現在、令和3年作の葉たばこに関しまして、6戸の生産者が作付けを約700aの農地に作付けしていたところでございます。今回、日本たばこ産業株式会社（JT）が廃作の募集をしたところでございますが、この6戸の農家が全て今回廃作をするということでございました。その6戸の農家につきましては、既にこのJTから鹿児島県たばこ耕作組合を通じて10a当たり36万円の交付金がもう既に1月に交付をされているところでございます。

今回この事業につきましては、実際この6戸の農家の皆様方に、今後どうするのかということと意向調査を市のほうでもやりましたところ、基本的には営農を続ける、またそもそもたばこ専作ではございませんでしたので、ほかのサツマイモであったりとか畜産であったりとか、そういった作物の面積を広げるというようなことでしたので、その6戸のうちの志布志市内の生産者に

つきましては、3戸の方が何らかの形で機械の導入が必要ということで募集があったところでございます。

また4戸とございますが、この4戸のうちの1戸につきましては、曾於市の生産者の方でございます。実際この国の事業につきましては、3戸以上というふうなところございまして、志布志市が3戸、曾於市が1戸ということでしたので、今回合わせて4戸でこの機械導入をするというような事業でございますが、基本的にはリース事業ですので、リースの始まる最初のときに交付されるということで、この事業自体は1年で終わりということでございます。

以上です。

○議長（平野栄作君） 特に許可します。

○8番（野村広志君） もう1点だけ確認させてください。これは、目的は農地の耕作放棄を防ぐためということがうたわれておりますので、これは縛りがありますか。何年以上しなければ駄目だとか、そういった縛りを設けた中での補助事業ということでしょうか。そこについて少しお示しください。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 作物の作付けに関しての縛りはないと思いますが、当然、国の事業で導入した機械ですので、その使用年限に応じた機械の制限というのはあろうかと思えます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

○17番（小野広嗣君） 放課後児童健全育成事業の見込みが、実績見込みで増額になっているのですが、この背景について少しお示しをください。

○福祉課長（木村勝志君） お答えします。

この事業につきまして、民間施設で実施をしているクラブへの光熱水費というのを、市のほうで年間21万6,000円交付をしておりますが、その施設が18支援体でございますのでその分の増額と、あと国の委託料の基準額が若干増額になりまして、今回608万7,000円の増額とさせていただいたところでございます。

○17番（小野広嗣君） ということは、業者増等による増額ではないという理解でよろしいわけですね。確認だけです。

あと教育総務費関係で、小学校、中学校と就学援助事業等があるわけですが、小学校に関しては減額補正ということになり、中学校としては増額補正という形になっております。当初多少余裕をもって就学援助費用を計上していると思えますけれども、この特に中学校のほうで増額補正になった背景、例えば途中転入等でその対象となる子供が増えたのか、そこらを少し分かればお示しをいただきたいと思えます。

○教育総務課長（萩迫和彦君） 説明資料でいいますと、62ページの下段のほうが中学校の就学援助事業になっております。これについては、今ありましたとおり、見込みを立てまして予算は計上しているところでございますけれども、今回補正をした原因につきましては、入学前の支給者の対象者が多かったということで、見込みを超えて補正をしないとイケないということになったところでございます。

児童・生徒数につきましては、全体的に減少している状況ではございますが、現状を申し上げますと、小学校の児童数は減ってきておりますが、現状の上学年が入学をし、中学校に上がりますと、中学校は生徒数としては増えている現状がございます。そういったのが一つは理由としてあるのかなというふうに、こちらとしては考えているところでございます。

○福祉課長（木村勝志君） 人数の増加ということではございません。申し訳ございません。

○17番（小野広嗣君） 今、教育総務課関係のこの補正の在り方について質疑をしたわけですが、この見込みというのは、いわゆる事前掌握といいますか、そういったものをしっかりなされていれば、事前掌握をした上で少し余裕をもって年度当初で予算を組みますね。予算は総計予算として組み立てていくわけですので、ここはやはりしっかりしておかなければいけないというのが、予算の組み方の基本ですよね。それが、結局見込みより多くなったというのは、今課長の答弁であれば高学年から中学校に上がってくる分に関しては多くなってきているというふうに捉えているみたいな言い方でありましたけれども、そうであれば、その見込みも含めて、当初でそういった組み方をしなければいけないのに、何でこういった違いが出たのかというのを特に聞きたいわけですよ。僕らが普通に思えば、ただ年度途中で掌握をされてなかった方々が何人か転入をされて、その方々が対象者になってこうやって増額になるのではないかとか、そういうことを考えるわけですね。そこらはどうなんですか。

○教育総務課長（萩迫和彦君） 実績をちょっと申し上げてみたいと思いますが、就学援助の認定者数でございます。令和元年度が208人ございました。令和2年度が211人、令和3年度が240人ということで、対象者数も令和元年度と比較しますと32名程度増えているということで、それらが大きな要因じゃないかというふうに捉えているところでございますが、それが転入によるものかどうかということまでは、今ちょっと把握をしていないところでございます。

○議長（平野栄作君） 特に質疑を許可します。

○17番（小野広嗣君） 転入に限らず、このコロナ禍による経済的弊害等が相当ありましたよね。そういったことも含めて影響が出てきて、そういったことになったのか。そういったものがしっかり掌握された上でのいわゆるこういった補正の提案となって、僕はしかるべきだと思っているんですよ。そこらが特に分からないものですから、判断に迷うわけですよ。そこはどうなんですか、分析としては。

○教育総務課長（萩迫和彦君） 小学校、中学校ということではないんですけども、一つ例を申し上げますと、教育総務課のほうでは奨学金も所管しております。令和4年度でいいますと、奨学金の申請者数認定が80数件だったところでございますが、令和2年度では111件ほどございまして、それからしますと、コロナ禍ではありますけど奨学金を借りる人は減少してきているということで、そういったものがそのコロナ禍の影響で大学進学を断念したとか、そういったのがあるのかどうかというのは、はっきりとしたデータ等がこちらとしては取れませんので、把握はしていないところでございます。そういった状況はあるところではございますが、増えてきているということでございますので、今のところ調査等を詳細には実施しておりませんので、今あり

ましたとおり、今後ちょっとそこらあたりについては精査をしてみたいというふうに考えております。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） まず繰越明許の関係ですけど、業者の方々も大変努力をされて一生懸命だと思います。ここにそれぞれ書かれていますけど、きちんとした執行をして、早期にこれを完成できるというそういう保障があるのかなという見通しだけ教えてください。

その中で特に農地耕作条件改善事業とありますね、この取水する河川のほうで。いわゆる協議に不測の日数を要したと。これはおそらく普通作、早期いろいろでしょう。ここがきちんとしないう限り、耕作ができないという状況がありますので、そこについてはきちんと普通作、6月ぐらいにはします。早期だともっと3月にはなるわけですけど、そういったものがどういう状況なのかという、ここについてちょっと説明してください。

そして説明資料の15ページですね、ここにマイナンバーの関係がちょっと出ていますね。転出・転入手続きのワンストップ化を図るということで。現在これは、何枚ほど志布志市で発行されているのですか。教えてください。

そして、次に説明資料の34ページです。農地中間管理事業ということで今回それなりの減額が結構あるわけですが、交付対象農地の合意解約に伴い、耕作者集積協力金等を返還するということですね。ここで、合意解約をされた農地が、あとこの中間管理機構も外れて農業委員会のあっせん事業とかいろいろあるでしょう。この合意解約された農地がこれを返還することで、どういうふうに生かされていくのかというそこに心配があります。それは先ほど葉たばこのこれではきちんとしたものがされていくということですけど、この合意解約されたこの農地が、今後どういう耕作の在り方になっていくのかというのをちょっと教えていただきたいと。

そして予算書の70ページと71ページです。ここに小学校・中学校管理費の中で、費用弁償（会計年度任用職員通勤手当相当分）ということ、小学校費で263万9,000円、中学校費で100万9,000円ですか、ここだけなぜか大きいんですね。通勤手当相当分ということ、これはそういう費目が変わったのかどうかね。それとも何でこんなにたくさん出たんだらうというふうになっちゃうところですか。そこについて説明をお願いします。

○耕地林務水産課長（小山錠二君） 1点目の質問にお答えいたします。

予算説明資料は1ページになります。繰越明許費に係る農林水産業費の農地耕作条件改善事業でございますが、これにつきましては、現在水田の用水系統を見直す関係で、設計業務の委託を行っているところでございます。取水する河川（尾野見川）について、県土木と協議を現在行っているところでありますが、この委託の予算につきましては、当初一次割当てに次いで、2次割当て分についてこの555万6,000円をいただいたところであります。契約につきましては、1月18日から3月31日まで現在契約をいただいている中でありますけれども、先ほど申しました現在の河川協議におきまして、今後も相当数の時間を要するというので、3月31日までの完成が見込めないということで、今回繰越しをお願いするものであります。完成予定につきましては、7月末

を予定しておりますので、現在用水につきましては、通水可能という状況でありますので、耕作には支障はないところでございます。

以上です。

○市民環境課長（留中政文君） 戸籍・住基情報システム改修事業の関係で、マイナンバーの現在の交付率というようなことでございますが、2月6日現在で交付枚数が1万1,349枚、交付割合といたしまして37.03%でございます。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 農地中間管理事業におきます合意解約、その後の農地の貸し借りについてということでございますが、農地中間管理事業につきましては、そういった解約をした分につきましても、新たな借り手を農業委員の方の協力もいただきながら、探しているところでございます。

○教育総務課長（萩迫和彦君） 予算書の小学校管理費と中学校管理費についての会計年度任用職員の不用額についてのお尋ねでございました。ここで見ている予算といたしましては、小学校・中学校の学校助手、司書補。小学校でいいますと司書補が16名、助手も16名の32名おります。そういった方々の通勤手当相当額の不用分が出たところです。中学校につきましても、学校助手それから司書補、一般事務等11名ほどおりますので、その方々の通勤手当の不用額ということになります。

○19番（小園義行君） 耕作可能になるということで、耕地林務水産課長、そこについてはよく分かりました。

次ですね、このマイナンバーカードですけど、今、志布志市の人口は2万9,900人ぐらいですかね、その中で約38%ということで、国はこれをどんどん今後やるんでしょうけど、実際に何年経ってもこういう状況ですよ。ここについては、転出・転入手続きのワンストップ化を図るといったら、働き改革もいいでしょう。でも実際にこのマイナンバーカードについては、本当にメリットがあるのかという、そこが住民の中にはいっぱいテレビで宣伝しますよ、すごいお金かけていますけど、なかなか必要性を感じていないというのが実情ではないですか。そっちは国がやるからやれということですけど、本当に当局としてこのことについては非常に苦労されていると思うんですよ。正直なところ、これは実際に国にもうやめてくれというぐらいのことをおっしゃったほうが、僕はいいのかなと。何年もこれ、大変苦労されているでしょう、正直言って。ここにおられる人たちは、みんな国が作れといたらから作ったんでしょうけど、ここに関して、今回約300万円ほど入れて改修するわけでしょう。転出と転入のその件数からしたときに、費用対効果を考えたら、わざわざこんなシステム改修をしてやるよりやめたほうがいいよという気持ちがあるんですけど、当局としての本当にどうしてほしいのかということをお国に何か声を上げたことはあるんですか。そのことを教えてください。

そして、農地中間管理事業、これは合意解約されたけれども、あと耕作する人がきちんといるという理解でいいんですよね、そこについてはね。そこだけもう一回お願いします。

あとこの会計年度任用職員の方々の通勤手当相当分というのは、多く見積もっていたというそ

ういうことですね。これだけ見ると採用される人というのは、当初予算で大体100人なら100人と分かるから、それを計算してそれぞれでしょうけど。ちょっと大きいなと思って約300万円ですからね。たくさん見積もっていたという、そういうことですね。そちらについては答弁要りません、分かりました。

○市民環境課長（留中政文君） マイナンバーカードについてお尋ねでございますが、このマイナンバーカードについては、今、国のほうが令和4年度中にほとんどの国民が取得するというようなことを目標にして今取組をしております、あと1年ちょっとで志布志市のほうも国の考えからいくと、多くの方にまた今から取得のほうをお願いしないといけないという状況ではございます。

現在、取得のほうは企業とかサロンとか、いろんな機会を通じまして取得申請に出張申請等を行っております。昨年は商業施設3か所に出張申請に行きまして、多くの方に取得をしていただきました。また現在、税の申告も始まっておりますので、今、税の申告会場にも出向きまして、そちらでも出張申請を行っているところでございます。

このメリットといたしまして、昨年の10月から国民健康保険証としての利用も始まったというようなこともあります。また、国のほうが第2弾といたしまして、2万円の買い物をした場合5,000円分のポイントが付くとか、保険証の利用開始をした場合7,500ポイント、また口座のひも付けで7,500ポイント、合計2万円分のそういったポイントも今年の6月から始まる予定になっているところでございます。こういう市のほうとしても市民の方の利便性向上というようなことでございますので、取得のほうを希望される方については、出張申請等を行っていきたいというふうには考えておりますが、そういったことを国に声を上げたことがあるかということについては、そういうことはしたことはないところでございますので、市民の声を聞きながら、また、理解をしていただけるように申請を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 先ほどの農地中間管理事業の件でございますが、しっかり借り手がいるかと言われますと、非常に苦しいかなというところではございますが、中間管理機構のほうでしっかり次の借り手が見つかるよう努力をしているところでございます。また、借り手がない場合も、一定期間は中間管理機構のほうで簡易な管理はさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

○20番（福重彰史君） まずこの繰越明許費の関係で、繰越理由については付されておりますので、もうよく分かるわけですけれども、やはり繰り越すという考え方をしたときに、完了をどのあたりで見ているのかということをお示しいただきたいと思っております。それぞれ分かっている範囲内でよろしいです。

それからもう1点は、修学旅行キャンセル料支援事業ですけれども、この説明資料によると、

修学旅行の中止又は延期がなかったと。いわゆる予定どおり実施できたために不用となったということになっておりますけれども、実際そういう中止とか延期とかいうのはなかったのか伺いたいと思います。

○市民環境課長（留中政文君） 1 ページの繰越明許につきまして、戸籍・住基情報システム改修事業でございますが、今の予定としまして5月に入札いたしまして、10月をめどに進めていきたいと思っております。

○福祉課長（木村勝志君） 続きまして、2行目の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業につきましては、家計急変の申請期限が9月30日となっておりますので、支給につきましては、10月末までに完了したいと考えております。

次の志布志市健康ふれあいプラザ給湯設備改修事業につきましては、今回改修事業に伴いまして、ろ過器とボイラーのポンプに使用するモーターが不足していること、またろ過器やボイラー等の全てを制御する盤のブレーカーが不足していることが要因でございます。

不足の原因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるロックダウンや半導体不足により、納期の遅延や欠品が生じているものでございます。

なお、完成予定につきましては、まだ現時点ではモーターやブレーカーの確保時期がメーカーから知らされていないため、未定となっておりますが、工期としてはおおむね3か月を見込んでおりますので、モーターやブレーカーの確保時期が判明次第、着工したいと考えておりますが、現時点におきましては工事には入っておらず、入浴施設は使用している状況でございますので、市民の方々の不便は生じていないと考えております。

以上です。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 続きまして、葉たばこ作付転換円滑化緊急対策事業でございますが、ここにつきましては、また国の流れ等も確認しながら、当然新たな作物を作ることですので、なるべく早く導入していきたいと考えておりますが、近年の資材等の導入が遅くなっているというところでございますので、若干そこは懸念されるところでございます。

併せまして、活動火山周辺地域防災営農対策事業、それから農産物輸出拡大施設整備事業につきましても、令和4年度中には完了の予定でございますが、早い段階で取組をしまして近年の資材の遅れているというところの中では、何とか年度中には終わるというような考えではいるところでございます。

○耕地林務水産課長（小山錠二君） 耕地林務水産課分をお答えいたします。

予算説明資料の1 ページの下から3行目ですけれども、先ほど申しました農地耕作条件改善事業につきましては、7月末を見込んでおります。その下の森林整備・林業木材産業活性化推進事業でございますが、木質資源利用ボイラーの資材不足による繰越しということで、7月末を予定しているところであります。

開けていただきまして、2 ページの下から3行目におきましては、農地・農業用施設災害復旧事業におきまして、現在14件の繰越しを予定しておりますが、一部農地の耕作ができない箇所や

用水におきましては、普通作までの普通水ということで、8月末を予定しているところでございます。

次の林業用施設災害復旧事業ですが、林道御在所岳線の災害復旧ということで、これにおきましても、一部通行は可能ということでございますけれども、8月末を予定しているところでございます。

以上です。

○建設課長（鮎川勝彦君） 建設課分の繰越しの時期を御説明申し上げます。

1 ページの一番下の道路新設改良事業でございます。現在、道路改良を6路線、橋梁の補修工事を4件、合わせて10件の工事を繰り越す予定でございます。8件はもう既に執行済みでございますが、今後2件の発注をする予定でございます。最終の工期は、令和4年12月末を予定しているところでございます。

次の2ページをお開きください。一番下の公共土木施設災害復旧工事でございます。災害を受けました上畑橋、本宮橋、中村橋の上部工3件を繰り越す予定でございます。最終は令和5年3月末を予定しているところでございます。

以上です。

○教育総務課長（萩迫和彦君） 2 ページの一番上になりますが、小学校施設老朽化改修事業、そして一つ飛びまして中学校施設老朽化改修事業につきましては、工期につきましては夏休みを中心に考えておりまして、9月上旬までを一応工期の予定といたしております。

それから、学校等における感染症対策等支援事業、小学校・中学校両方ございますけれども、この事業につきましては、令和4年4月から令和5年2月末までの事業実施ということで予定をしているところでございます。

○学校教育課長（上木勝憲君） それでは修学旅行キャンセル料支援事業について御説明をいたします。

令和3年度の修学旅行の実施については、小学校が14校実施です。全ての学校が実施しております。中学校につきましては、5校ありましたが4校が実施しております。1校につきましては、まん防期間中等もありまして、未実施ということで、来年度への延期ということで決定しております。

以上になります。

○20番（福重彰史君） まず、この繰越明許につきましては、繰越理由は付されておりますけれども、大体なかなか完了の予定がはっきりできないという部分につきましては、ある程度理解できますけれども、大体のそういうような完了ぐらいは付されたほうがいいのではないかなと思うところでございます。

それから、この修学旅行のキャンセルでございますけれども、結果的に中学校で1校実施できなかったということでございますけれども、この1校については、計画をされていて実施できなかったのか。そして、それに伴っての例えば計画を立てているということであれば、それに対す

るキャンセル料というのは発生しなかったのか。

○学校教育課長（上木勝憲君） 実施につきましては、計画のほうを当初予定しておりましたが、ちょうどまん防期間中ということもありまして、新型コロナウイルス感染症の拡大傾向に入るということもありまして、保護者やあるいはそれぞれのPTA役員、学校の執行部とも相談をしまして、今回は延期という決断をさせていただいたというふうに聞いております。

そして、今後につきましては、また来年度への延期ということで了解を得ているということで、来年度実施に向けて対応していくということです。

キャンセル料につきましては、ちょうど旅行会社との打合せ、契約内容もありますので、その期間内ではないということで、今回は発生しておりません。

以上です。

○20番（福重彰史君） それでは、特にこのキャンセルの関係ですけれども、実質的にはキャンセル料は発生しなかったということですかね。それであればそれでいいわけですけれども、ただ、説明理由の中をきめ細かに読んでいくと、そういう「実施できたため不用となった分を」と書いてありますから、そこを細かに分析すれば、今の1校実施しなかったのか、しないところもあったのかなというふうに想像するわけですけれども、やはりこの理由を書く以上は、そういうふうにして1校実施できなかつたところがあるのであれば、やはりそういう形も理由の中に入れるべきではないかなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（上木勝憲君） こちらの文言につきましては、その配慮がなされていなかったと思っておりますので、また詳しく検討して今後生かしてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第6 議案第2号 令和3年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（平野栄作君） 日程第6、議案第2号、令和3年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第2号、令和3年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算につきまして、償還金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,223万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ47億3,579万8,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税を800万円、退職被保険者等国民健康保険税を23万円増額するものであります。

9ページをお開きください。

歳入の繰入金的一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金を573万3,000円増額し、出産育児一時金等繰入金を140万円減額し、財政安定化支援事業繰入金を206万7,000円増額するものであります。

12ページをお開きください。

歳入の諸収入の雑入の納付金は、一般被保険者第三者納付金を531万円増額するものであります。

15ページをお開きください。

歳出の保険給付費の出産育児諸費は、出産育児一時金を210万1,000円減額するものであります。

19ページをお開きください。

歳出の保健事業費の特定健康審査等事業費は、健康診査委託料等を980万6,000円減額するものであります。

22ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金は、国庫補助等返還金を2,551万6,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第2号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第7 議案第3号 令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（平野栄作君） 日程第7、議案第3号、令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第3号、令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算につきまして、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,073万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億3,628万6,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料を1,800万円、普通徴収保険料を400万円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の繰入金的一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金を42万2,000円減額するものであります。

7ページをお開きください。

歳入の諸収入の雑入は、健康診査事業補助金を84万円減額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の広域連合納付金は、共同事業負担金を2,157万8,000円増額するものであります。

9ページをお開きください。

歳出の保健事業費の健康保持増進事業費の健康診査費は、健康診査委託料等を107万5,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第3号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第8 議案第4号 令和3年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（平野栄作君） 日程第8、議案第4号、令和3年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第4号、令和3年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算につきまして、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,697万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ43億6,724万9,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の保険料の介護保険料は、第1号被保険者保険料を2,800万円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は、調整交付金を3,167万3,000円増額、地域支援事業交付金を623万8,000円減額する等し、合計で2,565万2,000円増額するものであります。

9ページをお開きください。

歳入の県支出金の県負担金は、介護給付費負担金を984万2,000円増額するものであります。

14ページをお開きください。

歳出の保険給付費の介護サービス等諸費は、居宅介護サービス給付費を4,700万円増額、施設介護サービス給付費を3,600万円増額する等し、合計で5,400万円増額するものであります。

18ページをお開きください。

歳出の地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業費は、任意事業費の地域自立生活支援事業委託料等を537万9,000円減額するものであります。

20ページをお開きください。

歳出の地域支援事業費の一般介護予防事業費は、介護予防普及啓発事業委託料等を650万9,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

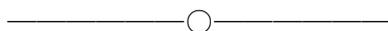
これから採決します。

お諮りします。議案第4号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第9 議案第5号 令和3年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）

○議長（平野栄作君） 日程第9、議案第5号、令和3年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第5号、令和3年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算につきまして、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ412万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億679万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を412万7,000円減額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費の一般管理費は、施設管理費業務委託料等を412万7,000円減額するものであります。

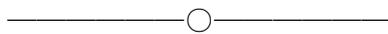
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。
これから採決します。
お諮りします。議案第5号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第5号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第10 議案第6号 令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（平野栄作君） 日程第10、議案第6号、令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第6号、令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出予算につきまして、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億9,800万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億706万4,000円とするものであります。

まず、繰越明許費及び地方債補正につきまして、説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

第2表の繰越明許費であります。繰越理由につきましては、造成及び排水路敷設工事におきまして、国等の事業による建設発生土の受入れ及び県との開発許可等の協議に時間を要し、かつ、掘削施工場所で地下水による崩れが生じ、万全な排水対策と現場の安全対策を考慮する必要があったことから、工期内での完成が見込めず、年度内にその支出が完了しないと見込まれるため4,631万2,000円を、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越すものであります。

4ページをお開きください。

第3表の地方債補正であります。地域開発事業の事業費の確定により、地方債の額に変更が生じたことから、1億9,450万円減額しております。

続きまして、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を348万2,000円減額するものであります。

8ページをお開きください。

歳入の市債の商工債は、地域開発事業債を1億9,450万円減額するものであります。

11ページをお開きください。

歳出の事業費の工業団地整備事業費は、工事請負費等を1億9,444万9,000円減額するものであります。

12ページをお開きください。

歳出の公債費の利子は、地方債償還金を310万8,000円、一時借入金利子を29万9,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○13番（西江園 明君） 予算書でいきますと11ページですけど、この中で右側の説明のほうを見ますと、工事請負費、公有財産購入費、大幅に減額です。これだけ減ったということは、もうするところが用地費も計上したということは用地交渉も、普通続けてやれば繰越明許費で出てくるのかなと思ったんですけど、出てこないということはこの分はもう事業としては見込めなかったのか、それとも過大に計上していてこういう結果になったのか、この詳細の説明をお願いします。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 令和3年度の当初予算のときの状況でございますけれども、今、安楽川の右岸ということで、方位で見ると左側のほう通山側が、4工区、5工区というのが今やっているところでございます。5工区が12月定例会で住友林業さんのほうに譲渡をするということで可決をいただきました。令和3年度の当初予算の時点では、その5工区の下に水路がありますけれども、その下のところも展開が考えられるということがございまして、令和3年度はその用地約3ha分、それから今後の有効利用を考えて5工区とその水路がありますので、その上に何らか暗渠でいくのか橋梁を架けるのかということも考えておりまして、ここで用地費なりは、今回それについて動きがあったものですから、今のところちょっと今年度はできないということで、用地費については今回減額をさせていただいたところでございます。

○13番（西江園 明君） では、工事費は暗渠か何か予定なのをやめたというふうに、答弁はなかったんですけど理解していいのか。それと、もうこの事業自体、約3haの分はやめたということですけど、その分についてはもう予算を減額するということは今後令和4年度、新年度も事業は考えていないというふうに理解していいのですか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 水路の上のその暗渠なり蓋、橋梁なりについては、今回見込めなかったということで一回減額しております。しかしながら、まだその下のところは少し民間に動きがあるものですから、今後の利用状況を考えて令和4年度当初の中では、工事請負費につい

ては計上をしているところでございます。ただ、今の時点で水路より下のほうは、民・民同士の動きがあって、今のところ私どもとして用地を取得したいという方向ではないということで、用地費だけは減額しているということでございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） この財産貸付収入の7万6,000円、これはどういうことか教えてください。

○港湾商工課長（假屋眞治君） この財産収入につきましてですけれども、今、まだ4工区の上の国道側のほうが造成中でございます。そのところを別の工事関係者が現場事務所、それと工事後ということで「貸してください」という申入れがありまして、それを普通財産貸付として貸し付けた結果、普通財産の貸付収入が出てきたところでございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第6号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。午後は1時から開会いたします。

○

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

○

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

○

日程第11 所信表明

○議長（平野栄作君） 日程第11、所信表明を議題とします。

市長の所信表明に関する説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 本日ここに、令和4年第1回定例会の開会にあたり、議員の皆様、市民の皆様に、所信の一端を申し述べる機会をいただきましたことを大変光栄に存じます。

このたびの市長選挙におきまして、多くの市民の皆様からの力強い御支援をいただき、2期目の市政運営を担わせていただくこととなりました。

魅力にあふれ発展し続けるふるさと志布志市のために、引き続き、尽力できる機会をいただけたことを大変誇りに思うとともに、人口減少や少子高齢化の進行など時代の変革に対応し、本市が持続的に発展していくため、私に課せられた使命と責任の重さに、改めて身の引き締まる思いでございます。

市民の皆様からいただいた信任を背に、本市の財産ともいべき「ひと」、「まち」、「みなと」、「ふるさと」を次の世代に引き継いでいくためにも、自ら先頭に立ち、直面する様々な課題にひるむことなく、積極果敢に挑戦してまいります。

市民の皆様のお期待に沿えるよう、全力で市政運営に邁進してまいります。

私は、これまでの1期4年間、「熱き思いで市民に身近な市政を」の信念の下、市民目線で市民が主役のまちづくりを推進し、市民生活の利便性の向上の実現に向けて、市政運営に持てる力と情熱の全てを傾けて取り組んでまいりました。

市議会議員や市民の皆様のお協力の下、私の政策の柱であった志布志庁舎への本庁舎移転をはじめ、市民の皆様と約束した様々な施策を実現することができました。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、その影響を受ける方々を支援するため、感染症対策と経済対策を講じるとともに、早期ワクチン接種など関係機関と連携を密にし、市民の安全・安心を確保するため、迅速に対応してまいりました。

直面する喫緊かつ最優先の課題としましては、何よりも新型コロナウイルス感染症への対応であり、その対策に万全を期してまいります。

2期目におきましては、市民が主役のまちづくりを基本に、志布志市に住んでいる市民を決して一人ぼっちにさせない、誰一人取り残さないまちづくりを目指してまいります。

市民目線・民間感覚による効果的かつ効率的な行政サービスを提供するための職員の意識改革を図ってまいります。

顧客満足度志向・オンリーワン・成果主義・先手管理の四つの行政経営指針を基軸として、挨拶・態度・笑顔・対応・一生懸命・言葉・徳のそれぞれ頭文字をとって「あ・た・え・た・い・こ・と」を職員一人ひとりが意識し、その能力を最大限に発揮することで、行政サービスの向上につなげてまいります。

1期4年の実績を礎とした基礎固めからまちづくりへ、本市のさらなる発展に向けてステップアップするため、市民の皆様と約束した八つの政策ビジョンに基づき、ひと・企業のつながりでまちの活性化を図り、それを市民の誰もが実感できる魅力あるまちになるよう、この4年間の市政を推進し、子供から高齢者まで全ての市民が豊かで安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて、取り組んでまいります。

まず、第1は、新型コロナウイルス感染症対策にしっかり取り組みます。

感染症対策に努め、新たな生活様式を導入しながら、市民の安全・安心な生活の維持と事業を継続していけるよう緊密に関係団体と連携し、厳しい経済状況を乗り越えていけるよう取り組みます。

新型コロナウイルスをめぐる状況を的確に把握し、市民の命を守る「感染拡大の防止」、市民の暮らしを支え守る「雇用の維持と事業の継続」、地域経済を立て直す「経済活動の回復」、将来を見据えた「強靱な経済構造の構築」など、それぞれの局面に応じて、臨時交付金等の活用により適時適切に施策を展開し、市民の皆様と共に、この難局を乗り越え、一日も早く安全で安心な生活を送ることができるようしっかり取り組んでまいります。

第2は、稼ぐ志布志をつくり、安心して働けるまちを目指します。

本市は重要港湾である志布志港を持ち、東九州自動車道・都城志布志道路の開通により、交通アクセスの利便性が向上し、さらにヒト・モノ・カネ・情報が交流します。地理的優位性を生かし、大きな経済効果を生み出すまちづくりを目指します。

本市を取り巻く環境や社会情勢の変化、多様化・複雑化する市民のニーズに的確かつ柔軟に対応できるよう、行政組織を再編し、市民サービスの向上と行政機能の効率化を図るとともに、庁舎等の在り方検討委員会からの提言を踏まえた上で、さらなる本庁舎機能の充実に取り組んでまいります。

志布志港は、アジア諸国に近い地理的優位性や国内有数の農畜産地帯を背後地に有し、広域道路ネットワークが整備され、国内外へ輸送できる利便性が向上するなど、今後の発展とさらなる企業の進出が期待されます。

志布志港におけるコンテナ貨物取扱量は、令和3年の速報値で11万TEUを超え、過去最高となりました。また、令和4年1月から国際コンテナターミナルの岸壁延伸部が供用開始となり、荷役作業の効率化が図られ、コンテナ貨物取扱量の増加が見込まれることから、年間蔵置能力12万TEUを超えるコンテナ貨物取扱量を目標にするとともに、官民連携により、志布志港を活用した農林水産物等の輸出促進に向けて取り組んでまいります。

また、国内外の物流拠点としての志布志港の活用と合わせて、イベント等を開催することにより、市民が集い、親しめる港としての活用を図ってまいります。

臨海工業団地の整備や企業誘致により、新たな雇用が創出されている一方で、生産年齢人口の減少に伴う就業者数も減少している現状において、立地した企業の安定操業を促進するためには、今後の雇用促進の取組がより一層重要となってまいります。

地方の若年者流出には、都市部との賃金水準の格差や就業希望などが折り合わないことのほかに、若者やその保護者に市内企業の特徴の浸透が不足しているなどの課題があり、その解決に向け、市内企業の認知度の向上に努め、地元での就業促進を図るとともに、テレワーク等により地方でも仕事ができる環境の整備に努めてまいります。

このようなことから、将来的な地元回帰につなげるため、小・中学校を通じた地元への愛着を醸成するキャリア教育に取り組むとともに、市外に進学した若者等が、就職・転職の際、地元に戻るための後押しとなる奨学金返還支援制度について、民間企業の協力を含めて検討し、若者のUターン促進・支援に取り組み、雇用の支援を図ってまいります。

新型コロナウイルスの影響により、商工観光業の方々は、休業や営業時間の短縮、事業の縮小

を余儀なくされるとともに、観光客の減少などにより社会経済活動が停滞し、地域経済を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっています。

このような状況を踏まえ、雇用の維持と事業の継続を図るため、関係団体等と連携し、様々な支援や下支えを行い、地域経済への打撃からの早期回復に努めてまいります。

フェリーさんふらわあの利用助成、貸切バス旅行の誘致、スポーツ合宿等の宿泊費助成などにより観光客等呼び込み、マイクロツーリズムをはじめとする新しい旅行形態に対応するため、近隣市町や関係団体と連携して取り組むとともに、歴史のまちづくり事業と連携し、歴史遺産・文化財を生かした「まちあるき」観光の推進を図ってまいります。

感染症拡大防止と社会経済活動の両立に取り組み、さらなる商工観光業の振興を図ってまいります。

交通アクセスが向上している志布志港の地理的優位性を生かし、トップセールスをはじめとした積極的な企業誘致活動を展開するとともに、企業立地促進事業補助金や税の優遇措置などにより、さらなる企業誘致に取り組んでまいります。

本市への進出を検討している企業ニーズに対応するため、臨海工業団地の拡充や市内の未利用地・遊休地の有効活用により、企業立地の受皿となる事業用地の確保を図ってまいります。

本市の基幹産業である農林水産業の持続的な発展に向けて、不足する担い手の確保・育成に取り組むとともに、関係機関と連携し、農林水産物の販路開拓のための輸出拡大を図ることにより、さらなる農林水産業の振興を図ってまいります。

新規就農、農業経営等の相談に対応する窓口として、「(仮称) 農業サポートセンター」を設置し、様々な課題に対し関係機関と連携して、状況に応じた相談支援体制の整備を図ってまいります。

食料・農林水産業は、大規模自然災害、地球温暖化、生産者の減少等様々な課題に直面し、地域の将来を見据えた持続可能な食料システムの構築が急務となっており、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立のイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」に取り組むため、地域の実情に合わせた本市独自の計画を策定し、関係団体との連携により、有機農業の推進、食料自給率の向上、環境負荷軽減等を図ってまいります。

近年、サツマイモ基腐病の被害が発生しており、深刻な状況となっておりますが、サツマイモの持続的な生産を支援するとともに、生産者、関係団体等と連携し、被害の拡大を抑制するための対策に取り組んでまいります。

第3は、人や企業とのつながりによるまちの活性化と人口増を図ります。

多様な形で、人や企業とのつながりを深め、関係人口、包括連携、企業版ふるさと納税など、多様な結び付きを地域の力にして活性化を図ってまいります。

地方への新しい人の流れをつくるための受皿として設置した移住交流支援センター「エスプラネード」を拠点として、移住に係る各種補助金制度や空き家バンクの活用により、本市への移住・定着の促進を図ってまいります。

まちづくりの交流拠点として、志布志麓地区にある古民家の再生により人の流れを生み出す新たなプロジェクトを立ち上げ、サテライトオフィスや多目的コミュニティ施設等の整備を検討し、さらなる地方創生の充実に取り組んでまいります。

テレワークやワーケーションといった多様な形で地域と関わる人や企業を増やし、地域の活力の維持・発展につながるよう、関係人口の創出・拡大を図ってまいります。

市が抱える様々な課題を解決するため、民間活力を導入し、企業と連携して施策の推進を図るとともに、税の軽減効果が最大で寄附額の約9割となり、企業にとってもメリットのある「企業版ふるさと納税制度」を積極的に活用し、官民連携による地方創生の取組を推進してまいります。

本市にある豊富な農林水産資源を生かした特産品の販路拡大のため、観光特産品協会や東京駐在所との連携を強化してまいります。

第4は、安心して子育ての出来るまちを目指します。

結婚・妊娠・出産・子育て・教育・仕事との両立など、ステージに応じた各種支援策の充実に図ります。

本市の児童・生徒数は、少子化に伴い年々減少しており、市立小・中学校21校のうち文部科学省が示す12学級以上18学級以下の適正規模校はなく、小規模校が小学校10校、中学校5校で、複式学級のある過小規模校が小学校6校となっている状況であり、今後、さらに過小規模校が増加することが見込まれます。

児童・生徒が集団生活の中で多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことが重要であることから、保護者や地域とともに小・中学校の在り方を検討してまいります。

児童・生徒一人ひとりの個性を伸ばし、学習意欲を高めるため、学校と家庭が連携して、家庭での学習時間を確保し、学習習慣の確立を図るとともに、授業改善や研修の充実による教職員の資質向上を図り、学びの深まりや学力向上に取り組んでまいります。

家庭教育は全ての教育の原点であり、基本的な生活習慣や善悪の判断を身に付け、思いやりのある心など豊かな人間性を育む重要な役割を担っています。各家庭の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を高めるための支援に取り組んでまいります。

情報化の急速な進展に伴い、児童・生徒が情報活用能力を身に付けるため、タブレット端末や書画カメラ等のICT機器を活用した授業の推進を積極的に行うとともに、教職員の資質向上を図り、児童・生徒が主体となった分かりやすく深まりのある授業づくりに努めてまいります。

現在、曾於地区には、特別支援学校がなく、特別な配慮を必要とする児童・生徒は霧島市にある県立牧之原養護学校へ通学し、片道1時間30分以上を要するスクールバスを利用せざるを得ない状況となっており、通学する児童・生徒の肉体的・精神的な負担や緊急時の対応を含めた保護者の不安は切実な問題となっております。

これらの要因の解消を図るため、関係機関と連携し、特別支援学校の誘致に取り組んでまいります。

また、子育て支援につきましては、学校給食費の半額助成や、0歳児から2歳児までの住民税課税世帯への保育料軽減の上乗せ支援など、子育て世代の経済的負担の軽減を図ってまいりましたが、子育て世代がどの段階で、どのような支援を必要としているのか、当事者の意見を参考にしながら、効果的な支援策を総合的に検討し、さらなる子育て支援の充実を図るとともに、地方での子育てを希望する若い世代の移住の後押しとなるよう取り組んでまいります。

第5は、魅力的で安心して暮らせる持続可能なまちを目指します。

商店街の活性化、観光振興などまちの魅力化を増進しつつ、環境・防災対策、インフラ整備のほか、高齢者や障害者対策などを推進し、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。

近年、地球温暖化を原因とする気候災害が国内外で発生しており、今後、豪雨や猛暑のリスクがさらに高まることが予想されています。

このような状況の下、政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

本市におきましても、脱炭素社会の実現に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むため、ゼロカーボンシティを宣言します。

地球温暖化対策実行計画を策定するとともに、さらなるごみの削減を図るため、R e f u s e（リフューズ）・R e d u c e（リデュース）・R e u s e（リユース）・R e c y c l e（リサイクル）・R e p a i r（リペア）の5Rに積極的に取り組み、市民、事業者及び行政が一体となって、将来の世代も安心して暮らせる持続可能な循環型社会の構築を目指してまいります。

人口減少、少子高齢化、生活スタイルや価値観の変化等に伴い、自治会加入率の低下や役員の担い手不足などにより、地域コミュニティ活動の衰退や多様化する地域ニーズへの対応が困難な状況になっており、将来的には基礎的コミュニティ組織である自治会運営の維持・継続に支障を来すおそれがあります。

このようなことから、それぞれの地域が主体的に課題解決に取り組み、共生・協働による地域づくりを推進するため、校区公民館を軸として地域住民や各種団体等多様な主体が参画・連携した地域コミュニティ協議会の設立を促進するとともに、その活動を支援し、さらに魅力ある地域づくりを目指してまいります。

男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市や市民等の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定める条例を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してまいります。

性別に起因する性的少数者、いわゆるL G B T Qに対する正しい理解を促進するとともに、その支援策の一つとして、パートナーシップ宣誓制度を導入し、性的少数者の方々が抱える生きづらさの解消を図り、全ての市民が安心して暮らせるよう取り組んでまいります。

市の政策や方針決定過程への女性の登用率が依然として低い現状にあることから、女性の立場から多様な価値観を市政運営に反映させるためにも、人事管理面における係長以上の職や、審議会委員等への女性の積極的な登用の促進及び人材育成を図ってまいります。

「市民目線」を基本に、より多くの現場へ出向き、市民の皆様の声を聞き、その思いを真摯に受け止め、それをしっかりと政策に反映させることができるよう、現場主義の徹底を図ってまいります。

先人たちが築いてきた武家屋敷や山城などの歴史遺産を保存活用し、次の世代に引き継いでいく責任を果たすためにも、国の補助事業等を導入し、日本遺産に認定された「志布志麓」地区を中心とした歴史のまちづくり事業を推進するとともに、これらの歴史遺産を魅力ある観光資源として活用を図ってまいります。

現在、敬老祝金は節目支給となっていますが、今後、高齢化の急速な進展が見込まれていることから、高齢者の福祉の増進を図るとともに、これまで長年にわたり地域を支え、貢献していただいた全ての高齢者を敬い、長寿を祝うため、敬老祝金の支給方法を一律支給とし、支給の対象者や額の見直しを行ってまいります。

また、障害のある方々、高齢の方々が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、各種施策の推進・充実に取り組んでまいります。

第6は、身近で安心な医療体制の充実を図ります。

安心して暮らせるために、総合病院の誘致を目指します。

地域医療の確保と充実を図るため、病院を積極的に誘致し、市民の皆様が安心して医療を受けられる体制の構築に努めるとともに、都城市や鹿屋市を中心に緊急医療や不足する診療科の確保に広域で連携して取り組み、医療体制の充実を図ってまいります。

また、安心して子供を産むことができる環境の整備を図るため、市内の各医療機関及び曾於医師会と連携し、不足する産科医の確保に努めてまいります。

第7は、グループ制導入とデジタル化で行政サービスを円滑にします。

市民ニーズへの迅速対応のため、柔軟な人材活用とデジタル化を推進します。

これまでの行政組織は、係単位で事務を分掌し、業務の役割分担を明確にする等、一定の役割を果たしている一方で、係間の業務量の格差や円滑な連携に支障を来すこともあり、行政サービスが非効率に陥ってしまう、いわゆる縦割り行政の弊害の原因になるとともに、職員の働き方にも影響を及ぼしています。

これらを解決するために、係間の壁を取り払い、グループ制を導入することにより、職員の共通理解が図られ、協働性が確保されるとともに、繁忙期におきましても、柔軟な職員配置が可能となり、機能的かつ能率的な事務の執行や緊急時における業務継続が可能となる行政組織を構築してまいります。

D X（デジタルトランスフォーメーション）の取組を推進し、業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげてまいります。

A I・R P Aの導入を促進し、業務の効率化と職員の働き方改革を推進するとともに、行政手続のオンライン化による簡素化を図り、利用者の負担を軽減し、より安全で便利な行政サービスの充実を図ってまいります。

社会全体のデジタル化を進めるために必要なマイナンバーカードの普及率の向上を図るため、多様な申請機会を設け、市民目線で、できる限り申請しやすい環境の整備に努めてまいります。

自治体ポイント、地域通貨制度等によるマイナンバーカードを活用する機会を創出するなど、保有するメリットの向上や行政サービスのデジタル化を推進し、マイナンバーカードの利便性の向上を図ることにより、市民の皆様がデジタル社会のメリットを実感してもらえるよう取り組んでまいります。

第8は、SDGs（持続可能な開発目標）達成のための参加を促進します。

SDGsは、17の目標と169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、環境・経済・社会をめぐる広範な課題に対する総合的な取組が示されているため、積極的に各種事業に取り組めます。

各種計画、方針等の策定にあたっては、SDGsの要素を的確に反映し、17のゴールと施策をひも付けすることにより、SDGsの取組を推進するとともに、国が示す実施指針等を勘案した上で、交付金や各種制度等を積極的に活用しつつ、特色ある本市独自の事業展開を図ってまいります。

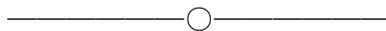
市民、地域団体、企業、学校、自治体等関係する多様な主体との連携や民間事業者等との包括的な連携を積極的に活用し、SDGsの達成に向けて取り組んでまいります。

以上、市民の皆様と約束した八つの政策ビジョンの実現に向けて、スピード感をもって取り組んでまいります。

これまで、市政運営の基本的な考え方を申し述べてまいりましたが、本市の将来都市像である「未来へ躍動する創造都市 志布志」の実現に向けて、各施策の推進にあたりましては、市内の横断的な連携を図り、全課で取り組むとともに、今後も健全な財政運営を維持し、持続可能な財政基盤を構築する必要があることから、「入るを量りて出ざるを制す」を基本方針として、財政事情に鑑みながら、施策の展開を図ってまいります。

市民一人ひとりが志布志市に誇りと愛着を持っていただけるよう、「行ってみたいまち・住んでみたいまち・住んでよかったまち」そう思える志布志市を目指して取り組んでまいります。

市議会議員各位、そして、何より市民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げ、所信表明とさせていただきます。



日程第12 議案第8号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（平野栄作君） 日程第12、議案第8号、志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第8号、志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまし

て説明を申し上げます。

本案は、令和3年8月10日に出された人事院勧告に鑑み、妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援するための措置を講じる必要があるため、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（北野 保君） 議案第8号、志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

説明資料の2ページをお開きください。

1番目につきましては、国家公務員の育児休業に関する法律の改正について、人事院が行った意見の申出の説明内容を抜粋したものでございます。

今回の改正は、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置として、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和が示されたことにより、改正を行うものでございます。

(2)のAにありますように、非常勤職員の育児休業及び介護休暇の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上である」との要件を廃止するというものでございます。

また、(3)のAとイにありますように、育児休業制度等の周知、取得意向の確認、勤務環境の整備、取得状況の報告を義務付けるものでございます。

さらに、2の(3)にありますように、育児時間及び介護時間の取得につきましても同様に、「在職した期間が1年以上ある」との要件を撤廃することとしております。また、子の看護休暇及び短期介護休暇の取得要件のうち、「6月以上継続勤務している」との要件を「6月以上の任期が定められている又は6月以上継続勤務している」に改めることとしております。

3ページの本市の条例改正の概要につきましては、国家公務員の改正と同様の措置を行いますが、子の看護休暇及び短期介護休暇の取得につきましては、本市では要件を付していなかったことから改正の必要はないところであります。

さらに、育児休業の取得状況の公表につきましては、地方公務員法の規定に基づき公表することといたしております。

4ページをお開きください。新旧対照表になります。

第2条は、育児休業に関する規定で、要件となっております「在職した期間が1年以上である非常勤職員」を規定している号を削ります。

第23条は、部分休業に関する規定で、これは、国の制度の育児時間及び介護時間にあたるものでございますが、同様に「在職した期間が1年以上である非常勤職員」の規定を削るものでございます。

第27条は、新設した条項で、第1項で制度の周知、取得意向の確認について規定し、第28条も新設した条項で、職員に対する研修、相談体制の整備、勤務環境の整備について定めているところでございます。

本条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第8号の補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 非常に分かりにくい、今ここで当局が規定している非常勤職員というのは、どういった職種ですか。例えば、選挙管理委員、そういったものですか。これは、僕たちは非常勤職員というこの表現だと、誰が該当するんだろうというふうに思うわけです。会計年度任用職員と非常勤職員、それぞれおられますね。そういうところのくくりは、どこでどういうふうになるんですか。

○総務課長（北野 保君） ここで申し上げます非常勤職員につきましては、雇用保険に加入されている会計年度任用職員が、それに該当するということになります。

○19番（小園義行君） よく整理して、私たちに分かるように、ここの志布志市職員の育児休業に関する条例で、あなたたちが規定している非常勤職員、そのくくりを明確にしてください。会計年度任用職員は、我がまちはフルタイムの方はいません。雇用保険に加入されている方もパート職員、いろんな形になっていますね。ここで該当するどういった方がそこにできて、例えば第23条とかいろいろいっぱいありますね。会計年度任用職員の方たちで結婚されている方、いない方、いろいろおられると思うんですけど、非常勤職員という表現ですので、分かりやすいようにしてください。

○総務課長（北野 保君） 会計年度任用職員の方もいろいろございます。年間に数日しか勤務がない会計年度任用職員の方もいらっしゃいます。また、代替え職員と言いまして、正規の方がいらっしゃって、その方が休みのときに代替えで来られる方もいらっしゃいますので、そういった方々については勤務日数が少のうございますので、この条例の対象にはならないんですけども、雇用保険、通常、雇用保険がかけられる週の勤務時間等が決まっておりますけれども、そのかけられる職員の方ということで対象としては考えております。

また定義につきましては、少しお調べして、またお知らせしたいと思います。

○19番（小園義行君） これは所管外ですので、委員会に付託というふうになっていると思いますが、ぜひ会計年度任用職員というのも今の行政用語の中ではきちんとあるわけですね。非常勤職員というのもあるわけですね。私たちが理解するときには非常勤職員といたら、その方たちを僕は指しているというふうに理解して、会計年度任用職員も法律でこれはできているわけですね。そこについてはどうなのかということなんかを含めて、冒頭の答弁で「雇用保険に加入している」とか、そういったことでくくりをするのであれば、どこがどういうふうなくくりなのか、ぜひ委員会付託になっていますので、その中で分かりやすいような形で当局としては資料なり出していただいて、この非常勤職員というくくりだけだと、「選挙管理委員の方かね」とか、そういうことでしか僕たちは理解が難しいじゃないですか。ぜひそこについては分かりやすいように委員会では資料の提出、もちろんこれは議長のほうからあれですけど、今の答弁ではなかなか分かりにくい。

○総務課長（北野 保君） 大変失礼をいたしました。委員会までには資料を揃えて、御提出したいと思います。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第8号は、総務常任委員会に付託いたします。

○

○議長（平野栄作君） お諮りします。

日程第13、議案第9号及び日程第14、議案第10号、以上2件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号及び議案第10号の2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○

日程第13 議案第9号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第13、議案第9号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第9号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、志布志市総合振興計画審議会条例の期限の到来に伴い、総合振興計画審議会委員の報酬及び費用弁償の額に関する規定を削るものであります。

内容につきましては、別表の総合振興計画審議会委員の項を削るものであります。

なお、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

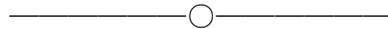
これから採決します。

お諮りします。議案第9号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第14 議案第10号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第14、議案第10号、押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第10号、押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、市民の利便性の向上並びに業務の改善及び効率化を図るため、条例中の行政手続における押印を廃止するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（北野 保君） 議案第10号、押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

今回の改正は、行政手続における市民の負担軽減及び利便性を図るため、各種様式の押印を廃止しようとするものでございます。

説明資料の7ページをお開きください。新旧対照表になります。

志布志市職員のサービスの宣誓に関する条例中、別記様式の宣誓書について押印欄を削ります。

次に、志布志市火入れに関する条例中、火入許可申請書について押印欄を削ります。

次のページの志布志市学校職員のサービスの宣誓に関する条例中、様式第1号及び様式第2号の宣誓書の押印欄を削ります。

次のページの志布志市分収林条例中、様式第2号の分収林手入間伐願の押印欄を削り、次のページの様式第3号の「届け出します」を「届け出ます」に改め、押印欄を削るものであります。

本条例は、令和4年4月1日から施行しますが、附則で経過措置として、本条例を施行する際に改正前の様式により使用されている書類については、改正後の様式によりなされたものとみなし、また、旧様式の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとしております。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 今回、「住民の利便性の向上並びに業務の改善及び効率化を図るため、行政手続における押印を廃止する必要がある」という提案理由であります。確かにこれまでは、いろんなことがあったでしょう。ここに出ている条例がありますね、窓口業務の申請書類、そういったものに対しても、すべからく押印は不要という考え方でいいのか。この条例が提案されるにあたって、当局としてどんな議論をされたのですか。

○総務課長（北野 保君） 今回、見直しをいたしました件数でございますけれども、規則、要項と定めているものも含めると、2,260様式ございました。そのうち、今回押印署名等を完全に廃止するものが800件、押印の代わりに署名するものが900件、押印又は署名の両方が必要だったものをどちらか一方にするということの改正をしたものが130件ほどございます。合計で1,830件を押印廃止したところでございます。ほとんどの様式について、要項に定めるもの以外のものについても見直しを行っておりますので、ほとんどの様式が見直しをされているというふうに認識しているところでございます。

○19番（小園義行君） 今、すごい数のそういったものが、今回整理がされたわけですね。そこで、住民の皆さんへのこのことに関して、議会で議決した後という意味ですよ、それが問題なく可決された後に、こういうことになりましたということ、もし可決であれば早急にそういうお知らせをして、印鑑の押印が要りませんよというものと、どうしても要るものが残ってましたね、ここ数件ね。そこについては、きちんと必要なものについてはお知らせしていただくほうがいいのかなと、それはそちらで判断していただいて、このことによって住民の利便性の確保を図るという観点ですので、ぜひそのことについて市民へのお知らせを、いつどういう形でやるのかということだけ教えてください。

○総務課長（北野 保君） 本件が議決になりましたら、速やかにホームページ等でお知らせができればというふうに考えているところでございます。

○19番（小園義行君） ホームページでお知らせをする、それで終わりですか。スマホ使ったり、パソコンがある家庭って、おそらく志布志市では2,500世帯ぐらいしかないんですよ。ホームページなんか見れないんですよ。だから、きちんとそういうことについては、住民の利便性の確保を図るというわけですので、高齢の方々はやはりきちんとそういうことが紙文化で分かるようにしないと、「ホームページで見てください」、「スマホで見てください」と、それでは課長、なかなかせっかくいいことをされようとしているのに、住民の利便性の確保ですよ。その観点からしたら「ホームページでお知らせします」だけでは納得いかないという思いがあります。ぜひそこについては、利便性の確保を図るという観点から、4割からの高齢化率なんですよ、そこについては、当局としてもっと親切に、市長が誰一人取り残さないとおっしゃっているんですよ、そういう立場でののお知らせの仕方があると思うんです。

○総務課長（北野 保君） 説明不足で大変申し訳ございませんでした。ホームページのほかにもやはり市報であったり窓口でチラシを置いたり、そしてまた使送便において各自治会等にお知らせをしたり、様々な方法によって周知をしていければというふうに考えております。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第10号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第15 議案第11号 志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第15、議案第11号、志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第11号、志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第13条に基づく、消防団員の処遇の改善のための措置として、非常勤消防団員の報酬等の基準が国によって定められたことに鑑み、消防団員の出動の対価につきまして、費用弁償でなく出動報酬として支給するよう改めるとともに、その金額等を定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（北野 保君） 議案第11号、志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

今回の改正は、消防庁長官から令和3年4月13日付の通知で「消防団員の報酬等の基準」が示されたことにより、消防団員の報酬について見直しを行うものでございます。

説明資料の11ページをお開きください。新旧対照表でございます。

第8条の改正につきましては、用語の定義付けを行うもので、水火災又は地震等のことを本条例内では災害と呼ぶこととしております。このことにより、第12条以下に出てきます「水火災」という用語を「災害」に置き換えております。

第13条及び第14条の改正につきましては、これまで報酬の年額を規定していた項目の用語を年額報酬と改めるものでございます。

第15条は、出勤時に支払っていた費用弁償を出勤報酬と改め、第1号から第6号について金額の見直しを行いました。

まず第1号は、災害の出勤を1回につき5,100円から8,000円に、第2号は、「警戒」に「捜索」を加え、1回につき5,100円から8,000円に、第3号は、訓練を1回につき5,100円から6,000円に、第4号は、点検整備を1回につき5,100円から6,000円に、第5号は、会議を1日につき5,100円から4,000円に、第6号は、その他を5,100円から6,000円に改めるものであります。

同条第2項は、前項の第1号の災害又は第2号の警戒、捜索の職務に従事した時間が7時間45分を超えた場合は、超過した時間1時間につき1,000円ずつ加算して支給することを定めたものでございます。

同条第3項及び附則第3項は、出勤報酬又は年額報酬の用語を整理したものでございます。

本条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） これは、国がこういった金額を定めたということです。この第15条関係の会議だけ5,100円から4,000円に下がっていますね、この根拠は何ですか。

○総務課長（北野 保君） 会議につきましても、消火活動そして水防活動からしますと、危険度が低いことや、拘束される時間も1時間から2時間ということで、それ以上延びる可能性も少ないということと、消防団幹部の方々にも御相談を申し上げまして、4,000円に改定したところでございますが、国におきましても会議の標準につきましても、3,500円を示しております、それを参考とさせていただいたところでございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありますか。

○17番（小野広嗣君） こうやって国が示して新たに改定をして見直しをしていくということでもありますけれども、今課長のほうからも消防団の方々とも少し語らって御相談をしながら決めていただいたということですが、こういったことを決めていくときには、基本的には普通報酬審議会等があったり、あるいは総務常任委員会も消防を担当しておりますので、ここと消防とも連携を取って決めていったのか、その中身について少しお示してください。

○総務課長（北野 保君） まず、この見直しを行ったきっかけでございますけれども、消防庁長官から令和3年4月13日に「消防団員の報酬等の基準の策定について」という通知がございまして、消防団員の処遇改善について取り組むよう指示があったところでございます。

このことを受けまして、6月の市の消防幹部会に諮りまして、この検討を始めるということ承認いただいたところでございます。その後、近隣市町との協議を7、8回ほど実施しております、その中で均衡を図りながら調整いたしまして、今年の1月には、消防団の方面隊以上の幹部の方に集まっておいただき、報酬改定の内容について御理解をいただいたところでございます。

その後、市長の議案ヒアリング、予算については財務課査定、副市長査定、市長査定を経て、

今回の議案提案となったところでございます。

○17番（小野広嗣君） 処遇改善に対する国の措置に対して経緯をお示しいただいたわけですが、本年になって1月に消防団の幹部の方々に御理解をいただいたということではありますが、これだけの期間がありましたので、それぞれのこの期間のやり取り等を通じて、消防団員の意見というのも消防団の幹部の方々はしっかりと取り上げられていらっしゃるのか、そこは情報としてはどうつかんでいらっしゃるのですか。

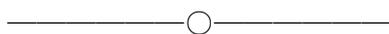
○総務課長（北野 保君） 改定の内容につきましては、なかなか表に出せない部分もございますが、幹部の方々には逐次相談を申し上げながら、「こういった方向でよろしいか」ということを伺いながら、進めてきたところでございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第16 議案第12号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第16、議案第12号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第12号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、電子決済による支払いを可能とすることにより、利用者の利便性の向上を図り、もって社会全体のデジタル化を推進するため、手数料の徴収方法を現金によるものとする規定を削るものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（北野 保君） 議案第12号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

説明資料の13ページをお開きください。

今回の改正は、1の条例改正の目的にありますように、交付手数料について現金のみではなく電子決済による支払いも可能とするものでございます。

2の電子決済による支払いの方法といたしましては、P a y P a yや楽天ペイ等に対応しているJ P Q R方式を採用する計画でございます。これは、Q Rコードを利用した支払い方法になります。

3の対象となる証明書といたしましては、市民環境課の所管では、住民票の写し、印鑑登録証

明、戸籍謄本、抄本、除籍謄本、改正原戸籍謄本で、税務課の所管につきましては、所得証明、課税証明、納税証明等でございます。それぞれ令和2年度で取り扱った件数をお示ししておりますので、御参考としてください。

14ページをお開きください。新旧対照表になります。

第3条中「現金をもって」を削ります。

本条例につきましては、令和4年4月1日から施行いたします。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第12号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。

日程第17、議案第13号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第17 議案第13号 志布志市農業振興対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第17、議案第13号、志布志市農業振興対策協議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第13号、志布志市農業振興対策協議会条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、曾於農業共済組合が、南薩農業共済組合、北薩農業共済組合等と合併し、鹿児島県農業共済組合となったことに伴い、組織名及び役職名を改めるものであります。

内容につきましては、第3条第2項第5号を曾於農業共済組合代表理事から、鹿児島県農業共済組合理事に改めるものであります。

なお、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

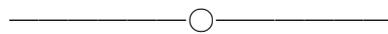
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。
これから採決します。
お諮りします。議案第13号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第13号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第18 議案第14号 志布志市土地改良事業基金条例を廃止する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第18、議案第14号、志布志市土地改良事業基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第14号、志布志市土地改良事業基金条例を廃止する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、国営曾於東部土地改良事業及び国営曾於南部土地改良事業の円滑な推進を図るため設置しました志布志市土地改良事業基金の所期の目的の達成に伴い、同基金を廃止するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○耕地林務水産課長（小山錠二君） 議案第14号、志布志市土地改良事業基金条例を廃止する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

まず、経緯についてですが、当該基金は、旧松山町、旧志布志町、旧有明町において、平成元年から平成2年にかけて制定した松山町土地改良事業積立基金条例、志布志町土地改良事業基金条例、有明町土地改良事業基金条例を志布志市の発足に伴って、平成18年1月に制定した志布志市土地改良事業基金条例に統合し、旧三町で造成していた基金を当該条例に基づいて設置することとなったものでございます。

これまでの市土地改良事業基金の運用状況ですが、国営かんがい排水事業が平成18年度から平成20年度にかけて事業完了したことに伴い、当該事業の実施地区である曾於南部一期地区、曾於東部二期地区、曾於南部二期地区の償還金に平成19年度から平成21年度にかけて当該基金を充当し、平成22年度以降は、基金利子の運用のみとなっているところであります。

今回、県営畑地帯総合整備事業の曾於南部地区と第三曾於南部地区が令和3年度末で事業完了することに伴い、当該基金の所期の目的が達せられることから、令和4年3月31日をもって、残高699,862円を一般会計に繰り入れて、廃止するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） ちょっと分からないから教えてください。今、松山支所のほうに曾於東部土地改良区の事務所がありますね。あそこの方たちのいわゆる賃金だとかいろいろなことについては、土地改良区のほうで、事業としてはもうゼロですから、賦課金とかそういうもので運営されていくというそういった理解ですか。市のほうからも何かの支援とかあるんですかね。

○耕地林務水産課長（小山錠二君） 現在、曾於東部土地改良区におきましては、松山支所の事務所の一角をお借りして、事務を行っているところでございます。

土地改良区の職員の給料でございますが、今議員御指摘のとおり、賦課金、水の使用料から捻出しております。

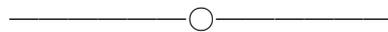
市といたしましては、市から運営育成事業ということで、曾於東部土地改良区のほうに運営費の補助を行っているところでございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第19 議案第15号 志布志市営住宅管理条例及び志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第19、議案第15号、志布志市営住宅管理条例及び志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第15号、志布志市営住宅管理条例及び志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、志布志市公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の供用を廃止等するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設課長（鮎川勝彦君） 議案第15号、志布志市営住宅管理条例及び志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

本市では、市営住宅419戸、単独住宅51戸、特定公共賃貸住宅46戸、住宅総数516戸の管理をし

ております。

今回は、志布志市営住宅において、有明小隣住宅、肆部合住宅、野神小裏住宅を老朽化に伴い市営住宅の供用を廃止するものでございます。また、市営住宅の吉村住宅及び市営単独住宅さくら団地の726号を譲渡するため、市営住宅の供用を廃止するものであります。

それでは、付議案件説明資料の16ページをお開きください。

志布志市営住宅管理条例新旧対照表、松波団地は、志布志町安楽190番地118、190番地120及び215番地22を削除。吉村住宅は、有明町野井倉1572番地を削除。有明小隣住宅、肆部合住宅、野神小裏住宅をそれぞれ削除。

次に16ページから17ページ、さくら団地は、716号室から727号室まで地番の整理を行ったことに伴い、位置を改めるものでございます。

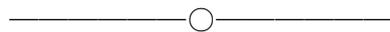
以上で、補足説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第15号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第20 議案第16号 志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第20、議案第16号、志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第16号、志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、さらなる志布志市内之倉農村広場の活用を図り、もって活力ある地域社会の形成を促進するため、同広場の設置目的を拡充するとともに、制限又は禁止される行為を明確化するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○生涯学習課長（江川一正君） それでは、議案第16号、志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

今回の改正は、設置目的を拡充し地域の皆さん、利用者の皆さんがさらに利用しやすく、幅広い活用が図られることを目的としております。

併せて、これまで利用の際に禁止していた行為を、届出により利用可能な行為と、これまでどおり禁止する行為とを明確化し、設置目的に沿って柔軟に対応することを目的として改正するものです。

それでは、付議案件説明資料18ページ、志布志市内之倉農村広場条例新旧対照表を御覧ください。内容につきまして説明を申し上げます。

第1条の「設置」につきましては、下線部分の「スポーツを通じて地域の連帯感を高め、明るく豊かで住みよいむらづくりを進める」を、「活力ある地域社会の形成を促進する」に改め、これまで以上に、幅広い活用が図られるように拡充するところでございます。

旧第5条の「行為の禁止」につきましては、新第5条「行為の制限」と新第6条「行為の禁止」に改め、制限する行為と、禁止する行為を明確化いたしました。

まずは、新第5条の規定につきましては、制限する行為で、施設内において（1）から（3）の行為を行う場合は、利用者は指定管理者の許可を受ける必要があると変更するものです。

新第6条の規定につきましては、禁止行為を規定するものです。

新第7条から新第10条につきましては、引用規定の条のずれに伴う改正でございます。

なお、附則1で、この条例は令和4年4月1日から施行し、併せて附則2で、準備行為を規定するところでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○10番（小辻一海君） この議案に際しましては、委員会の所管が違いますので質疑をさせていただきます。

その前に、まず生涯学習課長におかれましては、前の県下一周駅伝で監督として尽力いただきまして、誠にありがとうございます。来年は曾於チームがB級ランクに昇格と、そして日間優勝を飾ることを御期待申し上げまして、質疑に入りたいと思います。よろしくお願ひします。

議案第16号に関連して、令和2年12月2日の文教厚生常任委員会で、内之倉農村広場と潤ヶ野地区営農研修センターは隣接しているが、名称変更についての質疑があったわけですが、今回の条例を提案される中で、その名称変更についての是非、それから市民に分かりやすいということでの名称の必要性の協議は論議されなかったか、そのあたりはどうだったのでしょうか。

○生涯学習課長（江川一正君） 議員申されるとおり、令和2年12月の委員会の中で、そういった御意見等をいただいたところでございました。その委員会終了後、課内で名称変更も含めた条例改正の協議を行ったところでございました。その協議の内容といたしましては、隣接している施設の名称や内之倉という地域の範囲を考えると、より地域になじみのある潤ヶ野の名称への改正も考えられるところでございますけれども、この施設につきましては、平成元年よりこれまで30年以上も内之倉農村広場として利用された歴史的な部分もございまして、急に変更すると、逆に地域の皆様方から分かりづらい部分も出てくるのではないかなとも思ったところでもございました。今後また5年間の指定管理の状況等を考えながら、ここは指定管理の施設となつてございますので、指定管理の状況等も踏まえながら、名称については今後も協議を進めていきたいと考えているところでございます。

○10番（小辻一海君） この条例の内之倉農村広場についての名称でございますので、ちょっと

中身に入らせていただきます。

さきの文教厚生常任委員会の中では、「今後は文書法制係と協議をしながら名称統一を図っていきたい」ということでの答弁でありましたが、このことについて条例を制定することにあたり、何回ほど名称変更とともに、この条例の審議、協議がなされたのかお聞きいたします。

○生涯学習課長（江川一正君） 審議につきましては、教育委員会内で1回、文書法制係のほうと今回の条例を制定するときに1回しております。

○10番（小辻一海君） 1年前の文教厚生常任委員会ということですよ、そのときにも出たんですけど、内之倉は四浦校区、森山校区、それから帖五区の一部、潤ヶ野地区の一部、大字は内之倉というのがあるわけですので、なかなか内之倉農村広場ということになれば、市民の皆さんもどこか、知っている方はいいとしても、分からない方はなかなか内之倉農村広場ってどこだろうというのは、分かりづらいと思うんですよ。だから、文教厚生常任委員会の中では、それを統一、しかも上のほうが潤ヶ野研修センターになっておりますので、しかも上と下ですので、潤ヶ野地区のほうがすぐ分かりやすいのではないかという質疑が出まして、前向きに検討するということだったんですけど、今まで1回しか協議がなされずにこのまま、何かそのできないという特別な理由があったんですかね。

○生涯学習課長（江川一正君） 大きな要因といたしましては、ここが指定管理施設となっております。指定管理施設でございますので、指定管理の協定等を結んでございます。その協定でこの名称が示されております。

併せて、先ほども申し上げましたとおり、地域の皆様方等と今後お話を進めていく中で、いろいろな方向性も示されておりますので、そちらの部分も鑑みまして、今回は名称については現在の名称でいくと考えたところでございます。

○議長（平野栄作君） 質疑を特に許可します。

○10番（小辻一海君） 最後になります。この農村広場は潤ヶ野地区営農研修センターと隣接していますね。それから先ほど課長が言われますように、潤ヶ野校区公民館のほうが指定管理者になっていると思います。だからですね、やはり潤ヶ野校区公民館の方々がどうおっしゃるか分かりませんが、私の聞いたところでは、そのようにしてもらったほうが分かりやすいという話も出ているようですので、5年間ずっとこのままでいくというようなことになれば、なかなか分かりづらいと思うんですよ。だから、できれば早急に、潤ヶ野農村広場というような形に名称変更をしていただきたいと思います。また文教厚生常任委員会でも、いろいろとそのことについては論議されると思いますので、よろしく申し上げます。

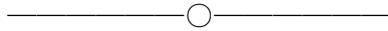
○生涯学習課長（江川一正君） ただいま議員のほうからも御意見等をいただきました。また今後地域の皆様方、またいろいろな皆様方の御意見等をお伺いし、協議させていただきたいと思っております。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第16号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第21 議案第17号 市道路線の認定について

○議長（平野栄作君） 日程第21、議案第17号、市道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第17号、市道路線の認定につきまして説明を申し上げます。

本案は、路線の整理を図るとともに、県から引継ぎを受けた路線につきまして、地方開発及び産業振興に資するため、市道の路線を認定する必要がありますので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設課長（鮎川勝彦君） 議案第17号、市道路線の認定について、補足して御説明を申し上げます。

付議案件説明資料は20ページから24ページでございます。

付議案件説明資料には、平面図のほか路線番号、路線名、起点終点の位置、延長を示しております。

新たに認定する路線は、整理番号1015号から1028号までの14路線、延長1,683.3mを認定するものでございます。

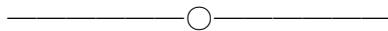
以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第17号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第22 議案第18号 市道路線の変更について

○議長（平野栄作君） 日程第22、議案第18号、市道路線の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第18号、市道路線の変更につきまして説明を申し上げます。

本案は、市道水ヶ迫線の整備に伴い、路線の起点の整理を行う必要があるため、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設課長（鮎川勝彦君） 議案第18号、市道路線の変更について、補足して御説明を申し上げます。

付議案件説明資料は22ページでございます。

説明資料には、平面図のほか路線番号、路線名、起点終点の位置、延長を示しております。

変更する路線は、整理番号7号、水ヶ迫線の起点の位置を変更するもので、延長は15.3mの増となります。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第18号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第23 議案第19号 令和4年度志布志市一般会計予算

○議長（平野栄作君） 日程第23、議案第19号、令和4年度志布志市一般会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第19号、令和4年度志布志市一般会計予算につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市一般会計予算を調製しましたので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和4年度志布志市の一般会計の予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ254億円と定めるものであります。前年度と比較しますと、4億6,000万円、1.8%の減となるものであります。

これは、骨格予算であること及び森林整備・木材産業活性化推進事業、放課後児童クラブ施設整備事業等の補助事業等が減額となったことが、主な要因となっているものであります。

令和4年度の当初予算編成にあたりましては、引き続き「入るを量りて出ざるを制す」を基本方針としまして、事務事業優先度評価を行い、所期の目的を達成した事業の整理・統合・縮減を徹底し、継続して実施する事務事業につきまして、ゼロから積み上げる予算編成に努めてまいりました。

それでは、令和4年度当初予算につきまして説明を申し上げます。

予算書は8ページ、予算説明資料は5ページをお開きください。

第2表の債務負担行為につきましては、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為ができる事項、期間を定め、限度額を総額で4,212万4,000円と定めるものであります。

予算書の9ページをお開きください。

第3表の地方債につきましては、総額で11億9,550万円を限度額とするものであります。

それでは、歳入予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書は10ページ、説明資料は1ページをお開きください。

事項別明細書の歳入であります。まず、自主財源の柱となる款、市税は、国のコロナ特例措置の適用除外等による固定資産税の伸びが見込まれ、また、景気の緩やかな回復基調により、市民税の増収が想定されることから、3.9%増の35億7,089万7,000円計上するものであります。

11款、地方交付税は、国の定める地方財政計画や令和3年度の交付実績を勘案し、4.7%増の64億4,000万円計上するものであります。

15款、国庫支出金は、公共土木施設災害復旧費負担金が減となったこと等により、9.7%減の31億2,336万8,000円計上するものであります。

16款、県支出金は、活動火山周辺地域防災営農対策事業、食肉等流通体制整備事業などの各種補助事業の計上があるものの、森林整備・木材産業活性化推進事業、農林水産業施設災害復旧事業が減となったこと等により、10.7%減の23億3,518万1,000円計上するものであります。

予算書の11ページをお開きください。

19款、繰入金は、事業実施の財源として、ふるさと志基金繰入金等の増額等により、1.5%増の41億5,740万8,000円計上するものであります。

22款、市債は、臨時財政対策債の減等により、26.7%減の11億9,550万円計上するものであります。

それでは、それぞれの予算の内容につきまして、主な事業を説明してまいります。

説明資料の10ページであります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用した新型コロナウイルス感染症対策事業の一覧となっております。

予算書は68ページ、説明資料は36ページであります。2款、総務費、1項、総務管理費、4目、企画費は、地域公共交通計画等の策定やその実施に関する事項、地域の需要に応じた交通の確保、維持又は改善のために必要な事項を協議し、市内の交通空白地の解消を目指す、地域公共交通活性化協議会負担金に941万4,000円計上するものであります。

予算書は70ページ、説明資料は42ページであります。6目、情報管理費は、デジタル化の推進に伴うネットワークの整備及びシステムの改修を行うデジタル化推進事業に6,448万4,000円計上するものであります。

予算書は76ページ、説明資料は65ページであります。3項、戸籍住民基本台帳費は、証明書発行の利用時間を拡大し、市民の利便性を高め、また、マイナンバーカードの普及促進及び新型コロナウイルス感染症リスク軽減を図る、証明書コンビニ交付導入事業に957万8,000円計上するものであります。

予算書は83ページ、説明資料は74ページであります。3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は、成年後見制度の周知、利用促進、相談等を行う成年後見支援センターの設置及び制度利用のための支援を行う、成年後見制度利用支援事業に522万2,000円計上するものであります。

予算書は89ページ、説明資料は90ページであります。2項、児童福祉費、4目、保育所費は、老朽改築による保育所等の施設整備に要する費用の一部を助成することにより、子供を安心して保育できる環境の整備を図る、保育所等整備交付金事業に1億5,535万9,000円計上するものであります。

予算書は96ページ、説明資料は101ページであります。4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、予防費は、市民等の新型コロナウイルス感染症に対する不安解消及び無症状の陽性者を早期に発見し、市内の感染拡大防止を図る新型コロナウイルス感染症PCR検査費用助成事業に600万円計上するものであります。

予算書は98ページ、説明資料は68ページであります。4目、環境衛生費は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、二酸化炭素削減目標を見据えてのポテンシャル調査及び戦略策定を行う、地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援事業に1,930万5,000円計上するものであります。

予算書は107ページ、説明資料は114ページであります。6款、農林水産業費、1項、農業費、6目、畜産業費は、第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会での受賞に向けて、報償金を設けることで生産者の機運を高める、第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会受賞報償事業に300万円計上するものであります。

予算書は108ページ、説明資料は121ページであります。精肉等加工設備の整備等への支援を行い、食肉製品の輸出を促進し、食肉の生産及び流通体制の多角化を図る、食肉等流通体制整備事業に7,500万円計上するものであります。

予算書は117ページ、説明資料は134ページであります。3項、水産業費、2目、水産業振興費は、イセエビの増殖場整備を行い、水産資源の維持・回復を図るとともに、志布志漁協の水揚荷捌場屋根の雨漏り補修工事に対する補助等を行い漁業の振興を図る、水産振興事業に506万7,000円計上するものであります。

予算書は121ページ、説明資料は49ページであります。7款、商工費、1項、商工費、2目、商工業振興費は、既存店舗のリフォーム工事や新たな生活様式の導入費用に対し助成することにより、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながら、商工業の振興対策及び事業継続の推進を図る事業継続設備投資等支援事業や、商工業起業家及び店舗展開既経営者にとっての環境づくりを支援し、市内での創業を促進し、地域経済の活性化及びにぎわいのイメージアップを図る創業者等応援支援事業等の支援制度により、地域経済の基盤浮揚を図る志布志市商工業支援制度事業に2,070万円計上するものであります。

予算書は121ページから123ページにかけて、説明資料は50ページであります。ふるさと納税の寄附者に対し、感謝の気持ちをお伝えすること及び本市特産品をPRすることを目的に、寄附金額に応じた特産品を発送し本市への応援者を募る、ふるさと納税推進事業に19億7,178万円計上するものであります。

予算書は129ページ、説明資料は139ページであります。社会資本整備総合交付金等を活用し

て市道の整備を行うことにより、利便性の向上、産業の振興及び市民の安全を確保する道路新設改良事業に2億8,024万6,000円計上するものであります。

予算書は138ページ、説明資料は23ページであります。9款、消防費、1項、消防費、4目、災害対策費は、津波到達想定時間までの津波浸水想定区域からの避難が困難な区域の解消を図るため、避難地を整備し住民の円滑な避難体制の強化を図る、津波避難施設整備事業に4,455万円計上するものであります。

予算書は141ページ、説明資料は155ページであります。10款、教育費、1項、教育総務費、3目、教育指導費は、個々の興味やレベルに応じた学習に対応するため、AI学習ドリルを導入し、一人1台のタブレットを効果的に活用して教育の質的向上を図る、AI学習ドリル導入事業に431万4,000円計上するものであります。

予算書は152ページ、説明資料は162ページであります。4項、社会教育費、6目、文化財保護費は、志布志麓庭園活用計画及び福山氏庭園主屋修復実施設計を基に、主屋保存修理を実施するとともに、庭園保存修理に着手する志布志麓庭園整備事業に8,302万4,000円計上するものであります。

予算書は154ページ、説明資料は168ページであります。8目、図書館費は、図書館の屋根防水及び高圧受電設備の改修工事等を実施し、施設の適切な整備を図る図書館管理運営事業に4,970万円計上するものであります。

予算書は156ページ、説明資料は165ページであります。5項、保健体育費、1目、保健体育総務費は、スポーツを通じた健康増進、共生社会を目指し、市民の誰もが、いつでも、どこでも、気軽に、いつまでもスポーツに親しめる環境を整備する生涯スポーツ推進事業に260万円計上するものであります。

以上が、令和4年度志布志市一般会計当初予算の主な内容であります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第19号は、予算常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は午前10時から、引き続き本会議を開きます。

本日は、これで延会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2 時43分 延会

令和4年第1回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：令和4年2月25日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第20号 令和4年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第21号 令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第4 議案第22号 令和4年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第5 議案第23号 令和4年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第6 議案第24号 令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第7 議案第25号 令和4年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第8 議案第26号 令和4年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
- 日程第9 議案第27号 令和4年度志布志市水道事業会計予算

出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓	2 番 栢 山 晋 司
3 番 稻 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 北 野 保
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 濱 田 茂	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長補佐 外 牧 隆 仁	耕地林務水産課長 小 山 錠 二
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎
有明支所長 重 山 浩	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 和 佐 浩 教	農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 幸 喜
教育総務課長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 上 木 勝 憲
生涯学習課長 江 川 一 正	

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 大 田 和 隆	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、稲付洋平君と隈元香穂子さんを指名いたします。



日程第2 議案第20号 令和4年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（平野栄作君） 日程第2、議案第20号、令和4年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第20号、令和4年度志布志市国民健康保険特別会計予算につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市国民健康保険特別会計予算を調製しましたので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和4年度志布志市の国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ45億2,855万8,000円となり、前年度と比較しますと1億4,695万9,000円、3.1%の減となっております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の180ページをお開きください。

歳入の国民健康保険税は、一般被保険者及び退職被保険者等の国民健康保険税を6億5,739万円計上しております。

182ページをお開きください。

歳入の県支出金の県補助金は、保険給付費等交付金を34億5,904万8,000円計上しております。

184ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を3億2,443万9,000円計上しております。

194ページをお開きください。

歳出の保険給付費は、療養諸費を28億9,555万円、195ページの高額療養費を4億5,058万円、197ページの出産育児諸費を1,260万7,000円、それぞれ計上しております。

なお、審査支払手数料、出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金を除く保険給付費の総額は、歳入の県支出金の保険給付費等交付金の普通交付金と同額になるものであります。

200ページをお開きください。

県が負担する、保険給付費等交付金の交付に要する費用、その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため県に納付する国民健康保険事業費納付金につきましては、医療給付費分を7億5,355万3,000円、201ページの後期高齢者支援金等分を2億2,518万2,000円、202ページの介護納

付金分を7,425万円、それぞれ計上しております。

204ページ及び205ページをお開きください。

歳出の保健事業費は、特定健康診査等事業費を3,667万円、疾病予防費を1,010万3,000円、それぞれ計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第20号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第3 議案第21号 令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（平野栄作君） 日程第3、議案第21号、令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第21号、令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を調製しましたので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億3,952万7,000円となり、前年度と比較しますと2,475万5,000円、6%の増となっております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の217ページをお開きください。

歳入の後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料を1億7,500万円、普通徴収保険料を7,320万円、それぞれ計上しております。

219ページをお開きください。

歳入の繰入金は、保険基盤安定繰入金を1億7,967万円、事務費繰入金を360万9,000円、それぞれ計上しております。

228ページをお開きください。

歳出の広域連合納付金は、共同事業負担金を4億2,797万円計上しております。

229ページをお開きください。

歳出の保健事業費の健康保持増進事業費は、健康診査費を730万1,000円計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○20番（福重彰史君） 一点だけです。前年度比6%増ということでありましたけれども、その

増の背景をお示しいただきたいと思います。

○保健課長（川上桂一郎君） 増の主な理由としまして、まず、後期高齢者医療保険料率の改定が令和4年度は予定をされているということでございまして、現行で保険料率の均等割額が、令和2年度、令和3年度では5万5,100円、令和4年度、令和5年度におきましては5万6,900円という増額になるということと、あと所得割率が、令和2年度、令和3年度では10.38%、令和4年度、令和5年度では10.88%を予定しております。

それと保険料率の年間負担限度額が、令和2年度、令和3年度では64万円でしたが、令和4年度、令和5年度では66万円という改定の予定となっておりますので、その分での増額というふうと考えております。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第4 議案第22号 令和4年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（平野栄作君） 日程第4、議案第22号、令和4年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第22号、令和4年度志布志市介護保険特別会計予算につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市介護保険特別会計予算を調製しましたので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和4年度志布志市介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億9,496万1,000円となり、前年度と比較しますと5,916万9,000円、1.5%の増となっております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の241ページをお開きください。

歳入の保険料の介護保険料は、第1号被保険者保険料を6億5,400万円計上しております。

243ページをお開きください。

歳入の国庫支出金は、保険給付に対する国の負担金を6億7,598万円、244ページの調整交付金、地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金等を3億4,438万2,000円、それぞれ計上しております。

245ページをお開きください。

歳入の支払基金交付金は、保険給付費及び地域支援事業に対する第2号被保険者の負担分を10億6,029万円計上しております。

246ページをお開きください。

歳入の県支出金は、保険給付に対する県の負担金を5億8,027万6,000円、247ページの地域支援事業交付金等を1,243万9,000円、それぞれ計上しております。

248ページをお開きください。

歳入の繰入金的一般会計繰入金は、保険給付及び地域支援事業に対する市の負担分、低所得者保険料軽減事業及び事務費の繰入金を5億7,691万9,000円計上しております。

255ページ及び256ページをお開きください。

歳出の保険給付費は、要介護1から5までの認定を受けている方の給付費である介護サービス等諸費を34億6,470万円、257ページ及び258ページの要支援1又は2の認定を受けている方の給付費である介護予防サービス等諸費を7,720万円、259ページのその他諸費の審査支払手数料を300万円、260ページの自己負担額が一定額を超えた場合に支給する高額介護サービス等費を1億1,030万円、261ページの介護及び医療の両方を利用した自己負担額が一定額を超えた場合に支給する高額医療合算介護サービス等費を1,540万円、262ページの介護保険施設等における居住費や食費の自己負担の所得に応じた上限を超える部分を給付する特定入所者介護サービス等費を1億9,480万円、それぞれ計上しております。

265ページ及び266ページの地域支援事業費は、総合相談事業、見守りの必要な方の配食事業、緊急通報体制の整備、認知症総合支援事業等に関する包括的支援事業、任意事業費を2,429万5,000円、267ページの要支援者等の訪問型及び通所型サービス事業費や、介護予防ケアマネジメント作成に関する介護予防生活支援サービス事業費を5,153万7,000円、それぞれ計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第22号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第5 議案第23号 令和4年度志布志市下水道管理特別会計予算

○議長（平野栄作君） 日程第5、議案第23号、令和4年度志布志市下水道管理特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第23号、令和4年度志布志市下水道管理特別会計予算につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市下水道管理特別会計予算を調製しましたので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和4年度志布志市下水道管理特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億176万3,000円となり、前年度と比較しますと939万9,000円、3%の減となっております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の276ページをお開きください。

第2表の地方債につきましては、資本費平準化債の限度額を4,500万円としております。

279ページをお開きください。

歳入の使用料及び手数料は、下水道使用料を7,340万円計上しております。

282ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を1億7,156万2,000円計上しております。

287ページをお開きください。

歳入の市債は、農林水産業債の資本費平準化債を4,500万円計上しております。

289ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、一般管理費としまして、職員2名分の人件費、市内4地区の浄化センターの維持管理及び公営企業法適用支援業務に要する経費等を1億642万2,000円計上しております。

291ページをお開きください。

歳出の公債費は、地方債の元利償還金を1億9,434万1,000円計上しております。

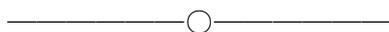
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第23号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第6 議案第24号 令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計予算

○議長（平野栄作君） 日程第6、議案第24号、令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第24号、令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計予算につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を調製しましたので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ280万1,000円となり、前年度と比較しますと1,000円の増となっております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の305ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を252万5,000円計上しております。

309ページをお開きください。

歳出の公共下水道事業費は、地方債の元利償還金を252万5,000円計上しております。

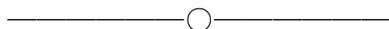
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第24号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第7 議案第25号 令和4年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（平野栄作君） 日程第7、議案第25号、令和4年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第25号、令和4年度志布志市国民宿舎特別会計予算につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市国民宿舎特別会計予算を調製しましたので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和4年度志布志市国民宿舎特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,268万8,000円となり、前年度と比較しますと802万4,000円、26.1%の減となっております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の316ページをお開きください。

歳入の公営企業収入は、指定管理者からの納入金を2,000万円計上しております。

318ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を253万4,000円計上しております。

321ページをお開きください。

歳出の管理費は、国民宿舎の維持管理に関する経費を1,003万7,000円計上しております。

322ページをお開きください。

歳出の公債費は、地方債の元利償還金を1,215万1,000円計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） この事業収入ですけど、法人との関係で新年度ですね、経営方針含めて今のこのコロナが収束するののかという、誰もちょっと分からない状況です。そこについてどういった話し合いがなされてこの提案なのか、その一点だけお願いします。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 今オミクロン株の蔓延ということで、また、まん延防止等重点措置の適用期間ということで、非常に飲食業それから宿泊業が厳しい状況でございます。グリーンハウスさんは令和4年度で5年目を迎えるというような状況ございまして、令和3年度の状

況それから令和4年度の状況に向けましても、協議をしまいったところでございます。ということで、10月6日には下半期のことについて協議をしまいました。そしてまた11月30日には、令和4年度の在り方についても協議をしたところございました。ということで、まずは5年間のことがございますので、これを事業継続をしながら雇用を守っていきましようということで、申し合わせをしておりまして、当然当初は2,000万円の納付金は納めていただく予算措置をして、管理料等はないということで、市のほうも努力はするし、グリーンハウスさんも、また令和3年度については2人増員をしたり、人員を配置したりしておりますし、いろんな経営努力をしながらやってみようということで協議を整えて、今回予算計上をしているところでございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第8 議案第26号 令和4年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算

○議長（平野栄作君） 日程第8、議案第26号、令和4年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第26号、令和4年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を調製しましたので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和4年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,524万円となり、前年度と比較しますと2億6,880万円、49.4%の減となっております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の327ページをお開きください。

第2表の地方債につきましては、地域開発事業債の限度額を2億2,550万円としております。

330ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を457万9,000円、331ページの工業団地整備事業積立基金繰入金を4,510万円、それぞれ計上しております。

332ページをお開きください。

歳入の市債は、地域開発事業債を2億2,550万円計上しております。

337ページをお開きください。

歳出の事業費は、4工区の造成等に係る工事請負費等を2億5,050万円計上しております。

338ページをお開きください。

歳出の公債費は、地方債の元利償還金を2,387万8,000円計上しております。
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第26号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第9 議案第27号 令和4年度志布志市水道事業会計予算

○議長（平野栄作君） 日程第9、議案第27号、令和4年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第27号、令和4年度志布志市水道事業会計予算につきまして説明を申し上げます。

本案は、志布志市水道事業が作成しました予算の原案に基づき、令和4年度志布志市水道事業会計予算を調製しましたので、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和4年度志布志市水道事業会計予算につきましては、サービス提供の対価である水道料金を主体とする収益的収入として、水道事業収益を6億1,599万8,000円計上し、サービス提供に係る費用である収益的支出として、水道事業費用を5億7,513万7,000円計上するものであります。

資本的収入につきましては、総額101万3,000円計上し、資本的支出につきましては、老朽管更新及び耐震化対策による布設替等に係る費用として、3億9,856万7,000円計上するものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億9,755万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額等の内部留保資金で補填するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第27号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



○議長（平野栄作君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日から3月6日までは休会とします。

3月7日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午前10時29分 散会

令和4年第1回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：令和4年3月7日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

野 村 広 志

小 野 広 嗣

稲 付 洋 平

南 利 尋

八 代 誠

市ヶ谷 孝

福 重 彰 史

鶴 迫 京 子

小 園 義 行

出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓	2 番 栢 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 北 野 保
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 濱 田 茂	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 大 迫 秀 治	耕地林務水産課長 小 山 錠 二
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎
有明支所長 重 山 浩	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 和 佐 浩 教	農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 幸 喜
教育総務課長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 上 木 勝 憲
生涯学習課長 江 川 一 正	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 大 田 和 隆	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、稲付洋平君と隈元香穂子さんを指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（平野栄作君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、8番、野村広志君の一般質問を許可します。

○8番（野村広志君） 改めまして、皆さんこんにちは。志みらいの野村広志でございます。

まずもって、先般行われました市議会議員選挙において、市民の皆様から多くの負託をいただき、こうして3期目を担わせていただくことになりました。深く感謝を申し上げたいと思います。コロナ禍で大変困難が強いられ、生きづらささえ覚える大変困難なことが続いておりますけれども、志布志市議会議員の一員として、これまで以上に誇りと気概を持って、市民生活向上のために尽力してまいりたいと考えております。執行部の皆様におかれましても、これまで同様、何卒御指導賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは、早速質問に入らせていただきます。今回、今後4年間の市長の政治姿勢についてお聞きしてまいります。

下平市長におかれましても、私ども同様、先般の市長選挙において見事再選を果たされ、下平市政2期目がスタートしたわけでありますが、今回特に市長選を通して訴えてこられたこと、また所信表明でも示された八つの基本的な考え方について、その思いを伺わせていただきたいと思ひます。

では、まず1点目であります。現在もいまだに収束の見通しも立たず、世界的なパンデミックを引き起こしている新型コロナウイルス感染症への対策についてであります。このことは、これまでも本議会の一般質問等でも何度となくお聞きしておりますが、第6波と言われているこのオミクロン株の猛威により、本市でもこれまでにない感染者の広がりを見せております。今週、先週含めながら数が多くなっているところが見えているようでございます。特にこの若者層への感染が広がっていることが、このオミクロン株の特徴ではなかろうかなと感じているわけですが、基本的な感染症対策については、引き続き十分に注意を払っていかねばならないわけですが、今回、所信表明の中で、市民の命を守る「感染症拡大の防止」、市民の暮らしを支え守る「雇用の維持と事業の継続」、地域経済を立て直す「経済活動の回復」、そして将来を見据えた「強靱な経済構造の構築」と、四つの局面に立った考え方が示されております。私は、この新型

新型コロナウイルス感染症の対策や対応については、いよいよと申しますか少し次のフレーズに移ってきたのかなという感じがしております。この長引いている閉塞感というのは、地域経済に大きな影を落としております。そのような中で、脅かされた市民の安全や安心して過ごせる生活は、そうたやすくパンデミック以前のように回復させることは容易ではないと強く感じております。

そこで市長、この疲弊した地域経済に対する効果的な活性化策について、所信で示された先ほどのこの四つの局面に照らし合わせながら、現時点でのお考えを、まずはお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 野村議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、四つの局面に応じた施策の展開を図ってまいります。

まず、「感染症拡大の防止」につきましては、医療供給体制の確保を図るとともに、3回目の早期ワクチン接種やPCR検査費用の助成などに取り組み、市民の命を守ってまいります。

次に、「雇用の維持と事業の継続」につきましては、営業時間の短縮や県をまたぐ移動の制限等により、社会経済活動が停滞し、地域経済を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっていることから、事業継続を図るための支援を行い、市民の暮らしを支え、守ってまいります。

次に、「経済活動の回復」につきましては、関係団体等と連携し、観光客を呼び込むための事業や市内消費を喚起するための事業などの施策を展開し、地域経済を立て直してまいります。

次に、「強靱な経済構造の構築」につきましては、農林水産物の輸出促進、デジタルトランスフォーメーションや脱炭素社会への移行を推進し、感染症にも強い地域経済を築いてまいります。

新型コロナウイルス感染症への対応は、直面する喫緊かつ最優先の課題であり、その対策に万全を期してまいります。

○8番（野村広志君） ではまず、この「感染症拡大の防止」のところから、少しお伺いいたしますけれども、現在、3回目の接種が行われているわけですが、まずは、この1、2回目の接種の状況と3回目の予約率と申しますか、接種の状況について少しお示しをいただけますか。

○市長（下平晴行君） 3月1日現在のワクチン接種状況は、12歳以上の85.7%の方が2回目接種を完了しているところでございます。3回目のワクチン接種につきましては、2回目接種後6か月以上経過した18歳以上の方に接種券を送付し、2月1日から接種を開始したところでございます。

○保健課長（川上桂一郎君） ワクチン接種の3回目の予約について御説明をいたします。

3月3日現在で、市長が申しあげました12歳以上の6か月を経過した方に、今、1万2,508通の接種券の予約を受けておまして、予約率としまして72.1%の方が今のところファイザー社製のワクチン、モデルナ社製のワクチンというのを選択しまして、予約を受けているところでございます。

○8番（野村広志君） これは、3月3日時点ということですね。12歳以上で1万2,508通と72.1%ということでしたけれど、では、報道等でも様々話題になっておりますけれども、5歳か

ら11歳という、この子供たちへの接種の状況、予約の状況というのはどのようになっておりますか。

○市長（下平晴行君） 5歳から11歳までの小児へのワクチン接種につきましては、2月28日に1,935人に接種券を発送したところでございます。3月7日から予約受付を開始し、同月11日から、市内4医療機関でのワクチン接種を開始するところでございます。

○8番（野村広志君） 5歳から11歳の接種については、先ほど様々話題になっているということ、こういった問い合わせであるとか、不安視する声とかということには届いておりませんか。

○保健課長（川上桂一郎君） 5歳から11歳の方では、報道等もありまして、やはり副反応とかそういった症状、また、お子さんということで、通常でインフルエンザ等は皮下接種になるのですが、今回の新型コロナウイルスワクチンにおいては筋肉注射というところから、あまり子供さんで筋肉注射をされるということが見られないものですから、やはりそういったところの保護者様の不安等もでございます。接種券の送付のときには、厚生労働省が示しました分かりやすいお子様向けと保護者様向けという形で、そういった案内をしておりますので、やはりそういったこと等も御覧になられて、あとまた小児科のかかりつけの先生とも相談をされて、また接種の検討をしてくださいというふうには促しております。

今日から予約が始まりまして、今日一日の予約の状況と、また今後いろいろ相談等もあろうかと思っておりますので、ワクチン接種推進室には保健師、看護師と医療の専門もいますので、そういったところも、親切に丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○8番（野村広志君） この不安視する声というのも、やはり少し聞かれるわけですので、丁寧に説明をしながら進めていただければなと思っております。

この若年層の感染拡大について、非常に心配をされているところでありますけれども、学校及び保育所であったりとか学童であったりとか、ここの感染状況については、どのような状況になっているかお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 本市におきましても、令和4年1月以降、保育所、認定こども園、放課後児童クラブで、利用児童の感染が確認されたところでございます。その際は、保健所から濃厚接触者の範囲の確認、法人の考え方や感染状況の確認を行った上で、感染拡大防止や消毒作業が必要になることから、3月3日現在で保育所、認定こども園で4施設、放課後児童クラブの3施設が休園したところでございます。

学校の感染状況につきましては、教育長が答弁いたします。

○教育長（福田裕生君） 市内の小・中学校の状況について御説明申し上げます。

1月下旬から感染が増加しておりまして、3月に入りましても、依然として児童・生徒の感染が続いている状況でございます。なお、感染者数の詳細につきましては、感染された方の個人情報保護のため、県や市の発表の範囲に合わせて行っております。

市内小・中学校の臨時休業につきましては、本日現在、学校閉鎖がこれまで1校、学年閉鎖が

10件、学級閉鎖が22件でございます。休業日数につきましては、それぞれの学校、学級の状況に応じて、短いところで1日、長いところで土日を含めて5日間というような対応をしております。

なお、臨時休業等の判断につきましては、児童・生徒の登校や学習形態等の状況を基に、保健所それから学校医の指導助言をいただきながら、関係機関、学校、市教委が連携しながら、対応を進めているところでございます。

○8番（野村広志君） やはり子供たちへの感染というのが非常に拡大していると、広がっているということで、非常に心配される場所でございますけれども、この感染者と合わせて濃厚接触者に対する心配もされる場所で、いわれなき偏見であったりとか、いじめ等についてでありますけれども、そういった事案等については、発生はしていないということでよろしいですか。確認させてください。

○教育長（福田裕生君） いじめや差別等の状況につきましては、現在までのところ報告はありません。

○市長（下平晴行君） 児童の感染確認により、休園する旨の連絡を各保護者に行う際、人権尊重や個人情報保護に配慮をお願いしているため、法人からのそのような事案の報告はなく、また市民からの情報も寄せられていないところでございます。

○8番（野村広志君） この新型コロナウイルス感染症が発生してから2年少し経ちますけれども、最初のときには、様々心配された事案等もあったわけですが、先ほども触れましたが、少しフェーズが変わってきたなというところも感じながら少し言ったところでしたけれども、しっかりと今対策が取られているということと、そういった事案については発生が見受けられないということでありましたので、安心したところでありました。

では、この学校や保育所、学童等において、感染対策としてマスク等の着用について実施されているかと思えますけれども、どのような指導がなされているのかお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 国は、子供のマスク着用については、一律に着用することを求めておりませんが、感染拡大防止のために各施設で保護者の理解を得て、多くの2歳以上の子供たちがマスクを着用している状況となっているところでございます。

○教育長（福田裕生君） 学校の状況について御説明申し上げます。

学校におきましては、教育活動において、児童・生徒及び教職員の身体的距離が十分に取れないときは、マスクを着用すべきというふうに学校へは指導をしているところでございます。

教育活動の内容、児童・生徒の実態を踏まえながら、臨機応変に対応することの必要性につきましても指導をしております。

具体的に申し上げますと、運動をするときは体へのリスクを考慮いたしまして、十分な身体的距離を確保した上で、マスクの着用は必要ないと指導しております。

なお、呼吸が激しくなる運動を行う際や、体温、室温、湿度、それから熱中症指数などが高い日には十分な呼吸ができなくなるリスクや、熱中症への健康被害の発生リスクがあるために、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外すような指示もしているところでございます。

○8番（野村広志君） 子供たちは、基本的にはマスクをして、学校の方では学校生活を送るわけでありすけれども、感染症対策が長引くことによって、子供たちの表情であるとか健康観察についても、マスク越しではなかなか判断が難しい場面であるとか、また給食ですね、以前のようにグループで食事をするのではなくて、個食で黙食ということを実施されているようでありすけれども、こういった場合、コミュニケーションの在り方であったりとか非常に心配される場所ですけれども、何か子供たちに変化のようなものが出てきているというようなことはお感じになっておりませんか。また、学校やそういった保育所あたりから、そういった声というのは上がってきてはおりませんか。そこ辺についてはどうでしょうか。

○福祉課長（木村勝志君） マスクの着用につきましては、今議員からありましたとおり、表情が見づらいとか、そういうのはあろうかとは考えておりますが、一部の保育園から聞き取りをしましたところ、マスクの着用をする際に、例えばマスクにキャラクターを載せたりして、子供たちがなるべく楽しくマスクを着けるような形で進めていると聞いておりますので、あとはまた先ほど教育長からありましたとおり、子供の体調を確認しながらマスクの着用については、逆に十分に注意してもらうような形でやっているところでございます。

○教育長（福田裕生君） このような事態が長いこと続いておりますので、マスクをした上での学校生活の在り方については、教師も子供たちの随分慣れてはきております。しかし一方で、やはり表情が読み取れないことによる意思の疎通が、これまでよりは幾分低下していることも懸念されますので、そういったところについては、教師サイドが丁寧に、子供たちとのマスク越しの会話を重ねていくようなこともしております。

また一方で給食時間につきましては、対面ではなく同じ方向を向いて、できるだけ距離を離れた上での個食を進めているところでございます。また、教室等に余裕があるところでは、二つの教室を使って給食をとらせるような措置等もしております。非常に静かな中での給食ということになりますが、そういう状況を少しでも緩和するために、各学校におきましては、校内放送を使って音楽を流したり、読み聞かせをしたり、先生の話の伝えたりとか、様々な工夫をしながら先生の思いを子供たちにしっかりと届ける。またある学校におきましては、代表の子供が校内放送で、子供からの思いを伝えるような活動をしているところもございます。

○8番（野村広志君） 様々御努力いただいているということがお聞きできましたので、安心しましたけれども、もう一点、この学校の現場になりますけれども、子供たちの感染予防対策として、これは今後の状況いかににもよりますけれども、オンラインによる授業等への取組ということ、早急に構築していく必要があるのではないかなと感じておりますけれども、その辺についての考え方はいかがでしょうか。

○教育長（福田裕生君） オンラインの授業につきましても、タブレットの持ち帰り等はもう既に全ての学校が実施できておりますので、学校単位でそれぞれの状況に応じて進めております。詳細につきましては、課長が答弁いたします。

○学校教育課長（上木勝憲君） オンライン授業につきましては、それぞれの学校の実情に応じ

て実施しているところでございます。特に、やむを得ず学校に登校できない児童・生徒については、希望した家庭に対しては、授業を実施している状況でございます。

また、全ての学校でタブレットの持ち帰りを実施しているところでございます。常時持ち帰らせている状況ではありませんが、各学校での課題を工夫して、家庭学習に取り組ませるように努力をしているところでございます。

○8番（野村広志君） もう既に取組を始めているということで、理解をいたしましたけれども、これは以前にも少し議論になったかと思えますけれども、様々な家庭の環境の中でも、通信環境の問題であったりとか、そういったまだクリアしなければならない問題もあろうかと思えますので、全ての子供たち、家庭が、一人も漏れることなく、こういった授業等に参加できるような仕組みを、早急に構築をしていただければなとお願いしておきたいと思えます。

最後にもう一点、このところでお聞きしますけれども、公共施設等の貸し出しについてでありますけれども、これは、昨日でまん延防止等重点措置が解除されたわけですけれども、その解除を待たずして、公共施設等の貸し出しを再開したということがありましたけれども、この判断がどうこうということよりも、様々な議論があったかと思えますけれども、どういった判断がなされたのか、そこについてお示しいただけますか。

○生涯学習課長（江川一正君） お答えいたします。

生涯学習課所管の施設につきましては、第5波のデルタ株におけるまん延防止期間としまして、8月16日から9月30日まで。あと併せて、オミクロン株における第6波におけるまん延防止期間の制限といたしまして、1月27日から2月25日までの期間を利用制限いたしました。制限の内容といたしましては、新規予約の受付の停止、当日利用の申込みの停止、利用時間の制限等を行ったところでございます。

今回、3月6日までがまん延防止期間という形でおりましたけれども、2月25日に制限を解除したところでございます。この判断に至った経緯につきましては、前週までの志布志市内の感染者の状況が、比較的安定した新規感染者数を継続していたということと、あと近隣の市町村の状況でございます。近隣の市町村におきましては、ほぼ制限等を行っていない状況等も確認しておりましたので、今後また市内の皆様方に御不便等もおかけしていた経緯もございましたので、早めの開館となったところでございます。

○8番（野村広志君） 今の報告は理解をいたしたところですが、先ほども少し触れましたが、ここ1週間ぐらいで、非常に感染者数が増えているというような状況が見受けられますけれども、今後においてこのような状況ということを判断したときには、公共施設等の貸し出しについては、解除のままという形での捉え方でよろしいですか。

○生涯学習課長（江川一正君） 今、議員の御指摘のとおり、先週末ぐらいから若干増加している状況も見られております。生涯学習課といたしましては、今後またいろいろな状況等も増加等が見られましたら、再度教育長、市長、またコロナ対策本部等で協議をいたしまして、利用等については慎重に協議を進めていきたいと考えております。

○教育長（福田裕生君） 今、課長が答弁したとおりでございますけれども、2月26日から再開するにあたりましては、実際に施設を利用される方々につきましては、これまで以上に感染対策をしっかりと講じた上での活動をお願いしております。

また、施設を維持管理する側といたしましては、これまでの定期的な定時の消毒の回数を増やすとか、距離を十分保った上での様々な活動が展開されるよう、その都度声をかけていくなどのこまめな指示も出しながら、有効に活用していただくように、安全に活用していただくようにしているところでございます。

○8番（野村広志君） 様々なお考えを持って判断されるということです。この判断基準というのは非常に難しいのかなという気もいたしますけれども、しっかりこの感染の状況等も踏まえながら、判断をしていただければなおお願いしておきたいと思えます。

次に、「雇用の維持と事業の継続」についてのところを少しお伺いします。こここのところで新型コロナウイルス感染症における離職者、これは雇用の維持というところと事業の継続というところを市長が述べられておりますので、実際コロナ禍で離職した方、これは失業率と申しますかコロナ失業ですかね、そういった実態、実情が分かっているのかということ、それと併せて働き手の確保という部分で、求人者とのマッチングについても少し気になることですのでけれども、これは有効求人倍率という形になりますかね。失業率と有効求人倍率、これについて把握されている数字を教えてくださいませか。

○市長（下平晴行君） 直近の令和3年12月末の全国完全失業率は2.7%となっておりますが、コロナ禍による影響度合いについては明らかになっておりません。なお、本市で廃業または閉業されたであろう店舗の従業員数は47人あったところでございます。

また求職者への就労機会の提供、ウェブを活用した情報発信の支援及び市外・県外の若年層に向けたUターン施策を推進します。具体的には、現在、実施している就職合同説明会、合同企業説明会、U I J ターン就職座談会など、マッチングイベント等による就労機会の充実に加え、市内企業の魅力を高めるための動画発信によって、PR強化の取組をしております。

またハローワーク大隅管内の本市、曾於市及び大崎町の有効求人倍率は、直近の令和3年12月末において1.5倍となっており、県内の1.3倍より0.2ポイント高くなっている状況でございます。

○8番（野村広志君） このことは、先ほどコロナ禍で実際離職したかどうかについても、計り知れていないということでありましたけれども、コロナ禍前の部分と後の部分という形で、この求人倍率であったりとか失業率というのは、分析のようなものはされていらっしゃるでしょうか。

○港湾商工課長（假屋真治君） まず有効求人倍率ですけれども、これについては今ありましたとおり、曾於市、大崎町、志布志市でのこととなります。先ほど申しました県内を見ますと、有効求人倍率で令和2年が1.12倍、そして先ほど申しました12月の県内でいくと、1.3倍ということになっておりますので、求人倍率につきましてもコロナ禍ではあるものの、逆にそういう働く場所があったりして、求人倍率は増えているというような状況でございます。

それから失業につきましても、当然ここにデータはないんですけれども、そういう失業率につ

きましても、数字的には影響を受けて、動向は増えたり減ったりしている状況でございます。

○8番（野村広志君） よく私のほうでも聞くんですけれども、「なかなか働き手がない」と、「誰かいたら紹介してくださいね」という話もよく聞くところなんですけれども、このコロナ禍の中でやはり求人は出ているということを含めながら、失業者もやはりいらっしゃると。そのマッチングについては、やはりしっかり捉えて考えていけないのかなという気がいたしておりますけれども、これについてはお願いをしておきたいと思っておりますけれども、ではもう一点、このコロナ禍の影響によって、先ほど少しありましたけれども、倒産であったりとか廃業というのは、この市内の中で状況がつかめておりますか。

○市長（下平晴行君） 廃業届の有無について把握はできませんが、本市でコロナ禍の影響により、廃業又は閉業をされたであろう店舗件数としては、飲食業が7件、サービス業が1件、小売業2件が該当するのではないかと思うところでございます。

○8番（野村広志君） やはり影響があって、廃業とか辞められたという状況も見受けられるようでございます。これは事業者全てにどのような支援策が必要かなということで、アンケートなどを取りながら対策を講じていきたいということで、市長が述べられておりましたけれども、正確な情報を把握するということは必要だと思いますけれども、今ここでアンケートなのかなと少し感じております。もう少しスピード感のある対策であったりとか、対応が必要ではないかなと感じておりますけれども、そこについて市長はどのようにお考えですか。

○市長（下平晴行君） これまで経済対策事業で実施した給付金事業の申請者を対象に、令和3年9月にアンケートを実施したところでございます。集計結果については、今後の事業計画にも反映させていきたいと考えております。まずは、今定例会の会期中に、経済対策事業を提案させていただき、その後、状況によって異なる意見集約が必要かどうか、状況を見極めながら判断をまいります。

○8番（野村広志君） 今定例会中に追加議案等ということが今ありましたけれども、スピード感をもって、ぜひ声を拾いながら対応にあたっていただければと思いますけれども、市内の小規模事業者はもとより、あらゆる業種・業態にまで影響が及んでいるわけなんですけれども、「誰一人取りこぼさない」とまちづくりを掲げられているということで、市長、どの事業者も取りこぼすことなく、事業を継続し続けられるということに対しては、何がやはり必要だと思いますか。あらゆる対策を講じていくということでしょうけれども、市長の中にあるどういったものが、一番大事になってくるとお考えですか。それについて最後お聞かせください。

○市長（下平晴行君） これは議員がおっしゃるように、誰一人取り残さない、志布志市に住んでいらっしゃる誰をも決して一人ぼっちにさせないという考え方で、取組をしていきたいというふうに思うのですが、先ほども経済支援と給付金等の取組を考えておりますので、そういう現状を把握して、対策、支援をしてみたいと考えております。

○8番（野村広志君） 理解いたしました。

では、次にまいります。「経済活動の回復」についてのところをお聞きいたします。イベント

等の再開というのが、非常にこの経済活動の回復についてもあるのかなと思いますけれども、従来、市内でありましたイベントを再開する、そういった基準であったりとか再開の時期等については、どのようなお考えをお持ちなのかお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 基本的には、国や県のイベント開催時のガイドラインに沿い、これを基に近隣自治体や同様のイベントの開催状況も考慮し、各実行委員会等において開催の可否について判断することとしているところでございます。

○8番（野村広志君） では、先ほどと同じようなこととなりますが、関係団体であったりとか連携、様々な模索が必要かなと思いますけれども、地域経済を復活させるには、市長自身はこの経済活動の復活という部分においたところでは、何が必要だとお考えですか。

○市長（下平晴行君） 経済の復活には、G o T o トラベルのような全国規模での起爆剤的な経済活動が必要であろうと考えております。全国規模の経済活動が実施されるまでの間、商工会、観光特産品協会などと連携しながら、市内商工業事業者の経営持続と雇用維持を下支えしながら、地域経済を守っていくことが大切であると思うところでございます。

○8番（野村広志君） 今、市長が述べられたこと、そういった考えに基づくことというのは非常に大事かと思いますが、カンフル剤的な新たなアイデア、こういったものはございませんか。また、そういったアイデアを市民から募っていく考えはないでしょうか。このコロナ禍、地域経済の復興策として、市民も巻き込んだ対策を講じるためにも、そういったアイデアを子供たちも含めて市民から広く募集するといった、こういったこの疲弊した経済を打破するためには話題づくりにもなるし、大変効果的な手法ではないかなと、私自身は思うわけですが、ぜひともそういった視点にも立つことを検討していただければどうかなと思いますが、市長どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） まずは事業継続のためには、新たな生活様式を導入し、感染拡大防止をしながら、国・県等の支援金と併せて市独自の事業を活用していただきたいと思うところでございます。その後、地域経済の刺激策として、ヒト・モノ・カネ・情報が交流できるような事例として、商品券発行事業や貸切バス旅行誘致事業などがあるのではないかと考えております。

○8番（野村広志君） 市長、市民を巻き込んだという形での、新たなアイデアを市民から募集する考えはないかどうか、その一点についてはどうですか。

○市長（下平晴行君） これは、実際事業をしている方々が、どういう事業に問題があるのかどうかですね、それはしっかり聞き取りをして、対応してまいりたいと考えております。

○8番（野村広志君） そういった聞き取りの中で、様々なアイデアが出てきた場合は、そのことも含めて参酌しながら、対策を講じるという理解でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） 基本は、事業を継続していただくということでございます。それと併せて雇用の確立ということを考えると、しっかりと支援をしてまいりたいと考えております。

○8番（野村広志君） では、最後の「強靱な経済構造の構築」についてのところをお聞きいた

します。3番目のまちの活性化と人口増というところでも触れてまいりますが、テレワークやワーケーションといった、新しい生活様式に適合し得る多様な働き方における環境整備について、どのようなお考えをお持ちかお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） コロナ禍の社会変化の一つとしまして、テレワークやワーケーションなどの多様な働きが推進されるところでございます。この機会を捉え、テレワークやワーケーションのできる環境を整備し、本市の新しい人の流れを生み出すためにも、その受皿として拠点となる施設等の整備を検討するための新たなプロジェクトを立ち上げたいというふうに考えているところでございます。

○8番（野村広志君） では、このところで最後になりますが、強靱な経済構造にとって、先ほども少し市長からありましたとおり、DX、デジタル化との融合は必要不可欠ではあるのかなと考えておりますが、そのような視点に立った新たな経済構造の構築については、どのようなお考えをお持ちなのか、最後に少しそこをお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 将来的な感染症リスクに対しても、強靱な経済構造を構築するためには、デジタル化が必要不可欠と考えております。今回のコロナ禍を機に、様々な分野でオンライン化の取組が加速するとともに、国はデジタル庁を創設し、社会全体のデジタル化が進められる中、本市におきましても行政や教育のデジタル化、マイナンバーの活用などによるデジタルトランスフォーメーションの取組を推進し、本市の持続的な発展につなげてまいりたいと考えております。

○8番（野村広志君） 何より新型コロナウイルス感染症の収束を願うばかりではありますが、今からしっかりとアフターコロナを見据えた施策の展開については、準備をしておく必要があるのかなと強く感じております。疲弊した地域経済が一刻も早く平時に近い形で回復していけるように、市としても引き続きの支援とサポートをお願いしておきたいと思っております。

では、2点目にまいります。「稼ぐ志布志をつくり、安心して働けるまちを目指す」として、これは幾つか取組が示されておりますけれども、少し具体的にお聞きしてまいりたいと思っております。

まず、さらなる本庁舎機能の充実についてでありますけれども、昨年12月の一般質問において、4年間の総括としてお聞きした際には、「本庁舎を移転したことによる地域経済の波及効果については、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、思うような活性化策が発揮できなかった」との答弁でありました。一方で、本庁舎の機能については、管理部門の一部と議会等が移転したわけではありますが、今後の方向性については大変気になるところであります。

そこでお聞きいたします。選挙戦の中でも、様々な市民の方々からの声もお聞きになられたかと思っておりますし、また市長自身の考えや思いもあろうかと思っております。当然、昨年11月に取りまとめられました、庁舎等の在り方検討委員会の提言等も重視されながらであろうかと思っておりますけれども、市長自身がイメージをされていらっしゃるこの本庁舎機能の充実というのは、これは理想にする形なんだろうけれども、こういった形をイメージされていらっしゃいますか。

○市長（下平晴行君） 私の考える本庁舎機能の充実とは、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズ等に柔軟に対応できる行政組織の再編であり、グループ制の導入やデジタル化による行政機

能の効率化など、全庁的な組織体制の見直しを図ることが重要であると考えております。

また、庁舎等の在り方検討委員会から様々な提言もいただきましたので、それらを十分に踏まえまして、まずは行政組織の再編による本庁舎機能の充実に取り組み、さらなる市民サービスの向上に努めてまいりたいというように考えております。

○8番（野村広志君） 本庁舎の機能移転に伴い、現在、少し行政機能が分断されているわけですが、さらなる本庁舎機能の充実となると、こういった市民生活に直接関わる部分と、職員が業務を遂行する上での部分と、併せて考えていかなければならないと思うわけですね。提言書でも触れられておりました、産業構造に応じた分庁方式の検討であるとか、有明・松山庁舎を有効活用していくというようなことについて提言されておりましたけれども、こういったことについてはどういった考えをお持ちなのか、少しお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 庁舎の在り方としまして、産業構造の状況等により関連する行政機能をより近いところに置くことが、市民サービスの向上につながるものと考えておりますので、本庁舎機能の充実に向けましては、地域の特性を考慮しながら、分庁方式も含めた検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、庁舎の有効活用につきましては、今後組織再編と併せて、本庁機能の充実を検討していきたいというふうに考えておりますので、組織の配置案を踏まえた上で、活用方法等を検討してまいります。

○8番（野村広志君） このことと併せて、志布志庁舎ですね、この本庁舎の近辺の公営であったりとか、民間施設等の活用についても提言がされているようでしたけれども、そこについてはどうですか。

○市長（下平晴行君） 本庁舎等の在り方検討委員会から、本庁舎機能を集約する場合は、志布志庁舎周辺の民間施設等の利活用につきまして提言を受けたところでございますが、まずは、行政組織の再編が優先課題と考えておりますので、組織再編の様々なケースを検討する中で、庁舎のスペースや周辺施設の利活用も考慮しながら、取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○8番（野村広志君） まずは組織再編をということでありましたけれども、この組織の再編については、どういったところで議論を進めていくおつもりですか。

○市長（下平晴行君） これは、それぞれの部署からプロジェクトをつくって対応してまいりたい。例えば総務・企画・財務、どこまで入るかちょっとまだ内容的には詰めておりませんが、要はプロジェクトをつくって対応してまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） プロジェクトチームみたいなものを各課に設けると、全庁で設けてその中で協議を進めていくということでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○8番（野村広志君） 理解いたしました。また新たにそういったプロジェクトが立ち上がった際には、説明があろうかと思えますけれども、当然、これは市民サービスと市民の利便性の向上

を図るための本庁舎機能の充実でなければならないわけですが、併せて先ほども少し触れました、職員が業務を遂行する上で望ましいワークスペース等の確保についても十分考慮して、機能の充実を図られるべきであると考えております。近年、地方自治体における職員の働き方も大きく変化をし、現状にふさわしい職場や働き方等についてもしっかりと改めて構築し直す必要があるのではないかなと考えておりますけれども、市長、この辺の考え方についての見解があれば、少し教えていただけますか。

○市長（下平晴行君） コロナ禍において、働き方の環境が大きく変化してきております。テレワークやサテライトオフィスなど場所を問わず、オンライン等により職場外で業務を行うといった事例も多くなってきております。一方で、市民サービスにおきましては、直接市民の皆様と接して対応するケースも多いことから、窓口等における人員は必要でございますが、各庁舎の窓口をオンラインでつないで、モニターを通じて来庁者の窓口対応を行っている自治体もございますので、先進事例等を参考にして、検討を進めてまいりたいと考えております。

○8番（野村広志君） 今、先進事例等も参考にしながらということで、市長からありましたけれども、これ一つ提案をさせていただきたいと思っております。一つの手法でありますけれども、行政業務におけるベンチマーキングの分析を行ってみてはどうかなと思っております。これは御存じかと思えますけれども、同じ施設の中で業務の成果におけるパフォーマンスが抜きんでいる部署と、そうでない部署の差が生じる理由について、分析や評価を行って最適化の方法を見いだす手法でございます。まさに本庁舎機能の充実とした部分において、分析を試みることも大事なことだろうなと思っております。現に、全国では幾つかの自治体で施設の有効活用であったりとか、業務の改革を目的としたこの手法が取り入れられて、成果も出ているようであります。

ちなみにある自治体の報告例を少し紹介いたしますけれども、地方自治体の業務の側面、これは潜在している無駄というところを捉えた手法であったかと思えますけれども、まず1点目に、無駄な紙をなくすということで、ペーパーレス化を進めていくということ。2点目に、無駄な机をなくす、これはフリーアドレスといって職場に個人の固定席を設けない、フリースペースで仕事をすることですね。3番目に、無駄な室のスペースをなくす、これはフリーミーティングスペースへの転用であったりとか、会議室や打合せのスペースを確保し、職員間のコミュニケーションの活性化を促す効果も上がっているということです。4点目は会議の無駄をなくす、5点目は照会業務の無駄をなくす、6点目が無駄な残業をなくす。7点目で定型業務の無駄をなくす、これは少しRPAであったりとかAI-OCR等で実施が試みられているようではありますが、あと窓口業務の無駄をなくす、これもまるごと相談室等で対応が少しできているのかなと思っております。あと文書管理の無駄をなくす、現金の取扱いの無駄をなくす、これについても電子決済の導入が始まっておりますので、少し進んでいるのかなと思っておりますけれども、こういった報告書と本市の状況を照らしてみても、それぞれできているものもありますし、これから検討の必要なものもあるようでございます。併せて、全てが本市の状況や置かれている現状に適合するものではないと思っておりますけれども、今後において、さらなる本庁舎機能の充実を図る

上では、検討委員会の提言等を踏まえながら、ベンチマーキング分析等の新たなこういった手法も、ぜひ検討してみてもどうかと思いますけれどもいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） これはおっしゃるとおり、紙、机、今企業では、コロナ禍以前にそういう取組をしているような状況でございますので、やはり市としましても、今おっしゃったようなことでの取組をしっかりとしてまいりたいと考えております。

○8番（野村広志君） では、その件についてはお願いをして、検討をしておいていただければと思います。

では、このところでもう一つ官民の連携による志布志港を活用した農林水産物の輸出促進についてのところをお聞きいたします。志布志港は皆さん御存じのとおり、国際物流拠点として国際バルク戦略港湾に九州でも唯一指定をされております。また、国際物流ターミナルでは、岸壁延伸工事も終了し、供用が始まり、ますます期待されているところであります。このことについては、もう何度となくこの一般質問でも港湾サイドの立場からと、農林水産サイドの立場からと質問をさせていただいております。毎回の繰り返しになりますけれども、本市は、背後地には国内有数の農畜産地帯が広がり、南九州の食料供給地帯といえるほどの農林水産業の盛んな地域でもあります。志布志港が世界の港とつながり、背後地における基幹産業である農林水産業とは、どのようにマッチングさせ、つないでいくのかが、私はこれは市長の手腕にかかるところが非常に大きいと考えております。国や県、港湾関係団体や関係するあらゆる団体の調整には大変困難な案件かもしれませんが、これだけ環境に恵まれた地理的優位性にすぐれた港湾を抱えている地元の首長として、ぜひ今期4年間で、大きなかじ取りをしていただきたいと考えております。市長、いかがですか。お考えをお示してください。

○市長（下平晴行君） 御存じのとおり、農林水産物、食品の輸出促進につきましては、国策として取り組まれております。本市としましても、国、県、近隣市の行政や船社、港湾関連企業等と海上輸出に適した協議を行っております。農林水産品等の輸出につきましては、海外ニーズのある農畜産物の産地化と、港湾機能の強化を図ることが重要であるというふうに考えております。しかし、品目によっては、混載貨物の相性、商品の質・量による海上・航空の輸送方法や経済情勢・国際ニーズ、さらに地方港湾ならではの課題も様々あります。一筋縄ではありませんが、国や県、港湾関連企業等と連携を図り、自らも積極的に協議やセールス活動に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 関係団体との協議が必要だということではないのかなと思って、少し動き出した感があり、有り難く思っておりますけれども、昨年6月のこの議会一般質問でも様々な答弁をいただきました。市長答弁の中で、やはりこの志布志港の重要港湾を抱えていると、背後地が農林水産物の生産地帯であるということ、すぐれた地理的優位性を持っているということについては、同じ認識を持っておられました。そして今後についても、輸出に前向きな生産者の掘り起こしをしていくということと、2点目に輸出に耐え得る農林水産物の生産体制の確立に向けた生産対策を行っていくということと、3点目に量の確保のための保管施設を兼ね備えた収集出

荷施設の整備を行うということと、4点目にコールドチェーンの確立の流通対策ということなどが述べられておりました。

そこでお聞きいたしますけれども、志布志港における農林水産物輸出促進に向けた意見交換会についても、ようやく立ち上げていただいたわけですが、引き続きの議論がなされるものと認識しておりますが、「議論する内容がなければなかなか前に進んでいかないよね」という話が前回あったところでしたけれども、今後この意見交換会等については、こういった課題等はまだ見えているわけですので、進めていかれるのかなという思いでおりますけれども、その現状と今後の進め方についてお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 農林水産品等の輸出促進に向けて、令和3年4月20日に、国、県、市と志布志港湾関連企業により、志布志港における輸出促進に向けた意見交換会を開催し、その後本市ではオンラインでの協議を含め、輸送体系確立や輸出貨物の確保等に向けて個別や近隣市と合同により、荷主、商社等との協議等を行っております。

また、九州地方整備局が中心となり、国、県、有識者、船社、商社等々との合同による地方港からの輸出促進に向けた課題等を含めた協議を現在も重ねているところであります。

今後につきましても、継続して官民で連携・協議し、輸出促進に向けて努めてまいりたいというふうを考えております。

○8番（野村広志君） 具体的にいつ開催するとか、そういっためどは立っておりますか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 前回、港湾振興協議会等含めて国、一緒に4月20日に意見交換会を開催しております。これについては、問題点、引き続き協議をしてみようということで、結論づけておりますが、その後は各課題について港湾関係者と市、今度はそういう集荷する施設の方々と運送会社と個別の調整とか会議については、随時行っているところでございます。

それから、やはり九州圏内でも港同士というのは地方港もライバルでありまして、そこ辺の調整等も必要になってまいります。今の時点では、先ほど市長が答弁しましたとおり、今度は逆に九州地方整備局が中心になって、各関係者を集めたオンライン会議を1月に2回、そして3月になって上旬に一回開催をして、いろいろな意見を出し合って課題等を調整しているところでございます。

○8番（野村広志君） 様々に行われるということで、またこの進捗については随時聞いてまいりますので、よろしくお願いたしたいなと思っておりますけれども、先ほど市長のほうからも組織再編であったりとかいう話がありましたけれども、以前、市長の答弁の中で「次の任期中において港の利活用に対する機構改革をしていきたい」という考えを述べられておりました。その際に、私のほうからも提案をさせていただきました。農林水産物食品の海外輸出戦略においては、非常に専門性が高いという特徴があります。現在では港湾に関することは港湾商工課であり、農林水産物の生産輸出になると農政畜産課であり、木材や水産加工品の輸出になると耕地林務水産課と、各課が横断的に進めてこなければならぬ現状にあります。

そこで、「将来的には専任して取り組めるような志布志港海外輸出戦略室のような部署を、新

たに設置して進めていくべきではないか」との問いに対して、市長も十分にその趣旨は御理解いただいたものと思っております。「全体的なものを見ながら取決めをしていきたい」という答弁があったところです。このことについては、今後この機構改革を含めながら、現在のお考えを少しお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 課を超えた組織としましては、例えば、企業立地に関する課題及び情報の共有については、企業立地プロジェクト推進会議を立ち上げ、協議を行っておりますが、議員御指摘のとおり、現状の組織の枠にとらわれない幅広い連携が必要だというふうに考えておりますので、企業的、横断的な政策を推進する体制づくりを今後様々な方向性で検討してまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） やはり、これから様々なところ、団体と協議をしていく中で、やはり港湾を抱えている地元として、そのやる気みたいなものを、その本気度みたいなものを示すという意味でも、こういった専任して取り組める室を設けながら、このことに取り組んでいくということは非常に重要なことだろうなと思っておりますので、ぜひ検討方お願いをしておきたいと思っております。

今回、政治姿勢ということでお聞きをしておりますので、そのように通告しておりますので、市長の思いであるとか、お気持ちがお聞きできればいいなと思っております。政策的な突っ込んだことについては、次の機会に詳しくやってみますので、またそこについては進めていただければなと思っております。

今回、通告も多いですので、次にまいりたいと思います。ここのところの2項目目、最後になりますが、奨学金の返還支援制度についてお聞きいたします。将来的な地元回帰につなげるための市外へ進学した若者等が就職や転職の際、地元に戻ってくる後押しとなる制度として検討していきたいとこのことでありましたが、この制度自体の大枠のフレームみたいなものが、現段階でお示しできるものがございますか。

○市長（下平晴行君） 若者の奨学金返還を支援することにより、市外に進学した若者等の地元回帰を後押しし、市内企業へ就業と本市への定着を促進したいというふうに考えているところでございます。

奨学金返還支援につきましては、近隣市町の取組、スキーム、実績等を調査した上で、支援の対象者やその方法などについて、総合的に検討し、制度設計したいというふうに考えているところでございますので、現段階では、大枠のフレームをお示しできないところでございます。

○8番（野村広志君） これからということでしょうけれども、仮に長島町の「ぶり奨学金」であるとか、お隣の大崎町で取り組んでおります「大崎町リサイクル未来創生奨学金」のようなものなのか、新たな奨学金制度を創設するのか、それとも現行の奨学金制度を市のほうでも取り組んでおられますけれども、この返還を支援する制度の創設となるのか、そこ辺についてはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 新たな奨学金制度とするのか、現行の奨学金における返還を支援する制

度とするのかも含めて、様々な選択肢が考えられますので、そのメリット、デメリットを総合的に検討して、奨学金の対応を受ける方々や返還する方々の利便が良いものとなるよう、本市の実情に合った制度設計をする必要があると考えているところでございます。

○8番（野村広志君） ではもう一点、「民間企業の協力を含めて」とありましたけれども、協力していただける民間企業とのめどと申しますか、こういった形の協力が望ましいと、そこも含めて今後の検討となることでしょうか、そこはどうですか。

○市長（下平晴行君） 地元雇用者を確保する観点から、市内の民間企業から協力が得られるか、企業版ふるさと納税を活用できないかなど、支援のためには財源を確保する必要がありますので、これらを含めて、総合的な制度設計を検討してまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） これは所信表明で示されたということでもありますので、いつ頃までにと
いうか、任期中にはしっかりと制度設計をして、実施したいと捉えてよろしいですか。

○市長（下平晴行君） そのとおりでございます。

○8番（野村広志君） この施策提言についてはですね、その次のところ、人や企業とのつながりによるまちの活性化と人口を増やすところにもつながってくる施策であるのかなと感じております。若者の地元離れを抑制するというのと、そういった効果が期待されるところでありますが、ぜひとも効果的な制度設計をしていただきまして、有益な施策として育てていてもらいたいものだなと思っております。

では、次に3点目、「人や企業とのつながりによるまちの活性化と人口増」のところに入ってまいります。まずは、人口を増やすとして様々な知恵や施策の展開がなされておりますが、私は現実的なところとして、日本全体が人口減少社会に陥っている中で、社会全体として構造的な転換がなされてなければ、人口減少の問題はなかなか解決していかないんだなと考えております。そういった中において、本市は本当に様々な点で、よくこの人口減少対策については、施策の展開がなされているなということを思っております。

そこでお聞きいたしますが、まちの活性化と人口を増やすとの考え方について、その展望についてどのようにお考えなのか、どのように描いていらっしゃるのか、お示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） まちの活性化と人口増を図るためには、人や企業とのつながりを深め、多様な形で関係人口等を地域の力にして、本市への新しい人の流れをつくることが必要だと考えているところでございます。

本市への移住定着を促進するため、各種補助金制度の充実を図り、関係人口の創出・拡大、企業との包括連携、企業版ふるさと納税等との施策を通じ、本市と多様な形で関わる人や企業とのつながりを深め、本市への新しい人の流れをつくるとともに、将来的な移住にもつながるよう取り組んでまいります。

人口減少や少子高齢化が進行する中におきましては、人口を増やす取組は非常に難しい課題ではございますが、10年後、20年後を見据え、本市が持続的に発展していくためにも、人や企業とのつながりによるまちの活性化と人口増を図ることにより、少しでも人口減少に歯止めをかける

必要があるというふうを考えているところでございます。

○8番（野村広志君） 少し基本的なことをお聞きしますが、現在の志布志市の人口は、速報値で結構ですが何名でしょうか。

○市長（下平晴行君） 本市の人口につきましては、令和4年2月28日現在におきましては、3万77人となっているところでございます。

○8番（野村広志君） 市長が就任された4年前から、市全体として何%減少されたか、毎年何%ぐらいずつ減ったのか増えたのか、それが数字でお分かりですか。

○市長（下平晴行君） 私が市長に就任した平成30年2月と比較しますと5.86%の減ということでございますが、平成30年2月28日現在で3万1,948人、463人が減っております。1.45%でございます。平成31年2月28日現在が3万1,485人で430人の1.38%の減でございます。令和2年2月29日現在で3万1,055人、467人の1.53%の減でございます。令和3年2月28日現在3万588人、511人、1.7%の減でございます。先ほど言いましたように、4年間で1,871人の5.86%の減ということでございます。

○8番（野村広志君） 今、数字をいただきましたが、毎年減っていると、減り率も少しずつ増えているというような現状が伺えるようです。これは市長が就任されてから4年間だけみても、この状況であります。これは市長が悪いとか、手をこまねいていたということを申し上げているわけではございません。繰り返しになりますけれども、私は人口減少社会での現実だと受け止めております。そのような中においても、本市では「強靱な経済構造の構築」のところでも触れましたが、テレワークやワーケーションといった、新しい生活様式に適合し得る多様な働き方を提案する環境整備や、サテライトオフィスや多目的コミュニティ施設の整備等も検討しているとのことをお持ちであります。そういった取組が進むことで、施設が積極的に活用がなされて、本来のまちの活性化に寄与し、影響力が認知されれば、関係人口の創出や拡大につながっていくと思われまます。そうして現在、市が積極的に進めている民間企業団体との包括連携協定の締結であったりとか、パートナーシップ協定等々ですね、官民一体となった取組が機能し始めてくるのではなかろうかなと思っております。

今回、所信表明として政治姿勢をお伺いしておりますので、これ以上あまり深くはお聞きいたしません。私は社会全体の構造上の課題がある中で、やはりこの人口減少社会は今やトレンド化しつつあると思っております。本市が目指す姿として、これは人口を増やしていくということよりも、その意気込みは非常に大事だと思いますけれども、現実路線としては、そのことをしっかりと受け入れて、持続可能な社会の構築を目指す方向性を示したほうがよいのではないかなと、少し感じているところでもあります。現に、本市の施策や予算編成においても、こういった考え方が反映されたものであるなど少し感じておりますし、この後触れてまいりますSDGsの考え方にも合致するものであるのかなと考えております。私は、これ以上なるべく人口は減らしていかないことを目指して、下降推移していること、これを少しでも鈍化させる施策として、関係人口の創出に傾注していくことが現実的であり、明確なメッセージになるのかなと感じてお

ります。ぜひともそういった見地にも立った視点も参考にさせていただきながら、具体的な施策の展開を期待したいと思いますが、いかがですか市長、そういったお気持ちで結構ですので、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますように、私は行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまちを目指して、あらゆる事業にそのことを取り入れて、対応してまいりたいと考えております。

○8番（野村広志君） ぜひ、引き続きの積極的な施策の展開、まちの活性化に期待を申し上げたいと思います。

では、次の4点目にまいります。「安心して子育ての出来るまちを目指す」として、今回保護者や地域とともに、小・中学校の在り方を検討していくとされておりますが、まずは、このような議論を始めようとする背景についてお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 御存じのとおり、本市におきましては人口減少が続いており、将来的に児童・生徒数の減少がさらに進むことが予想されております。昨年5月に開催した総合教育会議において、児童・生徒の減少に対応した学校の在り方の検討が必要になることについて、教育委員会と共通認識を持ったところでございました。

学校というのは、児童・生徒が集団生活の中で多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことが重要であると思っておりますので、保護者や地域とともに、小・中学校の在り方を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○8番（野村広志君） 議論を始めようとする背景については、大方理解をするところであります。私も大いに議論をしていただきたいと思っている一人でもあります。現在、市内には小学校が16校、中学校が5校ございますが、在り方を検討するとなると、全ての地区や学校を対象とした保護者や地域の声を聞きながら、今後の在り方を模索していくということの理解でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） 議員がおっしゃるとおり、学校の在り方を検討していく中では、当事者である子供たち、その保護者や就学前の子供の保護者、そして地域の方々の意見が重要であるというふうに考えておりますので、まずは、全ての学校区で保護者等に対しまして、学校の現状や児童・生徒数の推移の見込みなどを丁寧に説明し、情報を共有して幅広く意見等を聞いていきたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） これは所信表明で示されておられますので、これから議論していくということですが、やはり提案するにあたっては、ある程度シミュレーションされたものが、イメージされたものがあるかと思っておりますけれども、それはございませんか。

○市長（下平晴行君） 現時点では、シミュレーションもしておりませんし、具体的なスケジュールも決まっておりません。先ほど申し上げましたが、まずは保護者等に対しまして、学校の現状や児童・生徒数の推移の見込みなどを丁寧に説明し、情報を共有して、幅広く意見等を聞いて

いきたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） これからということですので、今後詳しいスケジュールであったりとか進め方であったりとか、当局のほうで様々議論が持たれると思います。仮に全地域で全ての学校となると、これは教育委員会、教育総務課あたりが音頭をとって進めていくのか、そこ辺についてはどうですか。

○市長（下平晴行君） 以前、志布志地域の中学校再編を行った際には、教育総務課が中心となって行っておりましたので、そのようになろうかというふうに考えております。

○8番（野村広志君） では、こういった提案をするにあたり、教育委員の方々の御意見はお伺いになりましたか。

○市長（下平晴行君） 昨年5月に開催した総合教育会議では、特認校の検証をする中で学校規模等について様々な角度から調査・研究をしていく必要があります、「学校の在り方を含めて検討していく時期に来ているのではないか」との意見もあったところでございます。

○8番（野村広志君） もう一点お聞きします。これは決まっていなければ構いませんけれども、現在、地域別による学区が設定されておりますけれども、この学区の考え方については、今後どうなるか、これからということですが、引き続きの検証をしていくという考え方でよろしいわけですか。

○市長（下平晴行君） 小・中学校の校区につきましても、現時点では具体的なことやスケジュールも決まっておきませんので、先ほど申し上げましたとおり、まずは保護者等に対しまして、学校の現状や児童・生徒数の推移の見込みなどを丁寧に説明し、情報を共有して幅広く意見等を聞いていきたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 非常に慎重に進めていかなければ、混乱を招くおそれも懸念されますので、では市長、これは先ほどと一緒で、所信表明で示されたということは、市長の任期中にはある程度のめどを立てたいとお考えですか、そこはどうですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、ある程度のめどはしっかりと立てていきたいというふうには考えております。

○8番（野村広志君） めどは、方向性というところになろうかと思っておりますけれども、これから全てのものをということですので、ではこういった議論については、いつ頃から始める予定にしていますか。

○市長（下平晴行君） いつの時点とはまだ決めておりませんので、令和4年度に入ったら、そういう協議を進めてまいりたいと考えております。

○8番（野村広志君） 最後にこのところで、これから協議をするということでしたので、少し予算書を見ても見受けられなかったんですが、関連する予算か何かは計上はなされておりますか。なければまた6月あたりで補正で提案する予定になっているのか、そこ辺についてはどうですか。

○市長（下平晴行君） まずは、予算というのではなくて、先ほど言いましたように協議をしてということでございます。

○8番（野村広志君） 協議を各地域でもしていくということについては、予算は伴わないという理解でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） そのことが予算が必要であれば、予算の計上をしなければいけないですけども、今のところは、そういうことは考えてはいないところでございます。

○8番（野村広志君） いずれにしても、今後しっかりとした議論がなされ、丁寧に進めてこられることと思いますので、地域の方々や保護者そして何よりも子供たちにおいて、不安になるようなことのないよう十分な配慮をいただき、また情報の開示についても、適時行いながら進めていただけるものをお願いをしておきたいと思います。

では、次にまいります。次の5点目でございます。「魅力的で安心して暮らせる持続可能なまちを目指す」として、ゼロカーボンシティの宣言がうたわれ、LGBTQへの理解度の浸透など、ジェンダー平等にも取り組むとされておりますが、まずは先に、このゼロカーボンシティについてお聞きしてまいります。

地球温暖化の抑制の一環として、国のほうで2050年までに温室効果ガスの排出量をゼロにするカーボンニュートラルを目指すとしており、宣言がなされております。本市でも、先般全員協議会でも説明がございましたとおり、志布志市ゼロカーボンシティ宣言の表明がなされたところでした。このこと自体、大変勇気のある決意で敬服したところでありますが、そこでお聞きいたしますが、このゼロカーボンシティ宣言で目指していくとする、具体的な数値的な設定というのがなされておりますか。

○市長（下平晴行君） 国の掲げる目標値と同じとしております。すなわち温室効果ガスの排出量は、2013年度比で2030年には46%削減を、2050年には実質ゼロを目指してまいりたいと考えております。

○8番（野村広志君） 数値目標のところ、再生可能エネルギーの自給率の向上を目指すとしてされておりますが、現在の志布志市のエネルギー自給率、これは数値として捉えていらっしゃいますか。

○市長（下平晴行君） 自給率の求め方は複雑であります、数値として把握できていません。そこで専門家の力を借り、国の補助事業を活用し、省エネの最大限の導入のための計画づくりを令和4年度で行う予定としております。

なお、環境省の試算では、志布志市は今後太陽光を中心とした再エネでの地域内のエネルギー需要を、ほぼ自給できる地域というふうにされているということでございます。

○8番（野村広志君） なかなか難しい計算だということでもありますけれども、これは再生可能エネルギーの自給率を向上させるため、自給率を目指すということを言っておりますので、では自給率を向上させるために、今言った太陽光であったり様々あろうかと思っておりますけれども、こういった取組や活動が求められますか。それは市に求められるのか、市民も含めてなのか、そこについてはどうですか。

○市民環境課長（留中政文君） この取組につきましては、まず令和4年度で、本市にどのくら

いの再生可能エネルギーの可能性があるのかとか、ポテンシャル調査の戦略策定をまず行っていききたいというふうに思っております。

その中で、地球温暖化の計画がございますが、その中で事務事業編と区域施策編とございますが、この事務事業編については、公共施設等を中心に削減なりしていくということでございますが、区域施策編については、市民を巻き込んだ、事業者を巻き込んだ計画となっておりますので、当然市民の方、事業者の方も一緒になって取組をしていくということでございます。

○8番（野村広志君） なかなかストーンと落ちてこないんですけども、施政方針の中にも五つの啓発事項ですかね、市民に啓発を努めるとして5Rというのが示されておりますけれども、こういったこの5Rについても、こういった周知の仕方を図っていくのか、そこについてはどうですか。

○市長（下平晴行君） この5Rについては、ドイツが取組をして、私がちょうど始めるときに4Rでした。リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル、今はリペアまでですけども、要は、再生エネルギーに再生するためのリサイクルなんです。だから、リサイクルになる前に削減とか断るとかというのをして、それと再利用ですね。だから、最後の段階なんです。この4段階でいわゆる再資源化にするまでに、断るとか減らすとかいうのをしていこうという段階が4段階ということで、現在はあるものを修理して使おうということでリペアということで5Rということでありますので、そういうことを市民の皆さんにも徹底することで、分別の量自体も大分減ってくるというふうに考えております。

それから、出るものがどういうものに活用できるかということも含めて、例えば紙であると紙も今は6種類ですかね、その6種類が本当に6種類必要なのかどうかということも含めて、内部の品目の在り方についても、十分内容を検討してまいりたいというふうに思います。

そういうことで、お年寄りの皆さんのごみの出し方等についても、前も答弁いたしましたけれども、出しやすいような取組ができないのかどうかということも内部では検討しているところありますので、そういうふうに再資源化になるまでの対応をしっかりと市民の皆さんにお示しして、その取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） これは、市民の方々に現実的にどういったことを求めていくのかと、少し整理をして示していかないと、周知も併せてですね、当然市民の方々にも協力をいただかなければ進んでいかないとということもあろうかと思っておりますので、そこは十分に説明をしていただいて進めていただければなと思っております。

市としてゼロカーボンシティ宣言を行うということでは、やはり今申しましたとおり市民総意でそのことに向き合っていくということが、理想なんだろうなということで思うわけですけども、一方でこれまで、今市長からもありましたとおり、一般質問等でもごみの分別等々でも、様々議論した経緯がございます。

これは例でありますけれども、こうしたごみの分別の困難者、一つに挙げても全ての方が同じようには、なかなか難しい問題もあろうかと思っております。誰一人取り残さないという考え方に沿

った場合ですね、やはり市民の方々への対応については、今回掲げているものが、非常に大きな目標になります。ですから、少しこれは不親切になってくるのかなと感じているところでもあります。全ての方々への配慮や優しさみたいなものが、なかなか行き届かなくなってくるのではないかなと心配もしているところでもあります。そこら辺については、今、少し市長からありましたけれども、しっかり担保された形で、このゼロカーボンシティ宣言との意向にちゃんと向き合っていくということによろしいですか。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、2050年までのいわゆる実質排出量ゼロの取組をして目指していくためには、しっかりと今おっしゃったようなことも含めて、取組をしていかなないと実現できないわけでありますので、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） では、配慮した取組を進めていただけるものをお願いして、次にまいります。

次に、多様性の尊重のところでLGBTQに対する考え方をお伺いいたします。昨今、特にこの多様性の尊重について、様々な場面で取り沙汰されるようになったことについて、やっとな日本も世界標準に近づいてきたんだらうなと感じているわけであります。えてして私自身も深くこのことについて議論したこともなくて、知識であったり情報も乏しいことに、はっと気付かされたわけでありますけれども、そこで幾つかお聞きいたしますが、まずは、このLGBTQに対する正しい理解を促進するとなった背景について、少しお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 市では、これまでも男女共同参画に関する意識啓発や女性支援相談事業を展開していますが、さらに男女という性別に限らず、多様な性に関しても、その理解促進はまちづくりにおいて、大変重要な視点であると考えております。多様な性を含む男女共同参画は、それ自体が全ての施策の基礎となる最重要課題の一つであるというふうに認識しており、グローバル化が進む社会においては、ジェンダー平等や女性の活躍を推進する取組が、市民一人ひとりの幸福を高めるとともに、本市の成長力にも関わるというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 奇しくも明日3月8日については、世界女性デーであるようであります。ジェンダー平等についても、そういった議論を考えるきっかけになればなと思っておりますが、この中でパートナーシップ宣誓制度を導入したいということでありましたけれど、これについて内容を少しお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） パートナーシップの宣誓制度とは、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において、相互に責任を持ち、協力し合う二者の関係であることの宣誓について、自治体はその思いを尊重し、宣誓書の受領書等を交付することです。

○8番（野村広志君） 鹿児島県では、指宿市と鹿児島市が導入されているようでありますが、この制度の導入時期については、いつ頃を考えていらっしゃいますか。

○市長（下平晴行君） このことについても、内部でどういう形でこの取組をしていけるのか、4月に入って新年度に入って、そのことも含めてどういう形で進めていくのかということも協議

しながら、進めてまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） では、現在までこういった相談であったりとかいうことも、市のほうには届いているという認識でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） これは、今までにございません。

○8番（野村広志君） これはあってはならないと思っておりますけれども、理解不足による偏見であったりとか、差別であったりとかいう対応については、当局としてはどのように向き合っていくおつもりなのか、そこについてのお考えを少しお示してください。

○市長（下平晴行君） 本市では、昨年8月に男女共同参画に関する住民意識調査を実施したところであり、今回の調査で初めて性自認や性的指向に悩んだ経験の有無について質問したところ、6.3%があると回答をしております。性的マイノリティ当事者の生きづらさを理解し、解消することは、重要であるというふうに考えております。

○8番（野村広志君） こういった制度を導入するにあたっては、やはりこのパートナーシップの宣誓制度ですけれども、これは条例であったりとか規則等の変更等も予測されますけれども、どの程度の範囲までこれが及んでいるのか、そういったことも少し想定はされておりますか。

○市長（下平晴行君） まずは、どういった行政サービスが提供できるかという部分から検討する必要があります。利用可能になるサービスの内容は自治体で異なりますが、導入自治体では市営住宅への入居要件、救急車でのお搬送における配慮、同一世帯での住民登録、母子手帳交付、介護に関するサービスなどが提供されております。導入の際には、それらに関連する条例・規則は、変更の必要が出てくる可能性があるというふうに思っております。

○8番（野村広志君） では、このLGBTQを正しく理解して促進していくという取組の中で、学校現場での考え方について少しお伺いいたしますが、先般、新聞でも鹿児島県内の学校における混合名簿の導入達成率が記載されておりました。御覧になられた方も多いかと思いますが、全体で中学校が82.2%、小学校が89.4%のようでありました。そのうち全小・中学校に導入済みの市町村が26市町村あるとのことでありました。残念ながら本市は、まだ全学校での導入が至っていないようではありますが、混合名簿一つにとっても、小さな取組かもしれませんが、LGBTQなどの性的少数者への配慮にほかならないものだと感じております。ここ辺りについての今後の取組いかん、お考えをお聞かせいただけますか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

性的マイノリティとされる児童・生徒に対しましては、性的指向や性自認などに関しまして、社会生活を送る上で悩みや不安を抱えている状況にあり、その心情等に十分配慮した対応が求められていると考えております。

各学校におきましては、これまで以上に相談しやすい環境づくりとその体制づくりの確立を図り、よりきめ細やかな対応ができるようにすることが非常に重要であり、そのための職員研修も計画的になされているところでございます。

そこで、性的マイノリティの理解につきましては、人権教育を柱とし、児童・生徒の発達の段

階を踏まえて、学級活動であるとか保健の学習など全教育活動を通しまして、関係課や県教育委員会それから関係団体の協力も得ながら、段階的な指導を行っていきっておりますし、これからもそれを前進させていきたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 大変デリケートな問題ですので、様々なところの配慮であるとか、進めていく上で困難さもあるかと思いますが、誰しものが法の下に平等であるという日本国憲法に基づく考え方に立っていただきまして、非常に大切な施策であると皆さん認識されているかと思えますので、丁寧に進めていただきたいなとお願いをしておきたいと思えます。

次に、6番目にまいります。「身近で安心な医療体制の充実を図る」としているところで、総合病院の誘致を目指すと言われております。これについて、昨年12月議会の一般質問の中でもお聞きしました。これは産科を含むということもありましたけれども、「そのようなアプローチは現在までない」との答弁でありました。何かその後展望があったのか、それともこの4年間で目指していくという考え方なのか、その1点をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 病院誘致につきましては、大きな取組と考えておりますので、本市を取り巻く圏域の人口や疾病の動態を踏まえ、運営面、資金面、用地等様々な課題を抽出し、どの程度の時間を要するのかは、今の段階では分かりませんが、全庁挙げて進めてまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 現段階では、めどみたいなものではなくて、これからそれは構築していくという理解でよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○8番（野村広志君） 誘致するとしても、ある程度有利な条件であるとか、それなりのメリットがなければならぬと思うわけですが、病院であったり、医療法人あたりですね、何らかこの志布志市に病院を進出させ得るだけの旨味と申しますか魅力ですね、そういった提示がされるべきではないかなと考えておりますが、そういった考えについて、市長、どんな手法を取りながら、この誘致活動を進めていかれるおつもりでいらっしゃいますか。

○市長（下平晴行君） 先ほど申し上げましたように、今後様々な課題を抽出し、本市に必要な医療を検討される病院や医療法人が、進出できる支援を考える必要があるというふうに思っております。

○8番（野村広志君） これは市長、トップセールスとして積極的に進めるという理解でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○8番（野村広志君） かなりハードルが高いものと感じておりますが、あらゆる手法、その可能性をぜひ高めていただきたいものだなと期待をしておきます。

では、7番目に入ります。「グループ制導入とデジタル化で行政サービスを円滑にする」としてありますが、行政サービスのデジタル化について、どの程度まで踏み込んだ改革を進められるのか、お聞きいたします。

まずは、DX（デジタルトランスフォーメーション）の取組を進めようとする背景について、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） デジタル化の取組につきましては、令和3年4月に情報管理課内にデジタル化推進係を設置し、電子自治体推進会議におきまして、国が示す自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画に基づき、取り組むべき事項を着実に実行するために、本市のデジタル化推進の方向を定めた志布志市デジタル化推進計画を令和3年8月末に策定したところでございます。

本推進計画に基づきまして、デジタル技術やデータを活用して、市民の皆様の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により、業務効率化を図り、人的支援を行政サービスのさらなる向上につなげ、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を目指し、積極的に改革を進めてまいります。

○8番（野村広志君） では、この直接市民のサービスに関わる点、そのことと高齢者をはじめとするこのデジタル弱者と思われる方々への特段の配慮等についてはどのようにお考えなのか、直接市民に関わることというのはどういったことが関わってくるのか、併せてお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 本市を取り巻く環境や社会情勢の変化、多様化・複雑化する市民のニーズに的確かつ柔軟に対応できるよう、デジタル技術を活用しまして、行政手続のオンライン化をはじめとした手続きの簡素化、各種証明書コンビニ交付及び手数料等のキャッシュレス決済など、市民の方に安全で便利な行政サービスの充実を図ると同時に、業務の効率化を推進し、市民の皆様へ直接的なサービスに職員の業務を重点化させ、さらなる行政サービスの向上につなげてまいります。

高齢者等などの弱者に対する対応ということでございますが、社会全体のデジタル化が進められる中、デジタル格差の解消は、重要な課題であると認識しております。デジタル弱者対策としては、国のデジタル活用支援事業を活用し、令和3年10月から12月の期間におきまして、株式会社NTTドコモが開催するスマホ講座を市内で27回開催し、計96人の方に御参加をいただきました。

今後も継続してスマホ講座をはじめ、住民に寄り沿った形で支援をしていきたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 行政のデジタル化がどういったところまで進んでいくのかと、非常にまだ見えてこないわけですが、では、この市民の目から見たときに、ますますマイナンバーカード等の活用というのが進んでくると、そういったものを使った手続きが進んでくることがありますけれども、この取得については任意になっております。強制されるものではないわけですが、DXの推進と併せて、この整合性についてはどのようにお考えなのかお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 国におきましてデジタル化を進める上で、オンライン上での最高位での

公約な本人確認ツールであるマイナンバーカードの普及拡大が、社会全体のデジタル化の鍵を握っていることから、令和4年度末までに、全国民が取得することを目指しているところでございます。本市におきましても、市民の方に安全で便利な行政サービスの充実を図ることを目的に、マイナンバーカードの取得促進への各種取組を行っているところでございますが、DXの目的は、一人ひとりのニーズに合わせ、サービスの選択肢を増やし、誰一人取り残さないデジタル化であります。デジタル化を推進し、業務効率化を図ることにより、市民の皆様への直接的なサービスに職員の業務を重点化させ、さらなる行政サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。

○8番（野村広志君） さらにこのDXということが行政の業務の中に進んできた場合、業務の効率化等が期待される、効果が期待されるわけですがけれども、こういった効果が生み出されたとした場合、予算ベースのところで考えたときにどの程度の削減効果があるのか、その辺をどの程度見込んでいるのかお分かりですか。

○市長（下平晴行君） デジタル化の推進による削減効果につきましては、取組内容によるところもあり、予算ベースでの見込みは難しいところではありますが、令和3年度に全庁的に実証を行った事例としまして、会議録作成におけるAIを活用した作成支援システムの実証実験を1か月間行った結果、人件費で約29万円の削減につながり、年間350万円程度の削減が見込まれたところでございます。

○8番（野村広志君） ではもう一点、経費のところもそうですが、人員の削減というところも視野に入ってくるかと思えますけれども、効率的に業務が遂行できるようになれば、人員を削減していくということも視野に入っておりますか、そこ辺についてはどうですか。

○市長（下平晴行君） 人員削減ということではなく、これからの人口減少の時代において、職員数のさらなる減少も見込まれる中、デジタル技術を活用して業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげるという考え方でございます。

○8番（野村広志君） では、業務の効率化となると、業務量もいろいろばらつきがありますがけれども、この業務量としては、時間ベースでどれくらいの削減を目指すということで捉えればよろしいですか。

○市長（下平晴行君） 1か月間で141.5時間の業務量削減につながり、年間1,698時間、約70日分の削減が見込まれるところでございます。

○8番（野村広志君） 1か月で141時間当たりということですかね、それと70日間。これについては人員削減ということではなくて、人員には影響しないということによろしいわけですか。

○市長（下平晴行君） 先ほどちょっと抜けておりましたけど、会議録作成における実証実験の結果についてで、1か月間でということでございます。

[野村広志君「人員削減には影響しないか」と呼ぶ]

○市長（下平晴行君） 人員削減には影響はしません。

○8番（野村広志君） デジタル化の推進については、ほかの自治体、地方の自治体だからこそ、

今後も不可欠な要素であると考えております。市民の負担の軽減であったりとか、安全に便利なサービスとして定着されることを望んでおりますが、一方でセキュリティの問題であるとか、プライバシーの保護の問題であるとか同時にあろうかと思えます。しっかりとした制度設計の下で、正しく運用されていかれることを望んでおります。お願いしておきたいと思えます。

では、最後に8番目になります。「SDGs達成のための参加を促進する」というところでございます。まずは、参加を促進するというその必要性についてお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 本市におきましては、本市におけるSDGs推進に関わる方針を定めるものとして、令和3年8月に、志布志市SDGs推進方針を策定しております。その中で大きく三つの目的を定めており、その一つ目が、国際社会全体の共通目標であるSDGsの達成に貢献すること、二つ目が、本市の将来にわたる持続的な発展をより効果的に図ること、三つ目が、志布志市が担う地域の先導役としての役割を果たすことであります。これらの目標、目的に向けて取り組むことは、私自身も施政方針の中で掲げました。誰一人取り残さない社会の実現のため、必要な事項であるというふうに考えるところでございます。

○8番（野村広志君） では、具体的にこのSDGs達成のための参加ということで、どういったことを取り組んでいくのかという考えがまず1点と、それとこのSDGsの取組には、国のほうでも様々なアクションプランがございます。市としても、積極的に参加を促進するというところでうたっておりますので、これちなみにジャパンSDGsアワードに参加することを考えているとか、SDGs未来都市としての先進的な取組を行い、選定も含めたことを目指していくおつもりなのか、その辺について併せてお聞かせください。

○市長（下平晴行君） SDGsの達成に向け、本市の取り組む方策については、志布志市SDGs推進方針において七つ定めております。項目を申し上げますと、各種計画等への反映、国等との連携、多様な主体との連携、職員への理解浸透、積極的な周知・啓発活動、契約等での配慮、パイロット事業の創造となっております。これらの方策に基づき、事業を展開していく考えでございます。

○企画政策課長（西 洋一君） 2点目のSDGsに関わるSDGsアワード、それから宣言都市等につきましては、今後様々な取組を進めていく中で、本市にあった形での推進体制が進められる形になったときに、そういった取組についても模索していきたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） では、当初からそのことを目指してということではないということで、よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○8番（野村広志君） では、各種計画、方針等、SDGsの考え方をひも付けしていくとしておりますが、本市の中には、最上位にある志布志市総合振興計画をはじめとする様々なプランや計画が策定されております。当然、国や県の有利な交付金や補助事業の募集要項として、各種基本計画の策定が要件に盛り込まれていることは理解するところですが、ではこういった計画、全

てに対してこのSDGsの考え方にひも付けしたプランになるという理解でよろしいでしょうか。それと併せて、このことも、国のほうでこのSDGsにひも付けしたプランになることを求めているという理解でよろしいですか。そこについて併せてお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 志布志市SDGs推進方針へは、各種計画等への反映についても定めており、各種計画や方針等の策定や改定にあたっては、経済・社会・環境の三側面の調和や統合的な向上を図るために、全庁的な視点での施策との連動、影響等とも踏まえた検討を行うこととするとしています。SDGsを盛り込むことが、そぐわない計画こそ除きますが、原則的にはこの姿勢をもって、各種計画等の策定に臨むという考え方でございます。

○企画政策課長（西 洋一君） SDGsの視点を各種計画に盛り込むことにつきましては、国の地方創生の取組の中で、そういった形で各種計画に反映させるということで明記がされているところでございます。これを踏まえまして、これまでもまち・ひと・しごと創生総合戦略、それから昨年12月議会で承認いただきました過疎計画、それから来年4月からの総合振興計画等については、SDGsの要素を盛り込んだ計画となっているところでございます。

また令和4年度以降につきましても、それぞれの各種個別計画の中で、SDGsの内容に沿った形での取組が期待できる計画としましては、そういったアイコンを表示させて、分かりやすい形で表示をしていくというような計画でございます。

○8番（野村広志君） 市民や地域団体、企業や学校そして自治体に至るまで多様な連携をし、目標達成に向けて取り組むとしておりますが、ではこの市民生活で市民に求められているもの、これは市民にどういったことを求めていくというか、協力していくということになるのでしょうか、そこについてはどうですか。

○市長（下平晴行君） 多様な主体との連携については、志布志市SDGs推進方針において、「関係する多様な主体との連携強化が国からも求められており、これらの参画は各取組の効果を高めることにもつながっていることから、市民や地域の団体、企業、学校、他の自治体などと連携して取組を進めるものとします」と定めております。

市民の皆様におかれましては、志布志市LINE公式アカウントを通じたアンケートで、延べ489人にお尋ねしたところ、「今後SDGsに取り組みたいですか」という問いに対し、「既に取り組んでいる」と回答した方が80%、「取り組む予定がある」と回答した方が5%、「予定はないが興味はある」と答えた方が14%という結果が出ており、この結果から、99%の方が何らかの形でSDGsに自ら取り組むか、取り組もうとしているということが伺えます。

SDGsの達成については、市として何かを求めるといふより、市民の皆様と共に歩むことができたというふうに思うところでございます。

○8番（野村広志君） では、最後にこういったことを進めていくということに対して、我々の市民生活は何らかの影響はあるのかどうか、そこについて最後お示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） SDGs達成に向けた取組として、市民の皆様の中でも既に様々な活動が行われていると認識しております。市としても、それらについて、市報しづしやホームページ

の中で紹介させていただき、周知啓発の一つとさせていただいているところであります。SDGsは国際社会全体の普遍的な目標であり、市民の皆様も主体として取り組むことがSDGsであると考えます。

市としましては、その輪がより大きくなるよう、広がりやすくなるよう、先導役としての役割を果たすものでございます。市民生活に影響があるとすれば、市民の皆様お一人お一人の心に変化があることを目指してまいりたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 今回、所信表明ということで政治姿勢を様々お聞きしてまいりました。少し駆け足になりましたけれども、市長の思いが十分に反映されたものになったのではなかろうかなと感じているわけですが、具体的な施策の展開になると、必要な予算であるとか、骨子案のようなものがこれからも出てくるかと思しますので、具体的な中身については、またお示しがあってからお聞きしてまいりたいと思います。しっかりとした制度設計に取り組んでいただけるように、お願いしておきたいと思っております。

最後になりますが、現在ウクライナとロシアで大変に残念でなりません、あつてはならない戦争が勃発をしております。今回質問させていただきましたSDGsの考え方は、世界平和でもございます。そういった願いの中で、2015年9月国連サミットの会場で、全会一致で採択、可決された国際目標であったと記憶をしております。その中の17のゴールの一つ、「平和と公正をすべての人に」そして「あらゆる人々が安心して生活が送れるようにします」とする一文は、もろくも無残に打ち砕かれてしまっております。我々日本におきまして無力でありますけれども、せめて一刻も早くこの紛争が終結することを願い、私の一般質問も、平和と反戦のシンボルでありますピースを捧げて終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（平野栄作君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のためしばらく休憩いたします。

—————○—————
午前11時58分 休憩
午後1時04分 再開
—————○—————

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

次に、17番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○17番（小野広嗣君） 皆様、こんにちは。下平市長におかれましては、2期目の御当選おめでとうございます。志布志市発展のために、さらなるリーダーシップを発揮していただくよう、期待いたしますとともに、私自身初当選の際の初心に立ち返って、市民の皆様方の御負託にお答えできるよう、しっかりとその職責を果たしてまいる決意でございます。それでは、早速所信表明について質問をいたします。

初めに、市政運営に対する基本姿勢について3点質問いたします。

市長は、所信表明の冒頭で、「市長選挙において多くの市民の皆様からの力強い御支援をいた

だいたことを受けて、課せられた使命と責任の重さに、改めて身の引き締まる思いである」と述べられております。

そこで、今回の市長選挙で示された市民の皆様から寄せられた信任の結果を、どのように受け止め、今後の市政運営に反映させていかれるのか、市長の率直な思いを伺いたいと思います。

次に、市長が市長選挙にあたって示されたマニフェストには、1期4年間で取り組んだことが21項目ほど示されておりました。所信表明でも、「市民と約束した様々な施策を実現することができた」と述べられておりますが、一方で、この4年間で取り組もうとされた中で、どんな項目が具現化できなかったのか、道半ばだったのか伺いたいと思います。

次に、市長は、「市民が主役のまちづくりを基本に、誰一人取り残さないまちづくりを目指し、その実現のために市民目線、民間感覚による効果的かつ効率的な行政サービスを提供するため、職員の意識改革を図る」と述べておられますが、その具体的な方策について、お示しができるものがあれば伺いたいと思います。

次に、所信表明で示された政策ビジョンについて伺います。

市長は、「稼ぐ志布志をつくり、安心して働けるまちを目指す」とされ、それを実現するためにも「本市を取り巻く環境や社会情勢の変化、多様化・複雑化する市民のニーズに的確かつ柔軟に対応できるよう、行政組織を再編し、市民サービスの向上と行政機能の効率化を図る」と述べておられますけれども、それを実現するためにも現時点での展望について伺いたいと思います。

次に、安心して子育ての出来るまちを目指すことについて、2点質問いたします。

市長は、「児童・生徒が集団生活の中で多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことが重要であることから、保護者や地域とともに小・中学校の在り方を検討する」と述べておられますが、これまでどのような議論や協議がなされて、今回の所信表明となったのか伺いたいと思います。

また、「結婚・妊娠・出産・子育て・教育・仕事との両立など、ステージに応じた各種支援策の充実を図る」とありますが、その実現のためには、庁内横断的な視野と政策が必要であると思いますが、お考えを伺いたいと思います。

次に、身近で安心な医療体制の充実について質問いたします。

市長は、「安心して暮らせるために、総合病院の誘致を目指す」とされ、これまでよりも大きく踏み出した目標を掲げられておりますが、現時点での展望と、長い間課題となっている不足する産科医の確保に向けたこれまでの取組について伺いたいと思います。

次に、グループ制導入とデジタル化で行政サービスを円滑にするその観点について、2点質問いたします。

市長は、「グループ制を導入することにより、機能的かつ能率的な事務の執行や緊急時における業務継続が可能となる行政組織を構築する」とされておりますが、このことは1期目においても述べておられ、その動きを注視しておりましたが、その体制をしっかりと構築するまでには至らなかったのではないかと思います。このことが進まなかった理由と今後の課題について伺い

たいと思います。

また、「DX（デジタルトランスフォーメーション）の取組を推進し、業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげる」とありますが、現時点の課題と今後の展望について伺ってまいりたいと思います。

○市長（下平晴行君） 小野議員の御質問にお答えします。

初めに、市政運営に対する基本姿勢につきましてお答えいたします。

まず、今回の選挙で示された市民の皆様への信頼の結果をどのように受け止め、今後の市政運営に反映させていくのか、その認識についてでございます。今回の市長選挙につきましては、現職と新人の一騎打ちの構図となり、大変厳しい選挙戦でございましたが、市民の皆様から多くの御支援をいただき、引き続き2期目の市政を担わせていただけることを、身が引き締まる思いで受け止めております。

選挙戦で市内を回る中で、市政に対する様々な御意見やコロナ禍の不安など、市民の皆様への声を聞くことができました。その思いを真摯に受け止め、その声に応えるためにも、今後の市政運営にあたりましては、これまで以上に市民目線に立ち、市民が主役のまちづくりを基本に、志布志市に住んでいる市民を決して一人ぼっちにさせない、誰一人取り残さないまちづくりの実現を目指してまいります。

次に、様々な施策のうち、どのような項目が具現化できなかったのか、道半ばだったのかについてでございます。

私は4年前の市長選挙におきまして、市民目線で市民が主役のまちづくりを掲げ、五つの政策ビジョン等をお示しし、その実現に向けて鋭意取り組んでまいりました。結果として、学校給食の完全無償化と、産科医等を含めた緊急医療体制が整った病院の誘致につきましては、達成することができなかったところでございます。

マニフェストは選挙公約として、市民の皆様と約束した施策であり、全ての項目の実現を目指して取り組んでまいりましたが、一部達成できなかった項目があることにつきましては、私が掲げる四つの行政経営指針のうち、成果主義の観点からも何をやったのかではなく、何を達成したのかが問われるところでございますので、真摯に受け止めなければならないと思うところでございます。

次に、市民目線、民間感覚による効果的かつ効率的な行政サービスを提供するための職員の意識改革についてでございます。

これまで市政運営の基本方針として、顧客満足度志向・オンリーワン・成果主義・先手管理の四つの行政経営指針を掲げて、行政運営の効率化と市民サービスの向上に取り組む中で、職員の対応が良くなったとの市民の声を直接聞くことも多くなってきており、少しずつではございますが、四つの行政経営指針が、しっかりと確実に職員に浸透していると思うところでございます。

一方で、職員の対応が良くないとの声を耳にすることも少なからずあるところでございますので、引き続き、四つの行政経営指針を基軸として、挨拶・態度・笑顔・対応・一生懸命・言葉・

徳の「あ・た・え・た・い・こ・と」を職員一人ひとりが認識し、市民に寄り添い、職員から積極的に声をかけるなど、市民の皆様が気軽に相談できる相手の立場に立った市民目線での対応に努めるとともに、行政はサービス業であることを職員一人ひとりが認識するよう、意識改革を行ってまいります。

続きまして、政策ビジョンにつきましてお答えいたします。

まず、稼ぐ志布志をつくり、安心して働けるまちを目指すため、社会情勢の変化、市民ニーズの多様化・複雑化に的確かつ柔軟に対応できるよう、行政組織を再編し、市民サービスの向上及び行政機能の効率化を図ることへの展望についてでございます。

現在、市では27の課又は局を設置し、業務を行っておりますが、社会情勢の変化や多様化する市民のニーズに対応するためには、現状の組織の枠にとらわれない、幅広い連携が必要であると考えております。

また、庁舎等の在り方検討委員会からも、行政のデジタル化を踏まえ、時代の変化に対応した市民サービスの向上と行政機能の効率化を図ることの提言がなされておりますので、デジタル化による効率化や関連業務の集約を図りながら、市民サービスの向上に向けた組織機構の検討を進めてまいります。

具体的には、今後プロジェクトチームを立ち上げ、業務の調整等を行いながら見直し案を作成してまいります。早期に取り組める部署から段階的に見直しを進めてまいりたいというふう考えております。

次に、安心して子育ての出来るまちを目指し、児童・生徒一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくために、保護者や地域とともに小・中学校の在り方を検討することについて、これまでどのように議論があったについてでございます。

御存じのとおり、本市におきましては人口減少が続いており、将来的に児童・生徒数の減少がさらに進むことが予想されております。昨年5月に開催した総合教育会議におきまして、児童・生徒の減少に対応した学校の在り方の検討が必要になることにつきまして、教育委員会と共通認識を持ったところでございます。学校というのは、児童・生徒が集団生活の中で多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことが重要であると思っておりますので、保護者や地域とともに小・中学校の在り方を検討してまいりたいと考えております。

次に、結婚・妊娠・出産・子育て・教育・仕事との両立など、ステージに応じた各種支援策の充実を図るための、庁内横断的な視野及び施策についての考え方でございます。

安心して子育ての出来るまちを目指すことにつきましては、1期目に引き続き、政策ビジョンとしてお示ししたところでございます。少子化に歯止めをかけるためには、結婚し、安心して子供を産み育てることができる環境の整備や、各ステージに応じた子育て支援策を切れ目なく行うとともに、教育の振興や子育てと仕事の両立を支援するなど、子供の健やかな成長と子育て世代を社会全体で後押しし、子育てしやすい環境づくりに取り組む必要があると考えているところで

ございます。

各ステージに応じた施策を推進する上で、子育て世代が抱える様々な課題には、複合的なものもあることから、関係課で連携し、情報共有を図り、安心して子育てができるまちの実現に向けて取り組んでまいります。

次に、総合病院の誘致の現時点での展望及び不足している産科医療の確保に向けたこれまでの取組についてでございます。

本市には、診療所18か所、病院2か所の医療機関があり、産科を除く診療科は確保できております。また、曾於・鹿屋・都城圏域と連携して、緊急医療診療科の確保に取り組んでおります。

さらに多数の診療科が整った総合病院が身近にあれば、一貫した受診・診療が可能となり、市民が安心して暮らすことができる医療体制を確保できると考えております。

産科医療につきましては、鹿屋市など市外の産科医療機関を受診している状況であり、現在、大隅4市5町保健医療推進協議会において、産科医師確保への取組を行っております。

本年度においては、鹿児島大学病院から県民健康プラザ鹿屋医療センターに研修医2名を派遣していただいております。今後、広域での事業継続と同時に、曾於地域医療関係者と連携を図り、総合病院の誘致に取り組んでまいります。

本市を取り巻く圏域の人口や疾病の動態を踏まえ、運営資金、用地等様々な課題を抽出し、全庁挙げて進めてまいりたいというふうと考えております。

次に、グループ制を導入することによる機能的かつ能率的な事務の執行や、緊急時における業務継続が可能となる行政組織を構築することについての1期目における状況及び今後の課題についてでございます。

グループ制の導入につきましては、現状において組織上のグループという形として整えることはできませんでしたが、担当者不在によって市民の皆様への対応が滞ることのないよう、平成30年の4月から、係内の担当者制を廃止し、係内の職員が誰でも対応できるような取組を行い、一定の効果があつたものと考えております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をはじめとする社会情勢の変化や、多様化する市民ニーズに対応するためには、さらなる連携による体制強化が必要であることから、グループ制の導入について、改めて進めていく必要があると考えております。

導入に向けては、現状の体制を大きく変える必要があることから、業務の集約や職員の意識改革が課題であり、今後まずは導入可能な部署から先行導入し、幅広い業務に対応できる職員を育成しながら、最終的には組織再編と併せて全体的に導入することを目指してまいります。

最後に、DXの取組を推進し、業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげることについての現時点での課題及び今後の展望についてでございます。

本市のデジタル化の取組につきましては、令和3年4月に情報管理課内にデジタル化推進係を設置し、電子自治体推進会議におきまして、国が示す自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画に基づき、取り組むべき事項を着実に実行するために、本市のデジタル化推進の方向を

定めた志布志市デジタル化推進計画を、令和3年8月末に策定したところでございます。

本推進計画に基づきまして、デジタル技術やデータを活用することにより、市民の皆様の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用による業務効率化を図り、人的支援を行政サービスのさらなる向上につなげ、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができる、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を目指し、取組を行っているところでございます。

○教育長（福田裕生君） ただいま市長のほうから答弁がございました、学校の適正規模等に関する件に関しましてお答えいたします。

本市におきましても人口減少に伴いまして、児童・生徒数の減少は今後も続くことが予想されております。昨年開催いたしました総合教育会議の中におきましても、「今後の学校の在り方について、検討していく時期に来ているのではないか」というような御意見等もございましたので、市長部局とも十分協議した上で、令和4年度から当事者である子供たち、そしてその保護者、地域の方々意見を幅広く拾いながら、今後の在り方について、検討の準備を進めていくことにしたところでございます。

本市におきましては、平成23年2月に学校規模適正化の基本方針も定めておりますので、国が示した指針等とこの本市の基本方針等を含めまして、今後の本市の状況等を十分勘案した上で、検討を丁寧に進めてまいりたいと思っております。

○17番（小野広嗣君） それぞれ今お答えをいただきました。まず市長のほうに一問一答で、一つずつ確認を取りながらお聞きをしてみたいと思っております。

率直な思いというのは、先ほど市長からお聞きをしましたので、十分理解をしたところでありますが、市長、今回のこの市長選挙の投票率というのを見ていきますと62.78%。前々回より6.1%低かった前回、それよりもさらに6.36ポイントの減少となりました。約37%、9,240の方が実は投票に行かれていないという結果であります。また、市議会議員選挙の無効投票が168、市長選挙は無効投票が310と、かなりの数に上がっております。コロナ禍の影響も多少はあったのかと思いますけれども、行政に対する市民の関心度が薄れてきているのではないかと危惧をするところではありますけれども、その点については、どのように分析をされているのかお聞きをしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 前回の市長選挙と比較し、投票率が6.36ポイント減となったこと、棄権者が約9,000人となったことにつきましては、厳粛に受け止めているところでございます。

コロナ禍など様々な要因も考えられるところでございますが、市政の関心が薄れてきていることも原因の一つと考えておりますので、市民の皆様が市政に関心を持っていただけるような取組や、市政への参画機会の充実を図ってまいります。

○17番（小野広嗣君） 市長のほうも今回の市長選挙の結果を真摯に受け止められて、厳粛に受け止めるという答弁でありましたけれども、やはり市民に身近な行政ということが、一番大事であろうと思っておりますけれども、市長は今回の所信表明で「1期4年間、『熱き思いで市民に身近な市政を』との信念の下、市民目線で市民が主役のまちづくりを推進し、市民生活の利便性

の向上の実現に向けて、市政運営に持てる力と情熱の全てを傾けて取り組んでまいりました」と述べておられるわけでありますが、その市長の熱き思い、それに対する市民の理解度あるいはその市長の思いが、どれくらい市民の中に浸透していつていると感じていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 1期目の政策の柱であった本庁舎移転につきましては、市民の関心度が高く、浸透してきたと考えているところでございますが、市民生活に直結していない施策につきましては、浸透度は低かったのではないかと感じるところでございます。

このようなことから2期目におきましては、市民へのマニフェストの浸透を図る取組を行うことにより、説明責任を果たしてまいりたいと考えているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 市長もできなかったことについては、真摯に受け止めているという冒頭の答弁と今の答弁も重なる部分があるかと思えますけれども、いわゆるこの市民の中には、市長のお仕事に対して評価があったから、信任を得られたというふうにも思うわけですが、一方では、本当にシビアな市民の方もいらっしゃって、批判的なことで市長にそのことをぶつけてこられるような、あるいはどこからか聞こえてくるような、そういったこともあったらどうかと思えますが、その点についてはどう受け止めていらっしゃるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 本庁舎に際しても、議員の方からも「もっと議論すべき」とか、「市民への説明が不足している」などの御意見をいただいたところです。結果的には、全ての議員の賛同を得られなかったことにつきましても、真摯に受け止めているところでございます。

2期目におきましては、これまで以上に、丁寧な説明をしてまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） ぜひ、そうであってほしいと思っておりますし、私は、志布志市は常に市長と市民の距離が身近であってほしい、それは当然私たち議会もそうでなければならぬと思えます。1期目も市長は市内をくまなく回って、「どれだけ市民の声を聞くことが大事かということを感じた」というふうに言われていましたね。やはり傾聴という、市民の声を聞く、耳を傾ける、こういった姿勢、コミュニケーションづくりがいかに大事かということ、市内をくまなく回られて感じられたと思えますが、その市民とのコミュニケーションづくりについては、今後さらに進めていってほしいと思えますが、どのように受け止めていらっしゃるのかお聞きしたいと思えます。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、市民にとって身近な市長でなくてはいけないと思っております。2期目におきましても、現場主義の徹底を図ることとしておりますが、私自身が直接現場に出向き、市民の声を聞き、コミュニケーションを図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 市民が自分の住んでいるまちに誇り、愛着を持つ。そうすることが、市長が目指される住民参加のまちづくりというか、市民が主役のまちづくりに直結するのだろうというふうに思うのですが、そうした場合、総合振興計画を立てる、様々な施策を打つときにアン

ケート等も取られるわけですけれども、いわゆる市民がこのまちに住んでいる、この幸福度を実感するような、満足度を実感するような、その視点に光を当てたアンケート調査というのを定期的にやっていって、今何が望まれているのかということも2、3年ごとでもいいでしょう、しっかりやはり取っていくということはすごく大事なかなというふうに思うのですが、その点はどうなのでしょう。

○市長（下平晴行君） 総合振興計画の前期と後期の計画策定時と中間年度の2、3年に一回は、市民満足度調査を実施しているところでございます。調査内容は、計画の施策に対する市民の満足度を計るものでございますが、次回以降は、市政への関心を高めるために、市民の声を市政に反映させるような取組をする必要があるというふうに思うところでございます。

○17番（小野広嗣君） ぜひですね、市民の暮らしぶりがどういう状況なのかと、そういう状況をしっかり把握して打てる手を打っていく。これは行政の仕事の在り方だろうと思いますので、今の答弁は十分理解いたしますので、前へ進めていただければと思います。

この項の最後ですけれども、所信表明では、市政運営に取り組んでいる覚悟を市長は示していただいたわけですけれども、下平市長の考えるリーダーの役割と申しますか、その重要な資質、要素とは具体的に何を指すのか伺っておきたいと思えます。

○市長（下平晴行君） 役割であります。市民の皆さんが安心して健康に暮らせるように、八つの政策ビジョンを含め、様々な計画や制度をつくり運営するとともに、市の予算を組み、条例の制定や改正の案を市議会に提出します。そして、税金の課税と徴収、福祉保健、環境、道路、教育、文化など、市の行政について責任を持ち、職員と共にどのように取り組んでいくか考えていくことだというふうに思えます。

資質であります。責任を負ってくれる人、重要な選択について即座に決断できる人、能力を伸ばすことも含めて成長機会を与えてくれる人、業務において視野の広い人、人間として魅力的に感じる人ではないかというふうに思っております。

○17番（小野広嗣君） 今、市長のほうでリーダーの役割、資質といいますか、そういったものに対しては答弁をいただきましたので、それを理解した上で、次の質問に入りたいと思えますが、そういった立場に立って、市長は4年間、公約の実現に向けて頑張ってきたと思えますけれども、その中で具現化できなかった項目については、先ほどお示しをいただきました。十分それは理解をするわけですが、そういった具現化できなかったものというのは、当然継続をされていくわけですよね。そしてそれらを踏まえた上で、できなかったことも踏まえた上での、今回の所信表明となっているのか確認をさせていただきます。

○市長（下平晴行君） 未達成となった項目につきましては、様々な要因があるところでございますが、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中で、様々な支援策を講じる必要があるところでございますので、取り組める施策を取捨選択する必要があると考えているところでございます。

○17番（小野広嗣君） やはり行政のかじ取りを担っていく中で見えてくる部分、そして、その

方向性というのも出てくるんだらうと思うんですよね。そうした場合、この4年間様々な施策を打たれ、そして今回新たに所信表明で、新たな施策も述べられているわけですが、そういったことを実行する中で、この志布志市の今後の姿かたちというのがだんだん見えてきたというふうに理解していいのか、お示しをください。

○市長（下平晴行君） 他自治体では見られない港と高速道路が同時に整備が進む中で、本庁舎を移転してコロナ禍ではありますが、人と人の交流や企業進出など、まちが動き出しているというふうに感じております。

○17番（小野広嗣君） 市長がそういうふうに述べられる、聞いている市民の皆さんもそういった発言を聞くと安心をされるんだらうなと思うわけですが、あと前回の所信表明でこう言われているんですね、今回ではないですよ、「若者に魅力あるまちづくりを進めるために、10年後を見据えた将来性のある事業展開をする」と述べられておりますけれども、この点についてはどのくらい進んだと思われるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 臨海工業団地の拡充により5工区に分譲まで完了するとともに、企業立地により雇用の場を確保し、歴史のまちづくり事業は福山氏邸の改修事業に着手するなど、若者に魅力あるまちづくりを推進するため、10年後を見据えた将来性のある事業を展開してまいりました。いずれの事業も進行中でございますので、引き続き将来を見据え、本市が持続的に発展するために取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 分かりました。

あと前回の所信表明で少し気になっているのですが、「松山地域、有明地域、志布志地域という言い方に変えていき、それぞれの地域の長所や特性を生かして、オール志布志で頑張っていくんだ」という話をされました。そういった機運というのは醸成されたとお考えなのかお示しをください。

○市長（下平晴行君） 志布志地域においては、経済発展は核となる拠点が必要であるということから、本庁舎移転をしてまいったところであります。松山地域、有明地域には、目に見えた形で特性を生かしたまちづくりはできておりませんが、あらゆる事業等にも注視して、それぞれの地域の特性を生かしたまちづくりを、現在進めているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 様々な施策の実現に向けては、当然道半ばだというふうに理解をするわけですが、さらなる施策の充実化に向けて、市長にはリーダーシップを発揮して行ってほしいなど、そういった思いで質問させていただいております。

次の職員の意識改革を図るための具体的な方策はあるのかということで、先ほども答弁していただきました。そして、俗にいうこの「下平イズム」というか、四つの経営方針を基軸にして、そのことの意味を職員の皆様が解して、一緒の方向を向いて仕事をしていくというのが一番理想形であらうと思うんですけれども、そのことがだんだん進んできたというようなことを先ほど答弁をされたと思っております。そういう意味では、十分そのことは理解をいたしております。その上で、基本的なことをちょっとお伺いしたいと思います。地方自治法第1条の2では、地方公

共同体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とすることが定められておりますね。市政運営の基本姿勢としては、市民の暮らしを守り、向上させることが第一義だと思っております。いわゆる先ほども言われましたように、市長の俗によく言われる市役所は市内最大のサービス産業であるというふうに言われます。その市役所としては、しっかりとこの住民の福祉の向上という役割を果たす、そのことが求められていると思うんですね。これは基本の「基」、当たり前のことを申し上げているわけですが、このコロナ禍で格差と貧困が本当に拡大している、そういった中では、この法で定められた自治体の役割、この住民の福祉の向上・増進を図ると、この基本の原点に立ち返ることを、再三再四、職員の皆さんに訴えていかなければいけないんじゃないかと思うのですが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、自治体の本来の役割は、医療福祉・インフラと住民サービスを提供し続けることで、住民の暮らしそして地域経済の維持・活性化を促進することであろうかというふうに考えておりますので、このことを踏まえて職員の意識も同時に、市民が主役のまちづくり、いわゆる市民がいらっしゃるから市役所があるという観点から、そのような取組をしてみたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 市長、市職員は職員採用試験を受けるときに、様々な問いかけを受けるわけですね。でもその中の基本というのは、今僕が申し上げたことが基本だろうと思うのです。ところが、長年仕事を続けていくうちに、中にはその基本を忘れてしまうような職員もいるんですね、だからこそ先ほど市長が言われたように、ほとんど挨拶ができる、礼儀正しくなった、対応がいいと。だけでも中にはそうでない声も聞くとあったでしょう。そのことを言いたいわけです。まさしくそういう不心得な方がいるから、基本の「基」をしっかり言っていただきたい。再度お願いいたします。

○市長（下平晴行君） これはもうおっしゃるとおりでございまして、やはり市役所は誰のためにあるのか、これが基本でございまして、市民に役に立つところ、そしてここで働かせていただいているという原点に返って業務の執行をするように、これからも一生懸命指導しながら対応してみたいと思います。

○17番（小野広嗣君） ぜひ、そのように進めていただければと思います。

今回市長は、「挨拶・態度・笑顔・対応・一生懸命・言葉・徳のそれぞれ頭文字をとって『あ・た・え・た・い・こ・と』を職員一人ひとりが意識し、その能力を最大限に発揮することで、行政サービスの向上につなげたい」と先ほども言っていただきました。このことを所信表明でも述べておられます。「あ・た・え・た・い・こ・と」の最初に来ているのが挨拶です。これはすごく大事なことだと思っています。私自身も、市民が主役のまちづくりを目指すにあたっては、まずもってこの挨拶が重要だなというふうに常日頃から思っています。職員と市民とのつながりも大事ですし、地域でのつながりも大事です。そういったものがだんだんと熟成されていって絆となっていくという、そういうまちづくりが大事なかなというふうに思っているのですが、ただ挨拶をしようと呼びかけるのは簡単なのですが、そういったものが生来身に付いていない人も

中にはいますよね。そういったことを心がけていない人にとっては、なかなか挨拶ができないということがあります。挨拶の一言で、本当に気持ちがいい気分になる場合もあるし、逆の場合もありますね。「おはようございます」「こんにちは」「何かできることはありませんか」そういった言葉かけがしっかりできるまちというのは、すばらしいなと思うし、一人ひとりの心が試されているんだろうと僕は思うんですよ。そういった意味では、なかなかできる人とできない人がいる中で、そういったことが本当に行き交うようなまちづくりを、市長が進めていただければ有り難いなと、今回のこういった所信表明で出てきたことは本当に有り難いなと思っているのですが、これをやはり町中に行き渡るように進化させていってほしいなというのが思いなのですが、そこはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） この「あ・た・え・た・い・こ・と」というのは、市民の皆様真心奉仕をすることで、私は、職員を評価する際には、挨拶・態度・笑顔・言葉、この四つで評価しているということで、この四つを入れるために七つ「あ・た・え・た・い・こ・と」、挨拶・態度・笑顔・対応・一生懸命・言葉・徳というのを入れたところでございます。

先ほどの質問でございますが、挨拶は学校での取組により、児童・生徒には根づいていると考えておりますが、市民全体に根づかせるためには、全ての教育の出発点である家庭と、その家庭を支える大きな役割を担っている地域においても、取り組む必要があるのではないかと思います。教育委員会や関係機関の間で、情報の共有化や協働の促進を図って、対応してまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） よく分かりました。

あともう一点、この項で確認をさせていただきたいというか、市長のリーダーシップの下で、いわゆる職員の皆さんが働きやすい環境づくりというのを目指していただきたいわけなんですけれども、この市内で最大のサービス産業であると、サービスを市民に提供する、その中で働く職員の皆様方の働き方改革という点では、どういうふうに今後取り組もうとされているのかお聞きしたいと思います。

○市長（下平晴行君） このことについては、令和3年度から時差出勤制度を導入したところでございますが、対象範囲等を拡大するなど、職員がより使いやすい制度にしてまいります。また現在、試験的に行っているテレワークの実施に向けて、制度設計等を行っているところでございます。AI・RPAについては導入を促進し、業務を効率化することによって、時間外勤務時間の短縮を図ってまいります。

令和3年度からは、夏季休暇・振替休暇を取得しやすいように、取得できる期間を拡大したところですが、令和4年度も引き続き、職員が休暇を取りやすい、取得しやすい環境を整備してまいります。

さらに、職員が自らの意見を申告する自己申告書について、令和3年度から職場の状況について記入するようにしましたので、職員の労働環境について把握しやすくなりましたので、今後の働きやすい労働環境の整備にも生かしてまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 今答弁をお聞きして、職員の皆さんの働き方改革、環境の整備に向けて、鋭意取り組んでいらっしゃるんだなということを理解をいたしました。市長のリーダーシップの下で、職員の皆さんがより働きやすい環境の下で、サービス産業としての役割をしっかりと働かせながら、市民に寄り添って仕事をしていただきたいということを要望して、次の質問に移りたいと思います。

次は、政策ビジョンについて何点か通告をいたしておりますが、この行政組織の再編ということで、市民サービスの向上と行政機能の効率化を図ることについてお聞きしたわけですが、それぞれ先ほど答弁をいただきました。少し市長に考え方をお聞きしたいのですが、一般的に組織の再編を行っていくというときには、この事業の充実や拡大目的のために一方では行われますね。そしてまた一方では、効率的な運営などのために、統廃合を目的として行っていくという視点もありますね。市長の言われるこの再編、これは一時期はやりました事業仕分けのような視点も持ちながら、再編を行っていくのか。その具体的な中身について少しお示しをください。

○市長（下平晴行君） 現状の政策を推進する上で、縦割り行政の解消や機動的・横断的に対応するためにはどのような体制がよいか検討するとともに、デジタル技術等の活用による効率化を進めながら、市民に分かりやすい組織や政策を、効果的に推進できる体制づくりを進めていきたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 大体イメージとされるものは、今お聞きして分かりましたけど、それでは先ほども8番議員とのやり取りで、少しお示しをいただいたわけですが、そうであればこの行政組織を再編し、改革を行っていくとするならば、それを進めていく上でどういう段階を経ていくのかと、先ほども少し述べてくださったと思います。一遍にやることは不可能であるので、段階的な取組となるというような答弁であったと思います。例えば、市長部局の再編を先にやる、そしてその後に教育委員会サイドをやると。そしてまたその後にグループ制の導入ということ今回述べていらっしゃるかもしれませんが、そういった流れになるのか。そこらを少し分かりやすいようにお示しいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、先ほども言いましたように、プロジェクトを設置して、今おっしゃったようなどういう形から再編をしていいのか十分協議をしながら、取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） ということは、先ほどのやり取りにもありましたように、所信表明ではこの再編のことを言われていますけれども、まだ具体的な方向性というか、姿はまだ見られていない。市長はお持ちではないのですか。

○市長（下平晴行君） 私個人ではありますけれども、ここで言うことは控えさせていただきたいと思います。

○17番（小野広嗣君） 市長ですので、行政の再編を大まかに自分はこういうふうに考えているんだというのは、多分おありなのだろうと思うんですよ。そうでなければ、所信表明で出てくるはずがないですよ。まあ、いいでしょう、それはそれで。ではですね、段階を踏んでやってい

かれるということで、今後それを注視していくしかないなというふうには理解をするところではありますが、市長も言われているように、市民のニーズというのは多様化し複雑化してきておりますね。それをどのようにしてつかんでいく、集約していくのか。そしてそれに応えていくための職員の政策能力のアップをどうやって図っていくのか。そこについてのお示しをください。

○市長（下平晴行君） 市役所に寄せられる市民の声に、丁寧に耳を傾けることや日頃から社会情勢の変化の把握に努めることにより、市民のニーズを見いだしていくことが可能であるというふうに考えております。そのニーズに応えるためには、職員の高い政策能力や意識改革が必要でありますので、職員研修による能力の習得や、私自身が階層ごとの講話や声かけを行いながら、政策能力の向上や意識改革に努めてまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 今、市長が答弁されたような方向性で、仕事をしていってもらおうということで理解をするわけですが、少し行政組織の再編では角度を変えたいと思います。先ほども少し出ていましたけど、庁舎機能の関係でお聞きしたいと思いますが、「庁舎等の在り方検討委員会からの提言を踏まえた上で、さらなる本庁機能の充実を取り組んでまいります」とあるわけですね。これまでは本庁機能の充実を図っていくという計画の中では、短期・中期・長期という視点で、当初我々議会に市長から提案があったわけですが、その点については今後どのように進んでいくのかお示しをください。

○市長（下平晴行君） 短期・中期・長期についてでございますが、短期・中長期という考え方がありますので、本庁舎移転に関する基本方針では、管理部門等の移転を短期計画と定めて、令和3年1月に本庁舎を移転し、本庁舎全体の移転及び新庁舎建設等を中長期計画として、庁舎等の在り方検討委員会で調査・研究を進めてきたところでございます。

今回、在り方検討委員会から提言を受け、今後の庁舎の在り方を検討するにあたりましては、まずは、中期的な視点を踏まえた行政組織の見直しを行う必要があるというふうに考えております。グループ制の導入やデジタル化による行政機能の効率化を進めながら、本庁舎機能の充実を図ってまいります。

また長期的な視点からの取組としましては、大規模改修や新庁舎建設を見据え、将来世代の負担軽減を図るための基金設置を検討していく必要があるというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 一定の方向性は、今の市長の答弁を聞いて理解をするわけですが、特に今回聞きたいのは、先ほども同僚議員からのやり取りでもありましたけれど、この「庁舎等の在り方検討委員会の提言を踏まえた上で」とされています。これは当然大事なことだと思っておりますが、やはり本市のかじ取りをされていく市長の庁舎の在り方の構想というもの、そういったものは当然お持ちであろうと思うんです。この市長の構想自体を先に出すと、庁舎等在り方検討委員会に影響があるわけですので、なかなかお出しになるのは難しかったと思いますが、実際のところは提言を踏まえて、そのとおりでないと全部思われたのか、いや自分はいったい思いがあるんだと、そういった市長の意思だって、思いだってあると思うんですよ。そこらについてはどうなんでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことについては、基本的にはいわゆる提言を活用させていただくというような考え方で、これを全部そのままということではないです。そういう考え方で、今おっしゃったように私自身の考え方もありますので、そういう取組をしてみたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） しっかりとした市長の庁舎の在り方という構想があるというふうに理解をいたしましたので、この件については、同僚議員からの質問も後段で待っているようでありますので、そちらのほうにお任せをしたいと思います。

次へ移りたいと思います。小・中学校の適正規模についても、前段で同僚議員とのやり取りがありました。私が特に聞きたいのはいろいろあるのですが、文科省が60年ぶりに公立小・中学校の適正規模、適正配置に関する手引きを改定して公表したわけですね。この60年ぶりに改定したその背景というのは、先ほどから言われているのように、少子化という問題が大きいとは当然思っています。しかし当局がこの手引きを受けて認識されている、その受け止め方をしっかりお聞きしたいと思います。どうなんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 人口減少や少子化の進展等に伴う改定だというふうに思っております。本市においても人口減少及び少子化が進展しており、令和2年の国勢調査では、人口が2万9,329人で、10年前の平成22年と比較しますと、3,705人が減少しているところであります。また、年少人口と生産年齢人口とともに減少しており、今後もさらにこの傾向が進むと認識しておりますので、学校の在り方について検討していく時期に来ているのではないかとというふうに考えております。

○教育長（福田裕生君） 学校の在り方につきまして、文部科学省が60年ぶりに手引きを改定をされております。本市といたしましても、平成23年2月に、学校規模適正化の基本方針を定めております。その両者の内容等を十分把握するとともに、本市としてどのような状況にあるのかということ等もしっかりと把握しながら進めていくことが、非常に重要であろうというふうに考えております。地域には地域コミュニティの実情があります。学校教育の機能化としてのいろいろな成果・課題等も有しておりますので、幅広くそういったところの意見を収集したり、また情報を共有化する中で、本市として目指していくべきものを定めてまいることが、重要ではなかろうかというふうに捉えております。

○17番（小野広嗣君） 教育長、市長の答弁を今それぞれお聞きをしました。それでは、今教育長のほうから答弁がありました、この平成23年の適正化規模の方向性というものを策定している。もう11年が経過をしようとする中で、そしてこういった文科省の手引きがある中で、新たな適正規模計画というものを策定する時期に入っているのではないかとというふうに思うんですね。そういった意味から言えば、先ほどから危機感を持って、少子化の中で捉えていらっしゃるその時期が来ているんじゃないかという市長の答弁でもありましたので、こういった新たな適正化規模計画は、どうやって練り上げていくのか、当然この令和4年度からだろうと思いますけれども、そのスケジュールとか、もう決まっているとすればお示してください。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

平成23年に学校規模適正化の基本方針を定めるにあたっては、相当な時間、約4年程度をかけて検討されておりますので、それらを生かしながら保護者等から幅広く意見等を聞く中で、柔軟に対応する必要があるものであるというふうな捉え方をしております。

具体的なスケジュールですけれども、それらにつきましては全く定めておりません。これからでございます。

○17番（小野広嗣君） だから同僚議員も質問をしておりましたけど、なぜこういう質問をするのかというと、具体的に所信表明で適正規模の学校の定義まで文科省の数字を出しているわけではないですか。我々からすると唐突に出てきたように感じてならんわけですよ。ちゃんとした計画に則って、今回の所信表明になったというふうな理解がなかったんですね。だから、どういう経緯を経て協議をして、こういう提案になったのかという質問、同僚議員だってそうだったと思いますよ。だから、そこらがしっかりと明確になっていない中で白紙じゃないですか、やり取りを聞いていると。そういった形での提案というのは、僕は少し無責任かなという気がするんですよ。まあ、それはいいでしょう、今後しっかりと時間をかけて練っていくということですので。

現段階で考えられる学校の適正規模、これを適正化を図る上での課題や懸念については、どう受け止めていらっしゃるのかお示しをください。

○市長（下平晴行君） 学校は地域コミュニティの核としての性格を有することも多く、防災・交流等様々な機能を併せ持っております。また学校として、歴史や伝統など地域の中で担ってきた役割は大きいというふうに考えております。大変デリケートな問題も含んでおりますので、地域コミュニティの核としての観点からも、課題等を整理していく必要があるというふうに考えております。

○教育長（福田裕生君） 国は、12学級以上18学級以下を標準としておりますけれども、地域の実態その他により、特別の事情があるときはこの限りではないといったような弾力的な文言も示しているところでございます。

しかし、学級数が少ないことで教職員数が少なくなるなど、学校運営上の課題やそのことが児童・生徒に与える影響など、具体的な教育上の課題をしっかりと把握して検討を進めていく必要があるかと思っております。それらにつきましては、昨年5月の総合教育会議の中でも、いくらか委員の中からも声として上げられたところでございます。

また一学級当たりの児童・生徒数や学校全体の児童・生徒数、これらの将来推計などの観点も合わせて、検討を行うことも求められているのではないかと考えております。

○17番（小野広嗣君） 丁寧な議論をしていかれるという姿勢は十分理解いたしますけれども、文科省は、公立小学校・中学校の設置者である市町村に対しまして、こう言っていますね。「学校統合により魅力ある学校づくりを行う場合や、小規模校のデメリット克服を図りつつ、学校の存続を選択する場合等の複数の選択がある」というふうに言っています。そういう複数の選択が

あるという議論については、前回の総合会議等では出なかったのかお示してください。

○教育長（福田裕生君） 昨年の総合教育会議の中では、まだそういったところまでは出ておりません。実際、現在のところ本市におきましては、複式学級を有する過小規模校であっても、様々な教育活動を展開する中で、教育の質の向上等も図っておられますので、一方ではメリットとなっているものを見つけ出しておられる、研究しておられる学校も出てきております。

今後につきましては、メリットをいかに最大化して、そしてデメリットを最小化してくかといったこと等も含めて、議論をしていくことになろうかと思えます。

○17番（小野広嗣君） 教育長のほうからそういう答弁でありますので、理解をしますし、また見守っていききたいというふうにも思うところであります。

あとこの手引きを見ていきますと、学校統合の検討に際しては、その設置者が留意すべき点が幾らかあるんですね。その中で一つだけ確認させてください。この総合教育会議の活用、これは市長が招集できるんですよね。この総合教育会議の活用等を含めた首長部局との連携が大事であると。今後ますますこのことが求められると思いますが、その方向性については、お互いに議論があったのか、協議があったのかをお示してください。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

学校の在り方を検討するにあたりましては、市長部局と教育委員会が連携して取り組む必要があるというふうに捉えております。

議員御指摘のとおり、総合教育会議も今まで以上にしっかりと活用しながら取り組んでいきたいと考えております。

○17番（小野広嗣君） そういう意味では、市長、教育行政を担う総合会議を招集する、この総合教育会議を招集する市長の責務というのも、すごく重くなっていると思うのですが、その認識はどうなんでしょうか。

○市長（下平晴行君） それは、今の教育長の答弁のとおりでございます。

○17番（小野広嗣君） 教育長の答弁は、緊密な連携を取りますという答弁でありました。市長の率直な、市長の責務が重くなるんですよ。そこはどうお考えでしょうかということです。

○市長（下平晴行君） これは今回のマニフェストで、そういう小・中学校の在り方、これは在り方ですので、まだこれをどうしていくかということでの検討をこれからしていくことでのマニフェストでありますので、そこ辺は十分注意をしながら取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 少し角度を変えますね。いわゆる学校教育の一つとしては、地域の未来を担う、未来の宝である子供たちの育成という観点があります。そういう意味では、子供たちの意見というのはすごく大事なんですよ。市長が当選されて以降この4年間、そういった志布志市の未来の担っていくであろう子供たちとの積極的な対話を進めてこられたのか、その実績があるとすればお示しをいただきたいと思えます。

○市長（下平晴行君） コロナ禍前は、小・中学校の運動会や幼稚園・保育園に出かけて、子供

たちと直接触れ合うことができておりましたけれども、昨今の事情により、残念ながらそういったこともままならない状況となっているところでございます。

学校の現状等については、教育長から書面や口頭により、随時報告を受けておりますので把握しておりますが、新型コロナウイルスの感染状況が収束へ向かいましたら、本市の将来を担う子供たちと積極的に交流をしていきたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） ぜひ、今市長が言われたように、確かにコロナ禍の影響もあるでしょう。しかし、そういった中、収束に至ったらしっかり取り組むということでもありますけれども、やはり志布志市の未来を担う子供たちのところに、市長自らが出向いて行って、遊びのこと、学業のこと、様々なこと、まちづくりのこと、そういったことを意見交換する中で、志布志市民としての子供の自覚というの生まれてくると思うんですよ。そういった取組をしっかりとやってほしいと、これは要請をしておきたいというふうに思います。

最終的には統廃合の議論になっていくわけですがけれども、その決定というのは自治体にあるんですからね、自治体に。国にあるのではないですからね。そこはやはりはき違えてはいけないと思うし、適正規模と云って、国が示す適正規模というよりは、いわゆる子供たちの学習や成長のためにより良い適正規模というのが基本でなければいけない。今の国の議論は、そこが到達点なんですよ。この国が示している適正規模にはめ込まなければいけないということではないですね。弾力を持たせているのは、その意味からですよ。そこをはき違えないで丁寧な議論をして、このことは進めていっていただければと、これは要請をしておきたいと思います。

では、次に移りたいと思います。結婚・妊娠・出産・子育て・教育・仕事との両立など、市長はこのステージに応じた各種支援策の充実を図ると、市長、これは前回の所信表明の際にも私はお聞きをしているんですよ。そうした際に、こう言われています。「議員が指摘されたとおり、子育ての担当課のみの施策では実現できないと考えております。課を超えた様々な分野からの協議・検討が必要であり、そのためには全庁挙げての取組が必要であると考えております。今後庁議をはじめ、必要に応じて庁内横断的な組織の設置も検討してまいりたい」と述べられたわけがありますけれども、そのことについて、どういうふうにこのことが進んできているのかお示しをください。

○市長（下平晴行君） 庁内横断的な組織の設置はしていないところでございますが、各課との調整を要する重要事項につきましては、政策調整会議を開催するなど、関係課で連携し、情報共有を図り、施策の推進に努めているところでございます。

今後も必要に応じて、政策調整会議等の開催や課長会等を通じて、全庁的及び各部門間の横断的な調整を図ってまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） ぜひですよ、市長、これは4年前も答弁されているわけですので、今言った全庁的・横断的なそういった体制というのをつくっていくということですので、これしっかりお願いしますね。確認をさせていただきたいと思います。

あと、子供の子育て支援という観点では、多くの自治体が出生率を上げるために様々な施策を

やっているわけですね。そういった意味から言えば、本市も様々な施策を打っています。それは十分理解をいたしておりますけれども、具体的に本市のここ数年の出生数、出生率あるいは合計特殊出生率、これはどういうふうに変化してきているのか。その変化をどのように受け止めていらっしゃるのかお示しをください。

○市長（下平晴行君） 平成29年には249名、平成30年が228名、令和元年が230名、令和2年が201名ということで、特に令和2年度は減少しているわけですが、これは一つはコロナ禍の影響があったのではないかなというふうには思っているところではございます。

○保健課長（川上桂一郎君） 御質問の合計特殊出生率のことではございますが、合計特殊出生率というのが、一人の女性が一生に産む子供の目安となる指標ということでございます。15歳から19歳また20歳から24歳と、5歳おきにその方たちの5歳の間に出生した数を合計したもので、合計特殊出生率というのを表しますが、本市においてはこれが今のところ1.79人ということで、これが2という数字であれば、今の人口というのを維持できるというようなことを言われております。本市におきましては、今申しました1.79ということですので、今後この合計特殊出生率というのを安定した形で、25歳から29歳の方の出生が一番多く見られるということで、そういったところも分析をして、この合計特殊出生率というのを勘案しながら、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 合計特殊出生率の中身については、十分僕は存じ上げていますので、これが2を超えていくと、人口は増加していくんですよ。これが切っていくと人口は当然減少していくと。そういった中では、市長が先ほど述べられたように、平成29年よりこれが減少しているんですね。だから、ここにしっかりとした手当てをしていかないと人口減少がどんどん進んでいく。さっきの学校の問題にもつながっていくわけですよ。そういった総合的な、複眼的な視点を持つために、庁内横断的な組織をつくらなければいけないというのはそこなんです。そのことをしっかり今後受け止めていただければというふうに思うわけですが、こういった原因を探っていくと、特に先ほど市長が言われたように、コロナ禍の影響もあったのかもしれない。まさしく去年はデータの的に全て出揃ってはいませんが、減少していますね。こういった原因が何なのか、ただコロナに全部被せればいいという問題でもありませんので、その原因をしっかりと探っていくためにどういった施策が望まれているのかというのを、市長はその項目ごとにしっかりと後は掌握していくというのを所信表明で述べていらっしゃる。そうすると、どういった手法でそういったことが望まれているというのを集約されていくのか。アンケートとか簡単なことでありますけれども、それ以外に様々な私が思いつくだけでもいっぱいありますけれども、どういった手法をもってこれを集約して施策として転換していくのか。そこを少しお示しください。

○市長（下平晴行君） これは先ほど言いましたように、結婚・妊娠・出産・子育て・教育・仕事、それぞれのステージに応じた対応をしていくということでありまして、関わる人たちが何を求めているのかですね、もちろんアンケートだけじゃなくて、実際それぞれの部署で

の対応として聞き取りをしながら、対応していかなければいけないというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 今の答弁はよく分かりましたので、ぜひそのように取り組んでいただきたいと思います。

あとですね、市長、この子育て支援包括支援センター、これは妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目的として設置されているわけでありますが、この支援センター事業の現状と成果が分かれば、簡単で結構ですのでお示しをいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 子育て世代包括支援センターには、助産師、保健師の資格を有する母子保健コーディネーター、保育士の資格を有する子育て支援コーディネーターがおります。妊娠期、出産期、子育て期に必要な支援を行っております。

子育て支援コーディネーターは、子育て支援センターの職員と兼務をしておりますので、情報を共有して連携を図っているということでございます。

○17番（小野広嗣君） この子育て支援センターの実績というか、数字的なものは、担当課からいただいているわけですが、こういったものをずっと見ていきますと、いわゆる子育て世代を支援するために、本当に多岐にわたって仕事をしていただいている様子が伺えて、本当に有り難いなというふうに思うわけですが、しかし一方で、こういった事業を担っていただくための体制がしっかりと取れているのかと、人的体制が少し不足しているのではないのかと、様々心配するわけですが、この点についてと各機関との連携の強化というのが、これまで以上に市民ニーズも高まっていますので、求められていると思うわけですが、その点についてはどういった取組をされようとしているのか。現段階で結構ですがお示しをいただければ、なければならぬ結構でございます。

○市長（下平晴行君） 私は、今のところ内容については分かりません。

○保健課長（川上桂一郎君） 今、様々な機関と連携を図るという手法を考えております。保健課の所管におきますと母子保健の関係、福祉におきますとやはり児童福祉という、まずこの連携というのが重要だということから、今後いろいろ検討したいというふうにですね。今、子育て世代包括支援センターの窓口を、有明庁舎の福祉課と保健課のところの間に、共有した部分に設置しておりますが、やはりこういったところも、今後拠点となる場所というものを、やはり福祉と保健の両方が兼ね備えるような拠点の整備というのも必要ではないかというところで協議をしているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 私が考えていることと全く同じことを課長から答弁をいただいたんですが、ぜひですね、市長、今課長のほうからそういった声も、多分市長の耳にも届いていると思いますので、そういったことに対して、打てる手はしっかりと打っていただければというふうに思います。

今回取り上げた各ステージにおけるの諸施策については、その一つ一つのテーマが本当に大きなテーマでありますので、今回その全てを深掘りするわけにはいきませんので、また次の機会に改めて詳しくやらせていただければと思っております。

では、次に移りたいと思います。1期目の所信表明でも、市長はこの医療体制については述べられております。こう言われていますね、「産科医も含め緊急医療体制が整った病院を志布志市に持ってくることはできないか。関係機関や大学等と連携して検討してまいります」、そしてこう言われているんですね、「この問題につきましては、非常にハードルが高く、難しい問題だと認識しておりますが、安心して子育てができるまちを進める上でも、全力で取り組んでまいります」と、そういう決意を述べられたわけです。そしてまた今回はまた大きく目標を掲げて、総合病院そのものを誘致するというところまで踏み込んで言っているわけですが、確かに大変難しい問題だと思っておりますけれども、このことがこの4年間でなかなか進まなかった。その主な要因は何だと受け止めていらっしゃるのか、お示しをください。

○市長（下平晴行君） これは、先ほどの中でも説明しましたとおり、4市5町の医療の協議会等、それから2市1町の医療協議会等とがあるわけでありますが、私、個人的にはいろいろ動いておりますけれども、曾於医師会の問題であったり、いろいろな課題があるわけでありますが、基本的には今議員がおっしゃったような内々では取組をしていて、ここでお示しをすることもできないような現状でありますので、今回さらにこの総合病院の誘致ということで出させていただきましたけれども、これを本当に市民の皆さんが、安心して医療体制が受けられるということの考え方はしっかり持っておりますので、そのことがどれだけできるのかですね、マニフェストに出したところでありますので、しっかり対応してまいりたいと思います。答えがちょっといろいろありました、よろしく願いいたします。

○17番（小野広嗣君） 本当にこう市長は言われていますよ、市長、いろいろとまたこの後も聞きますけど、答弁できないことは答弁できないで結構であります、それは。市長のみぞ知るということもあるでしょうからね。市長は、この志布志市に住んでいる市民を決して一人ぼっちにさせない、誰一人取り残さないまちづくりを目指すとして述べていらっしゃるわけですが、やはりその一番手は、このコロナ禍にあつて、市民の暮らしを守り支えるということが大事、そして同じ位置づけとしてこの医療体制の充実というものがあろうかと思うんですね。その意味では、今回市長が大きく踏み出した総合病院の誘致、これを最重要課題として出されてきたことというのは、大変勇気のあることだなというふうにも思うわけですが、そこで市長が1期目も言われているんですが、なかなか難しかった、でも言葉に出せないこともある、いろいろ動いてはみたということもあるわけですので、2期目にあたって、市長がイメージされている本市に適した総合病院の形というのはどういったものなのか、診療科目とか様々なことがありますね。そういった観点から見たときのお考えをお聞かせいただきたい。そしてもう一つ、いろいろ動かされたその結果、何か当てにできるような反応があったのかとか、所信表明をお聞きしたときにそういった思いもしたんですよ。そういったものがあつたのか、分かればお示しください。あつたとすればですよ。

○市長（下平晴行君） 志布志市の医療機関については、いわゆる診療科それから救急医療、そういったものが必要であるというふうにも思っておりますので、そのことをどう対応できるのかということでの今回のマニフェストであります。

それから、取組体制としましては、あまりここからこの立場では言えないところではありますが、ある部分では見える形がありますので、そこ辺も含めて取組をしてみたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） それで十分だと思います。そういったことがあって、所信表明になったのではないのかなという気もしたわけでありますので、その答弁で結構であります。

あとですね、市長、実は市長も僕らもそうなんですけど、総合病院を誘致するという言い方をされているわけですが、病院と総合病院との違いというのはお分かりになってますか。これは、法が改正されて、こういう呼称はもうなくなっているんですね。そこらはどうなんでしょう。

○市長（下平晴行君） 平成9年の医療法の改正により、法律上は総合病院という分類は廃止されております。所信表明では、産科を含めた多数診療科を分かりやすくするため、総合病院と表現したところであります。産科以外の診療科においては、本市の医療の現状を分析し、医師会とも協議をしながら、今後検討していきたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） まさしくそのとおりで、医療法での病院の種類というのを言うと、特定機能病院とか地域医療支援病院というような表現、あまりなじみがないのですが、それが正式の呼称であるようであります。医師会とも相談しながら今後検討を加えていくということですので、理解をいたします。

この総合病院という表現の中で言っていくと、これを誘致するという、市民の誰もが求める事業だろうと思うんですね。それをしっかり支えていくためには、やはり財源の確保というのが欠かせませんね。この財源の確保をするためには、総合病院の誘致という財源となると、基金の造成というのを図らざるを得ないというふうに思うのですが、その点についての考え方と、病院を経営していかなければならないということが、今後起こり得るかもしれませんね。そうしたときの経営という視点は、どうお持ちなのかお示してください。今のところなければいけないでも構いません。

○市長（下平晴行君） 財源については、基金設置や活用できる補助金等について検討してまいります。

経営については、市が経営ということではなくて、これは総合病院と申しますように全体で、できる自治体で取り組んでみたいという考え方でございます。

○17番（小野広嗣君） 市長の考え方というのは、広域的な自治体で負担金を集めて、それで運営していくという考え方に立っているという理解でよろしいのでしょうか。

○市長（下平晴行君） そういう形でできるのか、単独でできるのかということでは、これから十分内容等を精査して、取組をしてみたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 広域か市かあるいは民間か、どちらにしても経営を行っていくという視点を欠いての存続はもう難しい時代ですよ。そういったこともしっかり注視しながら、これは進めていっていただきたい。その視点はしっかり持っていていただきたいというふうに、これは要

請をしておきたいと思いますが、市長、自治体によっては市長が言われるように誰も取り残さない、そういった医療・福祉・介護を実現しなければいけないというのが喫緊の課題ですね。そういった視点から見たときに、この開業医誘致等助成事業というのを展開している自治体も、結構生まれ始めています。そしてまた、これは日経新聞の記事にあったのですが、各自治体も産婦人科の誘致を進めるために知恵を絞っています。さっきも出ました土地取得の優遇策や医療機器の購入経費を補助などするなどして、優遇策を取っているんですね。そうやって産科医を呼び込んでいるんです。こういった知恵をしっかりと働かせながらやっていかないと、市長が4年間苦労されたことは十分理解をいたしますけれども、なかなか進まない。そういったこともしっかりと優遇策を取って取り組んでいていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますように、土地の購入やいわゆる優遇策等々がどういうものがあるのか、そこ辺は十分内部で協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 今、私のほうでお示しをただけでも、そういった優遇策を講じている自治体があるわけですので、そういった先進事例をしっかりと捉えて取り組んでいていただきたい。市長公約でもありますのでね、この病院をはじめ住民に身近な産科医の誘致に対しては、鋭意、力を尽くしていただきたいという要請をしておきたいと思います。

次のところへ移りたいと思います。グループ制ですね。これはグループ制の導入を考えていく上で、市長は4年間取り組もうとされたんですが、組織構図としてはなかなかうまくいっていませんでした。いよいよでもそれを実行する段階に入ってきているんだろうと思うんですね。そうした場合、これまでのやり方では、市長は円滑に進めるためと言われてはいますが、これまでのやり方では円滑に進まなかった。進まなかったとすれば、その理由は何なのかお示しをください。

○市長（下平晴行君） グループ制の公約はしておりません。まずは、私の1期目の4月から、係制をグループ化にして取組をしたということでございます。令和2年度からは、係内の連携強化を目的、そして係の統廃合を行っているところでございます。

本年度は災害時の連携に向けた課間のグループ構築の検討を行いました。関係課協議の結果、まずは危機管理体制による連携の構築を進めることを優先として取り組むこととしたところですが、ほかの課でもグループ制に近いような、いわゆる運営をしている課もございますので、今後はそういうモデル的なものも含めて、どういう段階で先にできるのか、先ほどプロジェクトチームというようなこともありましたので、できることから取組をまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 市長、勘違いしないでくださいよ、僕は市長はこれは公約だったと言っても言っていないのでね。市長が1期目においてグループ制の導入というのは、何回となく話をされています。それは公約としてではなくて、この場とか様々な場で言われているということですよ、それは誤解があってはいいけませんので。そういった流れの中で、今、市長のお考えをお聞きしたわけですが、例えば、市長の考えていらっしゃるこのグループ制というのを見ていった

ときに、新たな課題が発生したとき、そういうときには定期的な人事が年度ごとにありますよね、そういったものを待たずとも、臨機応變的にグループ制の下にチームを部局長が設置できるとか、そういった体制も組まれると理解してよろしいのでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、愛知県だったと思うのですが、グループ長が、実際係長以上は辞令を出さないといけないのですが、フロアで忙しいところに異動を自由にさせるという取組もしておりますので、今おっしゃったような形でできるのかどうか対応してまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 臨機応變な対応というのが、やはり市長も今回の所信表明でも言われていますけれども、いろんなことが起こり得ますよね。そういったときにやはり硬直化した組織であっては何も進まないわけですので、今答弁がありましたような角度で、臨機応變な柔軟な体制、弾力性のある組織を作り上げていっていただきたいというふうに思っております。

このもう一点で少し気になるものですから、市長のお考えをお聞きしたいのですが、このグループ制の採用をしていくと、縦長になっているこの組織をフラット化すると、そういう一面があるのは十分理解するのですが、係制であれば係制なりにそこに責任の所在がはっきりする。そしてその係でやり上げた達成感というものもある。そうしていった場合に、そこには人がはっきり見えるわけですね、やった人というのが見えますね。そう考えたときに、これが失われていくとモチベーションが下がるというか、やる気を失う職員が中にいるんじゃないかというちょっとした懸念があるんですよ。グループでやっていく喜びもあるんですけども、そこらについての懸念は大丈夫なんでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、グループ制になりますと課長、グループ長という形になるかと思いますが、そういうこれまでの係長体制でいくと、それぞれの係長がその業務に対しての責任を持っていくということになっておりますけれども、グループ長になったときにはメリットとデメリットがありまして、やはりその責任所在等々も出てくるわけでありまして、その辺をどういう形で取り組んでいったらいいのか、これは十分先進事例等も確認しながら、対応してまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） すごくそこが懸念されて、市民の皆さんのほうからとったら、やり取りしたその職員の責任という、しっかり部署と名前を名乗って電話対応、対応していただいているわけですが、そういったものがグループ制になって薄れていって、市民から見たときの責任の所在がどこにあるのかということにならないように、これは気を付けていっていただかないといけないというふうに思っています。当然、言わずもがなのことかもしれませんが、そこは配慮方、要請をしておきたいと思えます。

やはりこのグループ制を導入していくという中で、そのやる気の問題を言いましたけど、市長にはぜひこれを進めていかれるということですので、市長の方針でありますので、ここに異を唱えるつもりは全くございません。ただチームで一緒にやった達成感というか、労働意欲が失われないように、チームでやったことの喜びというものを職員の皆さんが感じれるようなグループ制

にしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） それはもうおっしゃるとおりでございます。やはり職員それぞれが業務にあたっての達成感、そういうものを失わないようにしたらどういう形での業務の在り方がいいのかどうかということも含めて、十分対応してまいりたいというふうに思います。

○17番（小野広嗣君） 今やり取りをさせていただいて、何となく市長の考えるグループ制というものが分かったような気もしますけれども、分からない面もまだ残っています。だけれども、しばらくこのグループ制の導入ということは、市長がずっと言ってこられたことですので、注視をして見守っていたいと思います。

では、最後の項目に移りたいと思います。国においてはデジタル庁を創設をして、国全体でデジタル化を進めております。本市もデジタル専門のデジタル推進化を図るための係を立ち上げていただきました。そのことについては、私も再三この場で提案をしてまいりましたが、これほどいわゆるデジタル化を推進していくという動きに拍車がかかってくると、もう係だけではなくてそれを室にするとか、あるいは今市長がおっしゃっているようなグループ制の中で、プロジェクトを組んでやるとか、そういった方向性も今後考えていかなければいけないというふうに思うのですが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） デジタル化を推進するため、令和3年4月に情報管理課内にデジタル化推進係を設置したところでございます。また、市電子自治体推進会議にデジタル化推進体制として情報政策担当部門、行政改革・法令・人事・財務担当部門及び業務担当部門の三部会を設置し、デジタル化の取組について協議・検討を行っているところで、組織体制つきましても併せて検討を行っているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 今、市長のほうから組織体制の見直しも同時にやっているということで、そうであれば、それを少し見守っていきなというふうに思いますが、本当にこれを進めていく基盤となるのが、先ほども出ていました。前回の議案上程の際の質疑の中でも、同僚議員からもありました。このマイナンバーカードの普及率というものはすごく大事になってきて、これは全ての基軸になっていきますね。国は、令和4年の末までをもって、その100%に近づく、そこを目指してその普及促進を自治体に促しているわけですが、本市において、せんだっても質疑がありましたけれども、それから少し日にちが経っておりますので、2月末で区切った段階で結構ですので、その数と普及率をお示しく下さい。

○市長（下平晴行君） 2月20日現在で、交付枚数は1万1,465枚、交付率は37.41%でございます。

なお、マイナンバーカードの申請者数は1万1,827人、人口に対する申請率は38.59%というところでございます。

○17番（小野広嗣君） 今お示しをいただきました。交付率でいくと37.41%ということで、これ国が42.20%、県が39.72%ですので、それを少し下回っているのが現状だなと。そんなに遅れているとも思いませんけれども、国が目指す方向性から言えば、まだまだだというふうに思っ

おります。お隣の都城市を見ていくと、このマイナンバーカードの交付枚数、交付率が、市のレベルで全国1位なんですね、何と76%ですよ。なぜこうなっているのかと調べていきますと、記事があったのですが、「マイナンバーカード普及率ナンバーワン！宮崎県都城市の秘密兵器は」という記事がございました。そこには、都城市では、昨年8月からマイナンバーカード申請補助自動車「マイナちゃんカー」による申請サポートを行っており、これが好評であると。これですね、市長。うさぎちゃんがかわいい、すごく目立つこの車が市内を走り回っています。そして、後ろを開けると即写真撮影ができるようになっていて、簡単に申請ができる。こういった取組をやっていますね。

そしてもう一つは、都城市マイナンバーカード取得感謝券、いわゆる地域振興券を本年の1月24日から配布しているんですね。マイナンバーカードの普及促進と新型コロナウイルス感染症により疲弊した地域経済の活性化、ダブルで狙っているんですね。配布額が一人1セット5,000円、1セット1,000円券が5枚ということで、市長、これもこういった地域振興券になっているわけですね。それプラス、あと様々やっているんですよ。コンビニでのマイナンバーカードを利用をした場合、各種証明書を安くする、これは可能になっています。また民間施設でのカード提示で、市民限定の特典を用意する。こういったことなどを通して、献身的な取組が高く市民に評価されて、こういったことになっているんですね。知恵を絞っていけば、本市でも様々な取組ができると思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおりであります。私もこれはブロックチェーンでの地域通貨ということで、それに関わる業者も呼んで話も聞いたところでありますけれども、おっしゃいますように、市民がメリットのある取組でないと、加入率というのは上がらないんだろうというふうに思います。そのメリットを有効活用できるための方策を、しっかりと取組をしてまいらなければいけないというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） ぜひ検討をいただいて、本市の市民の利便性が少しでも図れることが一番大事なわけですので、取組方お願いしたいと思います。

あと一点、些細なことですが確認をさせてください。有明支所に行くと、いわゆる「マイナンバーカード申請サポート実施中」というのぼりが立っていますね。これは、志布志庁舎にも松山支所にも全然立っていないのですが、これは何なのですか。

○市民環境課長（留中政文君） これにつきましては、国からのぼりの配布がございまして、配布のほうは確認をもう一回して、松山支所も志布志庁舎も同じような取組をしておりますので、そのようなのぼりを立てるべきだと思っております。また、確認をしていきたいと思っております。有明支所だけではなくて、志布志庁舎、松山支所にも立てるようにしていきたいというふうに思います。

○17番（小野広嗣君） こういった事業を進めていく上で、有明支所にはあつて志布志庁舎にはない。僕は確認したんですよ、それで全然ないと。これは周知広報をしていく上では、本当に落ち度ですよ。これはしっかりと是正していただきたいというふうに思っています。些末

なことですけどね、大事なことであろうと思いますので。

本市においては、市民サービスを維持していくための働き方改革として、AI・RPA、このことを活用した効率化というものを進めてきているわけですが、これまでも何回か質問をして提案もしてきておりますけれども、その実証経過と業務の洗い出し、そしてそれによる今後の方向性について、市長にお示しをいただければと思います。

○市長（下平晴行君） RPA・AI-OCRの取組につきまして、令和2年度に導入に向けた準備を行い、本年度からモデル業務における本格的な運用を行いながら、対象業務の拡大についても取組を進めているところでございます。現在、モデル業務のRPAで3業務、AI-OCRで2業務の稼働を行っており、本年度はさらにRPAで4業務、AI-OCRで5業務の稼働に向けて準備を進めております。

モデル業務におきましては、それぞれの業務量の削減の効果が得られる状況であります。手続きが煩雑な部分ではエラーとなり、それによりチェックに時間を要することや、システムのシナリオの改修が必要となるなど、想定より成果が上がらない状況も見られたところです。

また、月々の処理におきまして、入力する対象が少ない場合などは、手入力のほうが早く処理できるケースもあり、今後の導入にあたりましては、作業手順や業務量を把握した上で、対象業務を見極めることが重要であるというふうに考えております。

今後の洗い出しでございますが、実証結果を参考とした効果的な導入に向けまして、まずは職員のAIやRPAに対する理解が重要であると考えます。本年度は5月に職員研修を行い、実際に設定方法や動きを体験する等など、職員のRPA等に対する意識も向上しており、「この業務で導入できないか」といった相談も増えてきております。今後は財務会計システム等、多くの職員が操作を行う機会のある業務で導入するなど、職員がより身近に操作できる環境を整えとともに、研修等を通じて職員の理解を深めながら、効果的に対象業務を拡大していくという考え方でございます。

○17番（小野広嗣君） 対象業務の洗い出しをしっかりとって、どの分野から可能となるのか、しっかりとした取組をお願いしたいと思いますが、この地方自治体においても、先進事例等が本当にAI・RPAを使った導入事例が増えてきております。そういったことに関しては、担当課の皆さんにも様々な日経新聞に載った記事であるとか、そういったのもお示しをし、市長にもお示ししていただけるものと思っておりますので、その点についてはもう質問はしませんので、しっかりまた目を通していただいて、活用の在り方を検討方していただきたいと思いますと思っております。

自宅等から各種行政手続きが完結できる仕組みづくり、俗にいう来庁不要のデジタル市役所を目指すというのが、最終目標であろうと思うんですね。もうやっているところがいっぱいあるんですよ。来庁不要のデジタル市役所へということで、市長、ここを見ていただければ新聞記事に載っていました。結局、住民票とか様々な手続き6項目においてスマホで申請して自宅に送られてくると、カードで決済もできると。マイナンバーカードがあるから手順がどんどん進んでいくんですね。こういったことが最終目標になろうと思いますが、ここについては、こういった受け止

め方をされていますか。

○市長（下平晴行君） これは、地域コミュニティ協議会等も含めてなのですが、やはりそこに職員を配置して、将来、市役所まで来ないで対応できるのと同じような考え方で、やはりこのデジタル化を取り入れることによって来庁不要というようなことも含めて、早急な取組体制を構築していかないといけないというふうに思っております。

○17番（小野広嗣君） 今、市長が早急な取組体制の構築をということで言われましたので、期待をいたしたいと思えますけれども、あと今答弁にもありましたように、この高齢化の進展に伴って、本庁までの移動がますます困難になる方々が増えてくるわけですね。そうすると、先ほど言いましたRPAだとかAIを使った機能において、空いた時間、職員の労力が浮くわけですね。そうした部分を出前講座とか、手続きに対して来れない方には、こちらから出向いて手続きに対応しますよということも可能になってくると思うんです。僕がRPAを進めるとかAIを言い続けてきたのは、実はその一点にあるんですよ。だからそのことについて、市長はしっかりと受け止めてくださっていると思えますが、再度確認をさせていただきます。

○市長（下平晴行君） これはそのとおりでありまして、やはりこのAI・RPA等を導入することで、今度は職員は市民との関係を深くしていくと、つながりをより多く持っていくという部分では、やはりAI・RPA等の導入の促進を図るべきだというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 同じ考え方だろうなと思えますので、理解をいたします。本当に必要な人に必要なサービスを提供するDX行政のあるべき姿というものは何なのかと言ったときに、もう端的に言われているのは「ルールづくりと人づくり」と言われているんですね。ルールづくりというのは、なぜこのDXを市が導入しようとしているのか、そのことを市民と共有していかなければいけない。共有するためのルールを理解してもらわなければいけない、ここが一つですよ。今日はそのことはもう触れません。あと人づくりということが大事ですね、人材の確保という観点です。これに関しては職員がRPA・AI、そういったものを使いこなしていけるようなノウハウを身に付けていくということの一点であろうと思います。そのことを教育する機関は、今すぐありますので、いろんなものを取り入れて人材育成を図ってほしい。それでも難しい分野に関しては、部外からも持ってきてしっかりと取り組むと、そういう方向性もあると思います。

実は、様々先ほど述べた中にもあるのですが、例えば市長、こういうところもあるんですよ。民間企業に人材を求めたのが鳥取県の南部町。ここでは、ソフトバンクと社員の派遣に関する協定を締結して、同社からまちのCEO、いわゆる最高情報責任者補佐官を迎え入れているんですね。そして週3日以上来庁していただいて、業務改革や住民サービス向上につなげる計画立案などを担当してもらっていると。同町は必要な情報や人脈につないでもらっているということで、すごく期待をしているようであります。こういった外部からの取組、内部での人材育成、これが一番今後大事なことになると思いますが、その点についてのお考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） デジタル化を推進するにあたり、課に配置している電子自治体推進リーダーを通して、本市のデジタル化推進に関わる取組や、国・県からの情報を共有しまして、情報

リテラシーの向上を図っているところでありますが、さらなる推進としましては、今後研修等を開催していきたいと考えています。

また、専門的知見として、総務省の定める地域情報化アドバイザーの鹿児島大学学術情報基盤センターの教授と包括連携協定を締結しておりますリコージャパン株式会社に、外部人材として参画をいただいております。このような取組をしていきたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 総務省のほうでも、先ほど申し上げました担当部門の設置とか人材育成を、自治体DX推進手引書というものをを出して訴えておりますので、国の動きもしっかり注視していただきながら、この業務の効率化を推進して、市民の利便性の向上へ向けて、市長のさらなるリーダーシップを求めて、今回の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平野栄作君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

○
午後2時54分 休憩

午後3時04分 再開
○

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

次に、3番、稲付洋平君の一般質問を許可します。

○3番（稲付洋平君） 改めましてこんにちは。稲付洋平でございます。本日最後の一般質問になります。長時間にわたり、大変お疲れかと思っておりますが、よろしく願いいたします。

今回、1月30日投開票の市議会議員選挙に初めて挑戦し、この場に立たせていただきました。地域市民の皆様の声をしっかり伝え、志布志市の未来をつくるためにできることを一生懸命考えていきたいと思っております。また、目の前におられます執行部の皆様におかれましては、在職中大変お世話になりました。今後とも様々なことに取り組んでいく中で、職員の皆様とのつながりはとても重要なことでもあります。今後ともよろしく願いいたします。

では早速ですが、あまり時間もございませんので、質問に入らせていただきます。よろしく願いいたします。

質問1番目からいきたいと思っております。農業の振興についてお伺いいたします。現在、農業の現場は、労働力の慢性的な不足、経営的な負担の増大に伴う農業従事者の減少が懸念されております。現状の打開には、若い農業の担い手の確保が急務とされておりますが、市としての今後の考えについてお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 稲付議員の御質問にお答えいたします。

新規就農者に対する補助制度につきましては、令和4年度から国の新規就農者育成総合対策の中で、経営発展支援事業や経営開始資金がございます。経営発展支援事業は、新規就農者の機械や施設等の導入を支援し、経営開始資金は、就農直後の経営確立に必要な資金の支援を行います。

なお、本市の制度としましては、国の事業の対象外となる新規就農者に対して、50万円の就農

支援資金がございませう。また、令和4年度から農業に関する相談窓口として仮称ではございませうが、志布志市農業サポートセンターを開設し、新規就農者をはじめとする農業者の相談窓口の明確化を図り、相談しやすい体制づくりを行ってまいります。

○3番（稲付洋平君） では、市長が先ほど述べられました新規就農者に対する補助制度と、令和4年度から始まります新規就農者育成総合対策の違いについて、少し教えてください。

○市長（下平晴行君） 令和3年度までの農業次世代人材投資資金につきましては、就農直後の経営確立に必要な資金面のみの支援でしたが、令和4年度からの新規就農者育成総合対策は、資金面だけではなく、就農後の経営発展のために必要な機械や施設等の導入も支援するところでありませう。また原則、農業次世代人材投資資金の対象外となっていた親元就農の新規就農者も対象となり、拡充をしているところではございませう。

○3番（稲付洋平君） 分かりませう。

最後にもう一点お伺いいたします。市長が述べられました、令和4年度から開設する仮称の志布志市農業サポートセンターについて、もう少し詳しくお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 仮称、志布志市農業サポートセンターについてではございませうが、現在相談する内容により、担当職員が異なることがありませうが、相談窓口を一元化することにより、分かりやすい、相談しやすい体制づくりをすることで、相談の課題へ迅速に対応することが可能になるというふうには考えております。また、必要に応じて関係機関へつなぐことで、課題への適切な対応により、早期解決が見込めると考えております。

そのほか、農業者の相談を集約することにより、課題にあったセミナー等を実施することで、農業の底上げになるというふうには考えております。

○3番（稲付洋平君） 分かりませう。今後も新規就農者が参入しやすい体制づくりをされることを確認できましたので、今後改めて議論させていただきたいと思ひませう。

それでは、次に移りたいと思ひませう。次に、新規就農者数に伸びが見られない原因の検証がなされているのかお示してください。

○市長（下平晴行君） 新規就農者数に伸びが見られない原因の検証については行ってはひないところではございませうが、新規就農者数に関して、国や県が減少傾向にある中、本市では志布志市農業公社の研修修了生、農業法人からの独立、親元就農等により、新規就農者数に関しましては、一定数いるところではございませう。

今後、本市の基幹産業である農業の担い手不足につきましては重要な課題であることから、仮称、志布志市農業サポートセンターを起点とした担い手の呼び込みや確保、定着に努めてまいりたいというふうには考えております。

○3番（稲付洋平君） 分かりませう。新規就農者数に伸びが見られない原因の検証を行っていないということですが、本市の新規就農者数について把握されていましたら、お示してください。お願いいたします。

○市長（下平晴行君） 本市の新規就農者数につきましては、平成30年度が14名のうち農業公社

生が3名で、農業法人からの独立が2名、令和元年度が12名のうち農業公社生が3名で、農業法人からの独立が2名、令和2年度が13名のうち農業公社生が2名で、農業法人からの独立が2名となっております。なお、平成30年度から令和2年度までの新規就農者の約半数が親元就農となっているところでございます。

○3番(稲付洋平君) 分かりました。今、本市では、ある一定数の新規就農者がいることは分かりましたが、平成30年度から令和2年度までに、新規就農された方で離農をされた方はいらっしゃるのでしょうか。

○市長(下平晴行君) 離農したとの報告は受けておりません。

○3番(稲付洋平君) 新規就農者で離農した人はいないということですが、就農相談から就農後の支援体制について教えていただきたいと思います。また、既存農家を含め離農を防ぐ方法はないか伺いたします。

○市長(下平晴行君) 現在、就農相談や就農については、各係で相談を受けて対応しているところでございます。また、就農後については、新規就農者で農業次世代人材投資資金の対象者は、年4回、畑かんセンターの技術専門員や指導農業士と巡回し、就農支援金の交付者は、年一回の就農継続報告で1年間の状況を聞き取るところでございます。

離農につきましては、年齢による離農が多いのですが、経営困難による離農もいるところであります。経営困難は、経営が悪化してから立て直すのは大変難しく、そういった状況になる前に早期の対応・解決をするため、相談をしやすく分かりやすい体制として、仮称志布志市農業サポートセンターを開設するところでございます。

○3番(稲付洋平君) 分かりました。担い手不足については、農業だけの課題ではないと思います。今後とも状況に応じた対策等をお願いしたいと思います。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。現在、農林水産省ではスマート農業の実証、分析、普及を推進しており、既に本市でも導入している生産者もいますが、本市における今後の展開や取組についてお示しくください。

○市長(下平晴行君) スマート農業の普及につきましては、作業の省力化や精密化、高品質生産を実現すること、化学農薬・化学肥料等の使用量低減の観点から、国も推進しているところでございます。

本市につきましては、スマート農業にかかわらず、各農家の経営状況を踏まえた上で、導入が検討される農家につきましては、国の補助事業等を活用しながら、支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○3番(稲付洋平君) 分かりました。それでは、現状について少しお聞かせください。イチゴ農家などで、環境モニタリング装置など一部導入も進んでいるようです。参考までに、市内のスマート農業の状況があればお聞かせください。

○市長(下平晴行君) イチゴの環境モニタリング装置については、一部農家で導入が図られているようではありますが、個々の農業の経営状況に応じ、投資を検討する必要等もございます。ま

た、費用対効果の分析も十分に行う必要もございます。そのあたりを十分に検討した上で、国の補助事業等を活用しながら、導入を支援してまいりたいというふうに考えております。

○3番（稲付洋平君） 今答弁のありましたとおり、導入が進みつつありますが、現状まだ普及が進んでいない状況に感じているところもございます。先ほど言いましたスマート農業ですね、それについて進んでいない理由をどのように捉えていらっしゃるかお示してください。

○市長（下平晴行君） スマート農業につきましては、農機具メーカー等を中心に日々技術の開発、試験研究が進められている状況であるというふうに認識をしております。

現状進んでいない理由としては、無人操作技術など実用段階にあるとはいえ、いまだ途上段階であること、第5世代移動通信システムいわゆる5G通信網の整備、また整備の内容にもよりますが、導入に際し高額な投資が必要で、費用対効果の面でより効果の高い投資と見込める経営体が限られることが考えられます。

○3番（稲付洋平君） 今市長のほうから答弁がありましたとおり、やはり多額の費用が必要であるとのこと課題ではありますが、イチゴ農家の一部で導入が進んでいる環境モニタリング装置等の比較的導入しやすいスマート農業設備と思われませんが、そのあたりから導入を支援する考えはないかお示してください。

○市長（下平晴行君） そのことについては、先ほど答弁をしたところであります。

○3番（稲付洋平君） 分かりました。今後さらに開発が進むにつれ、また国も推進していることもあり、スマート農業の導入希望も増加するものではないかと思われま。先ほど国の補助事業などを活用しながらとの答弁がありましたが、国の事業では、組合を組織しないといけないなど、ハードルが高いと思われま。今後、市として推進していく考えはないかお尋ねいたします。

○市長（下平晴行君） 個々の農家により経営状況が異なりますので、それぞれの農家の経営状況等を踏まえ、まずは国の事業等を活用しながら支援してまいりたいと考えております。その上で、今後のスマート農業の普及状況を注視し、状況により必要とされる支援を検討してまいりたいというふうに考えております。

○3番（稲付洋平君） 分かりました。今後スマート農業を活用したいという希望はかなり増加していくことと思われま。市内の状況を把握しながら、必要な支援をお願いしておきたいと思いま。よろしくお願いま。いたします。

次の質問に移らせていただきます。市長の所信表明において、「志布志港を活用した農林水産物等の輸出促進に向けて取り組む」とありますが、具体的な方針並びに輸出品目、輸血量、取組を開始する時期など、今後の計画がありましたらお示してください。

○市長（下平晴行君） 志布志港を活用した農林水産物等の輸出促進に向けて、現在、国、県、近隣市の行政等、船社・港湾関係関連企業等々による協議や港湾関連企業間による協議などを行っております。協議内容の詳細につきましては、企業間等の取引関係上、差し控えさせていただきます。

食品・農林水産物の輸出促進の方針は、地方港としての課題や港湾関連企業の利益等の関連も

あり、容易なことではありませんが、官民連携による小口貨物の集約と輸送体系の構築に向けて取り組んでおります。

志布志港から輸出されている品目としましては、令和2年鹿児島県港湾取扱い貨物量実績では、輸出の多い品目から、原木が約32万5,400 t、タイヤ等のゴム製品が約2万9,000 t、再利用資源が約1万2,000 t輸出されています。そのほかに食品、農水産品や日用品、電気機械、自動車部品、化学薬品、肥料など、数多くの品目が輸出されております。

○3番（稲付洋平君） 今、市長が御説明いただきました農水産品の内訳について、さらに詳しくお聞かせください。お願いいたします。

○市長（下平晴行君） 農産品の志布志港からの輸出状況につきましては、鹿児島税関による令和3年分の速報値によりますと、牛肉等の肉類、大根・キャベツ・ピーマン・ゴボウの野菜類、茶がございます。輸出量は、肉類が298 t、野菜類が440 t、茶が56 tでございます。

このほかにも志布志港以外から輸出されている農畜産物があるようではありますが、詳細は把握できておりません。

○3番（稲付洋平君） では、大根・キャベツ・ピーマン・ゴボウの野菜類、茶と様々な輸出品目が今確認できましたが、今後、市の農産物輸出に関する取組について教えてください。

○市長（下平晴行君） 農産物の輸出に関しましては、残留農薬基準を満たす農産物の生産が最重要項目になります。これを満たす生産方式の普及については、関係機関と協議してまいりたいというふうに考えております。

○3番（稲付洋平君） 分かりました。様々な問題があるところです。また、最後の質問です。農水産品の輸出促進を図るにあたり、助成事業等があれば教えていただきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 本市が事務局である志布志港湾振興協議会では、志布志港利用の条件等がありますが、食品・農林水産品輸出促進事業や食品輸出小口混載貨物助成事業の食品・農産品輸出向けの助成を行っております。

また、本市としましては、志布志港を利用した輸出入コンテナに対して助成する新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業や海外でのオンライン商談会等に係る経費等に対して、一事業当たり20万円を限度に助成する輸出促進支援事業を行っているところでございます。

○3番（稲付洋平君） 志布志市の輸出に関する様々な取組について、今後さらに強化していただくことで、生産者の皆様の生産意欲も高まってくると思っております。引き続き対応のほうをお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。カーボンニュートラルについてお伺いいたします。政府は2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。脱炭素の基盤となる重点対策について、今後、志布志市としての取組についてお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 脱炭素社会については、2015年に合意されたパリ協定では、平均気温上昇の幅2度未満を目標とし、2018年に公表された国連の気候変動に関する特別報告書では、気温

上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるために2050年度までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要とされております。

本市では平成11年から市民、事業者とともに、「混ぜればごみ、分ければ資源」を合言葉に、他自治体に先駆け本格的な分別・排出・収集を行い、埋立てごみの減量化とリサイクルの推進、使用済み紙おむつの再資源化に取り組むなど、持続可能なまちづくりを進めてきました。

このような経験を踏まえ、所信表明で志布志市ゼロカーボンシティを宣言したところであります。そのため、令和4年度事業で再エネの最大限の導入のための計画づくりと、地域の再エネ設備導入ポテンシャルの調査を行っていく予定であります。市民、事業者、行政が一体となって、志布志市ゼロカーボンシティの実現に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○3番（稲付洋平君） 志布志市としては、現時点において企画段階であるということと理解しました。今後、このような国の事業に対し、期待している企業も多くいらっしゃると思います。具体的な方向性、内容が定まった時点で、改めて議論させていただきたいと思っております。

続きまして、3番の食料自給率向上について質問いたします。食料自給率向上の取組として、地産地消の拠点となる直売所等を設置し、高齢者・小規模農家が活躍できるモデル的な生産・流通体制づくりを行う計画がないかお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 高齢者・小規模農家が活躍できるモデル的な生産・流通体制づくりについては重要であると考えておりますが、本市としては、公設による農産物直売所の設置については考えていないところでございます。

現在、市内の農産物特売所につきましては、市の指定管理である蓬の郷、やっちくふるさと村のほか、そお鹿児島農協のそお太くん市場、あおぞら農協については、甚平倶楽部としてAコープやアイショップを含め、民間の農産物直売所等があり、諸手続等はあるものの、生産者が農産物を直接持ち込むことができる仕組みとなっております。民間活用という視点からも、現状の直売所等を御活用いただき、各関係機関と連携を図りながら、農業経営継続への支援を行ってきたいというふうに考えております。

○3番（稲付洋平君） 分かりました。それでは、現状について少しお聞かせください。指定管理である蓬の郷、やっちくふるさと村について、直売所利用者数はどれくらいいらっしゃるかお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 直売所利用者数については、令和2年度の実績として、蓬の郷は登録者が100名おり、毎月20名程度の方が利用されております。また、やっちくふるさと村については、年間を通して20名程度の利用があるところでございます。生産者が直接持ち込み、手続きを行うことで利用可能となっておりますが、ラベル代や手数料等が発生するものとなっております。

○3番（稲付洋平君） 分かりました。そお鹿児島農協のそお太くん市場利用の市内生産者数とあおぞら農協の甚平倶楽部加入者数を把握しておられましたらお聞かせください。

○市長（下平晴行君） そお太くん市場利用の市内生産者数は46名となっております。また、あおぞら農協の甚平倶楽部加入者数は130名で、年間を通して利用されている方は約60名となって

おります。なお、組合員もしくは準組合員が、部会加入することにより利用可能となっているところでもあります。

○3番（稲付洋平君） 分かりました。市長は、「誰一人取り残さない」と公言されておりますので、今後も市内販売所等と連携して、高齢者・小規模生産者の生産意欲向上のために、今後も積極的な取組をお願いしたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。4番ですね、本市の自然を生かした地域活性化についてお伺いいたします。合併前、有明地域の岳野山に、山全体を活用した「ワイルドパーク」という巨大なアスレチック施設がありました。実は、私事ではございますが、毎週ここにお小遣いを持って遊びにいった記憶がございます。きっとここで自分の野性味ある動きは学ばれたのではないかと思っておりますが、そういった施設を今後この志布志市に計画、そういったものがないかお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） ワールドパークは、昭和55年に国際児童年を記念として、国の補助金等を活用し、岳野山中腹の3haの広大な敷地に建設され、当時は九州最大規模の施設として、九州各地から利用者が訪れ、また地元の子供たちの遠足や絶好の遊び場としてにぎわったと聞いております。建設から12年が経過した平成4年に、老朽化を理由に閉鎖されております。

現在、本市の体育施設におきましては、旧町単位ごとに整備されていた施設を、地域の特性に合った特色ある施設整備・拡充を行うゾーニングによる整備を進めており、令和4年、5年において、志布志運動公園体育館を改修し、その後有明総合体育館の改修を予定しております。

今後、改修には多額の費用を要することから、まずは、現在の計画を優先的に進めていきたいというふうに考えております。

○教育長（福田裕生君） アスレチック施設につきましては、様々な遊具が一体となっており、遊びの中で握力、空間認知能力、バランス感覚など運動に関わる能力はもちろんのこと、クリアできるまで何度も繰り返しチャレンジすることで、達成する喜びを味わえ、心の成長も促されると考えております。

教育委員会といたしましては、子供たちの体力、運動能力の向上のために、各学校においては鉄棒やうんていなどの校庭遊具を整備するとともに、一校一運動の充実や一家庭一運動のより一層の推進、併せまして昨年設立された「レインボー424スポーツクラブ」と連携し、子供たちの運動の機会をより増やし、健やかな心身の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

○3番（稲付洋平君） 現在のところ、整備の計画はないということですね、分かりました。こういった施設は、健康づくりや子供たちの体力向上だけでなく、志布志市の素晴らしい環境を知っていただく観光資源にもなると考えております。近年人気となっているキャンプ場も含めて、今後、岳野山周辺の整備に向けて改めて議論させていただきたいと思っております。

では、最後の質問になります。5番のふるさと納税についてお伺いいたします。ふるさと納税の寄附額の推移、状況についてお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 本市ふるさと納税寄附金については、令和4年2月28日時点の申込みべ

ースで22万5,333件、寄附額にして51億3,105万3,000円となっております。カテゴリ別の割合としては、ウナギ関連お礼の品が約50%、精肉関連が約29%、加工品が約10%となっております。

○3番（稲付洋平君） ふるさと納税の返礼品についてですが、ウナギ、肉が大変好調であるということですが、一方で志布志市は農産物についてもその生産量は高く、ふるさと納税としての農産品への取組と一般的に流通にのらない規格外品の取扱いなどについても、フードロスの観点から聞かせていただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 現在、参加事業者が約80社いらっしゃる中で、農産物を取り扱う事業者は10社以上ありまして、ピーマン、ゴボウ、ブロッコリー、米、イチゴ、メロンなど、種類も増えてきております。また規格外品についても、訳あり商品としての人気もあることから、市としても注力している返礼品の一つであります。

出品については、総務省のガイドラインの範囲であれば、積極的に取り扱っていきたくて考えておりますので、そういった事業者様がいらっしゃれば、ふるさと納税係まで連絡いただくとサポートさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○3番（稲付洋平君） 市民の方からそういった御意見がちょっと多かったものですから、今回質問させていただきました。また、今後そういった方々に、すぐふるさと納税係のほうに連絡するようにとお伝えしておきます。

続きまして、ふるさと納税の増加に向けた今後の取組についてお聞かせください。

○市長（下平晴行君） ふるさと納税事業については、市内外の約80社の皆様とともに取り組んでおりますが、これまでの取組に加え、令和4年度以降は、さらに市内の事業者を中心に参加を呼びかけ、協力店舗の増加に取り組みながら、返礼品の充実を図っていきたくてというふうを考えております。

また、ポータルサイトについても、毎年ごとに実績を勘案しながら、より効果的なポータルサイトの導入を行い、志布志市の地場産品のPRにもつながるよう取り組んでまいります。

また、寄附後における税控除の手続き等についても、関連事業者と随時協議を重ねながら、個人情報保護を十分に担保した上で、寄附者にとって利用しやすく、本市にとっても効率的な手法の確立に向けて取り組んでまいります。

○3番（稲付洋平君） ふるさと納税については、事業者の増加、返礼品の充実、使い勝手のいい仕組みづくりについて取り組まれるということに理解しました。また、全国的にはサービスや体験といったようなふるさと納税の返礼品も多く出品されているようです。本市も地域資源を活用しながら、全国の寄附者の方々に喜んでもらえるようなふるさと納税事業の運用に期待しております。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（平野栄作君） 以上で、稲付洋平君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時40分 延会

令和4年第1回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：令和4年3月8日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

南 利 尋

八 代 誠

市ヶ谷 孝

福 重 彰 史

鶴 迫 京 子

小 園 義 行

出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 北 野 保
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 濱 田 茂	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 大 迫 秀 治	耕地林務水産課長 小 山 錠 二
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎
有明支所長 重 山 浩	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 和 佐 浩 教	農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 幸 喜
教育総務課長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 上 木 勝 憲
生涯学習課長 江 川 一 正	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 大 田 和 隆	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、稲付洋平君と隈元香穂子さんを指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（平野栄作君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、5番、南利尋君の一般質問を許可します。

○5番（南 利尋君） こんにちは、南利尋でございます。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

下平市長が四つの行政経営指針の基軸として、「あ・た・え・た・い・こ・と」という言葉を掲げられました。挨拶・態度・笑顔・対応、人として大事な所作であります。職員、議員が常に意識をしていくには、志布志市のリーダーである下平市長自らが、模範となる立ち振る舞いをさせていただくことが重要だと思います。市長に笑顔で挨拶していただければ、職員や議員の士気も高まると思います。模範となる立ち振る舞いを行っていただくように、よろしくお願ひします。

私事ではありますが、私はこれからの議員活動の基軸として、本市の特産物である「ピーマン」を掲げました。ピーマンの「ピー」は、ピープル、市民です。「マン」は満足ということです。シンプルに市民が満足する新しいまちづくりを提案していくことでもあります。「未来へ躍動する創造都市 志布志」の実現に向けて、謙虚な姿勢で市民の立場からの提案をさせていただきますので、御指導、御協力、よろしくお願ひします。

通告に従って質問させていただきます。経済対策について伺います。長期にわたるコロナ禍において、市内事業者に対して今後どのような支援事業に取り組んでいく考えかお伺ひします。

○市長（下平晴行君） 南議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の新規感染者が全国的にもなかなか減少傾向にならず、高止まりが続いている状況であります。本市においても、まん延防止等重点措置の適用を受け、営業時間の短縮や酒類提供の制限により、飲食店、運転代行業をはじめ、多くの市内商工業者が事業継続に支障を来していることは承知しております。

市では、これまでも市単独による商工業者のための支援事業を展開し、事業継続の下支えに取り組んできたところであります。今後も継続した支援は必要であると認識しており、これまでの給付金事業の交付実績を生かし、産業分類ごとの影響度合いを考慮しながら、より一層の公平性に努め、この厳しい地域経済の局面を乗り越えていけるよう、今定例会の会期中に新たな経済対

策事業を提案したいというふうを考えているところであります。

○5番（南 利尋君） 本市においても、約2年のコロナ禍が続き、経済活動の疲弊している状況が多く見受けられます。本市独自の支援事業にも取り組んでいただきましたが、長期化していることにより、廃業を余儀なくされている事業者が何社もあります。現状でどのような業種が壊滅的なダメージを受けていると把握されていますか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） これまでの市独自の給付金事業交付実績の分析や聞き取り調査によって、コロナ禍の影響によって廃業または閉業されたであろう店舗は、少なくとも飲食業が7件、サービス業1件、小売業2件程度あるのではというふうに思うところでございます。

長期化するコロナ禍によって、経済活動に変化をもたらし、これまでの需要と供給に変化が生じてきていると思うところであります。飲食店以外の事業所においても多様な産業での影響を受け、地域経済が疲弊してきているというふうに分析をしているところであります。

○5番（南 利尋君） 先日ですね、市内全ての代行業者より市長、議会に対して要望書が提出されました。市長は代行業者の代表者の方と意見交換をされたと聞きましたが、どのような思いを持たれましたか。

○市長（下平晴行君） 2月18日に、運転代行業代表者2名の方と直接お会いしたところでございます。その中で、まん延防止等重点措置によりお酒の提供を行っていた夜の飲食店が、営業時間の短縮や休業を余儀なくされ、運転代行業の経済活動も停止状態に陥り、生活及び雇用の面で切実な状況になっているということをお伺いしたところであります。

市としましても、他の産業も含め、早急に支援できるように準備を進めているということをおし上げたところであります。国や県の支援事業も活用しながら、何とかこのコロナ禍を乗り切って、事業を継続していただければというふうに思うところであります。

○5番（南 利尋君） 市長が今答弁していただいた1月27日から3月6日までの39日間、まん延防止等重点措置が適用されました。飲食店に対しては休業要請が出たので、39日間の協力金が支払われます。タクシー・代行業には休業要請が出ませんでしたので、協力金はありません。飲食店には100万円前後の協力金が支払われると思いますが、タクシー・代行業には何も支払われることは今の現状ではないと思います。私は飲食店とタクシー・代行業は、車の両輪だと思います。飲食店が営業されて、タクシー・代行業が成り立っていきます。タクシー・代行業が営業して飲食店も安心して営業ができます。ここにいらっしゃるほとんどの方が飲食店を利用したら、タクシー・代行を利用して帰宅することが当たり前になっていると思います。タクシー・代行業が少なくなれば、飲食店が閉店しても県内で利用客を待たせなければならないことが多くなり、飲食店にも大きな負担が出てきます。コロナ禍が収束しても、タクシー・代行がなかなか利用できないという状況が続けば、飲食店の景気回復を妨げる大きな要因にもなりかねません。事業者は、二種免許を持った従業員が辞めてしまうと、次の確保がなかなか難しいので、売上げがなくても保障し続けなければならないということもあるわけです。飲食店の方々は休業がはっきりしていましたので、昼間パートやアルバイトで一生懸命頑張っている方もいらっしゃいま

した。タクシー・代行業は特殊な時間帯の営業で、昼間の労働は難しいということがあります。このような様々な観点からも、タクシー・代行業者に対して、格別な本市独自の支援事業に取り組むべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 本市が考える支援事業は、売上げ減少を補填するためのものではないところです。あくまでも事業継続を応援するための支援となっております。現在、これまで提出された支援事業に必要な売上帳簿書類等を検証、分析し、柔軟な対応を図るための準備を進めているところであります。

例えば、飲食業、飲食取引事業者や運転代行業者などの産業形態ごとの一律給付を改め、売上高の減少割合と減少額で考査する金額から、給付額を導き出すことができればというふうと考えております。

○5番（南 利尋君） 分かるんですけど、大体国・県、行政のそういう支援事業の在り方というのはそういうことだろうと思うんですが、例えばですね、病気になりますよね、今回もそうなんですけど、コロナがまん延して重症患者がいっぱいいらっしゃる。やはり重症患者から先にエクモだったり何だったりして、しっかりと命を救っていくわけですね。それとはちょっとどうなのか分かりませんが、例えば、市内でも今回要望書を上げて来られた方というのは、代行業者なわけですね。もちろん私も飲食店もそうですし、飲食店と取引される酒屋さんや事業者も本当に大変な思いをされているわけです。しかし、スポット的に考えれば、今は代行業者だけではなく、代行業者がこれからどういうふうに支援していけば、継続していけるかということもですね、普通のそういう支援事業とは別個で、その金額を増せとかそういうことではなくて、もっと一律でどうこうするというのではなくて、今代行業者を存続させるには、どういう事業をしていかなければいけないかということで、この重症的なものに対してスポット的な支援事業に取り組むべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） そうすることで、産業分類ごとの経営状況に左右されずに、コロナ禍の影響による度合いによって、給付金額を区分けしてより公平性を保ち、事業者に寄り添った内容にしているところであります。

具体的には、予算提案時に御説明をさせていただければというふうに思っております。

○5番（南 利尋君） ぜひ、市長も副市長も代行を利用されると思うんですね。その中で世間話的なことで、「いろいろ本当に大変ですよ」ということも聞かれたこともあるかと思しますので、ぜひ、本当に誰一人取り残さないという観点からも、代行業者の支援事業にスピード感をもって取り組んでいただくことを強く要請します。

次に、スピード感ある地域経済の底上げを図るためにも、全市民に対して、市内で利用可能な商品券の配布を行うべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 長期化するこのコロナ禍によって、疲弊している市内商工業事業者の方々に対し、事業継続の支援策や地域経済の浮揚策は必要なことであるというふうに考えております。

そのような状況の中で、本市を含め、他の自治体や商工会等では、様々な思考によるプレミアム付き商品券の販売を実施したり、住民又は世帯に対して一定額の商品券の配布を行ったりし、地域経済の循環を促しているところでもあります。

本市の施策としましては、商品券を全市民に配布するということは、商工業者への経済対策というより、生活支援を目的とした施策になるというふうに考えております。今後の商品券に関する景気刺激策の在り方については、希望する全ての市民が入手できるよう、関係機関と協議しながら、より効果的になるように取組をしまいたいというふうに考えているところでございます。

○5番（南 利尋君） 私は、令和2年9月定例会から、5回にわたり商品券配布事業を提案させていただきましたが、前向きな答弁は一回もないわけですね。私は市民の代弁者ということで、市民の声を拾い上げて、何回も提案させていただいております。この長期化しているコロナ禍において、市内の経済が疲弊していることは誰でも実感していると思います。本市でも毎日感染者が確認されています。不要不急の外出をしない、新しい生活様式が当たり前に着し、多くの市民は大手スーパーや量販店で買だめをするようになったと言われます。個人事業者は、甚大なダメージを受けているわけです。若者、子育て世代、港湾関係で本市に移住された方など、多くの市民は休日に鹿屋市、都城市などで経済活動を行うようになっております。これはほとんどの市民に聞いたら、「高速道路が開通して便利になって、週末の休みの日は鹿屋市、都城市で買い物していますよ」とはっきり言われます。市長は、このような状況をどう捉えていらっしゃいますか。

○市長（下平晴行君） 東九州自動車道や都城志布志道路及び市道香月線のインフラ整備が進み、買い物を含めた広域での経済活動の範囲が拡大してきているというふうに思います。市民が市外で買い物をすることもあります。同時に出張や帰省など、市外の方による交流人口が増えてきている影響もあるというふうに考えているところであります。ヒト・モノ・カネ・情報が好循環となるような景気対策については、引き続き商工会や関係機関と協議しながら、最良のタイミングと方策を模索してまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） 昨日も、稲付議員の地産地消の体制づくりについての提案がありましたが、今こそ地産地消を促す取組が必要不可欠であると思います。市内で購入できないものは仕方ありませんが、本市で購入できるものは市内で購入するような経済活動を推進していくべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 市内で生産又は販売しているものが、市内外のもので消費又は購入されることで、地域内経済の好循環につながっていくと思うところでございます。これは、行政だけでなく、関係団体をはじめ、民間とも協議しながら、協働しながら取り組んでいくことが必要なことと考えておりますので、引き続き分析を重ねながら、研究してまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） 市長は最近、地元で買い物をされたことはありますか。例えば、市長だ

と上野商店とかこまみず酒店になりますよね。買い物されたことはありますか。

○市長（下平晴行君） 最近はあまりありません、妻が買い物しておりますので。ちゃんとしっかりそれぞれの分野で生活しております。

○5番（南 利尋君） たまには奥さんと一緒に地元で買い物をしてみてください。地元で買い物をするので、今まで知らなかったおいしいものやすばらしいものを発見するチャンスにもなるわけですね。例えば鮮魚店で、志布志湾で獲れた魚介類をお刺身にしていただいて食べてみると、意外と普段食べているような刺身と、ちょっと違った感覚にもなるわけですね。そうすることによって、この志布志湾に対する思いも何か変わってくるようなこともあるのではないかと、私は思うわけです。例えば、コロナ以前から人のつながりの希薄化が懸念されているわけですね。地元の店を利用することによって、たまには私も地元で買い物をするところがあるんですが、何十年ぶりにおばちゃんに会ったりとか、どこか集落のおじさんから説教をされたりとか、いろいろな人間関係が生まれるわけですね。だから、地元で消費することによって、新たなコミュニティが生まれてくる可能性も出てくるわけです。そういう様々な観点から、本市に本社を置く市内事業者だけでしか使用できない1万円の期限付き商品券を配布すべきではないかと私は考えます。3か月間の期限を付ければ、3か月で3億円以上の経済が動きます。コロナ禍で生活が困窮されている方の大きな支援にもなります。3か月で3億円以上の経済が動けば、市内事業者の士気も高まります。地産地消を促すための大きな起爆剤にもなります。市長、ぜひ大きな枠組みの中で、全庁を挙げて検討していくべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 先ほどの買い物については最近のことでございますので、地元で買い物はしております。

お答えします。3万人の市民に1万円の分を配布しようとした場合、単純に3億円の経済効果になると考えます。例えば逆に、3億円の予算で30%のプレミアム付き商品券を発行しようとした場合、単純に13億円の経済効果が見込まれることとなります。商品券の配布だけでは予算規模がそのままの経済効果となりますが、購入することで市民も商工業者も一緒になって地域経済を底上げすることになり、何倍もの効果を生み出すものと考えております。最小の経費で最大の効果を求めることも、行財政運営にとって大変重要なことと考えておりますので、今後も最良の方策を模索してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○5番（南 利尋君） 私が今回新たに言った、大きな枠組みでということですね、例えばプレミアム商品券事業もすばらしい事業なんですね。生活困窮者は買えないわけですよ、簡単に言えば。この前もすぐプレミアム商品券は販売終了になりましたが、時間に余裕がある方々、そして経済的に余裕がある方々が購入されているわけです。いろいろな方に聞いてみますとですね。一生懸命仕事をして、子育てをして、夕方まで残業をして、お金も最近収入も少なくなったという方もいらっしゃるわけですよ。全体に行きわたる、だから生活困窮者事業支援という枠組みではなくて、さっきも説明させていただきましたが、全体の底上げを図るということなんですね、私が提案していることは。例えば、近隣自治体もいろいろ聞いてみますと、商品券配布がなされ

ておりますが、一番喜んでいるのは、私の知り合いの近隣自治体の方だけかもしれませんが、若者なんですよ。子育て世代もすごく助かるということと言われるわけですね。正直、現実はそのようなことです。余裕のあるこの議場にいらっしゃる方はどうか分かりませんが、本当に若者、子育て世代の方々は、助かっていらっしゃるわけです。生活が困窮している状況があるということですね。市内事業者は本当にお客さんが来なくて大変な思いをされているわけですね。市長が、相手の立場になって考えるということをよく言われますが、事業主になった方はですね、もう本当に大変な思いをされているわけです。どこにすげればいいのかということもですね、本当にわらをもつかむ思いでいろんなところに相談されたりしている方もいらっしゃるわけですね。だから、全体的な底上げですよ。コロナ禍前は、本当に給付とかそういう事業はなかったわけです。コロナ禍が2年以上続いたことによって、こういう給付事業というものがですね、今までなかった給付事業というのが始まり出したわけですね。そういう元気なときは別に給付しなくてもいいと思うんですね。だけど、本当にこれから志布志市は特にそうなんです、県内でも人口の割には感染者も多く確認されておりますよね、だから、学校に子供を休ませなければいけない、現実的にはそういう方もいらっしゃるようになってきているわけです。だから、いろんな方々の救済にあたる、まして元気なそういうときの志布志市に一日でも早く回復させる、そういう意味でも、例えば1万円の商品券を持って出かけた方は、間違いなく1万円以上は使うと思うんですよ。そこにガソリンを使って車で行けば、ガソリン屋さんも売上げが上がりますよね。商品券というのは大体お釣りは出ないわけですから、1,000円券を1枚持って行って、1,000円ちょっきりの買い物というのはなかなか難しいわけですね。人間の心理として950円だったら、50円足して100円のものを買っちゃおうかなとかですね。そういう心理も働くわけですね。だから、3万円で3万円の経済効果というのは、私はあり得ないと思います。お釣りが出なければ、それ以上の消費をしていくというのが、私は人間の心理だと思いますが、そういう大きな枠組みで、今までと違う方向性も取り入れた検討をしていただけないでしょうか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） これまでの経済対策事業では、法人、個人を含め、志布志市内で事業を営んでいる事業所を対象に支援していたところであり、市内で事業を営んでいることで、そこで働く雇用の維持を図りながら、落ち込んでいる地域経済の支援に取り組んできたところでもあります。事業形態にかかわらず、市内の商工業振興策として地域経済の発展に貢献するという意味では、地元以外に本店等を有する事業所を除くことに関しては、難しいということではないかというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） 私は、市長も言えないけど思っただけでいらっしゃると思うんですけど、「なんか、また商品券かよ」というそういうこともあるかもしれませんが、私は市民の代弁者として、答弁がこういう結果でしたということを持ち帰ってもですね、また5人の方がこういうのはできないのということを相談されて、最初は5人の方の意見で質問させていただいたと思うんです。それが、5倍になっちゃって大変な人数になっちゃっているわけですね。だから多くの皆さんが、多くの市民の方々が、そういう思いを持っていらっしゃいますので、ぜひ港湾商工課だけではな

くて、市長の言われる全庁を挙げて、そういういろんな方面から検討していただくことを強く期待しておりますので、よろしくお願ひします。

観光振興について伺ひます。夏井地区の国道沿ひにある廃墟の所有者との協議について、進捗状況をお伺ひします。

○市長（下平晴行君） 旧志布志パラダイスと思われる夏井地区の廃墟地につきましては、夏井地区の景観を損なっているなどの御意見を多く耳にするものの、現在、市が所有する土地、建物ではなく私有地であることから、自己管理していただくことを基本に、所有者への聞き取りを継続して行っておりますが、令和元年10月、令和3年6月にそれぞれの所有者へ現況をお聞きした際には、解体及び売買等に関し、「特に何も考えていない」との回答であったところであります。最近では、本年3月1日に、所有者へ電話にてお伺ひしたところでありますが、現状については以前と変わりなく、「旧パラダイス跡地に行って事業を行いたい計画はあるものの、何も進んでいない」とのことであったようであります。

本市の観光拠点であるダグリ岬一帯の景観維持の観点からも、今後も継続して所有者と接触を図り、協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） 電話連絡でしか今のところ交渉ができていないということの答弁がありました。昨年の6月定例会で、「アスベスト等が含まれている場合には、概算で3億円以上の解体費用がかかる」との答弁がありました。市長はこの現場を見に行かれたことはありますか。

○市長（下平晴行君） 現場確認は道路から見えておりますが、私有地のため敷地内へ入って確認することはできておりませんが、敷地建物についての現状については、お聞きはしているところでございます。

○5番（南 利尋君） 私有地なので、中までは入れないんですね。私は、国道沿いから何回も見て、現状を確認しているわけですが、屋根が剥がれ落ち、鉄骨はむき出しになり、壁板が剥げて、配管はむき出しになっているわけですね。雨風に打たれ、直射日光にさらされています。アスベストが含まれている可能性があるのであれば、市民の安心・安全を確保するという観点からも、早急に所有者との協議を行い、アスベスト調査などを行うべきではないかと考えますが、見解をお伺ひします。

○市長（下平晴行君） 廃墟建物にアスベストが含まれているのか、通常時どれくらいの飛散が確認されるのかなど、私有地のため調査ができないわけですが、今後所有者との協議の中で、まずアスベストがあるか、立ち入り調査に協力いただけないかを協議してまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） アスベストがもし仮に含まれていれば、現状のまま放置しておくことは、常に雨風にさらされて直射日光が当たって、微量でも飛散している可能性も出てくるわけですね、長年にわたったですね。これからダグリ海水浴場を利用される方が、今年もまた多くなると思います。ぜひですね、市民がああ周辺で安心・安全に過ごせるように、そういう所有者との早急な協議に取り組んでいただくことを、強く要請しておきます。

次に、ダグリ岬周辺整備事業についてお伺いします。平成28年3月に策定されたダグリ岬公園周辺整備基本計画の進捗状況をお伺いします。

○市長（下平晴行君）　ダグリ岬周辺の整備につきましては、これまでも答弁させていただいておりでございますが、ダグリ岬公園周辺整備基本計画に基づき、整備を進めております。

まずは、ダグリ岬海水浴場周辺の危険廃屋等の撤去並びに整備を優先的に行ってきたところがあります。第2次志布志市観光振興計画も策定中であります。ダグリ岬周辺地区につきましては、本市の観光の核となる最重要拠点として、景観にも配慮した魅力ある観光地を目指し、施設の整備改修等も行っていきたいというふうに考えているところであります。

このことから、芝生広場周辺の活用方法や、海水浴シーズンにおけるダグリ岬海水浴場周辺でのぎわいを取り戻す方策など、あらゆる角度から協議検討し、ダグリ岬周辺一帯の周辺施設整備について、進めてまいりたいというふうに考えております。

○5番（南　利尋君）　基本計画では、海水浴場を中心に整備を行い、令和2年に施設の供用開始となっています。しかし現状は今おっしゃったように、廃墟を撤去した状態とかそういうものがありますが、供用するような施設は何も整備されていないわけですね。観光振興計画の中のそういうダグリ岬周辺整備事業ということで、いろいろ今までも流れを聞いておりますが、なかなかダグリ岬周辺の整備事業だけは進まないんですね。スピード感がないということですね。例えば今、コロナ禍において新しい生活様式の中で、そういうキャンプとかいろんなアウトドア的なものが本当に三密を考えないでいいようなですね、そういうところのレジャーへのニーズが本当に高まっているわけですね。そこに、やはり夏井のダグリ岬の整備計画というのは急ぐ必要が私はあると思います。例えば県境においては、何回も嫌味たらしく聞こえるかもしれませんが、いつも夏井は高松と比べられるわけですね。私が比べているわけではないんです。私の周りの方って、いつも人のせいにしてはいますが、周りの方がよく言っているんです。「高松をってみろよ」ということを、よく言われるわけですよ。だから、そういうこともあるわけですから、やはり時代にあったそういう観光地づくりというのも求められていると思うんですね。そういう観点からも、例えば今3月なので、2、3か月するとまた海のシーズン、海水浴シーズンが訪れるわけですね。そしたら、できることの事業に少しでもですね、今の状態よりも、海水浴場を利用される方が少しでも行きやすい感覚になるような事業に、少しでも間に合うような事業に取り組んでいただけませんかということなのですが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君）　これまで、ダグリ岬公園周辺設備基本計画に基づき、旧ダグリ荘や海水浴場内の市休憩所等の景観整備を進めてまいりましたが、計画書上の景観を損なっていた既存施設の改廃については、令和2年度をもって一旦の完成を見たところであります。新型コロナウイルス感染症の拡大をはじめとする様々な要因の下、基本計画上でのタイムスケジュールどおりには、なかなか進められておりませんが、今後、第2次志布志市観光振興計画も考慮し、必要な整備等について協議検討してまいりたいというふうに考えております。

○5番（南　利尋君）　毎年シーズン前に、国道沿いとかあの辺の除草作業はしていただくとい

うことはあるわけですね。とりあえず入り口は、きれいな保全管理が行き届いているかなと思うのですが、中に入っていくと、分かりやすく言いますと、ボルベリアダグリに上がっていきましょね、あそこの遊園地のほうではなくて左側の崖側のほうですね、カーブの左側です。あそこは雑木や竹、雑草で、もうすごい景観なんですよ。この海とかキャンプ場とか、ダグリ岬海水浴場とか遊園地が本当ににぎわっていた頃は、当たり前のように、あそこは保全管理が行き届いていたわけですよ。毎日見ていると、意外とみんなそれが当たり前になって気付かないと思うんですが、あそこの雑木、竹とかを伐採作業、保全作業をすると、本当にダグリ岬全体の雰囲気は全く変わってくるわけですね。例えば、昔キャンプ場がありましたよ、キャンプ場があつて、今埋め立てて芝がありますが、あそこの山のほうを見られたことはありますか。雑木がもう本当に巨木になって、その間にも、竹とかそういうツタとかがはり巡らしているわけですね。そこを伐採とか間伐をするだけでも、ハンモックをかけたたりして憩いの場になっていくわけですね。だからそういう保全管理を行うだけでも、意外とあそこの利活用を家族でできたり、カップルでできたり、一人でたそがれたりできるわけですよ。だからそういう今でもできるような、例えば観光振興計画とはまた別個の場面で、あそこを利用するということがあれば、芝の張ってあるどっちかのサイドに洗い場を作っていけば、とりあえずトイレはあつて、洗い場があるということは、そこでキャンプができたりするような状況になるわけです。だから伐採をして、あそこにちょっとした手洗い場を作れば、それだけでもうキャンプ施設として利活用できるわけですね。だから、今すぐにでも取り組める、そんな大きな予算は伴わないと思うわけです。だから、本当に今年の夏、ダグリ岬海水浴場でレジャーを楽しみたいという市民の方が多くいらっしゃるわけですね。そういう保全管理を行って、ちょっとしたそういった洗い場的なものを整備していただくだけでも、利活用はもっと増えると思うのですが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） ダグリ岬公園周辺は、日南海岸国定公園の一部であり、第二種特別地域に指定されていることから、工作物の新築や増改築、木竹の伐採、広告物の設置、屋根や壁面などへの色彩の変更などを行う場合は、知事の許可を得なければならないなど、多くの制限がかけられた地域となっております。しかしながら、木々の伐採については、鹿児島県自然保護課への伐採申請及び許可が必要ではあるものの、先ほどの質問の中にありましたように、草払いなどの軽微な刈払いは許可なく可能であることから、今後は定期的な除草作業を実施してまいりたいというふうに考えております。

また、芝生部分の整備につきましては、指定管理者や現在御利用されている地域の方々等との協議も必要になることから、キャンプ場としての利用をはじめ、様々な利活用方法について、今後調査・研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） その許可は得なくても、軽微な伐採とかそういうもので終わるわけですね、私の提案したいこと。あそこの芝でグラウンド・ゴルフとかされている方もいらっしゃると思うんですね。でも邪魔にならないところに、昔、あのキャンプ場はそういう炊事をする施設があったわけです。その邪魔にならないところに造れば、逆にグラウンド・ゴルフをこれからされ

る方も、そこで手を洗ったり顔を洗ったりして帰れるわけですね。実際2、3か月はちょっと海水浴シーズンになりますので、真夏のグラウンド・ゴルフというのはちょっときついと思うので、3か月ぐらいちょっと代替地が「ここでしていただけますか」と言うと、3か月間限定でも広く活用できるようになるわけです。だから、軽微なそういう伐採作業を行っていただいて、そういう活用できるような手洗い場でも造っていただければ、観光客ではないんです、私が思っているのは。市民が近場でレジャーを楽しめるということの感覚から提案させていただいているんですね。その後に、市民が利用していけば、市民が観光客に対して広げてくれるわけです。だからまずは、市民のレジャーを楽しめる施設のそういう整備をよろしく願いますということなんですけど、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、その公園については先ほどお話しましたように、許可なく可能であるということで、しっかりと景観を維持していきたいというふうに考えております。

それから市民の方が利用していただくということですが、これは潤ヶ野地区の今度整備された「うるがのフレンドパーク」と同じような考え方であれば、より一層の利活用が図られるのかなと思うところでございます。

○5番（南 利尋君） 潤ヶ野を語らせたら、ちょっと時間が無くなるので、今回は語りませんが、ぜひそういう前向きに検討していただくことをよろしく願います。

コロナ禍が始まる前に、「市内には、何人もの若者や事業者がダグリ岬海水浴場で海の家をやりたいという声があります」という質問をさせていただいて、「指定管理者と市と事業者の三者で協議を行って、合意すればできないことはないですよ」という答弁をいただいたわけですね。いただいて伝えた瞬間、新型コロナウイルスの感染患者が市内で確認されるようになりまして、その提案は頓挫してしまったわけですね。この前若者たちが、「海の家の話どうなりましたかね」と尋ねてきたものですから、「もう一回市長に聞いてみるね」という話で、今質問させていただいておりますが、例えば今多くの若者とか新たにチャレンジしたいという事業者ですね、飲食店でも現状では売上げが見込めない、居酒屋さんとかありますよね。そういう方々が今年の夏に「海の家をやってみたいんだけどできないかな」という方がいらっしゃるわけなんです。そういう方に対して、指定管理者、市、事業者の三者で協議を行い、合意を得られたら、そういう海の家が営業できるというような周知を図っていただけないでしょうか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 海の家を設置するには、市へ土地使用の申請を提出いただき、市と指定管理者の合意の下、都市公園条例を基に1㎡当たり210円で賃貸しており、この条件の下、申請があった際には、指定管理者やその他関係者とも十分協議の上、出店していただくこととなります。

現在、出店に関する周知等については行っておりませんが、既存出店者等と関係者とも協議の上、周知の方法等についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） 希望者がいらっしゃれば、ぜひ手を挙げていただいて、担当の港湾商工

課のほうでもいろいろ相談を受けていただければ有り難いと思います。

私は、こういうコロナ禍でアウトドアでということで、いろいろワードがあるんですが、なかなか自分で海の家を建てるとするのは難しいと思うので、今ですね、全国の海の家というのは仮設なんですよ。台風が来たら折りたたんで取っ払える。例えば3か月過ぎたら、もう解体してどこかなくなってしまおうという、もう砂浜になりますということになるわけですが、例えばそういう枠組みだけを指定管理と市のほうで、そういうスペースと骨組みだけを設置していただいて、1㎡当たりの単価を1,000円にして、例えば一日1万5,000円の使用料になりますよというような、そういうテナント制の在り方をすれば本当に間に合うし、今年の夏にも間に合うようなそういう海の家が開業できると思うわけですね。だから、その辺も含めて、仮設のこの施設を整備した上で三者協議に合意された方は、その日額の使用料を払っていただいて使用できるみたいな事業を取り組むべきではないかと思いますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 市が仮設のみを設置し、貸し出すといった方法もあろうかとは思いますが、仮設の海の家を設置するにはどれぐらいの費用がかかるのか、出店希望者がどれくらいいらっしゃるのか、使用料が幾らであれば出店可能なのかというニーズ把握も必要かと思えます。

まずは、現在可能な方法での海の家出店の申請の手続きいただき、営業等を行っていただいた上で、様々な御意見をいただければというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、早急にいろんな調査していただいて、どれぐらいの予算でできるか、現実的にできる場面であればですね、ぜひ今年の夏に、そういう取組をしていただきたいと思えます。

早急に行わなければいけないことというのは、海水浴場には意外と日陰がないんですね。休憩するような日陰がないということで、一日中、日光に当たっているような状態になってしまうんですね。だから、何もできないということではなくて、例えばパラソルの貸し出しを指定管理者がしてあげるとか、そういう日差しを遮るような、そういうものも造る必要は私はあると思いますが、その辺も含めて、ぜひ前向きな検討をよろしくお願いします。

地域振興について伺います。地域住民の声をしっかりと聞き、旧出水中学校校舎の解体も視野に入れた跡地の利活用を図るべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 出水中学校の跡地の利活用についてお答えいたします。

現在市では、人口減少や少子高齢化、多様化する地域の課題に対応しながら、継続して地域振興を進めていくための新たな組織として、共生・協働の地域づくり指針に基づき、地域コミュニティ協議会の設立を推進しているところであります。

地域コミュニティ協議会の設立にあたっては、地域の特性を生かし、地域の力を集め、地域と市との協働による地域振興を計画的に進めていくための10年間の長期計画として地域の総意として地域の皆様の十分な話し合いによる地域まちづくり計画の策定をお願いしてきているところでございます。

潤ヶ野校区コミュニティ協議会において、令和3年度に策定された同計画内には、中期以降の

予定として出水中学校の木造校舎の活用策が盛り込まれておりますので、この実現に向けて地域でできること、行政で行うこと、財源、同じ中学校区であった八野地区の意向なども整理しながら、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） 出水中学校も市長の母校でもあります。67年間の歴史に幕を下ろしてしまっていて、寂しい限りなわけです。閉校してからは、地域で芝の植え替えや除草作業などを自主的に取り組んできたわけです。スポーツ大会やふるさと祭りというような地元のよりどころとして、また今おっしゃった八野校区との交流の場として利活用してきたわけです。おっしゃったように出水中学校利活用検討委員会が何度も行われましたが、明確な提案がありませんでした。潤ヶ野地域コミュニティ協議会が設立され、新たに若者や子育て世代のメンバーが加わったことにより、斬新なアイデアや意見が多く出るようになりました。会長、副会長も若者の意見をしっかりと聞き入れ、これまでの潤ヶ野校区の流れと課題をしっかりと伝えていきます。このような若者と会長、副会長は、若者の意見を取り入れて取り組むそういう事業こそが、本市の目指す持続可能な新たな地域づくりの在り方ではないかと考えますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 平成26年3月の閉校を受け、潤ヶ野・八野地区の皆様と行政との意見交換のために設置した、出水中学校跡地利用活用再生委員会を8回程度開催をしてまいりましたが、その中では、具体的な整備方針はまとまらなかったところであります。その後、潤ヶ野地区においては、地域コミュニティ協議会の設立準備に移行しワークショップなどたくさんの地域の声を聞きながら、地域独自の10年間の長期計画、地域まちづくり計画を策定する中で、出水中学校跡地の利活用策を含めて、取りまとめられたところであります。八野地区についても、今後地域コミュニティ協議会の設立準備を進める中で、地域まちづくり計画として出水中学校跡地の利活用を含め、地域の声を集約していただきたいというふうに考えているところでございます。

○副市長（武石裕二君） 今、学校跡地の質問ということで、非常に有り難いなというふうに私も思ったところでした。実は、学校跡地の検討委員会につきましては、八野小学校はじめ田之浦、出水の両中学校ですね、これは平成26年3月31日ということで閉校ということになったところでございますが、その後、ちょうど私は企画政策課にいましたときに、この跡地をどうしようかということで検討したところでございます。八野小学校につきましては、今民間の方々が跡地を活用していただいているということ、それとこの田之浦中学校も含めてでございますが、出水中学校については、これまで民間を含め、いろいろ提案とか意見等があったところでしたけれども、なかなかまとまらない状況であったところでした。先ほど市長のほうからも答弁がありました、年8回ほど検討委員会のほうも協議をした中でございましたが、ただ一つだけ、ちょうど私が異動する前に、この出水中学校跡地利用シェアビレッジ事業という報告書、それから校舎を全て体育館まで含めて活用をするということで、これは事業化を進めるということで予算化もしていただいたところでした。当時、地方創生の先行型の交付金を活用するというところでございましたが、この設計書ができた後、国が方向転換をいたしまして、ハード事業については予算化ができないというふうになったところで、私も非常に潤ヶ野のこの学校の跡地については、いつか実現をし

たいという思いがございまして、常に企画政策課長にはその都度この基本計画書に基づいた事業をぜひしていただきたいということで、地域のほうにも結構私もお願いをした経緯がございまして、そういう状況でございまして、なかなかうまくいきませんが、今回コミュニティ協議会のほうで引き継いで、今フレンドパークも独自に造っていただいております。またこの基本計画書もできておりますので、ぜひ今後地元の方、それから市等を含めて検討いただいて、一つでもこの跡地を活用いただければという思いがございましたので、ちょっと答弁をさせていただきました。よろしくをお願いをしたいと思います。

○5番(南 利尋君) 大変ありがとうございます。私も本当に副市長と一緒に、どうにかして地元を活性化できないかということですね、今質問させていただいております。ぜひ見せていただいて勉強させていただきますので、よろしくをお願いします。

出水中学校は今おっしゃったように、鉄筋と木造校舎があるわけですね。もう鉄筋校舎は45年以上経ち、漏水などもあって、配管工事だけでも数千万円の予算がかかるということも聞いたことがあります。木造校舎は、新しく現状でも使用できるような状況なんです。鉄筋校舎を解体すれば木造校舎は本当に日当たりが良くなりまして、グラウンドも1.5倍の広さになっていくわけです。私は県のコミュニティ研修会に、いろんなところの廃校跡地の再利用の事業をされている自治体に、何か所か企画政策課のほうで連れていってもらったことがあるんですが、鉄筋校舎を利活用するには、空調設備とかそういういろんなリフォームとか、どこも1億円以上の予算がかかってしまうわけですね。維持費も大変な負担になるということもお伺いしております。さっき出てきましたが、今潤ヶ野校区コミュニティ協議会には未来共創部という若者たちが集まる部署で、いろいろ検討していただいているのですが、宿泊施設として使用できるようになれば、スポーツ合宿や青少年研修等の誘致、地域高齢者のよりどころ、地元物産品販売、フレンドパークとの連携したイベントの開催などを若者たちがいろんな、「まだまだ、ちょっと待ってくれ」ぐらいの勢いで、いろいろ提案してくるわけですね。地元の方々は、市の大会のグラウンド・ゴルフとかを「地元で芝をきれいにしておもてなしをするから、市の大会をここでやってくれないかな」という意見もあるわけですね。一番私が感銘を受けたのは、70代の県外に住まわれている方が、「田舎に帰省したくても実家がなくなって親せきの家にも泊まりづらく、帰りたけれど帰れない。宿泊施設になって同窓会でもできれば、本当にうれしいんだがな」という意見もありました。さっき副市長が言われました、地方創生のそういう事業というものも頓挫してしまったという場面もあるかもしれませんが、この前、出水中学校で開催されていたグラウンド・ゴルフに森山先生がいらっしやいまして、「すごいですねこの地区は、若者が多くて頼もしいですね」ということをおっしゃった後に、「国でも地域振興に対してのいろいろな事業を取り組んでおりますので、ぜひ活用して、もっと地域を盛り上げてくださいね」ということで、役員におっしゃっていただきました。そういうように捉えれば、単刀直入に言えば、鉄筋校舎があることによって、今までいろんな事業者が相談には来たけど、契約までは至らなかったという事例もあるということもお聞きしました。鉄筋校舎があるということで、いろいろ私も調べてみると、そういう過疎対策事業

とかいろいろ国のほうでもあるわけです。だけど、造るものに対しては補助事業が成り立ちますが、取り壊すということをやまず方向性を考えたときに、初めてあそこの土地を活用した新たなものが生まれてくると思うんですね。例えば、市長がチョイソコしぶしの研修で、石川県かどこかに行ったところに、何でもかんでも寄せ集めて、風呂があって何があって、すごくにぎわっている施設があったということをや何かの場面でお聞きしたような、僕の夢だったかもしれませんが、ちょっと分からないのですが、僕はいつも八野校区の方々とは一生懸命いろんな交流をしているものですから、八野校区の方々の御意見もしっかりお伺いしているわけです。潤ヶ野校区、八野校区とありますが、あそこは中学校にしたら出水校区なんですね。だから、八野コミュニティ、潤ヶ野コミュニティがあったとしても、新たに連携した出水校区地域コミュニティというものを、その企画にはのらないかもしれませんが、そういうくくりでしっかりと協議をして取り組んでいける場所なんですね。だから、そういういろんな方々の意見をしっかりと聞いていただいて、この活用のされていない鉄筋校舎があることによって、全ての計画が、若者たちが提案してくる事業は前に進めないというものがありますので、ぜひ前向きに、その解体を含めた活用の在り方を検討していただきたいと思いますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） このことは先ほども申し上げましたとおり、潤ヶ野校区コミュニティ協議会において、令和3年度に策定された同計画内には、中期以降の予定として出水中学校の木造校舎の活用策が盛り込まれておりますので、この実現に向けて地域でできること、行政で行うこと、財源、同じ中学校区であった八野地区の意向なども整理しながら、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○企画政策課長（西 洋一君） 先ほど市長の答弁がありましたように、潤ヶ野校区コミュニティ協議会のまちづくり計画、この中で中期計画という中での位置づけはされているところでございます。今、南議員から御指摘があった内容につきまして、また今後詳細についていろいろ協議をさせていただきます。あと今後の活用につきまして、御指摘のような過疎の事業、過疎対策の交付金等もでございます。ただ、交付金の中も用途によって様々なメニュー等もでございますので、その辺もしっかりとどういった目的で整備していく予定なのかというようなことも踏まえて、一緒に検討していきたいというふうには考えております。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、前向きな取組をしていただくように、よろしく願います。

環境行政についてお伺いします。令和3年第3回定例会でも、市内で散見されるたばこのポイ捨てについて質問させていただきましたが、対策を講じるべきではないかと考えます。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） ポイ捨て防止の対策については、志布志市では空き缶・吸い殻等の投棄、飼い犬のふんの放置等、ポイ捨ての防止を図るため、ポイ捨て防止条例を、平成21年10月1日から施行しているところでございます。

ポイ捨て対策については、おじゃったもんせクリーン大作戦やマイロードクリーン大作戦等で、

多くの市民の方々に取り組んでいただいております。しかし、いまだにポイ捨てはなくなっていない状況でありますので、今後も市民への啓発に努めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

また、たばこのフィルターは、マイクロプラスチックとして海洋汚染につながっていると言われておりますので、その視点からもたばこのポイ捨てを減らすべきだというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） 私も選挙期間中、いろんな市内を駆け巡りまして、いろんなところで休憩をしたのですが、全てのところでタバコのポイ捨てがあるんですね。私は本当にこの志布志市内には、マナーの悪い喫煙者が多いんだなということを改めて再認識したわけですね。私は本当にこのたばこのポイ捨て防止啓発活動に対して、しっかりと取り組むべきだということを、私も喫煙者の立場から、吸う人も吸わない人も嫌な思いをしないためにも、このポイ捨てにはしっかりと取り組むべきだと思います。

この前も提案させていただきましたが、たばこ組合とか行政、JTとか、その辺と連携を図りまして、ポイ捨て撲滅対策運動的なものを立ち上げていただければなと思っております。この前の答弁でも「指定管理者が許せば、そこに灰皿を置くことも可能ではないか」という答弁もあったわけですが、私は、ただ灰皿を置くだけでは何も効果はないと思うんですよ。だから、本当にどこにあってもあの灰皿みたいなですね、例えば、志布志市庁舎入口にある看板が「ナニコレ珍百景」で、「志布志市志布志町志布志の志布志市役所」って紹介されましたよね。あれはもう一つのオブジェになってくるわけですよ。だから、この灰皿も「ナニコレ珍百景」に取り上げられるような、そういうオブジェになるようなインパクトのある灰皿を、私ははっきり言いましたが、JTのほうにいろいろ問い合わせてみると、「そういう行政のほうでポイ捨て撲滅運動を行う場面があれば、ぜひ協力しますよ」ということをお伺いしておりますので、例えば、スタンド灰皿を事業者で許可が出るのであれば、簡単なものではないかと思うんです。よくかわいく「お天道様は見ています」とかいろいろあるじゃないですか、そういうものじゃポイ捨ての状況はなかなか改善されませんので、例えば「御先祖様が見ています」とか「死んだじいさんばあさんが見てるのか」と思うと、やはりみんなしゃきつとなると思うんですね。前は鳥居がよくごみ捨てに対して効果があった時期もあったわけですね。そういうインパクトのあるものを置いていくということを、中途半端にやっていくとなかなか改善されないと思いますので、本当に「ナニコレ珍百景」で取り上げられるようなインパクトのある灰皿を、そういういただいたものにいろんなラッピングをすればいいだけの話であって、あとは市民環境課長のセンスで、ポイ捨てが少なくなるか多くなるかは問われると思いますので、そういうような奇抜な灰皿を作って、本当にどこに行っても目に付くような、そういう対策、撲滅運動を推進していくべきではないかと思いますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 灰皿の設置については、設置だけでなく管理もしていかななくてはならないということで、先ほどもありましたように受動喫煙防止対策を図りながら、施設管理者と協議し、理解を得られた施設については設置していきたいと思っております。

先ほどありましたように、ポイ捨て撲滅運動につながるようなインパクトのあるそういう取組ができるかどうかですね、内部で協議してまいりたいというふうに考えております。

○5番(南 利尋君) ぜひですね、志布志市はおもてなしのまちなので、市民にとってもそうですが、観光客の方々にとっても嫌な思いをさせないように、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、火災や自然災害で罹災した場合に排出されるごみについて、処理方法の在り方についてお伺いします。

○市長(下平晴行君) 火災や風水害で出されるごみについては、一般廃棄物搬入許可申請を提出してもらい許可証を発行しているところがございます。再資源化可能なプラスチックや紙については、通常どおり資源ごみとして排出していただき、再資源化できないものについては、飛散防止等の処置を講じてもらい、分別して最終処分場に搬入してもらっております。窓口で搬入許可証の申請に来られたときに処理のチャート図を配布し、搬出についての説明を行っております。しかし、チャート図だけでは分かりにくいので、誰でも処理しやすいような、分かりやすいマニュアルの作成をしていきたいというふうに考えております。

○5番(南 利尋君) 今、マニュアルを作成しますと、もう最後の答弁をしていただきましたね。いろいろ流れがあって、最後にマニュアルを作成していただだけませんかということだったんですけど、そういうことなんです。

何でこういう質問をさせていただいたかと言いますと、この前火災に遭われた方がいらっしゃって、その同僚が僕の知り合いだったので、「大変なごみ出しをしているよ、見て」と呼ばれて行ったんですね。そしたら若い夫婦だったのですが、いろいろお聞きしたら、「業者に見積りをしたら大変な金額だったので、自分たちでできる分は一生懸命自分たちで出そうと思います」と言って、1万円以上の一般ごみの袋をいっぱい買ってきて、3人で一生懸命仕分けされていたんですね。作業着も何も真っ黒になっていらっしゃったんです。処分場の方が説明したことには、「分別して袋に入れてください。発泡スチロールは洗って、資源ごみで出してください」ということを言われたそうです。例えば、発泡スチロールは、火災に遭ったらもう黒ずんでいるわけです。黒ずんで、それを洗ってくれと言っても、それは洗っても取れないという状況もあるわけですね。私が行ったときに本当に大変だなと思ったのは、もうガチガチに紙とプラスチックが溶け合ったものまで、剥がして分別していらっしゃる姿があったわけですね。これはあまりにもすごいなということで、罹災されて本当にへこんでいるところに、真っ黒になったごみの分別もされていたわけですから、担当課のほうにお伺いして、「どうにかありませんかね、大変な思いでされていますよ」という話をして、いろいろ現場の方と協議をしていただいて、「袋に入らないものはそのままトラックに積んで、途中で落ちないようにして持ってきてください」とか、「ガチガチにくっついた紙とプラスチックは分けなくても、そのまま袋に入れて持ってきてください」とか、そういうアドバイスをいただいたので、家主の方に報告すると、すごく安堵した表情になったわけですね。これを全部仕分けして、何万円分の袋に入れなきゃいけないということで、現

状でそういう説明があったということで、そういう状況も現実にあったわけですね。罹災された方々は、どういう経済状況かは分からないわけですね。余裕のある方は、そういう業者に全てを任せてされる方もいらっしゃると思うんです。経済的にも子育て世代で大変な方が、初めて家を買って罹災されれば、そういう経済的にも大変な状況であれば、自分で少しでも片付けようということになってしまうわけですね。だから、私が提案したいのは、答弁はありましたからそういうことなんですけど、マニュアルを作っただけじゃありませんか。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、マニュアルをしっかり作って、そして今話がありましたように、産廃業者に依頼すれば経費が高くつくわけでありますので、自分で搬入するというようなことでいくと、そういう分別の在り方等も分からないような状況だというふうに理解しております。

そういうことで、自分がやはりそういう立場になったことを考えて、しっかりとマニュアルを作成して、よく分かるように対応してまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、罹災者が迷わずにごみ処理ができるように、罹災者に寄り添ったマニュアルの策定をよろしくお願い申し上げます。

最後に、市民の声をしっかりと聞き、持続可能なごみの分別と搬出の在り方を検討すべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 志布志市では、「混ぜればごみ、分ければ資源」を基本に、平成12年の容器包装リサイクル法の施行に先立って、平成11年度から旧志布志町で資源ごみの分別回収をはじめ、その後拡大し、現在27品目の分別を行っているところであります。資源ごみ分別を始めたときは、趣旨を理解し、協力していただくために、各自治会で説明会を開催するなど、繰り返し説明を行ってきたところでございます。

現在では、市民の皆様に御協力いただき、最終処分場への埋立量も分別開始前と比較しますと、8割減っているという状況でございます。使い捨てる時代から今ある資源を長く使うことが、SDGsの持続可能な社会につながっていくというふうに思っているところでございます。

○5番（南 利尋君） SDGsと持続可能な環境づくりということで、いろいろ行われていると思いますが、私は何回もしつこく言いますが、市民の代弁者なので、市民の意見を聞いて、今代表として質問させていただいております。私は多くの市民から、ごみ処理に対していろんな意見や要望を聞くわけですが、志布志市に住まない理由で一番多い意見は、「ごみ出しが大変だ」ということなんです。志布志市に都会から帰ってきても、志布志市に住まれない方も多くいらっしゃるわけですね。志布志市に会社の都合で赴任しても、志布志市に住んでいらっしゃる方も何人もいらっしゃるわけですが、そういう方々は鹿屋市、曾於市、串間市から通勤されている方が多いわけですね。そういう方々にいろいろ話を聞くと、「ごみ出しや何だかんだで大変だ」ということを、そういう方々がおっしゃるんです。例えば、志布志市は、いろんな移住・定住とか企業誘致が進んで、地元雇用のそういういろんなものも主催されたり、いろんなものに取り組んでいらっしゃるわけですね。都会から帰ってきて志布志市で働いても、志布志市に住んでいただ

かないと、地方交付税とか住民税も入らないわけです。ただ、志布志市が企画して、そういう地元雇用のそういう会をやりました。そして、帰ってきました。でも、串間市に住んでいますという事は、ただ中間を取り持っただけで、そういうことも現実的に、いろいろ調査していただければはっきり分かりますと思います。志布志市に帰ってきて、志布志市に住んでいない方が何人いらっしゃるかということ調査していただければ、本当に明確に分かると思いますので、そういう答弁は要らないんですが、調査してみてください。

市長が、「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまちを目指します」とよく言われますが、住んでみたいを目指すのであれば、ごみ処理の在り方に対して、もっと行政がやるべきことも大事なのですが、市民の意見や市民の要望を聞いて、見直すべきところは見直していくということも大事ではないかなと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） ちょっと、反問権をよろしいですか。

〔議長（平野栄作君）「はい」と呼ぶ〕

○市長（下平晴行君） その多くという質問がありましたけど、何人ぐらいなんですかね。

○5番（南 利尋君） 後で報告します。何人ぐらいと言われても、あれとこれと、港湾関係とか、本当にいろいろな公務員の方々もそうなのですが、後で総務課ですか、こういう方々がいらっしゃると思います、個人名じゃなくて、これだけの方がいらっしゃるというように具体的な報告にいきますので、今はいいですかね。

○市長（下平晴行君） 多くということで、どれくらいなのかということがちょっと気になりましたので、確認したところであります。

現在の環境は、先人から受け継いだ貴重な財産であるわけであります。私たちはこの財産を次世代に残していかなければなりません。そのためにも「美しい地球を子どもたちに」というテーマで、今まで環境問題に取り組んできております。その取組を行うことがSDGsにもあるわけであります。持続可能な社会につながっていくというふうに思います。

本市も持続可能な社会の構築に向けて、2050年ゼロカーボンシティの実現を目指し、さらなるごみの削減を図るために、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル、リペアの「5R」に取り組むことを表明したところでございます。

できれば、ごみ出しが大変という方については、やはり私どもは、もうちょっとしっかりと情報提供をしていくべきだというふうに思いますので、そこも含めて御協力いただきたいというふうに思います。これからのごみ出しの在り方については、リサイクルされる分類・種類の簡素化が図れないのかどうかですね、調査・研究してまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） 今市長がおっしゃった、ごみ出しに苦慮されている方々、高齢者が多くいらっしゃるわけです。令和3年9月定例会で、「焼却炉を持たずに委託もしていない自治体は、志布志市と大崎町である」との答弁がありました。市長は、「今のところ焼却炉を造る考えはない」ということをはっきりと答弁されました。焼却炉を持たない自治体を調べてみますと、近隣自治体に委託しているわけですね。近隣自治体に委託しているわけですから、本市でも近隣自治

体に委託するということが検討すべきではないかと私は考えます。例えば志布志市は、鹿屋市、都城市とは、医療、観光、移住・定住に対する協定なども結んでおります。ごみ処理に対しても協定を結べば、新たにごみ処理の在り方が見えてくるのではないかと考えます。委託先の焼却場で焼却しているものは全て焼却し、残ったものは28品目でもしっかりと分別していく。その自治体で焼却しているものは全て焼却するという、ごみ処理の在り方に変えていけば、高齢者にも優しい市民目線のごみ処理事業になると考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 現在でもごみ出し困難者の対応は行っているところですが、高齢者などごみ分別ができなくなってきた方への対応も、しっかり行っていかなければならないというふうに思っております。

焼却施設を持っている自治体でも、全てのごみを焼却しているわけではないわけでありまして。容器包装プラスチックや新聞紙や雑誌類の分別は、行っているというふうに思います。

また令和4年4月1日施行予定のプラスチック資源循環法では、プラスチック資源の分別回収を促進していきますので、他市町村でも志布志市と同じような分別回収が進んでいくというふうに考えております。

そのような状況ですので、本市では、焼却に頼ったごみ処理に取り組んでいくということは考えておりません。

○5番（南 利尋君） 私が言っているのは、今おっしゃったそういうことなんですね。容器包装プラスチック、そういうものはしっかりと分別していけばいいわけですよ。SDGsに取り組んでいる自治体で、焼却していないところ、だからそこは、ちょっと私の感覚はちょっと違うんじゃないかなと思うんです。SDGsとか脱炭素とかそういうものに対して、カーボンニュートラルとかそういうものに対して取り組んでいる自治体でも、焼却炉はあるわけですよ。昔の焼却炉と違いますので、二酸化炭素がどうのこの、ダイオキシンがどうのこのとか、そういうものを全部クリアしたものを、今全国の自治体は使っているわけですね。だから、そういう新しいものに対する取組、例えば市長が「持続可能なまちづくり、環境づくりを目指します」ということをよくおっしゃるわけですね。そこで、埋立処理場の在り方は本当に重要な課題だと思うということで、私は提案しているわけです。例えば、近隣自治体に委託できれば、近隣自治体で焼却できるものは焼却していただいて、志布志市からだけ出たごみは、志布志市のそういう埋立処理をするべきこともできるわけですよ。そうするとティッシュ、マスク、いろんなものを埋めなくても、それだけ今以上に延命処置ができるようになるわけです。例えば、今いろんな技術開発がありまして、焼却灰は、コンクリートの原料や建設資材の原料になる新たな利活用の技術開発がなされているわけです。だから、燃やせるものは燃やせる、市長が言われるプラスチック、そういうものは、しっかりと分別していく。委託した先の焼却灰は、しっかりと引き取って埋め立てなり、その建設資材の材料としていろんなものに使っていく、そうすることで今以上の延命処置が可能になってくるわけですね。だから、現状のままだと、例えば持続可能なといっても100年、200年先が持続可能じゃないわけですよ。1000年、1万年先も志布志市があるという前提で、い

ろんなことが行われているわけです。例えば、1000年先に、現状の埋立処理を今のままで行っていけば、1000年先はどれだけの埋立地が広がるんだよという話になるわけです。1000年前の1022年は、調べてみました、平安時代の中期になるわけです。平安時代の中期の方のいろんな出てきたものは、今、すごい文化財として重宝されますが、1000年後に掘り起こしたときに、今の埋立処理場のごみというのは普通にごみなんです。だから、その辺を考えていけば、これから先どんどん新しいいろんなそういう技術開発がなされていきます。これからどんどん若者世代が増えていかないと、どんどん志布志市は衰退していくわけです。これから現実的にどんどん志布志市は高齢化が進むわけです。だんだんごみ出し難民という方々が増えていくわけです。そういうことを考えますと、いろんな自治体と共同していろんな取組をしていくことも、一つの提案ではないかなということで質問させていただいております。

串間市、鹿屋市、都城市、曾於市、いろんな方々にお聞きしますと、「ごみ処理に対して、どうい御意見をお持ちですか」というと、ほかの自治体の方は、「ごみ出しのことが話に出ることはないですよ」という話をされるわけですね。これが何人されたかというのは、ちょっとデータがないのでお伝えできないと思いますが、本当に串間市でも鹿屋市でも、ごみの在り方について議論をすることはあまりないということをおっしゃるわけですね。だから、しっかりと現状を鑑みますと、いろんなSDGsに取り組んでいる最先端の自治体やそういうところも、焼却炉を持ってしっかりとSDGsに取り組んでいるわけです。だから、そういう観点からも、市民の要望をしっかりと踏まえた、そのごみ処理の在り方を検討していくべきではないかということをお伺いしております。見解をお伺いします。

○市民環境課長（留中政文君） 志布志市は、今の議員がおっしゃるごみ処理については、一部事務組合の曾於南部厚生事務組合で行っておりまして、志布志市だけではなくて隣の大崎町と一緒に、ごみ処理だけではなくてほかの分も含めて行っているところでございます。ということで、志布志市だけの考えというわけにもいかないという部分もあります。

ほかの鹿屋市とか、曾於市は単独でございますが、日南市と串間市とも、委託ということは多分広域でごみ処理をしているということだと思われませんが、そういったところも広域の一部組合をつくって行っているというところでございますので、志布志市だけで決められるということではないというところでございます。

○5番（南 利尋君） 鹿屋市にある大隅肝付広域事務組合の最初の目的というのは、大隅半島のごみを集めて、みんなで処理しようよという話があったということもお伺いしております。人口減少によって、その焼却炉は、人口が減ればごみも減るわけですね、であればその焼却炉、大隅半島全域のものを焼却しようという計画でつくったものに対して、今串良町、鹿屋市、そういう自治体でそこで焼却されているわけですね。調べてみないと分からないことなのですが、人口減少が進むことによって、枠はあるような気がするんですよ、単純に考えればですね。そこも含めた検討を、大崎町と志布志市の中でのそういう協議もしっかりしていただいて、市民が主役のごみ出しなんですから、そこら辺の感覚もしっかり検討していただきたいと思いますが、市長の

見解をお伺いして終わります。

○市長（下平晴行君） 議員のおっしゃる中身についてはよく分かるわけではありますが、しかしこういうSDGs、いわゆる持続可能な開発目標というのがしっかり打ち出されている現状の中では、志布志市としてはそういう今のような方向で進めていきたいというふうに思うところがありますが、高齢者などのごみ分別ができなくなっている方への対応は、しっかりと対応していかなければならないというふうに考えております。ごみ処理についての意見・要望については、先ほども言いましたけれども、焼却炉を持っている自治体でも分別の方法などの意見・要望があるというふうには聞いているところがございます。先ほどから言いますように、持続可能な社会のためにも、今後はごみの再資源化を図りながら、いわゆる「5R」をしっかりと市民の皆様にも御提示しながら、取組をしまいたいというふうに考えておりますので、ぜひ御指導と申しますか、御理解していただくようお願いいたします。

○議長（平野栄作君） 以上で、南利尋君の一般質問を終わります。

次に、9番、八代誠君の一般質問を許可します。

○9番（八代 誠君） 改めまして皆さん、こんにちは。真政志の会、八代誠です。

まずは、皆さんも御心配されておりますように、ロシアとウクライナが戦争状態にあります。私は一人の人間として抗議いたします。この世に戦争は必要ありません。ロシア軍に対して即時撤退を要求いたします。何よりロシアのプーチン大統領には、強い憤りを覚えています。

さて、この議場には新しいメンバーが加わりました。私としてもいい刺激を受けております。初心に戻り、今後の4年間精いっぱい議員活動をしてまいりたいというふうに思っております。

それでは、通告書に基づきまして一問一答により質問いたします。まず、農業施策についてであります。本市農家は、新型コロナウイルス感染症の拡大やサツマイモ基腐病などにより、多大な影響を受けております。国及び県はもとより、本市も独自に支援事業を創設し取り組んできました。今も取り組んでおられます。本市の農業分野における支援策はどのようなものがあつたのか、現状を含めてお示し願いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 八代議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言、まん延防止等重点措置などにより、インバウンドを含め外食の機会が減少している状況でございます。農業分野におきましては、依然として厳しい品目があるものの、昨年度よりは全体的に回復傾向であるようでございます。

そのような中、新型コロナウイルス感染拡大に伴う対策としまして、国の支援である高収益作物次期作交付金、経営継続補助金、持続化給付金、市独自の支援としまして、原料用さつまいも次期作対策事業、農業経営収入保険加入推進事業、茶生産継続応援事業、肥育経営緊急支援対策事業、繁殖経営継続応援事業を支援したところであります。

○9番（八代 誠君） 今、市長のほうから答弁がありました事業のうち、本市独自の支援策について幾つか伺ってまいりたいと思います。

まず、原料用さつまいも次期作対策事業補助金についてであります。事業対象の時期と概要、

実績についてお示し願いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 本事業につきましては、令和2年度において、コロナ禍による焼酎の消費低迷に伴い、令和3年度の減産が予測されることから、次期作の栽培に要する経費を支援したものでございます。交付額としては、令和2年度産の出荷量を標準収穫量で除して、交付単価10a当たり5,000円を乗じたものであります。1経営体の上限を30万円支援するものであります。交付実績につきましては、申請者が161名、補助金額2,929万500円でございます。

○9番（八代 誠君） ちょっと確認なのですが、申請件数が自分は661と聞こえたんですけど、もう一回すみませんがお願いします。申請件数です。

○市長（下平晴行君） 161名でございます。

○9番（八代 誠君） それではこの事業としての成果については、市のほうではどのような評価をされていますか。

○市長（下平晴行君） 本事業については、国の高収益作物次期作交付金の対象とならなかった原料用サツマイモ生産農家を対象に支援したことで、国の支援対象とならなかった農家に対し、市独自の支援策として支援できたことで、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響を受けた市内の原料用サツマイモ生産農家にとっては、一定の事業成果はあったのではないかというふうに考えております。

○9番（八代 誠君） この国の高収益作物次期作交付金の対策を打たれたときには、本当にいい事業だなというふうに自分も思ったところでした。ただ、さてやりますよということになって、見直しがされたんですね。私の記憶ではそういうふうに考えています。今、市長のほうからもありましたように、この高収益作物次期作交付金の対象とならなかった原料用サツマイモということなのですが、サツマイモ生産農家のうち、この高収益作物次期作交付金の対象となった生産農家というのはいくつあるのですか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 青果用カンショの生産者につきましては、この対象になったところでございます。

○9番（八代 誠君） そういったことで、市内農家においては、志布志市が独自に対策を打っていただいた補助金制度というのは、なかなか中身が充実しているなというふうに思います。ただ、国がこういった補助金制度をやっていくと、先ほどもお話ししましたように、運用に見直しがあって、結局この対象になった作物についても、減収額の範囲内ということで、最初は「作付面積当たり幾らなんだよ」ということが、「いや、そうじゃなくて、減収になった分だけを補填しますよ」というようなことで見直しがあったということで、相当数の市内農家さんはがっかりされたんじゃないかなというふうに考えます。そして何よりも、本市の担当課の農政畜産課においては、本当に困惑されたんじゃないかなというふうに、自分としては記憶しております。青果用サツマイモ農家については、この国の補助制度が利用できたということでよく分かりました。

次に、農業経営収入保険加入推進事業補助金の事業対象の時期及び概要と実績についてお示しをください。

○市長（下平晴行君） 本事業につきましては、令和2年度から実施している事業でございます。事業の概要でございますが、台風・豪雨災害、病虫害被害など、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクに対応するため、国は農業経営収入保険を創設し、農業経営の安定化を図っているところであり、新型コロナウイルス感染症の拡大でさらに危機感が高まっている農業者の状況を鑑み、農業経営収入保険の加入を推進するもので、農業経営収入保険に加入した経営主の保険期間を含まない過去5年間の平均収入に0.5%ないし0.3%の交付率を乗じて、補助金を交付するものでございます。

令和2年度の実績につきましては、申請者111名、補助額1,124万7,000円でございます。令和3年度におきましては、現時点で156名の申請、1,200万円を見込んでいるところでございます。

なお、農業経営収入保険の加入要件として、青色申告を実施していることが必要なこととなっております。

○9番（八代 誠君） 今、市長の答弁の中にもありましたように、この収入保険に加入するには、青色申告の農家でなければならないということなのですが、本市内の農家のうち、青色申告されている農家というのは、どの程度の割合でおられるのか。そしてまた農業経営収入保険加入推進事業に加入していれば、サツマイモ基腐病による被害での減収も対象になると考えてよろしいですか。

○市長（下平晴行君） 市内農家のうち、青色申告を実施している農家の割合は、2020年の農林業センサスによりますと、48.1%となっております。

また、農業経営収入保険は農業収入の減収に応じ、保険金が支払われるものですので、サツマイモ基腐病による被害での減収についても対象となります。

○9番（八代 誠君） これから予算等については審議されるわけなのですが、令和4年度もこの事業については計画がされております。その令和4年度の当初予算説明資料中に、保険加入初年度及び2年目、3年目という言葉が出てきます。この年数について、ちょっと私よく分かりませんでした。何を基準にして加入年数をカウントしていくのか。分かればお示しください。

○農政畜産課長（大迫秀治君） この農業経営収入保険に加入促進を図る事業というのが目的でございますので、初めてこの収入保険に入る年度を1年目、継続して入る2年目、3年目を対象ということで、3年間の事業ということで計画しているところでございます。

○9番（八代 誠君） よく分かりました。

それでは、ちょっと項目が多いですので、次に移っていきます。茶生産継続応援事業補助金、この事業の対象となった時期及び概要と実績についてお示しを願いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 本事業につきましては、令和2年度に実施した事業であります。茶園の中切り、更新等を実施した生産者に対し、実施面積に応じて0.1ha当たり7,000円を交付する事業でございました。

実績につきましては、実施107生産者、実施面積425.73ha、補助金1,892万3,000円でございます。

○9番（八代 誠君） 更新作業が実施されたほ場が425.73haということでしたが、本市の茶園面積に対しての割合はどの程度になるのか。それから、中切りという言葉も出てきたのですが、更新作業というのはどういうことなんでしょうか。例えば更新というと自分が考えるには、もう根ごと全部取ってしまうというようなことで捉えてしまうんですが、もう一回繰り返します。約425ha更新作業が実施されたということで、本市の茶園面積に対しての割合はどの程度になるのか。市長の答弁の中に、更新作業という言葉が出てきたのですが、これはどういう意味なんですか。

○市長（下平晴行君） 市内の茶作付面積が1,238haございますので、約34%となるところであります。また、本事業で対象となる更新作業は、中切り作業と深刈り作業となるところでございます。

○農政畜産課長（大迫秀治君） お茶の更新作業についてでございますが、簡単に御説明申し上げます。

お茶の枝を刈っていくところなのですが、刈る深さが浅い順に、浅刈り、深刈り、中切り、台切りという作業があります。一番浅いのが浅刈りということで、葉っぱを若干残して刈る浅刈り方になります。また、深刈りについては、葉っぱを全て刈る。あと中切りについては、半分ほどを切る。あと台切りについては全て根元のほうから刈るというようなことで、基本的にはお茶の受精というか、そこをよみがえらせるというかそういったような目的で行われるものでございます。

○9番（八代 誠君） もう一つ確認をいたします。更新作業が実施された時期、例えば今シーズン、今回のこの更新作業、どんなときに当てはまるのかなということなのですが、例えば一番茶を収穫した後だったのか、二番茶を収穫した後だったのか、この時期についてそういう制約、例えば一番茶を収穫した後じゃないと駄目ですよ、二番茶を収穫した後じゃないと駄目ですよ、三番茶まで収穫したのは駄目ですよとか、そういう制約、拘束みたいなものはあったんですか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 基本的には、二番茶が終わったその後の三番茶を採らないというような事業でございます。

○9番（八代 誠君） よく分かりました。

それでは、次に移っていきます。最後に、肥育経営緊急支援対策事業補助金についてお尋ねいたします。この事業は令和2年度において、自分の記憶では複数回、3回ほどだったのではないかなというふうに考えておりますが、補正がされております。事業の概要とその効果についてお示しをいただきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 肥育経営緊急支援対策事業につきましては、枝肉価格の下落による牛マルキンの生産者負担を2分の1以内支援するものでございます。令和2年度の実績につきましては、今ありましたとおり3回の補正をお願いし、対象牛は1,336頭、補助額が862万9,000円であったところでございます。

○9番（八代 誠君） 自分もこの牛マルキンという言葉についてはよく分かりませんでしたの

で、ちょっと調べてみたのですが、この資料の中にこういった言葉が出てきます。「肉用牛の生産者が、積立金管理者又は機構に納付する負担金により積み立てられた積立金から」、これは国になるのですが、ここで今お尋ねしているところは、さらにその市からの補助金ということなのですが、まずその機構の考え方なのですが、肉用牛の生産者が、積立金管理者又は機構に納付する負担金により積み立てられた積立金というのは、どういう仕組みになっているのか分かればお示しいただけますか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 牛マルキンのこの積み立てに関しましては、県生産者それから国がそれぞれ負担をして積み立てているところでございます。

○9番（八代 誠君） 例えば、その積立金の中身というか、黒毛和牛は幾らだよ、交種は幾らだよという数字とかは分かりますか。あくまでもそれは肥育農家が購入したときに、購入者が負担する額ではなくて、そういった国とか機構とかが支払ってくれるんですかね。そこをちょっと教えてください。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 単価につきましては、少し時間をいただきたいと思います。基本的には生産者もしっかりと積み立てるところでございませう。

○9番（八代 誠君） ということで、この資料を見てみると、市が今回行った補助金については、標準的生産費というのがあって、標準的販売価格に差額が生じた場合に、その9割を交付しますというのが国で、それでもまだ肥育農家はその差額に対して1割の開きがあります。その半分をこの市が補填したということで納得すればいいですか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） このマルキン制度では、9割が補填ということで、残り1割について、その約半分を市のほうで上乘せして補填をしたということでございませう。

○9番（八代 誠君） 要するに、生産費と標準的販売価格に差額が生じた場合に、結局、肥育農家については国の補助、あるいは今回この市の補助があって、5%は届かないけれども、95%ぐらいについては補助ができたんだよということで納得すればいいですかね。もう一回お願いします。

○農政畜産課長（大迫秀治君） そのとおりでございませう。

○9番（八代 誠君） ここまでは、一応自分が調べた中では、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する事業というふうに、自分は納得しています。

次に、サツマイモ基腐病に特化した本市の補助事業についてお尋ねしたいと思います。本市でもサツマイモ基腐病がまん延し、市内全域に被害が拡大いたしました。現在も、受付を継続していますよというふうにお聞きしておりますが、どのような支援策が展開されているのかお示し願いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 現在、申請受付中のさつまいも経営継続緊急支援事業がございませう。本事業はサツマイモ基腐病のまん延に伴い、令和4年産のサツマイモ減産及び生産者の離農が予測されることを鑑み、産地の維持及び経営継続のため、令和3年産サツマイモの生産状況及び取組に応じた支援で、10a当たり最大で5,000円補助するものであります。2月末現在、さつまいも

経営継続緊急支援事業では185名、4,630万4,000円の申請があったところでございます。

○議長（平野栄作君） ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

○
午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開
○

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 先ほど八代議員からの御質問の中で、答弁漏れがありましたので説明させていただきます。

牛マルキン制度における基金造成の単価ということでございますが、生産者が市場で牛を購入した場合に、一頭当たり黒毛和種で5,000円、交雑種で1万3,000円、乳用種で1万1,000円を積み立てるものでございます。

○9番（八代 誠君） よく分かりました。お昼休憩を挟みましたので、少しだけ先ほどの質問を復習したいと思います。

今新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する事業について先ほどまでお尋ねをいたしました。そして本市では、サツマイモ基腐病に特化した補助事業も展開していますよねということでお聞きいたしましたところでした。このサツマイモ基腐病については、本市でさつまいも経営継続緊急支援事業ということで展開していますよということで、市長のほうから答弁があったところでした。まだ、この補助事業については継続中ですよということで、令和3年産のサツマイモ生産面積支援、一反当たり3,000円、それからサツマイモ基腐病対策支援ということで、一反当たり2,000円、合計最大で5,000円を支給するという事業が展開をされているということでありました。この事業についてなのですが、最初でお話いたしました、国の高収益作物次期作交付金事業については、青果用は含まれてはいたけれども原料用サツマイモ、いわゆる焼酎サツマイモについては対象とならなかったということなのですが、今、市で展開されているさつまいも経営継続緊急支援事業については、青果用サツマイモあるいは原料用サツマイモの区別というのは存在しているんですか。つまり、全てのサツマイモが対象と考えてよろしいか、よろしくをお願いします。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 全てのサツマイモが対象ということでございます。

○9番（八代 誠君） それでは、農業施策についての質問に移りたいと思います。

不安定な世界情勢の中、原油価格の高騰が懸念されています。この原油価格高騰の影響により、市民の方々はもちろん、市内農家が被る影響は多大になると考えています。今後、国や県が様々な支援策を検討していくと思いますが、国や県が示す支援策、先ほどもお話しいたしました、農家の声が直接届かず、申請はしたものの半年経過しても入金がないというようなことも、多く意見をお聞きしたところでした。私としては、新型コロナウイルス感染症及びサツマイモ基腐病の補助制度には、国あるいは県が示すそういった対策については、私としてはスピード感というも

のを全然感じておりません。前段で本市独自の補助制度について伺いましたが、今後、国や県が示してくるであろう様々な支援策、もう既にガソリン等もそういうのでいろいろ支援策を考えていますということなのですが、本市農家の経営継続が困難となりそうな場合、下平市長としてちゅうちょなく、本市独自の支援策を検討する考えはあるのか、市長の考え方をお示してください。

○市長（下平晴行君） 現在、昨今の世界情勢の不安定や新型コロナウイルス等の影響により、原油価格の高騰、肥料・飼料等の高騰があり、農家の経営に影響を及ぼしかねない状況が続いております。

燃油高騰、飼料高騰につきましては、現在国の支援策が示されておりますので、その支援策につきましては、引き続き漏らすことのないよう、対象農家に情報提供をし、対象農家に対し、速やかに細やかな支援を行ってまいります。また、肥料高騰など、現在国・県等により示されていない対策につきましては、必要に応じ、国等から支援策が示された場合には、速やかに情報提供し、対象農家へ申請支援等、必要な支援を行ってまいります。その上で市民の方々の声を聞きながら、なお、支援が必要と感じる場合には、市独自の支援策を講じてまいります。

○9番（八代 誠君） 先ほどから申しておりますように、国の補助事業の高収益作物次期作交付金、最初は面積に対して補助しますよと。ところが最初に示されたことについて、付属にどうか変更があつて、最終的には減収額の範囲内とするということで、本当に担当課である農政畜産課も大変な思いをされたと思います。また、今回ちょっと隅々までは聞きませんでした。国が示した持続化給付金、市内商工業者の方々はかなり恩恵があつたのかなというふうに考えておりますが、農家については、私が知る範囲ではなかなか申請にも及んでいない。そこにどんな原因があるんだろうというふうに、自分としては考えています。よくよく整理すると、先ほどからありますように、国が示す事業、青色申告農家でないと駄目なんだよと、いろんな制限がかかっています。要するに、市内農家、法人あるいは個人経営でも大規模農家、そうでない農家さんもおられるわけで、市内の農家経営というものは、どちらかという技術面を追求するあまりに、経営に対する経理部門というものが、やはり少し弱かつたんじゃないのかなというふうに考えています。先ほどお聞きいたしました本市独自のサツマイモの支援事業についても、なかなか事務的な手続きができない農家さんがいっぱいおられるんじゃないかなと。そのために農政畜産課の職員の方々が、大変な思いをされているというふうに自分は捉えています。ですから、今後の市内の農家に対してのこういう経営というものについての考え方、特に経理に関して、今後ぜひ支援をしていただきたいなというふうに私は考えています。市長、今話を聞いてどんなふうに感じられますかね。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、農家の方々はそういう経理面に大変厳しいと申しますか、慣れていない状況でこれまで経営をされてきたというふうに思うわけでありますが、そのことで、職員が本当に土曜日、日曜日でも出勤して、対応をしてきたということでもありますので、これは今回のコロナ禍によって、やはり農家の皆さん方もしっかりとその経営面についても勉強していかないといけないというふうに思われたと思いますので、引き続き職員のほうにも、

そういう指導をしてまいりたいというふうに思います。

○9番（八代 誠君） 特に国が示す支援策については、なかなか読んでも意味が分からないというようなことが非常に多いと思います。ですので、本市の担当課も含めて、JAそお、あるいはJAあおぞらとあって、その下にはいろんな部会があると思います。ですからそういったところで、本当にコロナ禍があって、今度は戦争状態になって、何があるか分からない。そうすると、国や県はいろんな補助事業を言ってくるんですけど、まず解読しなければいけない。そのことで本当に職員の方々いっぱいなのに、「こういう領収書持ってきてください」「こういうのはなかったですか」と言うと、「いや、もう無くなった」とか「紛失した」とかということが、結構自分としては往々にしてあったのかなというふうに考えておりますので、経営に関する経理の部門というものを、やはり先ほどお話ししましたJAそお、あるいはJAあおぞら、その下には部会等があったりしますので、そういった研修会等を今後はやはり進めていかないと、志布志市内の農家の継続というものは非常に難しくなっていくのかなという、弱いところに本当に力を入れていかなければならないというふうに考えておりますので、そういった連携も含めて、市長、もう一回そこら辺をお願いします。市だけではない連携を取っていただきたいというふうに思います。

○市長（下平晴行君） 今ありましたとおり、JAあおぞら、そしてそれぞれの部会等もあるというふうなことでありますので、そういう中での研修等の取組をしていくことが、農家の経営によりうまくいくんじゃないかなと思いますので、そういう指導をしていきたいというふうに思います。

○9番（八代 誠君） どうぞよろしく願いいたします。

農業施策については最後になりますが、有害鳥獣対策について伺います。私が住む有明町伊崎田になるんですが、イノシシの数が異常に発生しているな、多いと実感しております。市長はなかったかもしれませんが、今回の選挙期間中、7日間戦いましたが、ほぼ毎日イノシシの大群と遭遇いたしました。7頭あるいは10頭近い群れというものに遭遇いたしました。現に、私の自宅の前には市道が一本走っているのですが、その市道を挟んだ先がお茶畑になっています。毎日雄と雌のカップルなのか分かりませんが、ほぼ毎日2頭のカップルが出没しています。追い払おうとするのですが、ほぼ無視されるような状態です。

まずは、この有害鳥獣対策についての本市の現状を伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 有害鳥獣被害対策として個体数を減らす、侵入を防ぐ、寄せ付けない取組が重要であるというふうに考えております。

個体数を減らす取組としては、猟友会による有害鳥獣捕獲や狩猟期間における野生鳥獣の捕獲活動があり、特に令和3年度においては、繁殖交尾期のイノシシを駆除することにより、春先のイノシシ減少が見込まれることから、猟友会協力の下、試験的に一斉捕獲を実施したところでございます。

また侵入を防ぐ取組として、本年度は松山町泰野前田地区生産組合において、地域型のワイヤ

一メッシュ柵の設置、個人型として電気柵の助成を実施したところでございます。

最後に寄せ付けない取組として、周辺環境整備や適正な収穫残渣処理により、有害鳥獣の住みどころや餌場とならないよう、地域ぐるみでの取組が重要であり、市報等を活用し周知を図ったところでございます。

今後も猟友会をはじめ、各関係機関と連携を図り、地域が一体となった被害防止対策を推進し、被害の減少に努めてまいりたいというふうに考えております。

○9番（八代 誠君） これまで多くの議員の方々が、このイノシシを何とかならないですかということで、この議場で市長にお願いされております。本当に数を減らすための対策というものを、まずは懸命に頑張っていたいただきたいなというふうに思います。先ほどお話ししましたように、私の自宅前の市道は、小学生が通う通学路でもあります。周辺や同じ自治会に住む若いお母さんたちから、「何とかできませんか」ということでお願いが絶えません。駆除については本当に一生懸命頑張っておられるのですが、厳しいのかなというふうには思っておりますが、このイノシシに遭遇した場合の対応の仕方とか、「イノシシに気を付けてくださいね」という周知を、可能な限り頑張っていたいただきたいなというふうに思います。市のホームページにどんなものがこういった有害鳥獣に対して出ているのかなと思ったら、「おサルさんには気を付けてくださいね」というのがあって、びっくりしたところでした。そういったサルもなんですが、イノシシ、特に小学生、中学生の子供たち、どんな対応をしているのか分からないということがあると思います。ですから、学校も含めてどんな対応をすればいいのかも、伊崎田小・中学校の子供たちは、普通にイノシシを見たことがないという子はいないと思います。家の近くまで出てきておりますので、対応策についても授業の中でというのは無理かもしれませんが、可能な限りの手だてができないかお伺いします。

○市長（下平晴行君） 有害鳥獣に遭遇した際の対処法としては、落ち着いて静かにその場を離れるようにし、大声を出したり急に走り出すなど、有害鳥獣を興奮させないことが重要となっているところです。

今後、有害鳥獣の正しい対処法については、チラシを作成し、周知を徹底したいと。またホームページ等で掲載できるようであれば、そちらのほうも掲載してまいりたいというふうに考えております。

○9番（八代 誠君） すみません、特別に教育長にもお願いします。この通告しておりませんが、小・中学校でのそういう子供たちに対する教育とか周知というのも、ぜひお願いしたいのですが、すみません。

○教育長（福田裕生君） 有害鳥獣等に出くわしたときの児童・生徒の対応法につきましては、これまでもサルが出没したときの対応等については、その都度すぐ学校に連絡をいたしまして、適切な対応の仕方等を教師から指導をさせたところでございます。

これらにつきましては、専門家といえますか関係課の方々の力も借りながら、適切に対応できる態度を身に付けさせていくことが必要かと思っております。教職員も含めて子供たち、そして保護者

の対応も含めて、今後も大切に指導をしていきたいと考えております。

○9番（八代 誠君） 教育長、本当にすみませんでした、通告もしていませんでした。どうか子供たちも本当に怖い思いをしていると思いますので、市長についても、頭数を減らす対策については、よろしくをお願いします。

次の質問に移ります。押切海岸の浸食とその対策について伺ってまいります。押切海岸の堤防浸食の現状はまさに危機的な状態であると考えています。堤防に設置してある鋼鉄製矢板がむき出しになって、堤防ののり面は崩壊しており、本当にこの押切地区に住んでおられる市民の方々は、不安で仕方がないと考えます。今はまだ3月ではありますが、次の定例会が始まる6月頃には、梅雨に入ります。そしてまた台風も発生します。今回、押切地区には新年度予算において、津波避難施設整備の計画もありますが、いつ地震が発生して津波が襲ってくるのか、私たちには予測ができません。現在、この堤防には立ち入り禁止の措置が施されております。押切海岸線については、志布志市が管理しているものではありませんが、この地域には多数の住宅をはじめ、小学校あるいは病院などが存在します。危機的な状況にある堤防復旧は、現在鹿児島県によって計画されているのか、現状と併せて今後の復旧についてお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 大隅沿岸は、豊かな自然の恵みがもたらす沿岸漁業や観光等を通じて、地域の生活や経済に深いつながりを持つ一方、地形的には太平洋に開けた海岸であり、台風常襲地帯に位置することから、過去に幾度となく高潮や越波により被害を受けております。平成13年以降、鹿児島県が護岸には築堤への盛り土や矢板、養浜工事、また海岸には人工リーフなど復旧工事を行っております。現在、護岸の養浜が高波により流出したため、9月から他の工事で発生した残土の流用を行い、護岸保全を行っていましたが、土砂流出による海の汚れによる漁業への影響を懸念し、現在は、経過観察している状況であるというふうにお聞きをしているところでございます。

○9番（八代 誠君） では、この堤防復旧について、市としては鹿児島県をはじめ、市長として要望活動というものは実施されているのですか。

○市長（下平晴行君） 押切沿岸については、1市3町からなる志布志湾岸保全連絡協議会を通じて、県へ直接出向いて志布志湾沿岸地域の浸食防止についての恒久的な対策を毎年要望しているところであります。令和3年度におきましては、コロナ禍の影響で、書面による要望をしたところでございます。

○9番（八代 誠君） ちょっと私も調べてみたんですが、鹿児島県が平成16年に大隅沿岸海岸保全基本計画というものを策定しています。ここにあります。その後、私が持っているのは改定版ということで、平成30年3月に変更されています。ただ、この中身をよく読んでいくと、これは計画書ですので、計画を作ったらそのとおりにしてもらわないと困るというふうに、自分は思っています。8ページになります。海岸管理の状況ということで、「大隅沿岸は、防災上の対策は特に必要な海岸として、全海岸線148kmの約14%に相当する延長約21kmが、海岸保全区域として指定されています。海岸法に基づき、各所管、省庁ごとに適正に管理されている」、適正に

管理されているというふうには書いてあるんですが、私はこの被害が出ているところは適正に管理されているとは思っておりません。志布志市に位置する海岸管理は、どのように区分されているのか。「海岸法に基づき、各所管、省庁ごとに適正に管理されている」と書いてあります。志布志市に位置する海岸管理、どのように区分されているのか分かりやすく説明をしていただけますか。

○市長（下平晴行君）　ダグリ岬から夏井集落までの延長639mが農林水産省の水産庁が所管、大山病院からすずれヶ浜までの延長500mが国土交通省の港湾局が所管、前川から安楽川までの876mが国土交通省の港湾局が所管、安楽川から菱田川までの1,887mが国土交通省の水管理・国土保全局が所管というふうに聞いております。

○9番（八代 誠君）　今の説明から解釈すると、安楽川河口付近から菱田川河口付近までの海岸線の管理というものは、国土交通省の水管理及び国土保全局の管理になるということ。よって、実際に押切地区の海岸線に異常があった場合は、鹿児島県の土木部河川課が、維持や補修に努めていくということに理解すればよろしいですか。

○市長（下平晴行君）　海岸保全区域は、海岸法に基づいて知事が指定した区域のことをいうもので、管理は県が行い、押切地区の維持補修は、大隅地域振興局建設部が行っているというふうに聞いております。

○9番（八代 誠君）　鹿児島県が維持管理するというので、この計画書についてなんですが、鹿児島県は、平成26年12月3日公布の政令により、海岸保全施設の維持又は修繕を追加し、この基本計画を平成16年にできたものを平成30年に、国の政令によって変更しましたということが書いてあります。

主な変更内容として、「護岸及び堤防については、波浪による堤体前面の洗堀、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化などの変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する」。これが護岸あるいは堤防、先ほどむき出しになっている堤防については、こういうことをやりますよ。この地区においては、人工リーフが設置してありますので、「人工リーフ及び突堤、離岸堤については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗堀、堤体内の空洞化等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する」というふうに書いてあります。

また、整備の方向性として、「台風による浜崖の海岸浸食の被害を防止するため、面的防護方式により、防護機能を確保する。なお、整備に際しては国定公園に位置し、ウミガメの上陸産卵地であることから、環境に十分に配慮する」との記載もあります。環境面については、この議場に丸山議員もおられますので、コアジサシについても十分配慮していかなければならない。ウミガメあるいはコアジサシ、環境面にも十分配慮しながら適切な整備、管理、維持をやっていきますよということです。

ですから、今のことの要点をまとめると、志布志・有明海岸は、国定公園内に位置するので、

様々な環境に配慮しますよ。二つ目に、面的防護方式により、防護機能を確保するというのは、ここの押切海岸については、人工リーフ周辺等の改修、養浜等による砂浜の復元、被災している堤防を復旧していくものであると私は理解しています。

市長、この押切地区には多くの志布志市民が生活をしておられます。先ほどお話ししましたように、鹿児島県はこういう平成16年に作って国からの政令で変更をしました。書き物ではなくて実行性のある計画書として、鹿児島県に対して、私はやっていただきたいなというふうに思います。そういうことで、この計画を本当に実行していただけるように、国や県に対して声を大きくしてお願いしていただきたいと思います。市長、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 押切海岸周辺は、日南海岸国定公園に指定されておりますので、環境に配慮した災害復旧や人工リーフ等の維持・修繕、沿岸背後には学校や住宅などがあり、高潮、越波などからの安全性を確保するための施設整備を、引き続き県へ要望してまいりたいというふうに考えております。

○9番（八代 誠君） 本当に実際には、「いや、もう計画がありますよ」というぐらいの声が聞きたかったんですが、今のところそういうことではないということですので、ぜひ市長、この押切地区、先ほど市長も言われました学校・人家・病院等もありますので、ぜひ早急な対応を、まずは、ですから堤防改修というよりも、見えない部分の人工リーフ等周辺の修繕からのほうが望ましいのかなと個人的には思っていますけど、そういったことで、ぜひ御努力をお願いいたします。

最後の質問になります。私は今60歳です。私がまだ小学生の頃ですから、50年ぐらい前ですね。もう亡くなりましたが、よく父親に連れられて安楽川にウナギを釣りに行ったり、押切海岸には夜釣りによく連れていってくれました。砂浜がきれいで、自分の記憶ですけど、海水なのか淡水なのかちょっとよく覚えていないんですが、安楽川と菱田川の間には沼がいっぱいあったようなことを覚えています。そこで、テナガエビとかカニとか小っちゃい頃ですから、本当に小っちゃかったんでしょうけど、捕まえたことを覚えています。海岸施設については、これまでは災害に対して人命や財産を守ることが第一でありましたが、近年では、良好な海岸環境の整備と保全など、人々の様々な利用が可能となるような空間が求められているのかなというふうに私は考えています。押切海岸の今後について、より具体的な計画と実施に向けて、国や県に対する要望を市長は2期目ですので、1速ではなくてギアチェンジをして、2速、3速にギアチェンジをしていただいて、要望をしていただければと思います。市長、最後にもう一回お願いします。

○市長（下平晴行君） 大隅沿岸は、白い砂浜と青々とした松の砂丘海岸や磯・岩礁など、多様で美しい海岸線を形成し、豊かな自然環境に恵まれております。これを維持保全して、次世代へ継承することが重要であるというふうに考えております。

今後も、志布志湾海岸保全協議会の要望活動や県に出向いた際は、今までより強い気持ちで、引き続き要望してまいりたいというふうに思います。

○9番（八代 誠君） 今回、2点のテーマについて質問いたしました。冒頭申し上げましたよ

うに、新しい顔も4人増えました。みんなで力を合わせて、いい志布志市をつくっていければなというふうに考えております。みんな精いっぱい頑張っていくというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、八代誠君の一般質問を終わります。

次に、6番、市ヶ谷孝君の一般質問を許可します。

○6番（市ヶ谷 孝君） 皆様、こんにちは。本日3人目となっております。元気いっぱい一般質問をさせていただきますので、執行部の誠意ある答弁をお願いいたします。

まず、本日私御覧いただいているとおり、国際色といいますか、ネクタイをさせてもらっております。前回もどれくらい前か忘れましたが、このネクタイを締めさせてもらって、一般質問をさせてもらった経緯がございます。本日もこのSDGsのネクタイ、私の一般質問の項目の中にもございますので、それに絡めて着けさせてもらいました。これは、単なるパフォーマンスではなくて、少しでも多くの皆様にSDGsを印象づけてもらいたい、市の意図を持って着けさせてもらっております。

昨日、マイナンバーカードの普及に関係して、のぼりの話があったかと思えます。やはり一人でも多くの方に一回でも多く目にする機会を提供するというのは、認知度を向上させていく上で、非常に大きな意味を持つと思っております。私自身、市内の中学校や小学校の全校生徒の前で、お話をする機会をいただいたことがございます。そのときも、児童・生徒の前でこのネクタイを着けながら話をさせていただきました。おそらく児童・生徒の方々にとっては、私が話した内容は多分どうでもよくて、「何か変なネクタイをしたおじさんがいるな」という印象だったのかなと思っております。実際、子供たちからそう言われました。ただ、そのとき何か変なネクタイをしているなというその記憶であったり、その場では忘れたとしても、どこか別の場所でSDGsのことを聞いたとき、見たときに、「ああ、そういえばあのとき、そんなネクタイをしたおじさんもいたな」ということを思い出していただければ、そういったものが一つ一つ積み重なって、その本人にとってSDGsの認知度であったり、理解度が向上する一助になるのかなという思いを持って、今日も着けさせてもらっております。いつかですね、その市民一人ひとりのSDGsに対しての理解度・認知度が向上していったら、同じようにこのネクタイを着けて市民、児童・生徒の前に立ったときに、「変なネクタイをした変なおじさん」から、「あっ、SDGsのネクタイをしている変なおじさん」というふうに印象が変わっていただけたら、本当にいいまちになったんだなというふうに思えると思えます。また後もって、このことにつきましては質問させていただきますけれども、そういう思いを持って本日も立たせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきます。所信表明につきまして、先般、下平市長2期目4年間の所信表明を述べていただきました。その中で4点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目、「庁舎等の在り方検討委員会からの提言を踏まえた上で、さらなる本庁舎機能の充実に取り組む」と、所信表明の中で下平市長は述べておられます。このことにつきまして、改めて市長の考えと、今後のこの庁舎の在り方についての見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 市ヶ谷議員の御質問にお答えいたします。

今回の所信表明におきまして、本庁舎機能の充実にについて申し述べておりますが、1期目の公約に掲げた本庁舎移転を実現し、令和2年8月に設置しました庁舎等の在り方検討委員会において、本庁機能の段階的な移転及び新庁舎の建設を含めた今後の庁舎等の在り方について、中長期的な視点で調査・検討を行い、提言をいただいたところであります。

私の考える本庁舎機能の充実とは、単なる本庁舎機能を持つ課の集約ではなく、社会情勢の変化や多様化する市民のニーズ等に柔軟に対応できる行政組織の再編であり、グループ制の導入やデジタル化による行政機能の効率化など、全庁的な組織体制の見直しを図ることが優先課題であるというふうに考えております。

したがいまして、これらの過程を経る中で、必然的に本庁舎機能の充実が図られ、さらなる市民サービスの向上につながるものと考えますので、在り方検討委員会からの提言を踏まえた上で、まずは、行政組織の再編に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○6番（市ヶ谷 孝君） 分かりました。細かいことを申し上げますけれども、この所信表明ですね、4ページ目から5ページ目にかけて、今ほど市長が述べられたことが書かれております。4ページの一番下の2行目から、右の5ページ目の上3行でございますけれども、途中ちょっとごっそりカットして文体だけで申し上げます。4ページ目一番下の行ですね、「行政組織を再編し、市民サービスの向上と行政機能の効率化を図るとともに」、途中抜けますけれども、「さらなる本庁舎機能の充実に取り組んでまいります」とあります。行政組織の再編、そして市民サービスの向上と行政機能の効率化、プラス本庁舎機能の充実に取り組むという表現でございます。今、市長がお答えいただきました答弁でいくと、行政組織の再編であったりが最優先であると、その上で市民サービスの向上や行政機能の効率化を図っていくという答えでしたけれども、そこから、さらなる本庁舎機能の充実という文体になっているのが分かりますかね。この「さらなる本庁舎機能の充実」、ここをもう少し詳しく御説明いただけますでしょうか。

○市長（下平晴行君） 基本的には、先ほども言いましたように組織再編、そしてグループ化、デジタル化の取組をしながら、そしてさらなるというようなことでの本庁舎機能の充実ということ掲げているところでございます。

○6番（市ヶ谷 孝君） この充実というところは、昨日の一般質問のやり取りの中でもありました、例えばデジタル市役所の話であったりとか、昨日の市長答弁の中では、例えば地域コミュニティに絡めて、職員配置によって来庁不要な形を目指していくと、そういったことの認識でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） 全体的にはそういう考え方で、いわゆる市民ニーズにどう対応できるかということでございますので、それでいいというふうに思います。

○6番（市ヶ谷 孝君） はい、分かりました。本日、この一般質問をさせていただいたこの庁舎等在り方について、私が一番聞きたいところは、その中長期的視点といいますか、前の話でいくと中長期計画ですね。ここはいつ頃見えてきて、どういった流れになるのか。当然これから庁舎等在り方検討委員会の提言等をさらに進化させていって、出来上がっていくと思いますけれども、市長御自身の考えとして、この2期目4年間でどこまで進めたいという考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 本庁舎に関する基本方針では、管理部門等の移転を短期計画と定め、令和3年1月に本庁舎を移転し、中長期計画につきましては本庁舎全体の移転及び新庁舎建設等についての具体的な移転時期や、移転内容等は調査・研究を行うと位置づけたところであります。

今任期中の取組としましては、まずは中期的な視点を踏まえた行政組織の見直しによる、本庁舎機能の充実を行う必要があるというふうに考えております。また、長期的な視点からの取組としましては、大規模改修や新庁舎建設を見据えた、将来世代への負担軽減を図るための基金設置を検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。

○6番（市ヶ谷 孝君） これも繰り返しになりますけど、昨日の一般質問の答弁で、今ほど市長が述べられたとおり、中期的視点では組織再編、そしてデジタル化という単語もあったかと思えます。長期的視点でいくと、大規模改修が必要なのかそれとも新庁舎建設なのかといったことを調査・研究していくというふうな答弁だったかと思っております。当然、このデジタル化、デジタルトランスフォーメーションであつたりがどんどん進んでいくと、これは物理じゃなくて概念といいますか、庁舎の在り方そのものが変わってくると思っております。これまでの例えば集中方式なのか分庁方式なのかよりも、また全然別の次元の話で、そもそも庁舎というのはどういうふうにあるべきなのか。例えばデジタル化できるところはデジタル化するし、AIを使つたりRPAを使つたりして、どんどん省エネ化していくことによって、そもそも庁舎に必要なスペースであつたりが変わってくる。その結果、じゃあ庁舎ってどういうふうにあるべきなんだろうねというところが、今この在り方と変わってくる可能性が大いにあると。だから、特に中期もですけど長期についてもですね、なかなか答えが出しづらいのかなというふうには思っているところでございます。

ただ、一方で、当然このデジタル化であつたりについては、本市でも様々な計画等が策定されていると思えます。これもデジタル化の推進計画がございまして、デジタルトランスフォーメーションの推進計画等もあります。ここの中でも、例えばこの項目につきましては、令和7年度までに実施しますよとか、今計画期間中にやりますよという、それぞれの項目について時期が示されていると思えます。それぞれの計画を集約していけば、おのずと全体のこの庁舎の在り方についても、見えてくるものがあるのではないかなというふうには思ったところでございます。

今さら蒸し返すわけではございませんけれども、やはり計画というのはゴールが見えてこそ、段階が踏めるというふうに考えております。企画政策課長は特に御存じでしょうけれども、今私、野神校区の地域コミュニティ協議会の設立準備委員会に携わらせてもらっております。その中でまちづくり計画を策定するんですけども、将来この地域が、例えば10年後であつたりどうなっ

てほしいかという将来像をまずみんなで考えて、じゃあそこに向かうためにはどうしたらいいだろうかというのを考えるのが、順番であったかと思います。この庁舎の在り方も同様にですね、やはりゴールが見えてこそ、じゃあこのタイミングではここまでやろう、このタイミングではここまでやろう、それが短期であったり、中期であったり、長期なのだろうと思っております。当然、そういった策定が難しい状況も理解しております。ただ、あくまでも計画ですので、この方向性をしっかり打ち出して、みんなで意識を共有して市民の方々への理解を得て進めていくのが、市長御自身にとっても、また市役所全体にとっても、いい流れだと思っておりますので、ぜひともここはこの4年間でできるところまで形をつくって、公表できる体制を整えていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） そのことについては、昨日の質問の中でもありましたとおり、全体的にはやはりプロジェクトを設置して、しっかりと方向性を見て取組をしまいたいというふうに考えております。

○6番（市ヶ谷 孝君） ぜひとも市長御自身、特に短期計画につきましては、大いなる危機感を持って進められたというふうに理解しております。一日でも早いこの短期計画の実行によって、市の得る利益といいますか、メリットが大きくなると考えられてのことだったかと思っております。この志布志市の行く先というのは、やはり早急に示していただくことが、市全体の利益につながっていくと思っておりますので、引き続き調査・研究、そしてこの形づくりを進めていただきたいと思っております。

もう一点だけお願いいたします。先ほどから私はデジタル化というふうに申し上げていますが、例えば庁舎等在り方検討委員会の委員には、このデジタル化についての専門家は入っていらっしゃいますでしょうか。

○企画政策課長（西 洋一君） 今回の庁舎等の在り方検討委員会の委員につきましては、総勢12名の方を委員をお願いしているところでございます。学識経験者の方、各種団体の代表の方、それから市長が特に認める方ということでの構成で12名となっておりますが、学識経験者の中には、鹿児島大学の理工学部教授の鯨坂委員長、それから同じく鹿児島大学の法文学部准教授の片野田先生が学識経験者ということでの委員をされております。デジタルに関しての専門家ではございませんでした。まちづくりの専門家、それから建築に関する専門家の先生でございます。

○6番（市ヶ谷 孝君） であるならば、その委員の方々には、この市役所が今取り組もうとしているデジタル化、デジタルトランスフォーメーションの方向性というのは理解してもらった上で、こういった審議そして提言をいただいているという理解でよろしいでしょうか。

○企画政策課長（西 洋一君） 今回の検討委員会の協議につきましては、計6回開催をしているところでございます。その中で最初の協議のたたき台としましては、庁舎の現状であるとか、そういった状況を把握していただいた上で、中期的な視点で協議をいただいたというところで、今後の社会情勢が変わっていく中で、当然デジタル化ということについても御意見等がございましたので、特にそのデジタル化を突き詰めて協議したということではありませんが、そういった

ものを含めて、行政機能の効率化というのも将来的には出てくるというところでの協議は行ったところでございます。

○6番（市ヶ谷 孝君） 分かりました。今後、庁舎内でもそういった取組は進んでいくと思いますので、しっかりと情報共有と意識共有をしながら、庁舎等在り方検討委員会のほうでもしっかりと審議していただければと思っております。以上でこの1番目、庁舎等の在り方につきましては質問を終わります。

2番目に移ります。給食費の無償化についてでございます。所信表明の中では、「効果的な支援策を総合的に検討し、さらなる子育て支援の充実を図る」と、所信表明の12ページに記載がございます。12ページの上から6行目から始まっております。ここには学校給食費の半額助成のことも明記されております。このことにつきまして、給食費無償化に向けた今後の見通しをお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 学校給食費の無償化につきましては、1期目のマニフェストに掲げ、実施に向けた検討を行ってまいりましたが、喫緊の課題である新型コロナ対策を重点的に取り組む必要があったことから、半額助成となったところでございます。

また、これまで策定作業を進めておりました、令和4年度からの第2次志布志市総合振興計画後期基本計画におきましても、子育て支援の充実につきましては、重点プロジェクトに位置づけ、経済的な負担軽減のために実施している各種事業の検証見直しを行い、子育て世代に寄り添った施策を推進するという事としております。

今回、お示ししました所信表明におきましても、学校給食費の半額助成や保育料の軽減など、1期目で実施した子育て支援策を踏まえながら、子育て世代が、真に必要とする効果的な支援策を総合的に検討していくとしており、給食費の無償化につきましては、現在の半額助成の効果や支援の在り方等について、当事者からの意見等を踏まえながら、また新型コロナウイルス感染状況等も勘案しながら、慎重に判断する必要があるというふうに考えているところでございます。

○6番（市ヶ谷 孝君） まさしくそこでございます。当然コロナの収束がまだまだ見通しが立たない中で、どこまでそこに対する支援の予算であったりを割くのか、終わりが見えないところでございますので、軽々に100%全額助成をとすることは言えないと思っております。ただ、今、市長がいみじくも述べられたとおり、「当事者の意見を参考にしながら、効果的な支援策を総合的に検討し」という文言があったものですから、その結果として、半額助成のままにとまる可能性があるのか、それともやはり市長は、御自身の気持ち、公約として全額助成をあくまでも目指していくのか、そのお気持ちはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは先ほど申しましたとおり、今このような状況でありますので、そういう状況を踏まえた中でできるのか、できないのか、そこを含めて、やはり貴重な公金の使い方については十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○6番（市ヶ谷 孝君） 市長のお気持ちとしては述べられませんか。当然コロナ禍の状況があるのは重々承知しておりますし、市長として、執行権者として「します」ということが言えない

のは当然分かっておりますけれども、市長のお気持ちとしては表明はできませんか。

○市長（下平晴行君） このコロナ禍がなかった場合には、これは「します」とははっきり言えたわけでありますが、今の現状では、そこまでは言えないということでございます。

○6番（市ヶ谷 孝君） 十分でございます。そのお言葉を聞いただけでも、この質問をさせていただいた甲斐があったなと思っております。当然コロナ禍はいつ終わるか分かりません。私の子供もいつ産まれるか分かりません。この子供が給食を食べるまで、まだ結構時間はございます。そして有権者の方々、特に私と同世代の方々ですね、ちょうどその給食を食べている子供たちの親が多くございますし、その方々はやはりコロナ禍であっても、むしろコロナ禍だからこそ、家計が助かるためにその助成を期待しているところでございます。総合的に勘案しながら、しっかりとこのことを途切れることなく進めていただければと思っております。以上で、この2番目の給食費無償化については終了いたします。

続きまして3番目に移ります。所信表明の9ページ目ですね、文言でいくと一番下になってしまいうんですけれども、「テレワークやワーケーションといった多様な形で、地域と関わる人や企業を増やす」と、市長は所信表明の中で述べられております。ここにつきまして、市長が思い描くビジョンをお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 私は所信表明において、「人や企業とのつながりによるまちの活性化と人口増を図る」と掲げました。その中には企業との包括連携や企業版ふるさと納税、移住・交流支援センター「エスプラネード」など1期目で取り組み、現在本市にとっても、大きな強みとなっているものでございます。

テレワークやワーケーションといった多様な形で、地域と関わる人や企業を増やすことについては、コロナ禍における都市構造やライフスタイルの変化に対応したまちづくりの一つとなるのではないかというふうに考えております。

ビジョンとしましては、志布志麓地区を中心とした人の流れを生み出す新たなプロジェクトにより、都市住民等によるテレワークなど、新たな働き方へのニーズに応えつつ、活力の維持・発展という地域のニーズへも応えられるような展開を思い描いているところであります。

2期目の市政運営を担わせていただくからこそ、冒頭に申しあげました強みを掛け合わせ、その効果が2倍、3倍になるよう、取り組んでいく考え方でございます。

○6番（市ヶ谷 孝君） 本市において関係人口の創出、おそらくこれまでも現在でもそうでしょうけれども、一番大きく寄与しているのはふるさと納税なのかなというふうには考えております。コロナ禍がなければという「たられば」になりますけれども、東京駐在所の拠点もより一層効果を発揮して、さらに多くの関係人口の創出ができたのかなと。ただ、コロナ禍がございますので当然それもできませんし、それはあくまでも「たられば」の話ですので、結果として今できることを、本市としても模索をしていく必要があるなというふうに思っております。

今市長にお答えいただいたお話をお伺いする前に、先にテレワークやワーケーションという単語を、所信表明の中でもしっかりと述べられております。例えば本市役所において、テレワーク

の実証というか、実施状況というのはいかがでしょうか。

○総務課長（北野 保君） 現在、テレワークにつきましては、総務課と情報管理課で試験的に行っているところでございます。まだ内容についてはまとめておりませんので、手元には数字はないところなんですけれども、数名で今、回しながらテレワークのほうをやっているところでございます。あと、サテライトオフィスということで、会議室を利用した仕組みのものを準備をしておりますので、これにつきましても、適宜活用できるような形で今準備をしているところでございます。

○6番（市ヶ谷 孝君） 当然、この後のSDGsもそうですけれども、市役所がまず先導役としてしっかりとその実証を重ねて、市民に普及していくという形が一番望ましいのかなと思っておりますので、そこはしっかりと取り組んでいただければと思っております。

もう一点、こちらもなかなか難しいかと思っておりますけれども、ワーケーションについて、例えば本市の取組であったり、実績等はなかなか難しいとは思っておりますけれども、何かそういった話が聞こえてきていたら、そのことを説明いただければと思っております。

○企画政策課長（西 洋一君） ワケーションにつきましては、現在、市の施設としましてホームページ、それから県のホームページで公表しております。志布志市立図書館、ボルベリアダグリについては、Wi-Fi環境が整っているということで、ワーケーションの施設として情報発信をしているところでございますが、実績につきましては、なかなかワーケーションの実績というところが、当人がワーケーションで来たという意思表示がなかなかないものですから、その方が実際にワーケーションで来られたかどうかというところの把握がなかなか難しいところでございます。一応、今こちらで確認している人数としましては、ボルベリアダグリで会議室を利用して、オンライン会議に参加されたお客様が1名いらっしゃったというところで、数字は把握しているところでございます。

○6番（市ヶ谷 孝君） 本市のホームページで、ワーケーションを体験してみませんかというページがあって、その対象施設といいますか、できる場所については、「かごしまワーケーション」の公式サイトで見てくださいねという形でありまして、実際に本市では「エスプラネード」を含めて4か所ですね、ホームページに記載があるところでございますけれども、実際、実績が把握しづらいという中で、このワーケーション事業をより進めていくためには、どういうふうにすべきだと思いますか。あまりこれは言い過ぎると、所信表明から外れて政策論争になってしまうので聞きづらいんですけども、あくまでも考えとしてどういった形で、市長はこのワーケーションという事業を進めていきたいと思っていられるのでしょうか。先ほど、志布志麓地区を中心として人の流れをとという話がございました。そこについてはこのワーケーションまで含まれて、そういった発言をされたという認識でしょうか。それとも別のことでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは施設の借り上げとかそういう使い勝手のいい施設があるか、どういふものを求めているのかですね、そこ辺も十分精査しながら、取組をしていけばいいのかなというふうには思っております。

○6番（市ヶ谷 孝君） 当然これも、ひいては本市のデジタル化と関わってくる部分なのかなと思っております。所信表明ですので、市長のお考え、イメージをお聞きしているんですけども、例えばこういうワーケーションであったりテレワークができる拠点ですね、こういったものを市内にどんどん増やしていきたいというお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、やはり移住・交流につながっていきますので、できればそういう形での進め方をしていければというふうに考えております。

○6番（市ヶ谷 孝君） 分かりました。このワーケーションは非常にすばらしい取組ではありますがけれども、一方でこれを広めていく、どんどん人を呼び込むというのはかなり難しいという認識がございます。しっかりと担当課のほうで取り組んでいただいて、多くの方々がこの機会にといいますか、単なる観光ではなくそういったものもできるよという面で、より多くの方が志布志市に来ていただけると、それがひいては「このまちっていいな、じゃあここに住んでみようかな」と思っただけのように、整えていただければと思っております。

ちなみに去年ですね、10月28日だったかな、この派手派手しいネクタイをもらった団体が主体で、鹿児島ワーケーション会議というのを開催いたしました。ちょっとコロナ禍でしたのでウェブ開催になったんですけども、県内で先進的に取り組まれている錦江町の町長をお招きして、いろんな話を聞かせていただきまして、こういった形でやったんですけども、小っちゃいですけども、これがその町長の顔です。この報告書というのは、県内各自治体そして各商工会に報告書としてお届けをさせてもらったと思います。そのことは届いているでしょうか。本市でいったら、港湾商工課に届いているんですけども。あっ、申し訳ございません、港湾商工課ではないですね。西さんという方に届いているんですけども。これは届いておりますか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 課のほうには届いていると思っておりますけれども、私のほうではちょっと確認していないところでございます。

○6番（市ヶ谷 孝君） これはあくまでも一つの例ですので、ただそういった様々な情報を集約していただいて、今後の施策に生かしていただければと思っております。御存じかもしれませんが、錦江町も2017年ぐらいから、当時の菅官房長官が2020年にワーケーションの普及を発言される、その大分前から取り組まれているようで、様々な企業とマッチングして地域の課題解決に取り組まれる、その一つとしてこのワーケーションをまちとして進められていると。例えば、閉校した校舎跡地を改装して、オフィスルームにしたりとか取り組まれているようでございます。本当に多くの可能性、やり方が秘められた事業だと思っておりますので、総合的に判断して進めいただければと思っております。3番目につきましては、以上で終了いたします。

次に移ります。4番目になります。所信表明でいきますと18ページになります。市長が掲げる八つの政策ビジョンの8個目ですね。SDGs達成のための参加促進ということで、所信表明の中で市長が「多様な主体との連携や民間事業者等との包括的な連携を積極的に活用し、SDGsの達成に向けて取り組む」と述べておられます。本市におけるこの取組ですね。現状と今後の展開について伺います。

○市長（下平晴行君） 本市のSDGs達成に向けた取組の現状としましては、まず昨年8月に志布志市SDGs推進方針を定め、市におけるSDGs推進の目的や、その基本的な考え方、方策について明文化したところでございます。

そしてこの方針に基づき、今年度策定の第2次志布志市総合振興計画後期基本計画、観光振興計画等において、幅広い施策にSDGsの視点を盛り込み、より幅広く本市のSDGs達成に向けての事業展開の方向性をお示しするところでございます。

その他、高校生や民間企業との連携したSDGsアイデアブックの作成・制作、職員研修広報紙、ホームページ等による市民への啓発、入札参加資格審査時の事業者への意識付け等も行っているところであります。

今後の取組につきましても、この志布志市SDGs推進方針に基づき、施策等を展開していく考えでございます。

○6番（市ヶ谷 孝君） 私自身が危惧といいますか、一番難しいなと思うのは、例えば今市長が述べられた提携している企業あたりに、このSDGsを取り組んでいただく、もしくは今の時代、企業が自身の会社のブランドアップであったり、地域貢献のためにSDGsに積極的に取り組まれている会社が多いというふうに認識しております。そんな中で、当然市が先導役としてこのSDGsの普及に取り組んでいくんですけども、最終的にこのSDGsの達成をするためには、極端な話、市民全員の理解と協力が必要であろうと思っております。それが市民がどうかは別ですけど、先ほど例えばポイ捨ての話がありました。それもこのSDGsに則っていけば、やっちゃいけないとかですね、市のためにやめようということになります。そういった目が光ればそういったことも減るか。ただ、そのためには市民の皆さんの理解であったり協力が、必要不可欠だと思っております。このSDGs推進方針を拝見していても、この市民に対する啓発・普及というのがまだまだ弱いのかな、弱いと言いますか、何か抜本的な方策というのが見えてこないというのが、率直な意見でございます。この市民一人ひとりの理解、協力を得るために、市長はどうすればいいと思えますか。

○市長（下平晴行君） 志布志市ライン公式アカウントにおいて、SDGsに係るプレゼント企画を実施した際、アンケートを実施しております。9月、10月、1月、2月で延べ489人にお尋ねをしております。「SDGsという言葉を知っていますか」という問いに対して、85%が「知っている」と回答をしております。また、「SDGsの内容についてどの程度知っていますか」という問いに対しては、「詳しく知っている」と答えた方が10%、「少し知っている」と答えた方が69%となっており、程度に差はあるものの80%近い方々が知っているという状況というふうな考えでございます。

○6番（市ヶ谷 孝君） 昨日の一般質問の中でもそのアンケートの結果を御説明いただきまして、率が高いなと思いました。ただ、まだ当然母数といいますか、数がまだまだ少ない状況ですので、それが市全体に広がればいいなという感想を持ったのも確かでございます。例えば、今学校側で取り組んでいらっしゃる主権者教育ですね、ああいったものと同様に高校生に作ってもら

っているアイデアブックですね、こういったものを例えば学校で何かの機会に使っていただく。やはりこのSDGsの浸透を当然市民の皆様理解を求めていくんですけれども、特に子供の頃からこういったものに対する理解を深めていけば、自然とまち全体の理解度が上がっていきますし、子供から親が教えられて、このSDGsに取り組むこともあろうかと思っております。そういった方向性で進めていただくのが、一番効率的なのかなと思うところがございます。できれば、この所信表明に、市民に対する認知についても書いていただきたかったなというのが、最初読んだときの率直な感想ではございました。当然、今、市長のお考えをお伺いしましたので、今後しっかりと取り組んでいただければと思っております。併せて、冒頭申し上げました、SDGsの例えばマーク、マークと言うんですかね、この輪っかのマークであったり、17個のゴールが並んでいる、何と表現すればいいでしょうか、こういうやつですが、もっともっと市民の目に届くといえますか、よく見かけるようになればいいなというふうに感じるところでございます。ぜひとも、そういった形の面からもそうですし、教育であったり内面の面からもそうですけれども、併せて市民全体の認知度・理解度向上を図るように取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

ちなみに、今少し触れたからお聞きするんですけれども、今ここにあるのは志布志市の過疎地域の持続的の計画ですけれども、めくってすぐ17のゴールのマークがありますけれども、これはめちゃくちゃ解像度が低いんですけれども、これは何ですかね。紙質ですかね、ちょっとこれは知ってるからいいんですけれども、知らない人が見ても文字がつぶれて読めないから、もったいないなと率直に思うんですけれども。

○企画政策課長（西 洋一君） 大変申し訳ございません。このアイコンにつきましては、製本を今年度議決をいただいた後にしておりますので、その製本の解像度は非常に良いというところで、御理解いただきたいと思えます。

○6番（市ヶ谷 孝君） 大変細かいことを聞いて失礼いたしました。ただ本当にそういったことにも配慮していただいて、やはり読めないとなると興味を失うこともありますので、細かいことから気を配って、取り組んでいただければと思えます。以上で、所信表明に関する4項目については終了いたします。

大きな2番項になります。共同墓地についてでございます。少子高齢化が進む本市においても、安心・安全なまちづくりを目指す上で、地域、集落環境が機能的で整備されたものであることが求められていると思えます。その一つとして、各自治会や地域団体が管理している共同墓地についても、地域住民が安心して利用・活用できるよう、その整備や災害復旧に関して、行政の支援が必要なんじゃないかと思っておりますが、市長の考えをお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 自治会等で管理する共同墓地については、これまでその管理は所有者である地域住民の手に委ねてきたところがございますが、人口減少並びに高齢化の進展により、共同墓地の維持管理は大変厳しい状況ではないかと認識をしているところがございます。

近年、埋葬に対する考え方の変化から、墓を造り、後世まで管理していく従来の形から、寺院等が設置する納骨堂を利用し、管理もお願いする方も多くなってきている状況でございます。

一方で、転出した親族が住所地の納骨堂に改装し、墓じまいされることもございますので、自治会等が管理する共同墓地の墓石数は、減少傾向にあると認識しております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、遺族にとって墓参りは生活そのものであり、今後も共同墓地を安心して利用いただけるよう、補助制度の創設に向けて取り組んでまいります。

○6番（市ヶ谷 孝君） 答えが出ました。終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、市ヶ谷孝君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

—————○—————
午後2時16分 休憩

午後2時26分 再開
—————○—————

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

次に、20番、福重彰史君の一般質問を許可します。

○20番（福重彰史君） 今回の選挙で市長、そして私も再選をしていただきました。私どもは執行機関、そしてまた議決機関とそれぞれ立場は違いますが、目的は同じでございます。私もこれから4年間、市民あるいは地域のために精いっぱい努力をしてみたいと考えております。そのような立場から、今日の一般質問をさせていただきます。

まず、道路行政でございますけれども、これは何回となくこれまでもやっておりますが、この県道柿ノ木・志布志線、弓場ヶ尾地区の拡幅改良について、全く姿が見えておりませんけれども、その計画はどのようになっているのか。また、今後の見通しをお示しをしていただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 福重議員の御質問にお答えいたします。

県道柿ノ木・志布志線は、他の路線とともに曾於地区土木協会を通じて県へ要望しているところでございます。しかしながら、いまだ事業採択にならず、1車線で大型車の離合に支障を来している現状であります。今後も引き続き、県へ強く要望をしていきたいというふうに考えております。

○20番（福重彰史君） 市長、今の答弁を聞いていますと、現段階では、県としてはその計画もないと、そしてまた見通しについても至っていないということによろしゅうございますか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○20番（福重彰史君） それでは、この1工区が終了しましてから、何年が経過をいたしておりますか。

○建設課長（鮎川勝彦君） お答えいたします。

1工区は、平成18年度から平成22年まで5か年で事業をしております、その後11年経過しているところでございます。

○20番（福重彰史君） 11年も経って一ミリも動いていない。市長も最初の答弁の中で、非常に

狭隘で離合もできないような状態であるということをおっしゃいましたが、この路線は通学路でもありますよね。そしてまた、非常に交通量も多いかと思えます。また、市長が申し上げられたとおり、離合もできない。その離合ができないということで、おのずと側溝の上を車が通らなければならないというような状況で、その側溝の蓋の損傷も激しくて、補修が繰り返されておりますよね。また、この地域には、保育園や消防施設に通ずる道路等も接続をいたしておりますよね。そういう状況から見たときに、非常に危険な状況にあるということは、市長、十分認識をされていますよね。

○市長（下平晴行君） はい、これは十分認識をしております。また、松山地域からの買い物等もあるわけでありますので、大変重要な路線であるというふうに認識もしているところでございます。

○20番（福重彰史君） そのように認識をされていると。そしてまた松山地域からの買い物客、いわゆる商業圏でもあるということも十分認識をされているということでもありますよね。そういうような状況にもかかわらず、県が全く動かないというのは、なぜだというふうに考えておられますか。

○市長（下平晴行君） これは、家が密集しているというようなことと、ある箇所では問題があるところもありますので、そういういろんな点からも財源的なものも含めて、そういう状況になっているんじゃないかなというふうに思うところでございます。

○20番（福重彰史君） 今申されたようなそういう理由であろうというふうに、市長は思っているということでもございますけれども、そうであれば、その陳情と申しますか、要望活動はどのように行われておりますか。

○市長（下平晴行君） 毎年、曾於地区土木協会を通して、要望活動を行っているところであります。コロナ禍ではありますが、令和2年度においては、大隅地域振興局や県庁に直接出向いて、要望活動を行ったところであります。令和3年度においては書面開催でありましたが、要望活動を行っております。

○20番（福重彰史君） 曾於土木協会をもって活動しているというようなことでございますけれども、市長、それはですよ、通常の陳情活動ですよ。おそらく要望活動だと思うんですよ。その中で、この路線について先ほど認識をしているということでもございましたけれども、そういうような状況であるから、早くその計画を立ててくれというような、ある程度特定できるようなそういう活動というのはされているんですか。

○市長（下平晴行君） これは先ほど言いましたように、特に今の路線については、今おっしゃったような状況等々がいっぱいあるわけでありますので、これは私が会長のときも、そういうお願いをしまいたということでもございます。

○20番（福重彰史君） 私どもこの県道の改良については、旧町時代からいろいろ経験をさせていただいております。通常の要望では、なかなか動かないですよ。特にこの路線については、主要道路であっても一般県道というような位置づけをされております。そうであれば、なおさら強

い要望活動をしなないとなかなか動かない。しかし、1工区については5年間で動いたんですけども、その後11年も動かないということは、本当に何か足らないんじゃないかなというふうに思うわけなんですよね。そこで、この東九州自動車道や都城志布志道路が開通しまして、交通アクセスの利便性というものは向上をいたしておりますけれども、それにつながる支線、枝線、これが整備されることによって初めて、この市長が所信表明やいろんなところで述べられておりますけれども、本市の地理的優位性を生かしたまちづくり、それができるのではないかなというふうに思うわけですけども、この状態がいつまでになるか分からないですけども、今もそうですが、このまま続くと、ますます私はこの地域間格差が広がってくるというふうに思われるわけでございますけれども、その点については、市長はどのようにお考えですか。

○市長（下平晴行君） それはもうおっしゃるとおりで、地域間格差がより広まると申しますか、それができるだけないように、要望活動もしているところでございますが、そういう形でいきますと、どういう手法がいいのかですね、ここは十分今内部でも検討をしているところでありますので、しっかりと詰めて対応してまいりたいというふうに考えております。

○20番（福重彰史君） この路線につきましては、本田市長のときから、重要・重点路線というふうに言われてまいりました。本当に必要路線として、また優先箇所として位置づけを考えてこられたのか。またこの路線に対する市の考え方、位置づけはどのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○建設課長（鮎川勝彦君） 現在、県のほうでは重点事業、それから地域密着型事業ということで、事業展開をしているところでございます。重点事業におきましては、先ほど議員が述べられたような都城志布志道路が該当するところで、現在地域密着型事業ということで、市内各箇所要望しております。

先ほど市長が述べられた曾於地区土木協会等の要望活動の中では、たくさん要望がありますので、全箇所説明はできませんが、特にこの路線は説明をして、県にお願いをしているような状況でございます。

○20番（福重彰史君） 県はですよ、何が一番要望が多いかというのと、道路に対しての要望が一番多いというわけなんですよ。だから、そういう中で本市としても、何路線ですかね、主要道と一般県道それぞれ要望されていると思うんですよ。そういう中で、やはり一番優先的にやらなければならないような状況はどこにあるのかと、どの道路にあらうかということをしつかりと説明をしないことには、ただ通常で、あそこの道路もこの道路もこの道路もやってくださいというような陳情であれば、なかなかこれは動かないというふうに思います。

そこで、今回のいわゆる過疎計画ですよ。今回名称は変わっていますが、過疎地域持続的発展計画と。この対策の中で、「地域から強い要望のある県道柿ノ木・志布志線2工区についても、年次的に必要な箇所を優先し、対応します」というふうに書かれておりますけれども、市長、そのとおり受け止めてよろしいですか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、そのことについては内部で十分協議・検討し

ておりますので、そういう形でできるように対応してまいりたいというふうに考えております。

○20番（福重彰史君） それでは、もう一回お聞きしますけれども、私が3番目に通告しておりますけれども、今後の事業計画及び事業実施に向けてどのように取り組んでいくお考えか、お示しをいただきたいと思えます。

○市長（下平晴行君） 県道の事業計画でありますので、なかなか市が介入できないところがありますが、要望するしかないというところですが、県の事業計画の位置づけも含めて、要望してまいりたい。そういう中で、県道の改良が見込めない状況であれば、住宅密集地を回避するような市道として、バイパス路線の検討をするよう担当課には指示をしたところでございます。

○20番（福重彰史君） 今、市長が住宅密集地を回避するようなバイパスについての言及がちょっとありましたけれども、このバイパスにつきましても、前市長もそういう答弁をされた経緯がございます。それは話だけで終わったわけでございますけれども。市長は、本気でその取組、考えでありますか。それともその場しのぎということでございますか、どちらですか。

○市長（下平晴行君） 私は以前もバイパスでの対応はできないかということでのお話をしたところではありますが、今回も関係担当課とどういう形が一番この路線の改良が早く進むのかということでも十分協議してきたところでもあります。そういう中で、このバイパスであると人家の密集地の経費等も含めて、財政的な面も含めてうまくいくのではないかとということで、これは本当に真剣にそういう取組をしてけばということで、指示をしたというところでございます。

○20番（福重彰史君） これも、県の対応次第ではないかなというふうに思うわけですが、今、市長がそういう考え方であるということでもございましたけれども、確認させていただきませうけれども、もしバイパスということで進める場合については、これは市単独でというような考え方でございますか。

○市長（下平晴行君） バイパス部分については、市単独の事業ということになります。

○20番（福重彰史君） バイパス道路については、市単独でということでもございますけれども、やはり具体的にどこかということにつきましては、全く分かりませんが、バイパスに通ずるまではやはりそういう箇所があるのであれば、当然それは県がやると、県にお願いするということになりますよね。そういうことであれば、やはり市のそういうような積極的な姿勢というものですよ、県にしっかりと示して、そして協議に臨む。そういうことが大事であろうかというふうに思うわけですが、そういうふうに取り組まれるということでもよろしゅうございませうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおりで、やはり市がそういう取組体制を取ることで、県のほうも動きが出てくるんじゃないかというふうに考えております。

○20番（福重彰史君） 市長の並々ならぬ決意であるというふうに、受け止めたところでございますけれども、そのように理解してよろしゅうございませうか。

○市長（下平晴行君） そのように理解していただきたいというふうに思えます。

○20番（福重彰史君） それでは、市長の決意を信じて次に入らせていただきたいと思います。

次に、所信表明についてでございます。市長は所信の一端を述べられておりますけれども、その政策ビジョンの中から、2点だけお伺いをさせていただきたいと思います。

まず、敬老祝金についてでございます。これまで節目支給で実施をされておったところでございますけれども、所信表明の中で、一律支給への見直しを示唆をされております。私はこのことにつきましては、同僚議員と全員支給への見直しを要請してきた経緯がございますので、率直に高い評価をしたいというふうに思います。ただ、できれば、もうちょっと早く実施の方向に向けばよかったんじゃないかなというふうには思うところもあるわけでございますが、そこで、この一律支給への判断に至った経緯ではなくて、市長の心情についてお伺いをします。

○市長（下平晴行君） 敬老祝金の支給の見直しにつきましては、これまで一般質問の中で様々なやり取りをさせていただきました。本市は現在、節目支給としておりますが、質問のやり取りやその後改めて考えましたところ、これまで本市の進展に寄与されてきた方々に対し、敬意を表すとともに、長寿をお祝いする気持ちを伝えるには節目支給ではなく、一定以上の年齢の方々全員に支給すべきである。また以前、会合に出席した際にお話を伺ったところ、ほとんどの方が毎年受け取るほうがいいとの御意見でありました。支給される市民の方々も喜ばれると考え、2期目の市長選に挑戦するにあたり、マニフェストで敬老祝金の一律支給を掲げ、所信表明で支給方法を一律支給とし、支給の対象者や額の見直しを行うと述べたところでございます。

○20番（福重彰史君） 今、市長のほうから心情がございましたけれども、私も、この敬老祝金の目的に沿った実施が大事であろうというふうに思うところでございます。そのためにも、やはり限られた節目の方だけではなくて、より多くの方に毎年敬老の気持ちが伝わるような、いきわたるような方法がやはりベストであるというふうに、私も思うところでございます。また、今はこのコロナ禍で生活様式が変わりまして、非常に大変な思いをされておるところでございますし、また、この対象者の方々というのは、ほとんどが国民年金の受給者でございます。経済的にも非常に厳しい生活を強いられておるところでございますので、今回そういうふうな実施の方向になれば、ささやかな支援の意味を込めての支給にもなろうかというふうに思いますので、非常に今回の見直しというものについては、評価をしたいものだというふうに思うところでございます。

また、この敬老会に行かれて、そしてその中で実際その声、姿というものを自分の目で確かめられて、そしてそのことによって、この見直しの方向への一端にもなったというようなことでございますけれども、市長が常に現場主義を口にされておりますけれども、まさにこれが現場の声であって、それを政策に反映させようという市長の決意であろうというふうに思うところであります。まさに、これこそ現場主義であったのではないかなというふうに思うところでございます。

そこで、この実施時期につきまして、いつからの予定と考えていらっしゃるのか。また対象年齢につきましては、どのように考えていらっしゃるのかお聞かせいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 令和4年度の当初予算は、節目支給で計上しているところでございますが、一定以上の年齢の方々全員に支給するとした場合、新たな支給対象の年齢次第では、本年節

目支給の対象者である方々が対象外となったり、対象になったとしても支給が少なくなる方々が出てくるなど、本年の節目支給を楽しみにされている方々が、残念な思いをされることになることが懸念されるのではないかと思うところでございます。

また、敬老祝金支給事業のほかにも、子育て支援関係の事業につきましても見直しを考えておりますので、そのことを含め、令和5年度から実施したいというふうに考えております。

ただし、支給対象者の年齢や支給額を変更するための条例、規則の改正が必要となりますので、そのことにつきましては、本年中に提案させていただきたいというふうに考えております。

また、支給対象者の年齢や支給額につきましては、今後協議・検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○20番（福重彰史君） 今年の節目支給を楽しみにしている方々もいらっしゃるというふうなこと等で、実施については令和5年からの実施というような考え方で、支給対象年齢とかそれについては今後考えていくというようなことでございましたけれども、市長、令和5年といたら来年ですかね、今年が令和4年ですから、1年後ということですね。1年後から導入するというところでございますよね。市長、私が冒頭のこの中で、できればもうちょっと早く実施したほうがよかったんじゃないかということを行いましたけれども、もちろん、敬老というそういうような目的も、これが一番の目的であるわけですがけれども、併せて今の社会の状況というものを踏まえたときに、やはりできるだけ早く実施するということが、一番喜ばれるんじゃないかなと。今コロナ禍で非常に厳しい生活を強いられております。先ほど言いましたとおり、大半の方が国民年金の受給者であるということでございます。そういうことを考えたときに、やはり早く実施に踏み切るといふ考え方、そのことがより喜ばれると。もちろん節目支給を待たれていたという方につきましては、ある程度やはりそれに対する残念さ、ショックというものもあるかもしれませんけれども、今回例えば、今年から実施するにしても、やはりその点は配慮しながらの実施というもできるんじゃないかと。配慮というのは、今、節目支給で出しているような額を出すということではなくて、一律支給ということでございますけれども、そこにはある程度差を付けながらの支給ということも一つは考えられるのではないかと。例えばの話、1万円をもらう方が5,000円であっても、一律支給であれば3,000円になってしまうところが5,000円というふうになるのであれば、ある程度そういう点は理解をもらえるのではないかなというふうに、私は思うわけでございます。だから一年でも早く実施すると、今はそういう点では厳しい状況であるから、もちろんこの実施に踏み込むためには、条例の改正も必要でございますから、そして条例の改正等を考えたときには、今年に間に合わせるなら期間が非常に短いのですから、相当所管課としても対応が厳しいものになってくるんじゃないかなというふうに思うわけでございますけれども、やはり市民が本当に喜ぶ、こういう高齢者が喜ぶ、本当にそういう方々に対する感謝の気持ちがあるというのであれば、役所の方々にとっては非常に大変なことですがけれども、それぐらいは頑張ってもらおうと。いわゆるこの対象の方々が、一番喜んでもらえるような方法を早く取るということが、大事じゃないかなというふうに私は思うところでございますけれども、その点については市長、令和

5年ということじゃなくて今年からでも実施するような、そういう気持ちというものはございませんか。

○市長（下平晴行君） 言われることはよく分かるんですが、先ほど言いましたように、対象者である方が対象外になったり、やはり私はある程度周知期間をもつことが必要じゃないのかなというふうに思っております。職員の皆さんは仕事ですので、その分については全体で取りかかれれば対応ができるというふうに思うんですけども、まずは敬老祝金をもらうほうが、やはり不信感を持たないような取組をしたほうがいいんじゃないかということで、令和5年からということでの考え方でございます。

○20番（福重彰史君） 市長の考え方も分からないわけじゃないですけども、ただですよ、より多くの方たちがそういう感謝のお気持ちをいただくと。むしろそっちのほうが大事じゃないですかね。今までが節目支給だったから、その方々に対しての配慮、それも大事なことです。それも大事なことなんですけれども、より多くの方々にそういう敬意を示す、本当に感謝の意を示すということのほうが大事であって、むしろ節目支給でいただく方よりも、どこで対象年齢を区切るか分かりませんが、それ以外の方々のほうが多いわけじゃないですか。だからより多くの方々にそういうような意味を込めた対応をしていくということのほうが、私はそっちのほうがいいんじゃないかなというふうに思うわけでございますけれども、市長もう一回お願いします。

○市長（下平晴行君） このことについては、やはり先ほど言いましたように、その受け取る側が不信感を持たないようにですね、やはりある程度期間をもってと、おっしゃるのはよく分かります。もう早くこれは支援ができれば、本当に喜ばれるだろうなということはおっしゃるとおりだというふうに思うのですが、ただ、先ほどから言いますように、市民の皆さんがやはり周知期間をもって、不信な思いをされないようにしていくべきではないのかなという思いでありますので、このことについては内部でもまた十分協議をして、取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○20番（福重彰史君） どうもそこがよく分からないですよ。その不信を持たれないようにと、どういう不信を持たれるんですかね。そんなことはないと思いますけど。とにかく市長が見直しを、かじを切り直したということにつきましては、率直に評価をいたすということを言いましたけれども、その気持ちは私も変わっておりません。変わっておりませんけれども、今のそういう不信を持たれるようなとか、どうこうとかそういうことについては、やはりちょっと私としては理解できませんけれども、市長があくまでもそういうふうに思われて、そしてそれを思われなような来年度の実施に踏み切るということであれば、これ以上私が言うことはございませんけれども、それであれば、今後いろいろ協議をしなければならぬものがございますよね。その支給年齢のことやら、そしてまた今回も出しておりますけれども、その支給方法ですよ。支給方法はどういうふうにやっていくのか。それは何かというと現金で支給するのか、あるいは現金と商品券も含めた方法でいくのか、あるいは商品券という形でいくのか。そしてまた対象者に手渡しという形でいくのか、それとも現金の場合口座への振り込みということで行くのか、そういう

ことも含めて協議をしていくことになるかと思えます。そういう点も、今の段階ではおそらく何もその点については言えないというふうには考えておりますし、考えてもいないんじゃないかと思えますけれども、考えていないですよ。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃいましたとおり、年齢の対象それから額について、基本的に現金支給は、そのようにしていきたいなというふうには考えております。ほかのそういう額とか年齢については、予算がありますので、内部で十分検討・協議して対処してまいりたいというふうに考えております。

○20番（福重彰史君） 現金ということでは考えているということでございました。やはり一番喜ばれるのは現金であろうかというふうに私も考えております。併せて、できることならば、これも大変な労力が出てきますけれども、やはり手渡しというのはですね、一番喜ばれるわけでございますので、そういうことも含めながらしっかりとした議論を重ねて、来年からということですので、来年からの実施が間違いのないものになるように、来年になってもまだまだ不信感が取れないから、再来年というようなことがないように、しっかりとした詰めた作業をしていただきたいなというふうに思います。ただ、今回こういうふうに見直しをされて、全員の一律支給ということへかじを切られたことにつきましては、率直に評価はしていきたいというふうに思います。

それでは、次に入らせていただきます。次に、サツマイモ基腐病対策についてでございます。本市の基幹産業は農業でございます。この中でも主要作物、いわゆる基幹作物というものはサツマイモであるということでございます。そのサツマイモがこの基腐病のまん延によりまして、大変深刻な問題となっております。そのことによって、大きな岐路に立たされていると言っても過言ではないと思うところでございます。今後の市の対応、対策次第では、畑作に重大な影響が考えられるというふうに思うわけでございますけれども、まず、これまでの被害状況についてお示しをいただきたいと思えます。

○市長（下平晴行君） サツマイモ基腐病については、平成30年12月に鹿児島県内で初めて発生が確認され、本市においても令和元年度から被害があり、年々被害拡大傾向にあるところでございます。

鹿児島県病害虫防除所から発令された、サツマイモ基腐病に係る注意報や県から示された対策に基づき、本市においても市報やホームページを含め、市内全域に注意喚起の周知を徹底したところでございますが、令和3年度カンショ病害虫対策事業の申請状況から、令和2年産と比較し、収量が3割以上減となったほ場面積は470.66haで、令和3年産作付面積の約47%となっており、大変深刻な状況であるところでございます。

○20番（福重彰史君） 今、非常に厳しい状況であるという言葉がございましたけれども、市のほうがこの農業総生産額というものを作っておられますけれども、私はこの資料を基に、このサツマイモの生産について、市長は令和2年と令和3年を申されましたけれども、この資料の中には令和元年と令和2年しかございませんので、令和元年と令和2年を比較をしてみたところでございます。それをちょっと話をさせていただきますけれども、この令和元年度のサツマイモです

けれども、いわゆる加工でんぷん、青果を合わせまして、面積は令和元年が1,499ha、そして生産量が3万7,790t、生産額が30億5,286万7,000円です。令和2年の作付面積が1,256ha、生産量が3万1,757t、生産額が25億5,135万円ということで、令和元年と令和2年を比較しますと、面積で242haの減、生産量で6,033tの減、生産額で5億151万円の減ということでございます。

これを耕種部門、いわゆるカンショは耕種部門に入りますので、耕種部門の全体の面積、これが令和元年は4,320ha、令和2年度が4,015haということで、令和元年と令和2年を比較して面積で304ha減になっております。また生産額は、令和元年で141億7,700万円、令和2年で134億9,264万円ということで、生産額は比較しまして6億8,445万円の減ということでございます。これは今耕種部門全体です。サツマイモが令和元年と令和2年と比較して、242ha減の面積になっているわけでございます。こう耕種部門の全体の面積が令和元年と令和2年と比較したときに304haの減というふうになっています。304haの減の中に、サツマイモが242ha減ったということになるわけでございます。そして生産額が耕種部門全体で6億8,445万円減になったのに、そのうちサツマイモが5億151万円減であったと。そして、この耕種部門全体に占めるサツマイモの割合ですけども、令和元年度が面積にして35%で、生産額は22%。そして令和2年度は面積で31%、生産額で19%。簡単に言ってサツマイモが耕種部門の中の面積では、本市の3分の1を占めていると、そして生産額にして5分の1、いわゆる20%を占めているというような状況でございます。今のこの数字を見るだけでも、いかにこのサツマイモが本市の主要作物、基幹作物であるかということが分かるんじゃないかなという、そして、いかに今回サツマイモ基腐病をはじめとしての影響があって、その減反がどんどん進んでいるということが、令和元年と令和2年のこの数字を見ても明らかであるわけですね。

そういうことで、今の私が申し上げたこのことを聞かれて、市長は率直にどういうふうに感じられましたか。

○市長（下平晴行君） これは、まさに先ほど私が令和2年度、令和3年度と言いましたけども、令和元年度、令和2年度についても、こういう影響があるんだなということで、生産者にとっては大変な状況であるということで、また受入態勢をする事業者についても、多分相当な影響を受けておられるというふう感じたところでございます。

○20番（福重彰史君） おそらくですね、先ほど市長のほうからも、令和3年と比較しての今年の作付けのことがございましたけれども、私はそれ以上におそらく減ってくるんじゃないかなというふうに思っております。実は、私はこの仲買業者4社に、今年の契約状況を尋ねてみたところでございます。その全ての業者が、この契約戸数、面積が減っていると。先ほど言いましたように、確かに減っているわけですね。ある業者は「契約戸数が2分の1になった」と、ある業者は「確かに市内では相当減ったんだけど、市外でようやく確保ができた」というふうに言われました。また、「この仲買業が継続できるのか」というふうに心配している業者もいらっしゃったところでございます。そういうような状況を聞いたときに、おそらく先ほど市長のほうからございましたけれども、それ以上に減っていくんじゃないかなというふうに、私は思っている

ところでございます。そのような厳しいこの生産環境にありますカンショでございますけれども、これをしっかりと守ることができないようでは、本市のこの農業の振興は難しいんじゃないかなというふうに思うところでございます。

そこで、今回通告しておりました2番目に入りますけれども、国・県の防除対策や支援等が示されているところでございますけれども、市としての防除対策や支援策をどのように考えているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） サツマイモ基腐病対策については、国・県の示しているほ場に菌を「持ち込まない」「増やさない」「残さない」の三つの対策が重要と考えております。また、本市においても各関係機関と連携し、専門家等の意見を交え、生産者協力の下、甚大な被害があったほ場において優良菌による土づくりの実施を進めているところでございます。

サツマイモ基腐病の被害を抑えるには、総合的に取り組む必要があるというふうに認識をしております。実証の結果も含め、しっかりと周知・情報発信をしていきたいというふうに考えております。

また、市独自の支援策としては、産地の維持及び経営継続のため、さつまいも経営継続緊急支援事業を実施し、生産者への支援を行ったところでございます。今後も国・県の支援策を活用しながら、生産者への支援をしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○20番（福重彰史君） 今、市長のほうからもありましたけれども、実は、県のほうが基本的な三つの対策が大事だということで、菌を持ち込まない、菌を増やさない、菌を残さないということであろうかと思っておりますけれども、これを私もちよっと全部見てみると、確かにこのとおりのんですね。こういうような対策が取られれば、どうにか抑え込みができるだろうということにはよく分かります。ただ、実際農家が、どのくらいまでこの中に書いてある対策を取れるのかということなんですよ。そういう点でいくと、かなり厳しいものがあるんじゃないかなというふうに思うところでございます。

これを一部ちょっと申し上げますと、例えばこの病気が発生したほ場では、2年以上の作付けはしないと。例えば2年ですよ、そこの病気が出たところには、サツマイモの作付けはしないということですが、実際それであったのであれば、そのサツマイモを作付けするほ場を、どのようにして確保するのかという問題が出てくるだろうというふうに思うわけなんですよ。

これは、一つ、二つちょっと言いますけれども、あとはもう全部言うことにしたらきりがありませんから。例えば、早植え、早掘りを実施するという。これは確かに言われていたんですよ。ただ実際に早植え、早掘りするということになると、そのためのまず苗の確保が必要になってくるわけですから、その苗の確保が果たしてできるのかということ。そして仮にできて、早掘りした場合に、こういうふうに言うわけですから、皆さん方がみんなそういうふうに取り組んだ場合に、じゃあ例えば焼酎であれば、酒造会社が実際受け入れができるのかということですよ、一挙に来るわけですから。だから、これを見ても確かにそのとおりのんですね。早植えにしても、当然その苗等を含めていろんな準備があるわけですからですね。そういうことを考えたとき

に、確かにこのとおりになれど、農家がこのとおりにできるのかというところがあるわけなんです。だから、実際こういう対策が示されているけれども、それに基づいた現場での対応ができないということになれば、さらに農家の経営というのは厳しくなってくるわけですね。

そこで、県はこの基腐病の克服に向けた対策アクションプログラムというものを策定しましたよね、その中で、この健全苗の確保の推進ということで、植え付け面積を段階的に引き上げて、2025年の苗植えまでには全農地1万ha、本数字で3億本を健全化するというふうにしております。2025年ですからあと3年ですね。3年先には、いわゆる全ての農地に作付けができるようにするんだということを言っておられますけれども、問題はこの3年間をどのようにして耐えながら、そして乗り越えられることができるかということであるわけなんですよね。だから、その3年間を乗り越えられるような支援策というものが、今求められるんじゃないかなというふうに、私は思うわけですが、また、一旦廃作や生産縮小をしてしまうと、もう元に戻すということはほとんどできないですよ。だから、この3年間をどのようにして農家に頑張ってくれというふうに、市はやっていくのか。その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 急にはどうしても答えられないところではありますが、おっしゃるように、要は3年間、農家の方々が何らかの形で生活をしていかななくてはいけないということになるかと思しますので、そういうための支援策がどういう形でできるのかですね、これは十分全体で検討してまいらなければいけないというふうに感じたところでございます。

○20番（福重彰史君） だからですよ、市長。今、農家が本当に一番苦しい状況に、今年はさらになるかもしれないわけですが、そういうような状況になるというわけですから、今本当にもっと支援やその対策というものを、市の姿勢というものを明確に示すということが、この農家の安心につながり、そしてまた経営の継続意欲につながっていくんじゃないか。市がもっと対策や支援の姿勢というものを明確にするということですよ。そうすると、農家としても、もうちょっと頑張ってみようかというような気持ちになってくるんじゃないかというふうに思うわけです。そこに、今の状況の中では何を支援したらいいのか、どのような対策を取ったらいいのかということを、しっかりと示すようなことができないような状況であるのであれば、ますますこのカンショ生産農家というのは減ってくると思うんですよ。だから、そこを本当に明確に市が示すということが、今一番大事なことじゃないかなというふうに思うわけですが、いかがですかね。

○市長（下平晴行君） これはまた、関係団体との連携もしっかり取っていかないと、いうふうに思うわけですので、どういう支援策がいいのか、どういう対策が農家のためにいいのか、これは十分いろんな関係団体とも、あるいは国・県の意向も聞きながら、市としてどういう形で支援ができるのか、十分内部で協議・検討してまいりたいというふうに思います。

○20番（福重彰史君） 市長は、この所信表明の中でも、このサツマイモの持続的な生産を支援するというようなことを言われております。本当に農家がカンショ生産を辞めることなく、そしてしっかりと続けていくというようなそういう姿にならないことには、先ほど申し上げました基

幹作物であるサツマイモに変わるような作物というのは、なかなか出てこないと思うんですよ。だからそのためには、それは市だけでできる話ではないですけれども、そういう関係機関ともしっかりとした対策も練りながら、早く打ち出すということですよ。そして、実際の問題が先ほど言いました、この県が示しているこのとおりになんだけれども、じゃあ農家が本当にこういう状況でできるのかということも含めて、しっかりとした対策というものをする必要あるんじゃないかなというふうに思うところでございます。

そこで、いろいろな今後これに対する方法が出てきております。例えば、種イモを蒸気で殺菌するというので、蒸熱処理装置というものがあるようでございます。これは約1,000万円というような価格であるようでございますけれども、その半分は県が補助するというようなことであるようでございます。実際、この蒸熱処理装置が本市関係では何台導入されているんでしょうか。そしてまた、併せて今回どれくらいの種イモが処理されて、面積的にはどれくらいになっているのか。もし分かっていたら、お示しをしていただきたいと思います。

○農政畜産課長（大迫秀治君） この蒸熱処理についてでございますが、まずJAそお鹿児島がもともとキュアリング施設を持っていたところでございますが、それを利用して蒸熱処理をしているところでございます。そこについては、既に令和4年産について、全部で1万4,080kgの提供をしているところでございます。

また、来年度事業でございますが、市内の事業者さんがこの県の事業によって、キュアリング装置を導入するところでございます。そこについては目標としましては、種イモを66t生産する予定でいるところでございます。

○20番（福重彰史君） JAそおのほうで対応しているということでございますけれども、これを殺菌するというので、相当効果があるということは言われているわけでありましてけれども、やはりこれを使用するということになると、使用料が出てきますよね。おそらくタダで滅菌処理をしてくれるということではないというふうには思うわけですが、そういうふうにして、この蒸熱処理をした場合の使用料、あるいは苗ですね、今バイオ苗も導入しているかというふうに思いますけれども、このバイオ苗の導入についても、やはり相当な苗代が必要になってくるかというふうに思います。そしてまた今年は、苗そのものを生産するのに、市内を含めて非常にコストがかかっているということで、苗が高くなるんじゃないかなということも言われています。また、今言いましたように、資材が非常に高騰しているという状況もございます。そういう等々を考えたときに、かなりこの生産に向けてのコストが上がると、経費がかかってくるという状況が、今あるのではないかなというふうに思っております。農家によっては、実際資材代もまだ払っていないと、払えないと。あるいは、農地の借地料も払っていないというようなところも結構あります。資材代の未納については、仲買業者が集荷するところにおいてはそこから資材を買いますので、そういう仲買業者においてもいわゆる資材代の未払いが相当出てきているという話も聞いたところでございます。そういうふうにして、非常に厳しい状況があると。いわゆる生産力が落ちるところに、さらにコストは上がるという状況がございまして、そういうところに国や

県の支援策はあったとしても、やはり市としても、さらにそれに上乗せしてでも支援してやるんだというようなことが、今一番大事なことじゃないか、今取れることですよ。やはりそういうことも真剣に考えていかないと、本当にこのサツマイモは大変な状況になりますよ。仲買業者が続けられるかというようなところが、もうそこはちゃんと言われるわけですから、それぐらい厳しい状況になるということですから。だから逆に辞められたところについては、「いい時期に辞めやったが」ということが言われているんですよ。だから、今できること、やはりそういうところについても、それはいろんな関係機関の中で議論もしなくてはいけないでしょうけども、それに時間をかけるんじゃなくて、できるだけ早くやはりそういう対策を打ち出して、農家を安心させるということが大事じゃないかなと。そのことについてはいかがですかね。

○市長（下平晴行君） これは、飲食店なんかも一緒に、事業継続という観点からいくと、しっかりとそこは支援していかなければいけないというふうに考えているところでごありますので、内部で十分協議しながら、そして関係機関、国・県というのは別にしてというようなことではありますけれども、国がやる部分、県がやる部分、そして市がそれに対してどう支援ができるのかですね、十分精査をしてまいりたいというふうに考えております。

○20番（福重彰史君） 市長、本当にこのことは真剣に考えていただきたい。本当にこれは、本市の農業振興の根幹を揺るがすことになりますよ。

そこで、先ほど土づくりのことも言われましたけれども、土づくりについてもこれに書いてありますけれども、当然この病菌については、連作あるいは各肥料、薬剤等によって、土壌が疲弊してきたから、そのことも要因の一つになっているということが言われているわけですよ。だからそのためにも、いわゆる完熟堆肥、いわゆる有機肥料を使うことによって、土地の土壌の改良そしてその改良をすることによって地力を高め、健全な土壌に回復させるということ、これも大事なことです。同時にやっていかなければいけないことです。ただ、そのためには、その完熟堆肥の供給体制が非常に弱いわけなんですよね。実際必要であるんだけど、そういう堆肥があるのかということですよ。やはりそういうことも考えたときには、今後これから先もこれはずっとと言われることですよ。いわゆる完熟堆肥を用いる有機農業というものは言われる話であるわけですが、完全有機というのはなかなか難しい話なんですけれども、土壌を回復させるためにはやはり完熟堆肥を使うということが一番大事であるわけですが、そのためにやはり供給体制、その堆肥センター等の導入というものも考えていくべきことではないかなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、国が進めております「みどりの食料システム戦略」の中でも、有機農業というのを重点を置いているようでありますので、それを併せて取組をしていきたい。

そして堆肥施設については、現在、松山地域と有明地域にあるわけですが、市内のリサイクル業者では、食品廃棄物の堆肥化や畜産法人では堆肥を商品化している販売等もございませう。そういう諸々のこういう堆肥を扱っている施設、業者についても、引き続きしっかりと対応していくような取組ができないのかですね、支援できるところはしっかりと支援しながら取組して

まいりたいというふうに思います。

○20番（福重彰史君） 確かに、現在堆肥センターもあることはあるわけですがけれども、しかし非常に供給体制はやはり弱いというふうに思うわけですね。いわゆる需要と供給のバランスが取れないといけないわけですから、だから、需要はあるんだけど、供給する分は足りないというような状況は今もあると思うんです。だから、そういうことを踏まえたときに、今後もさらに、この堆肥センターというものについても、当然議論の対象にしていくという必要はあるというふうに思うわけです。特に市長は、有機農業をずっと言われ続けていた方ではないですか。議員のときからも有機農業、自身もまたそれを実践されていた一人であるわけですので、やはりいかに堆肥が重要なものであるかというのは、十分認識されているかと思いますので、ただ、その堆肥が足りないというような状況の中では、市全体から見たときにそのような体制というのは、なかなか厳しいんじゃないかなというふうに思いますので、その供給体制というものに、もうちょっと力を入れていただきたいというふうに思います。

次に、もう最後になりますけれども、サツマイモに代わる作物の選定や農地賃貸借契約の解約、返却に伴う対策をどのように考えているかということでございます。このことにつきましては、農業委員会のほうにも通告してありますので、そちらのほうも答弁方よろしくお願い申し上げます。

○市長（下平晴行君） サツマイモは、地域農業の基幹作物として、台風などの自然災害に強い防災営農上重要な作物であり、土地利用型の作物でもあります。まずは、サツマイモ基腐病対策であるほ場に菌を「持ち込まない」「増やさない」「残さない」の三つの対策を推進するとともに、国・県からの支援策を活用しながら、サツマイモの産地の維持及び経営継続のため、関係機関と連携をし、より一層図り情報収集に努め、防災対策にしっかり取り組んでまいります。

○農業委員会事務局長（小野幸喜君） 福重議員の一般質問の答弁につきましては、農業委員会会長から委任を受けておりますので、事務局長であります私のほうで答弁させていただきます。

農地の賃貸借のうち、農業委員会で所管しております利用権設定に係る業務の賃貸借契約の解除につきましては、把握ができていますところでございます。一方で、農業委員会を介さない民間の相対による賃貸借契約の締結状況やサツマイモ基腐病に起因した賃貸借契約の解除につきましては、思うように把握ができていないところでございます。

サツマイモ基腐病に係る国の支援制度が、農業委員会を介した利用権設定を要件としたことを受け、サツマイモ耕作者による新たな利用権設定の申し出が増加したことを踏まえ、意欲的にサツマイモの耕作を継続される耕作者も多いと感じたところでございます。

しかし、今後も効果的な対策が見られない状況が続くようであれば、賃貸借契約の形態とは問わず、サツマイモ基腐病に起因した契約解除に伴い、返還される農地が増加するのが懸念されるところでございます。

農業委員会といたしましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員を通しまして情報収集を図り、所有者の貸したい、売りたいなどの意向を反映した農地の適切な利用が図られる新たな借

り手、買い手の掘り起こしに努めてまいります。

○20番（福重彰史君） まず、このサツマイモに代わる作物の選定ということでございますけれども、今の市長の答弁からいきますと、サツマイモに代わるような土地利用型の作物、防災作物というものについては、答弁の中では出てきませんでしたけれども、やはりそれぐらいカンショに代わる、サツマイモに代わる作物というのは、非常に厳しいと、ないんだと、極端な言い方をするとないというとおかしいんですけど、非常にそれに代わるような作物は厳しいと、そういうふうに捉えていると、認識されているというふうに考えてよろしいですか。

○市長（下平晴行君） 代替作物については、県が中心となり検討しているところでございます。また、サツマイモ基腐病プロジェクトチームにおいては、令和3年度様々な実施を行っており、抜本的な対策を模索している状況であります。令和4年度も引き続き被害軽減等も含め、実施を行う予定となっているところでございます。

○20番（福重彰史君） もちろん県とかそういうところの考え方、このサツマイモに代わる作物というものに対する考え方というものも、当然必要なことであろうかというふうに思うわけですが、ただ県とかそういうところばかり任せるのではなくて、市としてどういうふうに考えているのかと。実際、畑かんが一番いい例じゃないですか。水は来たけれども、水利用の作物はなかなか決まらない、選定されないという中で、もう何十年も来ているわけじゃないですか。だから、これにおいても、本当にサツマイモはどうかして守っていかなきゃいけないんですけども、今の現状から見たときに、やはりどうしても減るほうにいくのは間違いがないということですから、だからそうなったときに、そこに代わる作物は何を作付けするのかということ、市としても考えておかなければいけないということなんですよ。もちろん県としての考え方もありますよ、県と連携をしていかなければいけない、それも重々分かりますけれども、市としては何か考えているのかということですよ。

○農政畜産課長（大迫秀治君） おっしゃるとおりでございます。実際、現実的にサツマイモ基腐病が出る前にサツマイモを植えていたほ場から、実際今ほかの作物に代わったほ場、これは畑かんの受益調査での状況でございますが、約77%がサツマイモをそのまま作付けしておりますが、それ以外に代わった作物としましては、飼料作物それから野菜の内訳としてはサトイモ、ゴボウそれからショウガ、そういった作物に代わっているようでございます。ただ一方でサツマイモ専作の方につきましては、労働の受託、委託であったりとか、また機械等もあって、なかなか具体的に今のところ何を進めるかということについても調整をしているところでございます。

○20番（福重彰史君） 今課長が言われたとおりだと思うんですよ。例えば今飼料であったり、サトイモであったり、ゴボウであったり、ショウガであったりと言われましたけれども、飼料作物についてももう限界ですよ。それぞれ必要なところは飼料作物はみんな作っていますからね、そんなにそれ以上空いたところに飼料作物を作るといような方というのは、そうはいないわけでございます。また、サツマイモそのものが先ほどから出ているように、土地利用型の作物であるということと併せて防災作物であるという、やはりそういう特殊性というかそういうものも持

ち合わせておりますから、だから、それに代わる作物というのはなかなかないという状況があるということがあるわけですので、ただ、今後ますますカンショ農家が、カンショ生産が減るということを想定したときには、やはりそれに代わる作物というものは考えておかないと、畑がどんどん空いてくるという状況も出てくる。先ほど農業委員会事務局長のほうからもございましたけれども、実際、農業委員会としては、利用権設定をしているところしか把握できないわけなんですよね。その賃貸借契約を結んでいるところしか分からないわけなんですよ。実は、賃貸借契約をしていないところが、どのような実態になっているのかということをしつかりと把握しないと、本当にこの対策、線というものはなかなか出てこないだろうというふうに思うところでございます。だから業務とすれば、農業委員会は法の番人ですから、農地法に準じたことをちゃんとやっていかなければいけないという指導をしなければいけない立場でございますけれども、実際は、そういうふうにして利用権設定をしていないというところがあるわけです。それにはいろんな事情がありますので、それ以上のことは私は申し上げませんが、やはり農業委員会としても、そしてまた農政畜産課としても、実際そういうふうにしてしっかりとした契約を結んでいないところの農地が、どういうふうに動いているのかということをしつかりと把握するということができないと、なかなか厳しい状況が出てくるだろうと。そしてましてや、現在サツマイモに代わるような作物の選定というものが、非常に難しいという状況でございますので、なおさらそれであれば、まず今の農地の状況がどうなっているのかということをしつかり確認すると、把握するということが、今後しっかりとやっていただきたいものだなというふうに思うところでございます。そのことについては、いかがでしょうかね。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 農地の状況の把握につきましては、今、年に3回の畑かん受益地の直接的な調査の中で把握をしているところでございます。議員おっしゃるとおり、農家さんの声、また現地の状況、市場の状況、そういったところを総合的に判断しながら、早い段階で対策を打てるように所管課としましても、しっかりとしたそういったデータの収集に努めてまいりたいというふうに思っております。

○農業委員会事務局長（小野幸喜君） 農業委員会としましても、ただいま農業委員それから農地利用最適化推進委員で、各農家に対しましてアンケート調査で1軒1軒回っております。その中で農地等の利用については、最適化されているか取組状況を把握しているところでございます。今、質問がありましたように、農地がどのような状況になっているかということをして直接農家の方からも聞くことができますので、そのような情報を基に、また関係課へおつなぎしながら対策に努めてまいりたいと思っております。

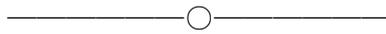
○20番（福重彰史君） 今、実態把握ということは何で言うかということ、今、私はサツマイモ基腐病のことを話をしているわけですね。だから、そういう利用権設定をされていないようなところが、サツマイモ基腐病によってどういう状況にあるのかと。そして、そういうところは返ってきているんじゃないかと、そういうことをしっかりと把握するためには、いわゆる今利用権設定はされていないけれども、その業務としてそういうところまで含めてやはり調査をすべきではな

いかということを行っているところなんですよ。だから、今畑がどういうふうに使われているかというそういうことよりも、実際、サツマイモ基腐病が発生して。

○議長（平野栄作君） 残り時間がありません。

○20番（福重彰史君） そういうことですので、よろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

○議長（平野栄作君） 以上で、福重彰史君の一般質問を終わります。



○議長（平野栄作君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後3時50分 延会

令和4年第1回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：令和4年3月9日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

鶴 迫 京 子

小 園 義 行

追加日程第1 発議第2号 ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議について

出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓	2 番 栢 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 北 野 保
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 濱 田 茂	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 大 迫 秀 治	耕地林務水産課長 小 山 錠 二
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎
有明支所長 重 山 浩	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 和 佐 浩 教	農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 幸 喜
教育総務課長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 上 木 勝 憲
生涯学習課長 江 川 一 正	危 機 管 理 監 萩 原 政 彦

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 大 田 和 隆	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、稲付洋平君と隈元香穂子さんを指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（平野栄作君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、16番、鶴迫京子さんの一般質問を許可します。

○16番（鶴迫京子君） 皆さんこんにちは。鶴迫京子でございます。私事ですが、私は38年ぶりの女性議員として、町議を2年8か月、合併しまして市議を16年、通算して18年8か月間、男性議員の中に一人の女性議員という大変貴重な経験と仕事をさせていただきました。このことはひとえに市民の皆様のおかげさまにほかなりません。この場をお借りしまして、心より感謝申し上げます。ありがとうございます。そういう中、今回の選挙で初めて女性議員が3人となりました。大変心強く、頼もしく感じているところでございます。昨日は、国連の定める国際女性デーということでした。女性の地位向上を目指し、女性の視点で、生活者の視点で、またSDGsの視点で、今後4年間活発な議論が交わされることと思います。一方、今、この時間にもウクライナでは、ロシアによる一方的な侵攻で、民間人を含め弱者である子供たちの犠牲まで出ております。私の今回の選挙のスローガンは、「大切な命が、守られる社会を目指します」ということであります。まさしく大切な命が失われております。被爆国である日本において、誰一人として戦争を是とする人はおりません。ロシアのウクライナ侵攻に対し、断固として反対し、またコロナ禍の今だからこそ、女性の底力を発揮するときだと考えております。前置きが長くなりましたが、早速通告に従って質問いたします。

まず、所信表明についてであります。市長の政策ビジョンの八つの中の4番目である「安心して子育ての出来るまちづくり」についてであります。市長は次のように述べられております。

「現在、曾於地区には、特別支援学校がなく、特別な配慮を必要とする児童・生徒は、霧島市にある県立牧之原養護学校へ通学し、片道1時間30分以上を要するスクールバスを利用せざるを得ない状況となっており、通学する児童・生徒の肉体的・精神的な負担や、緊急時の対応を含めた保護者の不安は切実な問題となっております。これらの要因の解消を図るため、関係機関と連携し、特別支援学校の誘致に取り組んでまいります。」

そこでお伺いいたします。これまでどのような議論がされて今回の所信表明に至ったのか。その背景と意義、また、これまでの経緯についてお示してください。

○市長（下平晴行君） 鶴迫議員の御質問にお答えいたします。

令和元年7月に、志布志市議会議長より志布志市内への特別支援学校設置による対象児童・生徒の通学に係る負担軽減を求める要望書が、県教育長に提出されております。また、志布志市から県立牧之原養護学校へ長時間かけてスクールバスで通学している児童・生徒及び保護者の不安や負担についても、十分理解しているところであります。

さらに令和3年11月にも、志布志市へ特別支援学校設置についての陳情書が提出されたことなどを受けて、市としても取り組んでいくべきというふうに考え、所信表明に盛り込ませていただいたところでございます。

今後、教育委員会や関係各課及び近隣市町とも連携をしながら進めていくことが、重要ではないかというふうに考えております。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

今年度も、本市から44人の特別な支援を必要とする児童・生徒が、県立牧之原養護学校へ片道1時間30分以上かけて、毎日スクールバスで通学しております。

このような状況の下、児童・生徒の負担軽減と保護者の不安払しょくの観点から、特別支援学校の設置を望む声があることは、以前から承知をしておりました。特別支援学校の誘致につきましては、これまでも県教育委員会との意見交換の場において、直接本市の状況を説明し、新たな特別支援学校あるいは分校等の設置についてお話をしたところでございます。

現在、県教育委員会におきましては、特別支援学校の整備の在り方等について、検討の準備をしている段階だと聞いておりますので、本市教育委員会といたしましても、県教育委員会の基本的な考えや検討の推移等を注視しながら、誘致に向けた取組を推進していきたいと考えております。

○16番（鶴迫京子君） ただいま市長と教育長のほうから、現在の状況を併せもって報告がありました。市議会といたしましても、12月議会で全会一致でこの陳情書を採択しております。そして、県知事、県の教育長に意見書も提出いたしております。そういう中で12月25日、塩田知事とのふれあい対話がありました。そこに市長も参加されておりましたが、そのときの感想なり、いかがだったでしょうか、お聞きいたします。

○市長（下平晴行君） 本当に先ほど言いましたように、1時間30分の通学時間、そして緊急時等で保護者の方が大変な思いをされているということでの実感をしたところでありました。本当に自分がそういう立場になったときに、どうなんだろうという思いが大変感じられたので、今回もこの所信表明の中で取り上げたところでございます。

○16番（鶴迫京子君） 今、市長の答弁に、そういう方々の心情に寄り添うような答弁がありました。まさしくその立場に立って物事を考えると、自分の立場に置き換えて考えますと、よく理解できることではなかろうかなと、知事に対して切実に要望をいたしておられましたその姿に、本当に会場の皆様も心を打たれたと思います。

それでは、次の質問の中でいろいろ触れさせていただきたいと思っておりますので、2点目に移りま

す。

次に、「霧島市の県立牧之原養護学校へ通学する児童・生徒の肉体的・精神的な負担や、緊急時の対応を含めた保護者の不安などの要因を解消するため、関係機関と連携する」と述べられておりましたが、先ほど教育長のほうから、現在の県の様子を少しお伺いしたわけではありますが、もう少し、どのように進めていくのかも含めまして、具体的に連携の在り方というものを伺いしていきたいと思います。

通告書では「ア」と「イ」と「ウ」と分けていますが、連携ですので、保護者との連携について、県との連携について、市民との連携について一緒に答弁をいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 障害のある子供に対しては、その障害を早期に把握し、子供が専門的な教育相談・支援が受けられる体制を、福祉課、保健課、学校教育課が連携し、保護者の思いを受け止めながら進めていくことが大変重要であります。

また、就学に向けては、市として療育機関や放課後デイサービス等とも十分に連携を図りながら、就学相談を充実させ、子供の特性や保護者のニーズに応じた対応を行っております。

県との連携につきましては、昨年12月に本市で開催された知事と語る会や、様々な場を通して県に対して本市の実情を説明し、特別支援学校の設置をお願いしております。

学校誘致には、市の思いや声が重要でありますので、保護者をはじめ、各課、関係団体等との理解を求めながら、誘致に取り組んでいる方々への支援に努めてまいります。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

県立牧之原養護学校へ就学する児童・生徒に対しましては、就学前より保健課それから民間の子ども相談支援事業所等との連携の下、丁寧な就学相談を実施し、保護者の不安解消と子供の学びの保障を目指し、適切な就学に努めております。就学後も登校時のバスの見送りや県立牧之原養護学校との情報交換も適宜行っているところであります。

県立特別支援学校の誘致につきましては、昨年11月に県教育長と直接面会をし、お願いもしてまいりました。また、志布志市に特別支援学校をつくる会の皆様を諸関係機関につなぐなど、多くの市民に会の趣旨を理解していただくための支援を進めているところでございます。今後におきましても、誘致運動を推進している方々の支援にしっかりと努めながら、市としての取組も進めてまいりたいと考えております。

○16番（鶴迫京子君） 今、市長と教育長のほうでいろいろ報告がありました。もう少し具体的に細かくお聞きしていきたいと思いますが、まず、教育長にお伺いします。市民との連携ということで、先ほど担当課も含め、いろいろな市の中の関係団体にもお願いしてということで、就学前の子供たちのこと、それから会の方々との連携ということでお話があったのですが、そこをもう少し具体的に、どういう関係団体と連携を取るようにお進めになったのかとか、そこまで少しお聞きしたいと思います。

○教育長（福田裕生君） 特別支援学校に就学する児童の保護者との連携や支援をどのように行っているかというような御質問だったかと思っております。主に4月から6月の間に、教育相談

員と担当指導主事が、市内の各保育所や認定こども園などを訪問し、就学についての情報交換を行っております。就学相談の充実を図りながら、より適切な就学がなされるような方向付け等について、一緒になって考えております。

また療育機関との連携も密にいたしまして、就学相談に努めているところでございます。こどもサポートセンターそれから療育センターにより依頼を受けまして、就学説明会をその事業所の中で行うことも積極的に行っております。それらによって保護者の不安解消やより適切な就学指導が行われるよう目指しております。

なお、就学後につきましても、先ほども申しましたが、県立牧之原養護学校との情報交換は大変密にしているところでございます。時期を見て、県立牧之原養護学校の教頭先生含め、専門の知識を持っておられる先生方において、本市の子供の学びの状況を見ていただくなど、そういったことも行っております。

○16番（鶴迫京子君） 今、県との連携、そして市の中の担当課の動き、教育委員会の動きというのがよく見えました、市の中では担当課といいますと、この質問通告に上げていますので、特別支援学校の設置ということで学校教育課になろうかと思いますが、その前にやはり0歳から6歳の就学前の相談ということで、今教育長もいろいろ相談に乗っているということで、とても大事なことではないかなと思っております。急に県立牧之原養護学校に行くという形にはならないわけで、0歳から6歳のそこが学校の学校でありますので、保護者にとってはその中のいろいろな悩み、問題をいっぱい抱えていらっしゃると思いますので、その方々の思いを受け止めて、そして丁寧にきめ細やかに相談に乗ってあげるということで、やはり行政は専門でありますので、そういうことでつないでいく。そして、安心して県立牧之原養護学校に通えるということに、今までなっているかと思えます。

そしてその中で、保護者との連携ということでもありますので、保護者からとったら市との連携になりますよね。その場合、市との連携についてということで、志布志市に特別支援学校をつくる会のメンバーの方々の中で、つい先日そのことについて意見交換をされました。その内容が私のほうに届いております。そして議会でも取り上げてほしいとのことでもあります。やはり議員は代弁者ということでもありますので、その方々はここに立って述べることはできませんので、代弁者として伝えさせていただきます。

「2月25日付の新聞にて、市長が所信表明で特別支援学校誘致に取り組む考えを表明したという記事を読み、大変うれしく思いました。ありがとうございます。周知活動を始めたばかりですが、志布志市に住む障害のある子供たちが霧島市の牧之原養護学校まで通学していることを知らない方がいるという現実を知り、改めてこの活動の意味と大切さを感じました。もっと多くの方々知ってもらうために、いろんな形で周知活動に力を入れていきたいと思っておりますので、御協力よろしくお願いたします。今回の動きで、現状が周知してきている今、いろいろと問われること、不安なこと多々出てくると思います。相談窓口があれば、何かと相談しやすいんじゃないかなと思えました。専門分野については、今から決まる担当の課に窓口になってもらえると

ありがたいです。今、たくさんの方のお力添えで活動ができています。市からもこれから御指導、御協力よろしくお願ひいたします」と、以上のような内容でした。

市長、志布志市に特別支援学校をつくる会のメンバーの方々の熱い思いに寄り添うことはできないでしょうか。相談窓口の件など見解をお伺ひいたします。

○市長（下平晴行君） そのことについては、今鶴迫議員が表明と申しますか、思いを言われたとおりでございます。

○16番（鶴迫京子君） 特別支援学校を設置となると、県の仕事でありますので、市としては協力する、一緒になって寄り添っていくという形になっていくとは思いますが、現在、特別支援学校が16校ありまして、12校がバス通学を利用している児童・生徒がいるということでありまして。そして、その中で、これは新聞からの情報なんですけど、1,685人がバス通学をしまして、片道30分未満の子供たちが484人、30分から60分は845人、志布志市から牧之原養護学校みたいに片道1時間から1時間半の児童・生徒が356人いるということでありまして。そして、県内ではこの特別支援学校の設置ということで、志布志市は去年からこの会を作りまして動き出しましたが、その前に1年前ですかね、新聞にも何回も出ましたが、ここにも出ています。知事とのふれあい対話が、湧水町と伊佐市の2か所で1年前にありまして、出水市にある出水養護学校を出水市と湧水町の方々が、知事に直接ふれあい対話で、「隣の伊佐市に特別支援学校を造ってください」というようなことでお願ひをしております。そのことが去年8月、その前の2月に知事に陳情書を提出されております。そして早速9月には、また今度は新聞にそのことここに出てくるんですね。8月にふれあい対話が行われまして、伊佐市への特別支援学校、分校を含め早急検討ということで、知事、県教委に指示ということでありました。そういうふうに県の中でもこの伊佐市だけではなくて、離れ島といいますか16校あるわけです。市、バス通学とかもろもろありまして、12校も通学しておりますので、その中からいろいろと支援学校設置の要望が県のほうに上がっていると思います。

教育長、県全体ではどういう順番といいますか、どういうことになっているか分かりますか。

○教育長（福田裕生君） 県の状況について詳細に把握しているわけではございませんけれども、持ち得ている範囲で申し上げますと、県は、令和4年度におきまして、県立特別支援学校の設置等を含めて、県の特別支援教育の在り方等について検討の準備に入るといったような情報を得るところでございます。ですので、その中において県内の特別支援学校の現状がどうなのかとか、将来に向けてどのような形が望まれるのかとかですね、そういったことの議論が始まっていくのであろうというふうに捉えております。

本年度におきましても、担当指導主事それから私自身もですが、県教育庁の特別支援教育室という部署がございますので、そちらとの情報共有につきましては、定期的に行っているところがございます。そして本市の状況についても、しっかりと何回も伝えている状況です。

それから、先ほども少し述べましたが、11月に私と副市長とで、県の教育長のところに直接出向きまして面会をさせていただきまして、曾於地区において、特別支援学校が設置されていない

というこの事実を重く受け止めていただきたいということ。そのことによって、1時間半以上かけて毎日特別な支援を要する子供たちが、寒い日も暑い日もバスによる通学をせざるを得ない状況にあるということ。それから、学校において体調不良等いろんなことが発生したときに、保護者が迎えに行くにしても1時間半以上はかけて我が子を迎えに行かなければならないという厳しい状況が続いている現状等については、直接お伝えしたところでございます。そうしたことによって、ぜひ曾於地区、そしてできたら志布志市に支援学校ないしは分校の設置を考えていただけないかということをお願いをしてみました。単なるお願いではなくて、それに向けて庁舎内においても、また、つくる会の代表の方々とも誘致に向けての準備も進めているところであるといったようなことも、お伝えしたところでございました。

教育委員会としましては、それらのことに向け、今後のことに向けて、やはり専門的な知識を持っておられる方のお力を借りたいということもありましたので、本市が鹿児島大学と包括連携協定を結んでおります。教育学部の特別支援教育の専門の教授と、次年度においては密接な連携を取りながら、アドバイスをいただきながら進めていけるような体制づくりというの準備を進めております。

○16番（鶴迫京子君） ただいま教育長のほうで、次年度に向けた動きがあるということで、鹿児島大学の教授、そういう専門分野における教授の方をお願いをして進めていきたいという答弁でありました。それは思ってもいない進んだ考え方で、子供たちに寄り添っていただいているんだなということが、ひしひしと伝わってきますので、今後とも本当によろしくお願いしたい思います。

それで、県の教育長ともお会いになったということでもあります。その教育長がこの湧水町と伊佐市であったふれあい対話で、知事に要望されましたが、それを受けまして県の教育長がおっしゃっていますね。「県全体の特別支援学校の教育環境の改善として、各学校の状況を勘案しながら、既存施設の改修や学校の分置なども含めて検討し」、ここがすごく気になるところでありますが、「優先順位を定めて計画的に対応する」と見解を述べられております。そのことで今教育長のほうでも、そういうことに寄り添って努力していこうという姿が見えてきましたので、大変この会の皆様も心強く思われている答弁ではなかったかなと思います。

県との連携ということでもいろいろお聞きしまして、県の動きもそういうことで、そしてそれに市も一生懸命動こうとする姿がよく見えましたので、このことは今からもずっと何年かかるか分かりませんが、長期戦になろうかと思いますので、しっかりと寄り添っていただきたいなと思います。

そして今度は、市民との連携ということで、今、児童・生徒の保護者の方、特別支援学校をつくる会の方々との連携というところで、答弁はなかったのですが、担当課のほうで努力されて、市内の関係団体にいろいろとつないであげられて、その姿も見えてきています。そういうことで、やはり、ただこの会と行政ということだけにとどまると、広がりもないし県に訴える力も弱まってまいりますので、そのことで広報の周知活動ということで、広報の在り方といたしまして、ま

ず市長、このことをどうやって志布志市民の方に、先ほども保護者の方々からありましたよね、県立牧之原養護学校に通学していることを全然知らない人がいたということに、大変ショックを受けられていたと思います。そういうこともありまして、このことを全市民に知らせるために周知活動というか、広報の在り方として、市長としてはどのようなお考えをお持ちでありますか。

○市長（下平晴行君） やり方としては、そういう会での情報提供であると思いますが、一つは、その会が作成した広報紙を配布するというようなことで、このことも校長会を通して各学校へ紹介というようなことでございます。

それから広報紙の掲示場所等の相談に対して、志布志ライオンズクラブ、志布志みなとロータリークラブ、志布志ロータリークラブの方々との会談の場の設定をして情報提供をしていくと。それから市PTA連絡協議会への協力依頼ということでございます。今後はそういう陳情書等を作成して、それに関わっている事業所等に情報提供をしていって知らしめていこうという考え方を持っているところでございます。

○16番（鶴迫京子君） 現在、周知活動をされていることも含めて答弁いただきました。周知となりますと、市報、ホームページ、チラシということになるかと思いますが、やはり一番の広告塔といいますかPR、そういうことを周知していくという一番のリーダーは市長だと思いますので、市長のいろいろな会合とかいろいろな場面に出られると思いますので、そこでPRというもの一番インパクトがありますし、大変そこに力を入れてもらいたいなど、ポートセールスではありませんが、港のことだけではなくて、このことも真っ先に先頭に立ってやっていただきたいなと思います。思いは今もう何回もお聞きしていますから伝わってはいるんですが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） それはおっしゃるとおり、いろんな形での情報提供をしていくということ、そして職員あるいは課長会等々でも、全職員にもこのこともしっかりと、今日もこの議会のことを聞いているというふうには思うのですが、しっかりと現状を分かってもらおうということも含めて、PRをしっかりとしていきたいというふうに思います。

○16番（鶴迫京子君） 市長の2期目の基本姿勢として、「市民が主役のまちづくりを基本に、志布志市に住んでいる市民を決して一人ぼっちにさせない、誰一人取り残さないまちづくりを目指してまいります」と、うたっていられっしゃいます。そのことが結局、この特別支援学校をつくる会の方々、去年活動を開始されましたが、学校があるかないかというそういう一人ひとりの子供たちが通学している、この志布志市にある学校に通学する児童・生徒のことは知っていても、そういう養護学校に通っている生徒のお子さんがいるということも知らないという、その現実ですね、現実ということは市長がうたわれているこの基本姿勢の志布志市に住んでいる市民を決して一人ぼっちさせないということ、一人ぼっちというよりもたくさんの方々がいるわけですね。もうその生活していく上で、その子供たちのことを知らないということになります。この基本理念といいますか、この市長のまちづくりの基本のところをしっかりと見定めて、このことを市民一人ひとりもまたそういう気持ちを浸透させていっていただきたいなと思います。

市長、今のようなことで、その養護学校があることも知らないという現実、そのことはやはり市長のまちづくりの基本である、一人ぼっちにさせないということからしましたら、とても悲しいことではないですか。周知活動ができていないといういろいろなことではなかろうかと思いますが、志布志市はそこが弱いのではないかなと思います、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは鶴迫議員がおっしゃることはよく分かるのですが、これは今度、所信表明して新たに動き出す事業でありますので、今おっしゃったように、全課でそしているような形でPRをして、知らしめていきたいというふうに考えております。

○16番（鶴迫京子君） 市長がリーダーで旗印であります、その下で働いている市職員の方々もまたその担い手でありますので、そこもしっかりと横に広げてPR、周知活動に協力していただきたいなと思います。

それでは、次に移ります。3点目です。特別支援学校の誘致、推進にあたり、問題点があるとしたらどのように考えているのか。また、長期戦になると予想されますが、今後の見通しについてお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 県が特別支援学校の在り方について検討を始める段階ですので、県に対して様々な機会を通じて、志布志市に県立特別支援学校の設置を望む声があることや、本市の現状等をしっかり届けていく必要があるというふうに考えております。

今後、庁内での政策調整会議を踏まえ、近隣の市町との連携をはじめ、関係機関との連携を密にし、誘致に向けて着実に取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

県立特別支援学校の誘致にあたりましては、曾於市、大崎町を含めた曾於地区全体の特別な支援を要する児童・生徒の教育環境の充実を図るという視野も大切であると認識しております。既に曾於市、大崎町の教育長との間では、その認識で一致しております。また、誘致に向けては市民の方々の理解が大変重要になりますので、より一層特別支援教育への理解・啓発にも取り組んでいく必要があると考えております。

設置についての判断は、県が行うものでありますので、県の整備の在り方についての考えや情報等を注視しつつ、包括連携協定を締結している鹿児島大学の教授をアドバイザーに迎え、専門的な知見から誘致の進め方について、助言をいただくとともに、市長部局と連携を密にし、誘致に向けた体制づくりを推進してまいりたいと考えております。

○16番（鶴迫京子君） 2月9日に、またこの志布志市に特別支援学校をつくる会の方々が、知事に対して要望書と議会に対して陳情書を提出されましたが、そのことは御存じでしたか。

○市長（下平晴行君） これは知っております。

○16番（鶴迫京子君） そのように、会の方々も一歩ずつですが、前へどんどん進んでいらっしゃいますので、それも市当局の協力、御指導があったり、いろいろしてのことと思います。それで県のほうでも、令和2年度から令和6年度までは集中取組期間として、各学校設置者が行う特別支援学校の用に供する既存施設の改修事業について、国庫補助の負担算定割合も3分の1から

2分の1に引き上げられたということもありまして、それが令和6年度までの一応期間がありますが、そういうことも踏まえまして、やはりこのことは去年立ち上がったからといって、ゆっくりにしていろいろと支援学校設置を願うところは往々にしてたくさんあるわけですので、ぜひ志布志市にという強い要望、そういう態度、姿勢が見えないと、やはり強いところに、先ほども言いましたが優先順位というものがあったり、計画的なものでありますので、そこらも含めてしっかりと志布志市の姿勢というものをを見せていただきたいなという思いもあります。県としてもやらないということではなくて、構想ビジョンとして特別支援学校の教育環境の整備というところで、力を入れようとしてきている姿が見えていますので、ぜひそこを、市としても教育長も答弁がありました、しっかり捉えて大学教授も招聘してそういうことをやっていきますということですので、市長もぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。要望みたいな形になりますが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 先ほども言ひましたように、この特別支援学校をつくる会の方々を中心にした市民の声を確実に県に届けて、市民運動を支援しながら市内に誘致に向けた推進会議を立ち上げ、県の動向を注視しながら、近隣市町、関係機関との連携を図った取組を推進してまいりたいというふうに思ひております。

さらに、包括連携協定を締結している鹿児島大学の教授、アドバイザーを迎え、そういう専門的な立場からも助言をいただき、県のほうに要望してまいりたいというふうに考えております。

○16番（鶴迫京子君） 先ほど教育長も、曾於市、大崎町、近隣市町の教育長の方々と連携を取って、そのことでも会議をしたり、いろいろ対応していきたいという旨の答弁がありました。市長も、今答弁があったように、その近隣市町のリーダーの方々と一緒に協力をもらいながら、このことが県全体でもいろいろあろうかと思ひますが、志布志市が優先順位的にも、状況的にも、ぜひ特別支援学校を設置、分校・分置になるかも分かりませんが、そのことに向けて一緒にみんなやっていけるように、ぜひ力を貸していただけたらと思ひます。

今、努力するという姿が見えましたが、今後の見通し、県のことですので、見通しとなりますとなかなか難しいかと思ひますが、やはり難しいでしょうか。

○市長（下平晴行君） 要は、県が要望しているものにしっかりと対応できるような体制づくりをしていくことで、その設置に向けた取組が前に進むんじゃないかというふうに思ひます。また知事のほうとも懇話会の中で、やはり地域が一生懸命やっているところというか、そういうところから進めてまいりたいというような話もされておりましたので、一生懸命取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○16番（鶴迫京子君） 何度も言ひますが、もうこれで最後になりますが、2期目の基本姿勢として、市民が主役のまちづくりを基本に、志布志市に住んでいる市民を決して一人ぼっちにさせない、誰一人取り残さないまちづくりを目指すとうたっていると思いますので、ぜひこのことをもちまして、志布志市に特別支援学校をつくる会の皆様方に寄り添っていただけたらと思ひます。寄り添うだけでなく、一緒に横になって進んでいっていただきたいと思ひます。

最後に、一言答弁をお願いいたします。

○市長（下平晴行君） しっかり取り組んでまいります。

○16番（鶴迫京子君） 終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

○
午前10時44分 休憩

午前10時50分 再開
○

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

次に、19番、小園義行君の一般質問を許可します。

○19番（小園義行君） おはようございます。日本共産党の小園義行でございます。今この瞬間にも、ウクライナではロシアの一方的な侵攻によって、何の罪もない住民の皆さん方が犠牲になっているといった状況があります。しっかりと国としても、人道支援に限ったそういった支援を積極的にやる。そして断固ロシアのこの侵攻に対しては抗議をする、国会でも決議をされていますけど、そうした立場が大事だというふうに思います。私は日本共産党に入党して50年経ちます。立党の精神は、国民の苦難の軽減と、あの大変厳しい中でも戦争反対を掲げて小林多喜二をはじめと、たくさんの先輩たちが死んでいくという状況がありました。そういった歴史を学びながら、やはり平和でないといふこともできないという思いであります。ぜひ、日本が今国会でも議論されていますけど、力には力、核には核、こういったことではなくて、しっかりと国と国との関係では、外交によって平和を導いていく、そういった姿勢が必要だというふうに思います。

幸いにも、ここの志布志市議会も今日、後でロシアのウクライナ侵攻に対して抗議、その決議を上げるというふうに今朝の全員協議会でありました。併せて、ここ志布志市出身の五代裕己さんがウクライナで剣道の指導者として頑張って、日本との架け橋になって、これまで東京新聞、そういったものに掲載を過去にされておりました。今日のNHKの情報WAVEかごしま、ここで午後6時から彼の残したもの、そういったものが放映されます。ぜひここにおられる皆さんも含めて、全市民にそのことが届けばいいなと思います。ひたすら日本とウクライナの関係をとって頑張ってこられた五代さんですけど、お亡くなりになりました。今回の戦争ではありません。そういった意味で、本当に他の国の方とも心を通わせて、そして祖国日本のために民間の力として頑張っている、本市にはすばらしいそういう人たちがおられます。ぜひ、私たち議員もここにおられる当局の方々も、そういった立場で平和があってこそその行政であります。ぜひそういった立場でお互いに取り組んでいきたいと、そういうふうに思います。

それでは、通告をしていました点について、順次質問をします。まず、市長の所信表明についてということをお願いをしました。所信表明、この「所信」というのは広辞苑を引きますと、「信じる」というふうにあります。まさに市長がこうだと思っておられることを述べてお

られますので、そういった立場からちょっとお聞きをさせていただきます。

まず、「市立小・中学校21校で国が示す適正規模校はなく、過小規模校が増加することが見込まれる。保護者や地域とともに小・中学校の在り方を検討していく」と述べておられます。その本意はどこにあるんだろうという思いがありまして、通告をしたところでもあります。答弁を求めます。

○市長（下平晴行君） 小園議員の御質問にお答えいたします。

御存じのとおり、本市におきましては人口減少が続いており、将来的に児童・生徒数の減少がさらに進むことが予想されております。

昨年5月に開催した総合教育会議において、児童・生徒の減少に対応した学校の在り方の検討が必要になることについて、教育委員会と共通認識を持ったところでございました。

学校というのは、児童・生徒が集団生活の中で多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことが重要であるというふうに思っておりますので、保護者や地域とともに、小・中学校の在り方を検討してまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 今、市長が述べられましたように、文部科学省が示しているのは、あくまでも適正な規模というのはこういうことだよということですけど、市長が考えておられるどういった規模の学校が理想なんですかね。

○市長（下平晴行君） 一律に、国が示す標準学級に合わせて検討していくということではありません。本市の小規模校、過小規模校には、それぞれの良さやメリット、そして歴史や伝統もありますので、保護者や地域の方々の意見を丁寧に聞いてまいりたいというふうに考えております。

その上で、将来に向けてどのような学校の在り方が考えられるか、一緒になって取り組んでいくことが大切だというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 私たちが若い頃、「大きいことはいいことだ」と、チョコレートの宣伝がありました。山本直純さんがひげ生やしてやって、「大きいことはいいことだ」って、確かに大きいことがいいこともありますよね。それはそれとして、学校の問題になったときは少し違うというような思いがありまして、今お聞きをしたところです。これは学校の統廃合というのを考えておられるということも、少しあるんですかね。

○市長（下平晴行君） これは、先ほど言いましたように在り方というのはどういう形で、いわゆる人口減少になる中でどういう取組がいいのか、そこを含めて、そういう地域、保護者、いろんな方々からの意見を聞いて取組をしていきたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） では、一昨日も小野議員のほうからちょっと質問があったところでした。この所信表明に至るまでの経緯を少し総合教育会議等々含めて、この所信表明に至るまでの経緯をもう一回お示しをください。

○市長（下平晴行君） 総合教育会議では、特認校の研修をする中で、学校規模等について様々な角度から調査・研究をしていく必要があり、学校の在り方を含めて検討していく時期に来てい

るのではないか、そのような意見があったところでございます。

○19番（小園義行君） 順序からいくと、総合教育会議、ここに地方教育行政の組織及び運営に関する法律というこれをいただいていますけど、総合教育会議は市長が招集されますよね。そして「教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる」とあるんです。今の市長の答弁だと、そういった経過を踏まえて、市長は総合教育会議を招集されたんですか。

○市長（下平晴行君） このことで招集したわけではございません。その会議の中でこの話が出たということでございます。

○19番（小園義行君） 今回、私はこの所信表明を見て、非常に乱暴だなというちょっとそんな思いがあったんですね。なぜなら、これは「保護者や地域とともに小・中学校の在り方を検討してまいります」と言って、いわゆるどういうものかということでもなく、学校の考え方はこの前段でありますよね。「集団生活の中で多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨することを通じて」ということで、そうした学校が少なくなっているから、保護者や地域とともに学校の在り方を検討してまいりますと。これは行政がそのことを望んでいるのか、どうなんだろう。いわゆる保護者のほうからいろんな声が出たり、そうすると教育委員会として対応を考えて、総合教育会議の招集をお願いしますというふうになるわけですよ、この法律でいけばですよ。それが、ついでという大変ですけど、そういったものが会議の中で諮られて、やはり小・中学校の規模が過小規模校にどんどんなっている、だから少し検討していこうと、そういったことでこの所信表明になったということなんですね、そういうことなんですよ。そうすると、この過小規模校がどうかすることをどう対応するのかというと、学校を統廃合していくというふうに考えるのか、それとも今の小さな規模のところを何とかして頑張っていくと。どちらのほうに重きを置いて、この所信表明に至ったんですか。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、児童・生徒が集団生活をする中で多様な考えに触れて、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくと、こういうことが大変重要だということから上げたところでございます。

○19番（小園義行君） 私は孫が10人いるんですけど、曾於市の菅牟田小学校に通っています。全体で13人、14人ですね。とても素敵な学校です。うちの孫たちがそこに2人、今年の春から3人目が入学します。そこで、その集団という概念から考えると、14人は集団と呼ばないのか。そんなことではないというふうに私は思うんですね。そういった意味で、この過小規模校が増えていくからどうあったらいいかというのをお父さん、お母さんをお願いをする、これはやはり私はちょっと違うと。お父さん、お母さんは、大きな学校がいいという人は、もうとっくにそこに行かれていますよ。我が町、我が村、我が自治会でここで暮らして学校が近くにあったらいいという、さっき養護学校のやり取りもありましたね。そういう思いを持っておられるんですよ。その中で、お父さん、お母さんに学校の在り方はどうなんだって、それは少し違うというふうに

私は思うんです。そういった意味で市長が、その統廃合を考えてのことではないということでは、答弁がありましたけど、もう一回確認します。その統廃合は考えていないという理解でいいんですか。

○市長（下平晴行君） 先ほどから言いますように、このように人口減少の中で、先を見て、やはり保護者やら地域の方々が現状どう思っておられるのか、そこを踏まえて将来統廃合をしなければいけない状況にあるのかどうか、それは先ほど言いましたように、どういう在り方がいいのかということ踏まえての内容でございます。

○19番（小園義行君） そういうことになると、この地方教育行政法、教育委員会と地方公共団体の長の職務権限というのを第21条でうたっています。ここの「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関する事」は、教育委員会が担っているんですね。市長にも教育長にも、これは委任がされておられません。教育委員会としてどういう方向にあるのかということのを、それは、今市長からありましたこの総合教育会議の中では、今私が言いました「学校の設置、管理及び廃止に関する事」、これで総合教育会議が開かれたということではないということでは理解していいですか。

○市長（下平晴行君） 先ほどから言いますように、これはテーマを決めて総合教育会議を開くわけですが、その中で先ほど言いましたような事案が出たということでございます。

○19番（小園義行君） もう一回、市長聞きます。この学校を統廃合するとか、廃止する、そういったことで総合教育会議が開かれて、所信表明に至ったということではないということでは理解していいんですね。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○19番（小園義行君） それであれば、ぜひ時系列で考えてください。志布志市の中学校、お父さん、お母さん方のそういった要求があいまって、その当時は前の法律ですからね、総合教育会議ということでもなく、そういう形で一つに統合されたわけです。そのときに坪田元教育長ですよ、前の前の教育長ですね。そのときに有明地域の学校をどうするのかということで、今市長がおっしゃったような、こういうことをされたんですね。当分の間、統合、そういったものは望まないということでの理解でここに来ているわけですね。そういうことも踏まえて考えて、あくまでも学校の主人公は子供たちですのでね、そしてその保護者の方々の意見を十分にくみ取っていくということと併せて、今言いましたね。教育委員会がそういったものは処理する、そこに総合教育会議は市長が招集されますね。どうしてもそういう学校の統廃合とか、学校を無くすとかになったときは、教育委員会が議決をした上で、総合教育会議に諮ってくださいという形で法律はなっているんです。そして、教育長にも委任がされていますけど、教育委員会の職務権限以外に、地方教育行政法の第25条第1項、これは一部委任ですよ。第2項以下に「前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない」として、「教育委員会の所管に属す

る学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること」、教育長には委任がされていないというふうに理解するんですが、この法律を読み解くと、教育委員会にはあるということですよ。そういったことを踏まえて、市長、ここは非常にデリケートな部分ですので、間違わないように総合教育会議を招集されるときにはやってください。今のこの所信表明には、みんなの意見がどうなんだろうということで所信表明をされていますので、そのことは了とするとして、統廃合をやるとかねそういうことじゃないという答弁ですので、そこについては了として、ぜひ招集されるときはよく考えて、教育委員会との連携の上でやってください。私は今、志布志市に70年住んでいますけど、小学校、中学校、高校、我が母校が全部無くなった人たちがたくさんおられるんですね。八野小学校、出水中学校、そしてそれぞれの高校が、人口減少と今の社会の状況で無くなっていると。このことは本当に本人にしてみたら寂しい限りですよ。ぜひ、そういった意味ではその法律が求めているもので、きちんと対応していくということについて、ぜひやっていってください。先ほど鶴迫議員のほうからもありましたね、今、国の予算で、学校施設と公民館とかね、図書館、保育所、幼稚園、高齢者福祉施設などの競合する共有化、こうやると集約化ですね。国が補助率を3分の1から2分の1に上げますよと言って、これをどんどん進めなさいということ。国はやっているんですね、あえてね。それはもうそれとして、よく会議を招集したり、学校を統合する、無くしていく、そういうときの順序を間違わないようにやっていただきたいと、それが思いですので、市長よろしいですか。

○市長（下平晴行君） 将来の人口減少に対する対応の仕方をどうしていくかということでの、今回、学校の在り方というものを提案をしているところでございます。

○19番（小園義行君） 統合とかそういったことじゃないということでの所信表明だということですよ。

2番目にいきます。「特別支援学校の誘致に取り組んでいく」と述べておられますが、いろいろやり取りがありましたけど、もう一回どういったふうに進めていこうと思っておられるんですか。

○市長（下平晴行君） 現在、県教育委員会としまして、県全体の特別支援学校の整備について、検討の準備をしている段階であるというふうに伺っております。市としましては、これまでも同様の陳情があり、令和元年7月1日に、志布志市議会議長より県教育長へ要望書が提出されておりましたので、令和3年11月9日に、副市長と教育長が鹿児島県教育委員会教育長と面会し、志布志市の現状等について説明し、県立特別支援学校あるいは分校等の誘致に向けた考えを伝えたところであります。

今後は、庁内での政策調整会議後に特別支援学校の誘致に向けた推進会議を立ち上げ、県の動向を注視しながら、近隣市町との意思疎通や情報共有をはじめ、関係機関との連携を密にして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 本当に県の教育委員会も変わりました。平成10年に、志布志療育センター「にこにこはうす」が立ち上がって、そこのお父さん、お母さん方はずっと頑張っているんな

ことをされてきました。そしてここ数年、7年、8年前からですかね、陳情が出されて、この議会も全会一致でそれを採択し、ここ2年ほどで特別支援学校の設置を望むという項目が加わって、そのことについても、この議会としてもしっかりと受け止めて陳情を採択し、そして県の教育委員会に要望書を出しているということですね。24年かかったんですね、ここまでくるのにね。お父様、お母様方の意識の変化を含めて、県を含めて行政当局もきちんとそのことを受け止めていただいている。下平市長に至っては、議会もちゃんと要望書を上げたり、採択しているそのことを、所信表明でちゃんとうたって住民の声を聞くという、これは大きく評価したいというふうに思います。そういった意味で、ぜひこの特別支援学校、私も長男が44歳ですけど、小学校から中学校に入るときに養護学校にお願いをしました。いろんな経緯があって、途中で志布志市の中学校に帰ってきたんですけど、その当時、即そこに入れるという状況じゃなくて、特別支援学校がマンモス化しているわけですよ。うちの子供はここからじゃなくて、鹿屋市の児童施設に入って、そこから鹿屋市の養護学校に入学したんですね。その中で私も学ばせていただいて、今、彼は44歳になっていますけど、当時は本当に県の教育委員会の壁というのは高く、「どこずい、たけたろかい」と、これぐらい私は思っていました。今はそれが本当に低くなって、障害を持っている人たちが安心して地域で暮らせるというそこが変わってきている。このことにはとてもうれしく思います。そういった意味で、市長がこういう所信表明を述べられていますね。志布志市内から鹿屋市の養護学校に通われている方もおられますね。そういった意味で先ほどからありますように、曾於市、大崎町そして県の教育委員会、そことの連携というのは非常に大事だろうと。一気にそれができるというふうにもなかなか、ここで「はい」というわけにはいかんと思うんですよ。ぜひ、それぞれの自治体から養護学校に通われている子供たちのそれを、地元の学校に通わせたいというお父様、お母様もいる一方、養護学校でいいというお父さん、お母さんもおられるわけですね。そうしたときに、ここにできたらここでいいと思う、ぜひそういった思いに応えるための曾於市、大崎町そして県の連携ですね、そこを十分に取ながらやっていただきたい。ここでちょっとお聞きしたい、分からないかもしれないけれど、大崎町でどれくらい、曾於市でどれくらいというのが分かれば、なおいいんですけど、あえて今回、ここで教育長に通告をしていないんですよ。なぜかと言ったら、市長の所信表明ですので、そのことで私は市長だけにしたんですけど、ぜひその連携をうまくやって、志布志市内にできるのか、曾於市内にできるのか、大崎町にできるのか、これは県の判断される場所ですので、ぜひそこについてはそういったことを踏まえて、市長、「我が志布志市でねといかんど」という、こういうことではなくて、その連携をきちんとやっていただきたい。そこについてはいかがですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、県それから近隣市町とそれに関わる関係団体、関係機関等との連携をしっかりと取って、進めてまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） ぜひですね、この地域に養護学校ができることが、お父様、お母様方が求めておられる要望ですので、そこについてはしっかりと受け止めていただきたい。

こういうことがありました。安楽小学校に今でいう特別支援学級がなかったんですね。その校

門の近くに住んでおられる方が、「小園さん、ないごち、おいげん子は養護学校に行かないかな」とな」て言われました。ここでいろいろと教育長とやり取りしました。結果、安楽小学校に今でいう特別支援学級ができてよかった。こういうように本当に喜ばれていました。それぐらい地域に学校があれば、そこで通えるわけですので、そういった意味でいわゆるテリトリー、うちの縄張りだけじゃなくて、この曾於地域でどういうふうに障害を持っている子供たちが安心して学校で学べる、そのことをきちんとつくり上げていってほしい。

例えば、曾於市の牧之原に近いところだったら、「いや、もう私なんかはいらないよ」というお父さん、お母さんもおられるかもしれませんので、だからそういう縄張り意識は捨てて、どこがいいのかというのは、それは県が判断されるんでしょうから、そのために、いや、これだけの要望があると先ほど鶴迫議員のほうからもありましたね。ああいった思いをどんどん県のほうに伝えていただいて、この地域できちんといわゆる地域の学校に通えるような状況をつくっていただきたい。そういうふうに思います。そこについては、縄張り意識を持って、うちでないとかんということではないと、そういう立場で市長、ぜひ連携をしていただきたいといます。そこは、もう一回お願いします。

○市長（下平晴行君） 要は、大隅半島に、曾於地区にそういう施設ができるために、先ほど言いましたように、県そして近隣市町、それから関係機関等と連携を取って、進めてまいりたいというふうに思っております。

○19番（小園義行君） これはぜひ、養護学校はどこもここもマンモス化してしまっていて、非常に大きいわけですね。仮にこっちにできますと、牧之原養護学校も大規模改修にもつながるといふ思いがありまして、ぜひ、そういう立場で大いに努力してください。これは大いに評価します。住民の声をしっかり受け止める、誰一人取り残さないというのが、市長の今回の選挙の公約なのでね。ぜひ、そういった立場から大いに努力をしていただきたいとそのように思います。それについてはよく分かりましたので、次にいきます。

防災です。ここに「誰もが安心して暮らせるまちを目指します」として、防災対策等が述べておられます。避難困難者対策等について問うということで通告をしました。志布志市の高齢化率、こうした中で備えをしておく必要があると、今回私は地震と津波について、ちょっと特化して災害対策ということでお願いをします。この地震・津波対策として、避難困難者対策を実際どのように取り組んでおられるんだろうというふうに思って、通告をしたところです。お願いします。

○市長（下平晴行君） これまで防災対策について、新たな津波避難場所に関する調査を職員により継続して行っているところがございます。併せて、通山・押切西地区にある避難困難区域の解消を図るため、令和4年度予算でお願いをしております津波避難施設の整備に関して、現在、補助事業等の採択に向け協議を行っているところであります。

また、コロナ禍で住民の方々の参加は難しいところではありますが、防災意識の啓発や各防災関係機関の連携強化のため、地震・津波防災訓練を実施しているところがございます。

津波からの避難については、少しでも安全性が確保されている避難経路を使用し、海岸や河川

から離れ、標高の高い方向へ逃げるのが最も必要であるというふうに考えております。

施設の整備については、引き続き調査・研究を進めるとともに、今後も住民の防災意識の普及・啓発を図る必要があると考えております。

○19番（小園義行君） 本市のこの状況から考えると、予想されています南海トラフ、日向灘沖地震とかいろいろありますね。南海トラフでは、津波の高さが約7mが想定されているところですが、現在、本市で7m以下、いわゆる当局が考えている避難地域にどれぐらいの住民が住んでおられるんですかね。ここは11mですので、それ以下、これはちゃんと避難地域だよというところに、通山地区を含めてどれぐらいの方がお住まいなんですか。

○市長（下平晴行君） 県が示している津波浸水想定区域内に、約5,000人の方が居住あるいは勤務しておられることをございます。東区、志布志区、夏井陣岳区、香月校区、安楽校区で約3,000人、通山校区で800人、志布志港周辺で約1,200人というところをございます。

○19番（小園義行君） 約5,000人、それぞれありますね。私たちは3.11の東北の地震から11年になりますけれども、これは風化させてはいけないというふうに思います。あの教訓から何を学ぶのかとしたときに、やはり今市長から答弁がありましたように、地震が起きたら津波が来る想定をして高いところに逃げる、そういうことで当局としては、住民の皆さんへのいっばいの意識付けですかね、それが繰り返し繰り返し大事だろうと思います。今、市長からありましたように、通山地区には予算化の対応がされて、盛り土でそういうものがある。これは大いにいいことです。基本はやはり地震が来たら津波が来る、来るとしたら高いところへ逃げるということで、実は9月議会、12月議会と同僚議員の小辻議員のほうから、防災対策で議論をされてやり取りをずっとお聞きしていました。住民の皆さんそして議員のほうも、それぞれ思いがあるわけですので、要望書も出ている状況での議論だったというふうに僕は思っているんですけど、そうした対象地域においては、当局が考えるものが難しければ、例えば避難ビル、マンション等々に所有者の了解ができれば、そういったものを避難ビルというふうに想定される高い建物や、そういったものが5,000人のお住まいのところに対して、またこれは要望書が出ている地域も含めてという意味ですよ、そういった避難ビルのようなものが調査されているというふうに思うんですが、調査されていますか。

○市長（下平晴行君） これは調査をしております。

○19番（小園義行君） 私もですね、そういった地域をそれぞれ回ってみて、例えば通山地区だとなかなか高い建物とかありませんね。志布志地区のこの地域、前川沿いとかいろいろだと、それぞれ高いものがあって調査されているということですので、外階段等がない建物に、例えば階段を付けたかですよ、そういったものに対して国等の補助金のようなものがあれば、積極的に当局で9月議会、12月議会で難しいということの答弁でしたので、そういった地域にお住まいの方が安心して、もし地震が来て津波が来たときも、生活できるというような、そういったものをきちんと努力をしてあげないといけないというふうに僕は思うんです。そういった調査をされているということでしたので、私が言いましたような外階段とかがないビルとか、そういったとこ

ろについての国の補助とかあれば、積極的にお願いしてそれを利用していくという、そういったことは考えられませんか。

○市長（下平晴行君） 津波避難ビル等について屋外の避難階段、屋上のフェンスや自動解除装置などの設置等の施設改修に係る補助事業があるようでございます。地方自治体が事業主体となるだけでなく、民間施設への支援も可能ということでございます。今後、事業の内容等を調査・研究して取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） そういったものがあるのであれば、本当に住民の皆さんの命が第一ですので、そこについては、今しっかりあるということでしたので取組をしていただきたい。そして併せて、当局には、いろんなところからいろんな要望が来ますよね、当然でしょう。そういった要望書等が提出された地域、そこには当局がしっかりと出向いて、胸襟を開くと言いますかね、本当に夜に酒でも飲みながらというのはちょっと失礼かもしれないけど、そこに出向いて、その地域の方々としっかりと議論をし、意見交換をして、そうした地域での住民の皆さんが持つておられる思いを、しっかり行政が受け止めているという、そういったものが住民の皆さんの中で感じられなければですよ、「当局は何もしてくれん」とかですね、そういうふうに私でもそう思いますよ。やはりそこについては積極的に出向いて行って、意見交換、「どうしたらいいけ」という、いいものをつくり出していく作業を、当局が努力しないと私はいけないと思うんです。そういったことについての考え方はどうですか、市長。

○市長（下平晴行君） 代表の方と私も直接会って話をしておりますし、危機管理監のほうでも対応しているということで、今おっしゃったように互いの意思疎通が大変大事だと思いますので、地域に出向いて行って、そのような対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） ぜひですね、この地震とか津波とかそういうことに限らず、住民から出される要求についてはしっかりと向き合っていただきたいと、そういうことだとおっしゃいましたので、よく分かりました。

我がまちの状況からすると、地震発生と同時に1分後に津波が来るということでは、危機管理監は想定されていませんよね、1分後に津波が来るって。だからそういうことを考えたとき、高いところに避難をする、そのことを基本に繰り返し啓発をして、そうした状況が起きたときに犠牲者を一人も出さないという当局の姿勢だと思うんですよ。ここについては、ぜひ努力をしていただきたい。おそらくこれは危機管理監でいいんですかね、仮に南海トラフがどんと来たときに、ここまで来るのにどれぐらいの時間があるんだろうか。3.11のときには、何時間もありましたのでね。そこはもしそれが想定されなければ、危機管理監いいんですよ。大体、枇榔島のところであつたら1分かもしれないですよ。でもあそこは火山でもないからですよ。大体当局で想定されている、地震が起きるとどれぐらいで津波が来るというふうに想定されているんですか。

○危機管理監（萩原政彦君） 本市で想定している部分と鹿児島県が公表している被害想定の部分に関連しますが、南海トラフの最大のシミュレーションの結果ですけれども、最大レベルでいきまして、日向灘沖も合わせました際の津波の到達時間、第一波の到達時間が35分から36分とい

う状況です。その後繰り返し津波は来るというふうと考えられておりますので、最大の津波の高さが6.41mという数字が公表されているところです。

なお、併せまして、本市におきましてはもう一つ注視しておかないといけない地震・津波災害が種子島東北沖地震、これにつきましては、建物の被害、地震の規模が最大震度6強というふうに予測されておりますので、これにつきましては、建物全壊の数が多く、津波の高さとしては低いですが、両方ともしっかりと取り組んでいかなければならないというふうに認識しているところです。

○19番（小園義行君） よく分かりました。ぜひですね、そういった形で繰り返し啓発をし、短く見積もると30分ですよ、30分で津波が来るんだというこれを想定した上での地震発生から逃げるといふ、その啓発をやっていただきたいと。これについてはよく分かりました。

次に、この所信表明の最後です。敬老祝金について、「全ての高齢者を敬い、長寿を祝うため、支給方法を一律支給とする」と述べておられます。これは、昨日の福重議員とのやり取りの間で、節目支給を見直すということでもいいんですよ。

○市長（下平晴行君） 昨日の福重議員の一般質問で答弁しましたとおり、現在、節目支給としている敬老祝金につきましては、一定以上の年齢の方々全員に支給する方向で考えております。

基本的には令和5年度から実施したいというふうに考えているところでございます。また、支給対象者の年齢や支給額等につきましては、今後協議・検討を進め、本年度中に条例改正案等を提案させていただきたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 昨日のやり取りを聞いていまして、平成18年に合併しまして、全員支給でした。平成19年から節目支給に変わりました。それから延々十数年この問題も取り上げてきて、前の市長ともいろいろやってきました。その中で、福重議員と私は、全く思いを一緒にしているところです。なぜなら、私もこれまで「予算の範囲内で、できることからやったらどうですか」ということで、この一律支給の見直しをお願いしてきました。ここに本年度の予算が出ていますよ、節目支給ということで1,611万7,000円です。仮に、今これを何歳からするかとか、それは当局の考えですのでね、もし75歳以上と仮にやったときに、この予算の中で一人約2,800円が支給ができるんですよ。6月に条例改正をするといったことも踏まえたときに、2,800円は今年からいくわけですよ。来年からになると2年先になるわけですよ、実際はね。そんなことをしたら、せっかく予算をここに可決しているから、あとは執行権者である首長の思いですよ。それを昨日は、今年もらう予定の方たちのいわゆる不満とはおっしゃっていませんでしたが、そういうちょっとあれだねという、その解消をどうするのかと。でも実際ですね、今年は節目支給の対象者が1,761人予定されていますね。でも実際令和4年2月28日、直近だと約5,606人ですよ、5,000人。1,761の方が不満に思うというふうには、僕は思えないんですよ。「みんなが一緒でいいよね」ということで、今年からこれ何とかできるのではないかと。なぜかという、予算はまだ通っていませんけど、これは仮に議決したとして、この予算の範囲内でやるということは、簡単に条例改正を6月議会で議会が認めればできるんですよ。ぜひ、ここについては、仮に

3,000円ずつとしたときに、約1,680万円から1,690万円あれば済むわけですね。でもそれは予算の範囲内と違うからですよ、それは市長が補正予算でも組めば、3,000円とできるんです。隣の曾於市は、五位塚市長に変わりました、最初は現金手渡しでしたけど、今コロナ禍の関係とかそれぞれ届かない方もいたりして、何回行っても会えないとかですね。それで曾於市は全員一律3,000円、口座振り込みです。そして、100歳以上の方には10万円を支給するという改正をしたわけですね。ぜひ市長、せっかくこのいいものを提案されているんですから、これね、6月議会ぐらいで条例改正をして、予算をこれで増やせと僕は言っているのではないですよ。2,800円、これでも大丈夫ですよ、2,000円でもいいじゃないですか。同じ日にみんなが気持ちよく、今年コロナ禍の関係で敬老会が行われるかどうか分かりませんが、同じ思いで敬老の日を、私はずっとこういうふうに表現してきました。「これまで志布志市を若いときから長く守り、発展をさせて来られた方々に対して、感謝の気持ちを届ける事業だ」というふうに、私は街頭でもずっとそうして演説してきました。もちろんそういうつもり、思いですよ、やはりそういう先人たちがおられて、今私たちがここで議員したり、市長をしたりされているわけです。一刻も早く、2年後じゃなくて残りの方たち約1,761人の方がね、「おいたちが少なくなったが」って、そんなふうにはね、絶対僕は思わないと思うんですよ。ここね、うちは77歳から3,000円じゃないですか、80歳も3,000円ですよ。その後若干変わっていきますけど、ぜひね「俺は5,000円もらえたのに3,000円になったが」と言う方は、誰一人僕はいないというふうに、志布志市のまちの住民の方はそんなことを思う方はおられない、「よかったな」って、「太郎さん、おはんもよかったな、花子さんよかしたな」ってこういったもののね、それが市長がここに掲げられた思いだと思うんですよ。市長、ぜひね、もっと踏み込んで、1,700人の方たちはそんな市長が心配されるようなことはないと思うんですよ。そこについては、ぜひ考えを改めろとは言いませんよ、考えを巡らして、今年から支給ができるというふうにできませんか。

○市長（下平晴行君） よく気持ちとか分かるんですけども、昨日言ったように、これを心待ちにされている節目でいわゆる支給している方々は、額がちょっと大きいわけですよ。ですからそこがショックで、ショックではないですけど、なんかすごい影響を与えたらいかんかという実際思いがあってですね。ですから、昨日福重議員にも答弁したのは、やはりせっかく1年ですから、そこは余裕をもって、そして令和5年からは、そうだなというふうな思いをしてももらったやり方のほうがいいんじゃないかなという気持ちで、1年延ばしてもらえないでしょうかということになります。

○19番（小園義行君） おそらくここにおられる議員の方は、「何で市長はそんなことを、早くやれよって、せっかくいいことなだから」って、これは私は思いは一緒だと思うんですけどね。本当に残りの今年受給対象の方も、あまりそこは僕は思わないと思うんですよ、十数年言ってきて、やっとそれが前に進む、市長の大英断ですよ。これもきちんと住民の声に耳を傾けるといって、その姿勢ですのでね。ぜひ努力をして6月までの間に議論されて、やはり今年がいいねといたら、そういう対応をぜひ2年後じゃなくて、そういうこともいいじゃないですか。そこに

については当局のされることですので、考えが変わったら6月議会でも提案をされたらいいなというふうに思っています。よく分かりました。取りあえず来年度からは節目支給は無くなるということですので、金額だとか年齢についてはもう当局のことですので、私がとやかく申すつもりはありません。

次にいきます。次に、介護保険についてちょっとお願いします。本市は、介護保険はすごく努力されて、第8期の計画で120円ほど基準のところをお下げになったんですね。県内の自治体の中で唯一ですよ、引き下げられたのは。もう当局の努力を大いに評価したいと思います。

そこで、第9期、再来年からのやつなんですけど、そこで国がいろんな私たちに示しているものがあります。その中でいくと今ここに書きましたね、第9期に向けて制度の見直しの検討が、今度の春から始まるというふうになっています。利用料2割負担・3割負担の対象拡大、要介護1・2の生活援助等の見直し、ケアプランの有料化、多床室で室料負担を求める対象施設の拡大や被保険者・受給者の範囲の見直し、これは40歳からですけど30歳からするとかね、こういうことが出されているんですけど、それについてはどういった受け止め方をし、それが仮にそのとおりにされたら、どういうことになるんだろうと、どんな受け止め方ですか。

○市長（下平晴行君） 介護保険制度は、平成12年度の創設から20年が経ち、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいるところでございます。

介護保険事業計画は、3年を1期としての策定が義務付けられ、その都度制度の見直しが繰り返されてきたところであります。令和6年度から令和8年度までの第9期計画に向けての制度の見直しにおいても、国の社会保障審議会介護保険部会において審議されることとなり、利用者負担等の見直しにつきましては、第8期計画の見直しから引き続き審議されるものと考えております。

これらの見直しについては、介護保険料公費及び利用者負担の適切なバランスにより、制度の持続可能性を高めていくことが重要であります。利用者の生活実態を踏まえた議論がされるべきだというふうに受け止めているところでございます。

○19番（小園義行君） そのまま受け止めるということなんですね。でもね、これよく見てください。国も全国の平均を出しています。約、倍ですね、2000年から始まってね。志布志市も旧松山町を例にとりますと、当時5段階が2,850円だったんです。それが志布志市の今回の第8期だと6,200円、約、倍ですよ、それぐらいになっている。この間、施設等での居住費の食費の徴収だとか、利用料の2割負担の導入、そして3割、第7期でこういう形ですね。そして第8期になると補足給付の見直し、そういう中で貯金を幾らしているのかという、いろんなことまで問われるようなそういう状況がある。こういったことで見直しがそのままされると、ちょっと大変だよなというふうに思う。ここに「財政健全化に向けた建議」として財政制度審議会が詳しく、今私が言ったことをこれを読んで書いたんですけどね。ここにこれをやろうとしているわけですよ。そんなことになると、よく考えてくださいと。介護保険は保険料があつて制度があつて、今度は

給付が受けられないようなそういったことになっていく。一つの例だと、例えばですよ、ケアプランを立てられるケアマネジャーの方々ですね、ここが一回1,000円じゃなくて定率になりますということがこれに書かれています。そういったことに、まだ見直しですからね。だから、私が心配をするのは、そういったことに対して、地方自治体は国が法律を作れば、それに乗っかってやらないといかんじゃないですか。作るときに市長で、「それはちょっとやめてよ」という声を上げてほしい。何でかという、全国市長会が、国民健康保険の均等割、あれをちゃんと負担を柔らかくしろと上げてあげましたね。それで今年4月から、就学前の子供たちの国保の均等割が半分補助が出るようになったんですよ。ぜひ、今回のこの制度改悪という、ちょっといろいろ語弊があるかもしれないけど、負担がどんどん重くなるようなことでは、介護保険を運営される当局は大変ですよ、これ。そこについては、一緒に声を上げませんかということをお願いいたしますよ。なぜなら、もう併せて、今回介護福祉士はじめ、介護の方々の賃金の引上げが提案されていますね。これがよくこれ見ると、2月から9月までは交付金、令和3年度の補正予算で実施されます。10月以降はこれを見ると、介護報酬上での対応になると。国がそういうことを言っているわけですよ。今3%引き上げると、それも最初は10分の10だけど、あとは介護報酬のそこに臨時改定をしてやると言っているんです。そんなことをされると働いている人の賃金を引き上げるのに、保険料が上がったり、そういうことではいかんと思う。だからぜひね、これ市長、声を上げてほしい。こういう改悪はやめろと、見直しはやめろという、その声をぜひ上げていただきたいと思うんですが、市長会を通してとかそういうことでもいいですので、受け方としては市長はまだ十分にレクチャーを受けておられないかもしれないけど、これを何回も読みました。そういうふうに取り組むというふうに書いてあるんですよ。やはり20年間で倍になるような、そんなのは制度としておかしいじゃないですか。これはサービスがちゃんと受けられればいいけど、待機されている方が、保険料払っているけど特別養護老人ホームなんかに入れないという方が、どっさいおいやつとですよ。だから、そういったものをさらに進めようとしているのはまずいなど。だから岸田内閣になっても、安倍・菅政権をそのまま引き継いで、社会保障のこれを見直しをしていくということを宣言されていますので、そして、これになっているわけですから。ぜひですね、市長、働いている人たちの賃上げを介護報酬上のその中で臨時改定してでもお願いしますよという、それはね、担当の課長とか含めたら大変じゃないですか。そこについては、しっかり声を上げていただきたい。国にこういった見直しはやめろというようね、それはいかがですか。

○市長（下平晴行君） これから第9期計画に向けての国の社会保障審議会介護保険部会で、議論が進んでいくというふうに思うところでありますが、随時情報収集を行いながら、利用者に対して過度な負担の見直しにならないように、市長会や近隣自治体とも連携を取りながら、対応していきたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） ぜひですね、このことに関しては市長から今答弁がありましたように、ぜひね、やはり地方自治体の首長として、ここの住民を守っていくという立場からしたときです

ね、ぜひそういった声をしっかりと上げて、多分今年で見直しをして、来年度の国会でこの法律が作られていくわけです。その作られていく前に声を上げていただきたい。これは、過去にもそういうことをして頑張っ、前回の改正でも利用料の引上げとかケアプランの有料化など、これに反対の声がどんどん上がってできなかったんですよね。ぜひ今市長がおっしゃるように、本当に介護保険料を納めておられる方々に対するしっかりと負担の軽減ができるように、負担増になるようなことはやはりやめてくれと、これは、きちんとお金を増やせばいいんですよ。だからぜひそういう声を市長会等で上げていただきたいと、そういうふうに思います。そういうことに取り組むということですのでお願いします。

最後です。次に、農政ということで、水田活用の直接支払交付金、令和4年度からの5年間で、これは一つの例ですからね、一度も水稻の作付けがされない水田については、令和9年度以降の交付金対象としないということで、影響はどうかということをお願いしています。国は、国民がどんどん米を食べなくなっ、減り続ける米の需要に対して、需要を奪っているわけですけど、その奪うというのは輸入、これはミニマムアクセス米とって、80万tぐらい毎年輸入しているんですよね。それは止めないでって、国内の農家だけに減反や転作をさせて、米の生産調整で抑えてきた。そして自給対策としてしてきたわけですね。農家の方たちは努力したんですよ、国の政策だから。それが、さらにこの減反が必要と、今年2021年度産米のこととか含めると、それがもっと必要だと強調しています。この農業新聞、ここに私も農業新聞をとっていますけど、その中でそういうことを国はやろうとしているんですよね。そこで、戦略的作物助成金とか産地交付金、水田活用の直接支払交付金ということで、「俺たちにはあんまり関係ねえよね」というふうに思っておられる農家が多いわけですけど、水田農業高収益化推進助成とかいろいろあるんですけど、それについてこれが仮にこういう形でされたら、本市は、どういった影響があるんだろうかということをお願いをしております。それが分かればお願いします。

○市長（下平晴行君） 水田活用の直接支払交付金は、水田で食料自給力の向上に資する麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者へ支援するものとなっております。

令和4年度の見直しにおいて、畑作物の生産が固定化している農地について、畑地化を促す一方、水田機能を有しつつ、麦・大豆等の転換作物を生産する農地については、これらの作物を同じ農地で連作すると収量低下が起きやすくなることから、水稻と転換作物とのブロックローテーションの再構築を促すことや、主食用米の需要の減少が見込まれる中、需要に応じた生産を実践していくことを合わせて狙いとしているところであります。

本市においては、平成29年度から令和3年度までの申請のあった過去5年間、一度も主食用米や飼料用米等の水稻の作付けがされていない面積は、約166haであり、そのうち1筆でも影響を受ける申請者数は362名で、令和3年度の単価で試算した場合、4,376万円程度になるという見込みでございます。

○19番（小園義行君） 農家の皆さんは、国の減反政策にちゃんと従って、一生懸命それをしてきたんですよね。はしごを外すようなものじゃないですか。今市長から答弁がありましたように、

それぐらいの方々が、いろんな形で影響を受けられる。これはね、こんなやり方はもうやめてよって、去年もサツマイモ基腐病の関係とかあって、農政畜産課の方々は本当に大変な思いをされたわけです。農政局からわざわざ来てもらって説明会をし、それで、はしごを途中で外されてですよ、大変な思いをされたじゃないですか。12月もそうでしたよね。これね、国のこういうやり方は、もう許せないというふうに僕は思うんですよ。例えば予算を同じ100億円にして、農家の方々に給付する金額を1万円から5,000円にするとかね、そうしてやれと言うわけですよ。そんなのは少し考えてほしいなと思います。ぜひですね、この5年間減反に協力してきて、交付金や助成金が出るから努力して水はけがよくするとかですね、いろいろ努力してきた土地に「水を一回も張らんとは、もう対象外にすっじな」と、これは普通は市長、その努力を何とと思っているんですかね。畑に水がどんどん来たら、畑じゃないじゃないですか。作れないですよ。地目が田とかそういうところで、国の減反政策に協力してきた人に「水を張らんとやっせんぞ」て、これは市長、市長も米を作っておられるでしょう、そこについてはおかしいと思いませんか。私も米を作っていますが、私は転作のその申請をしていないからいいんですけど、でも基本、そういう農家さんの努力に対して、こんな国のやり方はおかしいと思いますね。そこについては、市長いかがですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、長年、政府の減反政策に協力してきた農家を一方的にカットするというのは、これは確かにおかしいというふうに思います。

○19番（小園義行君） ぜひですね、これもやはり私たちは先端の自治体、末端と普通おっしゃいますけど、僕たちが一番先端のところで、住民と市長向き合っているわけですよ。国が向こうで法律を作ってこれでやれと、でもそのときに、「そんとはおかしいがな」って、これはやはり一番先端で努力されている行政当局含めて、国にはおかしいときはおかしいと声を上げないと、これは守れないですよ。ぜひ、今市長がおっしゃるように、国の政策に協力してきた人に対して、はしごを外すというのはね、おかしい。ぜひ、そこについては今おっしゃったように、国に対して声を上げてください。これは、市としてこんな助成できませんよね、もうね、このマイナスのこういったものをですよ、簡単にはいかんですがね。ぜひ、そこについては声を上げていただきたいと、そういうふうに思います。そういうことだというふうにおっしゃいましたのでね。

私たちは、この前選挙が終わりまして、「住民の皆さんのために頑張らせてください」と私もお願いをしました。それは、行政当局と一緒にいいまちづくりをしていく、そのための議論をここでさせてもらうために、議員にならないとここで発言ができないんですよ。ぜひ、お互いに20人の議員がいて、当局にお願いもしたり提案もするわけです。当局は、そのことにしっかりと住民の皆さんからの声が届いたよという、そういった受け止め方、今回のこの所信表明も、そういう住民からの声がいっぱい出ています。しっかりとそのことを受け止めていただきたい、そうしてお互いに前向きな議論を大いにできるようにしていただきたい。当然努力されていると思います。できないことはできないでいいでしょう、でも基本、本当に議員の方々は、たくさん

の方の声を届けられたものを届けるということですので、ぜひそこについては、しっかりと受け止めてほしいなと思います。私自身もまた4年間、本当に新しい、1期目に当選したときと同じような気持ちで、今ここで質問していますが、ぜひ、当局においてもそれぞれの議員の声を受け止めていただきたいと思います。

今回、本当に許せない、ロシアのああいっただんでもないことだというふうに思います。さっき冒頭にも言いましたが、今日、五代裕己さんの「情報WAVEかごしま」でありますので、ぜひ皆さんも見ていただいて、彼がどういった人生で病気でお亡くなりになっていますが、ぜひ我がまちにそういった人たちがいるんだと、いたんだと、そのことをちゃんとひもに留めておいていただきたいと思いますというふうに思います。

これからも住民の皆さんの立場に立って、全力で頑張ることを表明して、私の一般質問を終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。

本日、青山議員ほか2名から、発議第2号、ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議についてが提出されました。本議案を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

お諮りします。追加日程第1、発議第2号については、会議規則第39条の第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審査することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審査することに決定しました。

—————○—————

追加日程第1 発議第2号 ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議について

○議長（平野栄作君） 追加日程第1、発議第2号、ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議についてを議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

○7番（青山浩二君） ただいま議題となりました発議第2号、ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議について、趣旨説明を申し上げます。

賛成者は、志布志市議会議員、丸山一議員、西江園明議員であります。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、国際社会の秩序を失わせ、世界の平和と安全を脅か

す明白な国際法違反であり、断じて容認できません。ロシアの一方的な侵攻に対し、我が国をはじめとする国際社会はあらゆる外交努力を行い、一日も早いウクライナの平和と安定を再構築しなければなりません。

ここに、志布志市議会は、ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議するとともに、ロシア軍の即時かつ無条件での完全撤退を強く求めるものであります。また、政府においては、邦人の確実な保護や我が国への影響対策について、万全を尽くしていただくよう強く要請します。

以上で、趣旨説明を終わります。御賛同方よろしくお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決します。

お諮りします。発議第2号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

○議長（平野栄作君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日から3月24日までは休会とします。

3月25日は、午前10時から本会議を開きます。日程は委員長報告、討論及び採決であります。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午後0時10分 散会

令和4年第1回志布志市議会定例会会議録（第6号）

期日：令和4年3月25日（金曜日）午前10時00分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第8号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第11号 志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第12号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第14号 志布志市土地改良事業基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第6 議案第15号 志布志市営住宅管理条例及び志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第16号 志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第17号 市道路線の認定について
- 日程第9 議案第18号 市道路線の変更について
- 日程第10 議案第19号 令和4年度志布志市一般会計予算
- 追加日程第1 発議第3号 議案第19号 令和4年度志布志市一般会計予算に対する附帯決議について
- 日程第11 議案第20号 令和4年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第12 議案第21号 令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議案第22号 令和4年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第14 議案第23号 令和4年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第15 議案第24号 令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第16 議案第25号 令和4年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第17 議案第26号 令和4年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
- 日程第18 議案第27号 令和4年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第19 議案第28号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第29号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第30号 令和4年度志布志市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第22 同意第2号 副市長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第23 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙
- 日程第24 議員派遣の決定

日程第25 閉会中の継続審査申出について

(総務常任委員長)

日程第26 閉会中の継続調査申出について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 北 野 保
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 濱 田 茂	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 大 迫 秀 治	耕地林務水産課長 小 山 錠 二
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎
有明支所長 重 山 浩	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 和 佐 浩 教	農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 幸 喜
教育総務課長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 上 木 勝 憲
生涯学習課長 江 川 一 正	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 大 田 和 隆	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、稲付洋平君と隈元香穂子さんを指名いたします。



日程第2 議案第8号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第2、議案第8号、志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第8号、志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月11日、委員全員出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の制定内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の条例制定については、全国的に低い状況となっている男性職員の育児休業取得率を改善し、働き方の見直しにつなげる主旨であると理解するが、取得数が伸びない原因には、制度の周知不足や取得の相談がしにくい雰囲気などあるのではないかと考える。本市における今後の対応をどのように考えているかとただしたところ、これまで一部の若い世代の職員に向けて、育児休業制度の説明を行っていたところであるが、今後は全体的な職員研修として周知徹底に努めていきたい。

また、育児休業が取得しやすい職場環境整備も重要と考えており、そのために上司の理解を深めることを目的とした研修や、休業中に支給される給付金の周知についても、併せて実施したいと考えているとの答弁でありました。

国は、2025年までに男性の育児休業取得率を30%に引き上げることを目標に掲げているが、制度の周知徹底に取り組む中で、本市としても具体的な目標の設定がなければ、取得数の伸びにつながらないのではないかとただしたところ、本市におけるワーク・ライフ・バランス実現に向けた協議の中にしっかりと盛り込んでいきたい。なお、目標としては、現実味のある数値の設定を前提としながら、具体的に明示できるよう議論したいと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第8号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

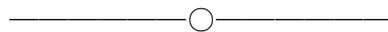
○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。
これから、採決します。

お諮りします。議案第8号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第8号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第3 議案第11号 志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第3、議案第11号、志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第11号、志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月11日、委員全員出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の制定内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の条例制定については、全国的に減少している消防団員の処遇改善を目的として、報酬の見直しがなされていると理解するが、消防団員の充足率を改善するため本市としても努力が必要な中で、今後の取組をどのように考えているかとただしたところ、本市の消防団員数も年々減少傾向にあるが、今回報酬の見直しがなされたことを契機に、積極的な団員の募集につなげるため、BTVケーブルテレビで放送している番組「元気告知板」の活用や、ホームページへの掲載、団員募集のぼり旗の設置、市職員への加入の呼びかけなど幅広く広報活動を実施している。また、出動手当が支給されることなど、充実した福利厚生があることについて

での周知にも努めていくとの答弁でありました。

今回の改正に伴い、費用弁償であった出動手当が報酬への支給に変わることによって、所得税が課税の扱いに変わり、影響を受ける消防団員がいるのではないかとただしたところ、所得税が課税の対象となるのは、年額報酬が5万円を超える場合であり、今回の改正によって影響があるものと考えられるが、国としては課税する方向で現在検討されているようである。本市の法令審査会においても所得税の影響が議論になったところであるが、今後、国からの通知を受け止めながらしっかりと対応をしていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第11号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第11号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第4 議案第12号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第4、議案第12号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第12号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月11日、委員全員出席の下、執行部から総務課長、税務課長、情報管理課長、市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の制定内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、電子決済による各種証明書等の手数料について、QRコードを利用した支払いが可能となることで市民の利便性向上に寄与することは理解するが、本市での導入に至った経緯についてただしたところ、国では、2025年6月までにキャッシュレス決済の比率を4割程度とする目標を掲げており、コロナ禍における新しい生活様式においても、直接の接触を避ける感染防止対策として有効な手段になっている。

今回採用する予定のJPQRという方式は、国が推進している事業であることから、初期導入費用、維持費がかからないことや、簡素な仕様であるため市民に複雑な操作を求める必要がない等のメリットがあることを踏まえ、電子自治体推進会議での協議を経て、まずは税務課、市民環境課での導入を決定したものであるとの答弁でありました。

本市の窓口では、いつから運用される予定なのか。また、導入にあたっての課題はないのかとただしたところ、窓口での運用開始及び設置先については、令和4年7月から、市民環境課、税務課の本庁、各支所窓口に1か所ずつ、合計6か所を予定している。想定される課題としては、現金決済事務との併用になることから取り違えなどの注意が必要となることや、キャッシュレス決済では自治体への入金が後日となることから、領収書の発行を求められた場合の対応を今後検討しなければならないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第12号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第12号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第5 議案第14号 志布志市土地改良事業基金条例を廃止する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第5、議案第14号、志布志市土地改良事業基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果に

ついて、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第14号、志布志市土地改良事業基金条例を廃止する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月11日、委員全員出席の下、執行部から耕地林務水産課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、土地改良事業基金条例の廃止に伴い、基金残高の取扱いはどうなるのかとただしたところ、議決後、3月31日付で基金を解約し、基金残高69万9,862円は一般会計へ繰り入れることになるとの答弁でありました。

今後、土地改良事業で補修が必要になった場合はどうなるのかとただしたところ、国営事業で建設した分については、国営更新事業での改修を要望し、県営事業で建設した分については、長寿命化、防災減災事業での対応となる。なお、突発的な災害については、国の直轄災害復旧事業や市・改良区で対応するとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第14号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第14号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第15号 志布志市営住宅管理条例及び志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第6、議案第15号、志布志市営住宅管理条例及び志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果に

ついて、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第15号、志布志市営住宅管理条例及び志布志市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月11日、委員全員出席の下、審査に資するため、市営住宅及び市営単独住宅の現地調査を実施し、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、現地調査において、「さくら団地は、松山地区の定住促進の一環として建設されたものである。今後の建替え経費や維持管理コストの削減を図るため、市営単独住宅の売却を行う方針」との説明を受けました。今回、入居者の希望により1戸を譲渡するが、残った8戸に空きが出た場合など、今後の方針についてただしたところ、入居者からの譲渡希望に伴い、アンケートを実施したところ、複数から譲渡希望があった。今回、売買手続きが整った1戸を譲渡するが、他の入居者も希望があれば譲渡していきたい。また、空き家が出た場合については、公募を行い売却していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第15号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第15号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第16号 志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第7、議案第16号、志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第16号、志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月11日、委員7名出席の下、執行部から生涯学習課長、ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の制定内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、施設の利用に際し、指定管理者の許可が必要な行為が設けられたが、利用者が不便になることはないかとただしたところ、火気を使用する場合などは、指定管理者に申請を行い、許可を得る必要があるが、通常の公園利用であれば、申請等の手続きは必要なく、自由に利用することができるとの答弁でありました。

潤ヶ野校区コミュニティ協議会の皆さんにより遊具等が整備され、施設利用者の増加が期待される。施設に管理者が常駐していないが、利用者への対応など、利便性をどのように確保するかとただしたところ、指定管理者と協議を行い、連絡先等についての案内看板を設置するなど、スムーズな利用ができ、親しめる施設となるよう努めていきたいとの答弁でありました。

内之倉農村広場の名称について変更を検討するとのことであったが、現在どのような状況であるかただしたところ、現在は、潤ヶ野地区営農研修センターと内之倉農村広場を併せて、潤ヶ野校区コミュニティ協議会を指定管理者としている。指定管理の変更となる4年後までに、地域の方々等と協議を行い、皆さんが分かりやすい名称について調整していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第16号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第16号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 8 議案第17号 市道路線の認定について

日程第 9 議案第18号 市道路線の変更について

○議長（平野栄作君） 日程第 8、議案第17号及び日程第 9、議案第18号、以上 2 件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、一括して委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（西江園 明君） ただいま一括議題となりました議案第17号、市道路線の認定について及び議案第18号、市道路線の変更について、以上 2 件の産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月11日、委員全員出席の下、審査に資するため、市道路線の認定及び市道路線の変更の現地調査を実施し、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、新たに認定する市道路線の合計距離はどのくらいかとただしたところ、認定する路線は14路線で、延長は1,683.3mであるとの答弁でありました。

今回の市道路線の認定に伴い、交付税措置の状況はどうなるのかとただしたところ、道路交付税の措置額としては、道路延長や面積により算定され、おおよそ118万円の増額を見込んでいるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第17号、議案第18号の以上 2 件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第17号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第17号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第18号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第18号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第19号 令和4年度志布志市一般会計予算

○議長（平野栄作君） 日程第10、議案第19号、令和4年度志布志市一般会計予算を議題とします。

本案は、予算常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○予算常任委員長（玉垣大二郎君） ただいま議題となりました議案第19号、令和4年度志布志市一般会計予算について、予算常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月10日、委員全員出席の下、審査に資するため、夏井漁港、市道外之牧2号線・上ノ浜・波見線、福山氏庭園等の現地調査を実施した後、同月14日から18日にかけて、執行部から関係課長・局長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

まず初めに、財務課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、志布志庁舎LED照明設置事業について、LED化が脱炭素社会の実現に寄与することは理解するが、導入の背景及びリース契約を選択した経緯についてただしたところ、現在の志布志庁舎における蛍光灯の安定器については、寿命を迎える時期のものが多く、実際にこれまで多くの修繕料を要している。基本的には耐用年数を勘案した更新となるが、今後は蛍光灯の供給減少が見込まれること、また、LEDへの交換で電気料金がおおむね3分の1程度に抑えられる試算となっていることなどを踏まえ、庁内での議論において、まずは志布志庁舎の照明をLED化することについて方向性を決定したところである。

リース契約については、費用負担の平準化を図ることができるとともに、保守を含んでいることから今後の修繕料が原則発生しないもので、財政的、事務的にも負担が減るなどのメリットがあるといった理由からリース契約の選択に至ったものであるとの答弁でありました。

自主財源比率は年々増加傾向で、これについてはふるさと納税の影響が大きいと考えられる。全国の方からの寄附は非常にありがたいところだが、ふるさと納税には時限的な可能性が指摘されており、依存度が高い状況が懸念されるとともに、人口が減り続ける中で今後の税収、地方交

付税が減少していくことについても考慮された財政運営の議論がなされているかとただしたところ、ふるさと納税によりふるさと志基金が積み立てられ、様々な事業に充当しているが、令和4年度の当初予算編成方針においても、いずれ減少していくことを前提として基金依存体質からの脱却を図ることを示し、これまで所期の目的を達成した事業については各課の判断で削減するなど、歳出の見直しに取り組んでいるところである。

また、九州財務局による財務状況把握ヒアリングを受検し、現状では留意すべき点がない旨の評価を受けたところだが、今後も引き続き、ふるさと納税寄附金の状況に留意しつつ、緊張感をもって、市財政の健全化を図っていききたいとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、第12回全国和牛能力共進会、鹿児島大会出品謝礼事業について、実施地区及び計画頭数はどうなっているのか。また、本選出品への手ごたえはあるかとただしたところ、実施地区については、集合指導と曾於地区予選会は、曾於地域家畜市場で、県予選会は、霧島市隼人町の始良中央家畜市場で、本選は、霧島市牧園町で予定されている。計画頭数については、集合指導は50頭、曾於地区予選会は一次、二次まで延べ30頭、県予選会は10頭、本選は3頭を計画している。

また、本選出品への手ごたえについては、市内各地区1頭ずつの意気込みである。市としてもJAと一緒に生産者意欲が高まるよう、また、志布志ブランドの確立を目指し、取組を強化していきたいとの答弁でありました。

次に、農業委員会分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農業委員会法の改正により、法定手続きの円滑化、農地利用の最適化を促進する目的として、農業委員と農地利用最適化推進委員の連携強化が求められているが、現状はどうかとただしたところ、農業委員は、主として毎月行われる総会において農地法に基づく許可等に関し農業委員会としての意思決定を行い、その判断材料の担い手となる各地区から選出された農地利用最適化推進委員は、担当区域における個別相談などの現場活動を積極的に行うなど、それぞれの役割を担っていただいている。

また、農地利用最適化推進委員は、2か月に一回の割合で総会に出席し、担当区域の状況について積極的に意見を述べ、農業委員との密接な連携、情報交換に努めているとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、青少年研修事業は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により2年間中止になっている。子供たちの学びや貴重な体験の場の確保が必要であるが、どのように考えているか。また、シアトル研修は、4人の募集定員であるが、以前のように5人に戻すことは考

えていないのかとただしたところ、令和4年度は実施したいと考えているが、今後、実行委員会等で協議を行い、実施するかどうかを決定していくことになる。新型コロナウイルス感染症の状況等により実施が厳しい場合には、代替の事業を実施するなど、子供たちの学びの場が確保できるよう、取り組みたいと考えている。

また、シアトル研修の定員については、今後、財務課等と協議していききたいとの答弁でありました。

生涯スポーツ推進事業について、令和4年度からレインボー424スポーツクラブに委託して実施するとのことであるが、現在のクラブ会員数は、何人であるか。また、事業内容として、生涯スポーツに関する相談窓口の開設を掲げているが、どのような内容を想定しているのかとただしたところ、レインボー424スポーツクラブの会員数は、令和4年2月時点で91人である。初年度の目標は100人と設定していたため、おおむね達成できたと考えている。

また、生涯スポーツ推進事業については、スポーツ教室やサークル活動等を計画しているが、幅広いスポーツに関する窓口を開設することで、様々な意見を聞きながら、今後の事業展開につなげていききたいとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、証明書コンビニ交付導入事業について、利用開始までのスケジュールとサービス内容についてただしたところ、業務委託によりシステム構築を行い、令和5年2月から利用開始を予定している。コンビニエンスストアでの証明書交付は、6時30分から23時までと利用時間が広がり、土曜日、日曜日も交付ができる。また、これまでと同じ程度の証明書の発行が可能であるが、交付にあたってはマイナンバーカードが必要であるとの答弁でありました。

コンビニ交付を導入しても、市民の約6割の方はマイナンバーカードを有しておらず、利用することはできない。郵便局で証明書を交付する方法を採用すれば、各地域に店舗があり、現在より利便性が高まると考えるが、検討はしなかったのかとただしたところ、マイナンバーカードについては、各種申請サポートを行い、利便性を説明しながら取得を推進している状況である。

郵便局での証明書交付については、庁内の電子自治体推進会議で検討したが、郵便局の営業時間内での対応となり、休日が利用できないこと、また、回線工事や業務委託料等の経費が必要となるため、導入には至らなかったとの答弁でありました。

市内では、コンビニの閉店やコンビニが近隣にない地区がある中で、利便性についての格差が広がり、不便な地域の方々は、取り残されるおそれがある。慎重な対応をすべきではないかとただしたところ、コンビニ交付の導入については、以前より検討してきたところであるが、3庁舎に設置している証明書自動交付機のシステム保守が、令和8年3月末で終了する見込みであり、それまでの期間を踏まえ、今回、コンビニ交付に係る予算を計上したところである。遠方の方については、移動手段等の活用など、利便性が確保できるよう検討していききたいとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、令和2年12月8日から運営されているエスプラネードを起点として、移住・交流支援業務委託事業が展開されているところだが、実績として多くの来訪者がある中で、若い世代の利活用が中心となっている。事業目的からみても、今後あらゆる世代の交流が必要と考えるが、具体的な取組が検討されているか。また、今回の当初予算は、エスプラネードとの協議、意見交換を踏まえた結果が反映されているかとただしたところ、今回、本事業における新たな取組として、本市への移住・定住を検討されている方に1か月間の滞在が可能な宿泊施設を提供し、実際に市内で生活できる「移住体験ハウス」の運営や、出会いの支援としてミニイベントなどを実施するような展開を考えており、あらゆる世代を含めた交流の手段の一つとなるよう今後も推進していきたいと考えている。

また、このような新しい取組は、エスプラネードからの積極的な意向や提案を受けて、協議を重ねた中で後押しできるよう当初予算として反映させたものであるとの答弁でありました。

地域コミュニティ協議会形成・活動促進事業について、コミュニティ協議会への移行を順次進めた場合、これまで校区公民館と並行した活動を行っている組織のふるさとづくり委員会はどのような位置づけとなるのか。また、コミュニティ協議会への支援の在り方と今後の方向性についてただしたところ、ふるさとづくり委員会の理念は「住民総意のまちづくり」であり、多様な主体が連携するコミュニティ協議会の趣旨と同じ方向性でもあることから、ふるさとづくり委員会は組織内の一部として位置づけられており、現在3地区のコミュニティ協議会が立ち上がっている中においても、環境美化運動や各種イベントの開催など継続した活動を行っている。

また、組織として一本化されることから、協議会内で活動内容に応じた予算配分が可能となることや、作成が必要な実績報告も集約されるといったメリットがある。

コミュニティ協議会への支援については、準備団体に対して合計で120万円、設立から3年間の創生支援として合計で150万円を交付するもので、令和5年度までに全18地区の設立を目指すとともに、支援を効率的に継続できる課の創設も今後の大きな目標の一つと考えているとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、成年後見制度利用支援事業について、新たに成年後見支援センターを設置することであるが、設置に至った経緯と事業内容についてただしたところ、成年後見制度は、令和2年度末で、33の方が利用しており、高齢化等の影響により利用者が増加傾向である。一方で、制度や相談先が知られていないため、制度周知の強化を図るとともに、相談窓口を明確にし、丁寧な相談体制を整えるため、センターの設置に至ったところである。

センターについては、市の社会福祉協議会内に開設する予定であるが、広報・啓発機能、相談機能の充実に取り組みながら、段階的に機能強化を図っていきたいと考えているとの答弁であり

ました。

次に、建設課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、危険廃屋解体撤去事業については、良好な景観の向上及び安全・安心なまちづくりの形成に寄与する大切な補助事業であるが、解体撤去補助の現状と管理不全な危険廃屋の把握方法についてただしたところ、令和3年度の解体撤去補助については、住宅で47件、付属屋で19件、平成22年度の事業開始から、延べ552件となっている。

また、管理不全な危険廃屋の把握については、地域住民、所有者等からの相談や職員によるパトロール等により、平成28年度から現在まで53件把握しており、そのうち、30件がこの事業を活用して解体撤去されているとの答弁でありました。

次に、議会事務局分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、会議録等電子化業務について、劣化がみられる旧3町の議会会議録を電子化し、永久的な保管の実現を目指すものであるが、単年度のみでの取組ではなく、今後継続的に行っていく考えかとただしたところ、本事業については、以前から着手したいと考えていたが、財政的な制約からなかなか実現できなかったところである。今回は、損耗が激しい年代の電子化に取り組むことについて予算の計上が認められたところであるが、本市の貴重な資料を後世に伝える必要性からも、今後も予算編成の段階で事業継続の要望を行っていききたいとの答弁でありました。

議会だよりについて、キャリア教育の一助になる観点から、市内の高等学校への配布は考えていないかとただしたところ、令和4年度の取組として、市内の二つの高等学校への配布を考えており、各教室に設置が可能な部数としていただけるよう要請をしまいたいとの答弁でありました。

次に、監査委員事務局分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、監査委員の月額報酬及び年間でどのくらいの職務日数となるかとただしたところ、月額報酬について、識見を有する者のうちから選任された監査委員は11万8,000円、議会議員のうちから選任された監査委員は6万3,100円で、期末・勤勉手当はないため、12か月分の積み上げが年額となる。職務日数としては、例年では92日間から93日間となっているとの答弁でありました。

次に、会計課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、庁舎内における各種システム改修が行われた際に、会計課とのつながりによって何らかの不具合や影響を及ぼした事例は確認されていないかとただしたところ、直接的に会計課が影響を受けるようなものはないが、以前、庁舎内の基幹システムを更新した際に、

税関係のデータ連携に不具合があり、復旧に至るまで収入金額の把握ができなくなった事案が発生した。この影響から、その間の還付事務処理に遅延が生じたことがあった。各所管課の担当者レベルだけでなく、問題の大きさによって課長級での協議ができる体制を構築しているとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、納税通知書印刷及び納付書封かん委託事業について、5年間にわたる契約となった理由と、導入による負担軽減の効果は検証されているかとただしたところ、導入初年度の令和4年度は、システムを構築する業務のみである。実際に封かん業務の委託が開始されるのは令和5年度以降だが、システムの構築を担当した事業者との連携が必要不可欠となることから、令和8年度までの債務負担行為を設定の上、長期間の契約を締結するものである。

また、本事業の導入により、これまで他課に在籍する会計年度任用職員の協力を得ながら行っていた手作業の負担が減少し、人件費や印刷製本費等を含めた事業費を全て合算すると5年間で約1,000万円の減額につながる試算となっているとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、子育て世代包括支援センター事業について、出産後の初期段階におけるケアが大事であるが、妊産婦の方の心的なケアや育児のサポートを実施するにあたり、現在の体制で十分であるかとただしたところ、子育て世代包括支援センターは、有明庁舎に窓口を設置し、訪問活動を重視して支援を行っている。母子保健事業と児童福祉事業の一体的な取組について検討しており、そのための体制を整えていきたい。

また、本市においては、宿泊型の産後ケア事業を3年間実施しているが、通所型の産後ケアを実施できる場所が必要ではないかと考えている。今後、拠点となる施設や体制について、庁内で協議していきたいとの答弁でありました。

不妊治療費助成金について、これまでの支給実績と助成の内容についてただしたところ、支給実績については、令和元年度が22件、令和2年度が20件、令和3年度が現時点で24件である。これまで自費診療であった人工受精等の不妊治療について、令和4年4月から保険適用となるが、不妊治療に要した費用のうち自己負担となる費用や経過措置の対象者に対して、一会計年度当たり20万円を上限とした助成を予定しているとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、志布志市商工業支援制度事業における創業者等への支援について、商店街モデル地区以外のエリアにも支援を拡充した令和3年度における取組の現状をどのように捉え、今回の提案に至ったのかとただしたところ、これまでの支援実績としては、平成29年度に2件、平成30年度に2件、令和元年度に1件、令和2年度から令和3年度までについては相談が

あったものの創業には結び付かず0件の結果であった。

総合振興計画の中でも商店街の空き店舗解消が重点的な施策として位置づけられていることから、令和4年度に向けてはさらなる創業誘引の強化を図るため、市外で既に飲食業を経営されている方についても、本市の商店街モデル地区に進出展開される場合には新たに支援の対象としたことや、国や県の支援事業を参考とした補助率の割増しなど、制度拡充を反映した予算の提案に至ったものであるとの答弁でありました。

市民が親しむ港づくり推進事業について、志布志港の景観維持を目的とした本事業の取組の効果をどのように考えているかとただしたところ、旅客待合所や観光船バース付近の緑地帯については、本事業が活用された伐採等がされ景観の美化に大いに寄与している。

しかし、面積に見合った予算額ではなく、現場の雑草等の繁茂には追いついていない現状があることから、その都度、県に対して予算措置を要請し、追加的な伐採等の対応につなげているところである。

併せて、港湾関係者で組織された団体によるボランティア清掃活動や、本市職員による土砂の除去作業なども実施しており、自主的な景観の維持管理にも努めていることから、環境美化の意識醸成も含めて本事業の効果はあるものと評価しているとの答弁でありました。

次に、教育総務課・学校教育課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、小規模校入学特別認可制度通学委託事業について、特認校への通学児童の増加により、スクールタクシーの乗車定数を超過し、保護者による送迎も増える見込みである。特認校に通う手段として、全員に平等なサービスを提供してほしいと考えるが、スクールタクシーの台数を増やさないのであれば、保護者が送迎する場合については、実費分を補助することができないかとただしたところ、保護者説明会において、スクールタクシーの台数を増やしてほしいという要望が受けているが、市としては、特認校への通学児童の増加により、本来就学すべき学校のクラス編成に影響が出ることから、現在以上にスクールタクシーは増やさないと説明しているところである。

保護者が送迎する場合については、遠距離通学に係る補助金制度もあるので、そのような制度等を参考にしながら、通学手段の在り方についての検討をしていきたいとの答弁でありました。

AI学習ドリル導入事業について、一人1台のタブレットを効果的に活用し、教育の質的向上を図るとのことであるが、コンピューターの利用時間が長ければ長いほど学力は低下していると、国際機関がまとめた報告もあるが、どのように考えているかとただしたところ、これからの時代を担う児童・生徒の育成のため、情報活用能力を高めていくことは、非常に大切なことであると認識している。国際機関の報告内容は踏まえているが、子供たちの学力を向上させるには、タブレットを使用するだけでなく、教師による直接的な声かけ等を効果的に行っていく必要がある。一人ひとりの個別の学びを大切にする点では、AIドリル学習が非常に効果的に作用すると考えているとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、志布志湾水産振興補助金について、現在、イワガキとヒオウギガイの養殖事業を行っている志布志漁協へ稚貝購入を補助しているが、採算性を含めた現状についてただしたところ、志布志漁協では、本市特産物の確立と安定的な生活を営む産業形成を図る目的で、イワガキとヒオウギガイの水産資源を育てる養殖事業を展開しており、令和2年度は、約2万個の稚貝購入に対し約9,000個を販売、約200万円を売り上げている。令和3年度は、豪雨・台風等による河川からの泥流の流入やヒラムシ等の発生、様々な要因による生育不足で、売上げは約100万円と半減しているが、購入稚貝の半分程度の生産ができている状況であり、これを8割、9割以上の生産に近づけられるよう取り組んでいる。

今後、令和4年度の事業実績やおおむね3年間にわたる養殖事業の技術確立状況等を見ながら、自立した事業展開の方向性が見えてくるのではないかとの答弁でありました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、デジタル化推進事業について、庁内におけるペーパーレス、テレワーク等への取組に対応するため、モバイルパソコンの導入及びネットワークの無線化事業などが盛り込まれており、まずは、行政側のデジタルトランスフォーメーションの環境を整備する計画となっているが、市民を誰一人取り残さないデジタル社会を目指すという命題への取組は、今後どのように考えているかとただしたところ、デジタルトランスフォーメーションは、デジタル技術の活用により住民の利便性向上や自治体の業務効率化を目的としており、その効率化によって得られた時間的、人的資源を社会的弱者と呼ばれる方々への対応の強化や、窓口業務の充実化に振り向けることが可能になると考えていることから、今後も引き続き誰一人取り残さないという姿勢で積極的な取組を進めていきたい。

なお、デジタル化の推進には、高度な知識や技術の習得が今後さらに必要とされていくことに備え、外部有識者や包括連携協定を締結している民間法人に、庁内組織である電子自治体推進会議への参加、アドバイスなどいただける体制を構築しており、デジタル化に対応できる人材の育成にもつなげていきたいと考えているとの答弁でありました。

最後に、総務課分・選挙管理委員会分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、防犯街灯維持管理等業務について、自治会及び公民館で管理している防犯街灯をLEDへ転換する場合に補助金を交付するものだが、3年間にわたる本事業の取組があった中で、これまで転換を実施していない自治会はどのくらいあるのか。また、未実施の自治会に対しては、本事業の利活用を何らかの形で働きかけるような考えはないかとただしたところ、LEDへの転換計画を策定した当初の段階では2,061基が未対応であったが、令和4年2月10日までに1,282基の転換が完了し、進捗率としては62.2%となっている。

また、116の自治会が未実施となっており、令和4年度までに全ての自治会の転換を完了したいと考えているが、コロナ禍の影響からLEDへの転換に向けた協議や話し合いができないこと、また、高齢化を理由に煩雑な手続きを敬遠されることなど、自治会によっては市としても配慮が必要なケースがみられる。夜間の防犯対策を目的とした事業である観点からも、丁寧な対応に努めながら推進していきたいとの答弁でありました。

津波避難施設整備事業について、津波の浸水が想定される区域の中で、複合的な理由から避難が困難と思われる地区に対し、避難地を整備する本事業の趣旨は大いに理解するところだが、盛土による築山高台の設置では、地元住民の不安解消につながらないのではないかと。築山は、日常的な風雨はもとより、近年多発する豪雨災害を受けることで徐々に弱っていく懸念があり、定期的な補修工事が発生するおそれもある。

また、食料等の防災用品備蓄機能や屋根の取付けも計画されておらず、被災後に救助を待つための設備としては大変心もとない。長年にわたり、鉄骨・鉄筋造りの強固な避難施設整備を求めた地元の声があることを当局には届けてきたが、最終的に築山を整備する判断となった経緯、背景及び強固な設備へ設計変更する考えはないかただしたところ、県内においても幾つか整備事例が報告されている鉄骨・鉄筋コンクリート造りの避難タワーは、平常時は閉鎖されており日常的な利用を想定されていないことや、津波が発生した場合の非常時には階段のみで上っていく必要があり、避難行動に支援を必要とする方にとっては現実的でないといったデメリットがある。

今回、整備を計画している築山高台については、本事業では備蓄用倉庫などの設置は行わないが、緩やかなスロープを併設できることから車いすの方の避難も可能で、普段から地域の方に活用いただけるよう常に開放したいとも考えている。

盛土の耐久性については、県の担当者からも、整備から時間の経過とともに地盤が固まり、後々耐震性を考慮する必要がない旨の確認を得ているが、必要な面積、適切な位置の土地の提供が見込めなければ造成自体が難しい中であって、土地所有者とその部分で合意ができたところである。

また、本事業は、本市としても最大限の考慮、検討を重ねながら、国の基準に基づいた設備の設計を行ったものであることから、そのことに準じた計画を推進しなければならないと認識しているとの答弁でありました。

本事業によって整備される築山高台は現在の地盤高と合わせて8.3mであり、隣接する国道の標高6.7mと比較して、僅か1.6mの高さが確保できるだけである。このような状況で、4,000万円以上の事業費を投入する意義があるかとただしたところ、県が示す南海トラフ地震による津波の最大の高さ6.41mを想定し、さらに周辺区域の浸水が予想される深さを考慮して8.3mの高さの築山高台を確保したいという思いで設計を行い、地元の方々に対しても高さの考え方や経緯については説明させていただいたところである。

事業費としては、東九州自動車道の残土を利活用することなどについて関係機関と検討・協議を行い、できる限りの圧縮に努めていきたい。また、本事業の補助率は当初2分の1であったが、

県と合同で計画の策定を行い、3分の2にまで引き上げたところであるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑・答弁を踏まえた上で、議案第19号に対する市長の考え方について、質疑を行う必要があるとのことから、市長への総括質疑を行いました。

主な総括質疑といたしまして、証明書コンビニ交付事業について、全国どこのコンビニエンスストアでも証明書の交付が受けられるというメリットは、市民の利便性向上につながることはあるが、高齢世代にとっては移動手段の確保が容易ではないことや、コンビニが近隣にある地区、ない地区との地域間格差の拡大が非常に危惧される。経費負担は伴うが、本市において、コンビニより身近な存在である郵便局で証明書交付を行うこともできる。経費が優先なのか、市民の利便性が優先なのか。5年先、10年先を見据え、しっかりとした議論を行い、誰一人取り残さないための政策を考えてもらいたいとただしたところ、市民の利便性を高めること、誰一人取り残さないという考え方を基本に、行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまちを目指すために、様々な事業に取り組んでいる。

マイナンバーカードの普及、カードを活用したデジタル化社会の推進、財源の問題も含め同時進行で検討を行うとともに、地域間格差をできるだけ縮めるため、しっかりと対応していくとの回答でありました。

津波避難施設整備事業について、これまで、津波避難タワーの設置と聞いていたが、国の基準に基づく盛土工法による施設整備が計画されている。整備予定地は、国道よりも低い位置にあり、津波・台風という自然災害に対して、地域住民の中には不安を抱く意見もある。施設整備にあたっては、地域住民の不安解消を図るため、市長自ら足を運び、十分な説明を行った上で進めるべきであるとただしたところ、安心・安全なまちづくりの実現に向け、地域住民に理解してもらえよう、しっかりと説明していくとの回答でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、証明書コンビニ交付導入事業について、コンビニ交付自体には反対しないが、コンビニエンスストアが近隣にない地区に対する対策が見えておらず、また、証明書交付がマイナンバーカード取得者に限定されているため、カードを持たない約63%の方は証明書交付の利用ができず恩恵がない、その意味でも地域間格差が生まれている。従来の証明書自動交付機のシステム保守が令和8年3月末で終了することへの代替措置として、郵便局など他の施設の活用策を真剣に考え、しっかりと協議すべきであること。

結婚新生活支援事業について、地域における少子化対策の強化及び本市への移住・定住の促進を図る目的であれば、対象年齢を39歳以下で制限すべきではないこと。

経営所得安定対策事業について、362人の方が、水田活用の直接支払交付金の事業見直しにより影響を受け、田の耕作に不利益が生じること。

津波避難施設整備事業について、津波避難タワーをどこに造るのか、長い間、事業計画の説明がない中、今回、盛土工法による施設整備が計画されている。地域住民の一部に、津波避難タワーの設置を求める意見もあるため、誰一人取り残さないという考え方であれば、地域住民の理解

を得た上で進める必要があることから、議案第19号については反対である。

一方、賛成討論として、市民が主役のまちづくりを基本に、誰一人取り残さないまちづくりを目指す市長の想いが、所信表明及び当初予算に集約されている。

証明書コンビニ交付導入事業については、これまでの自動交付機より利用時間帯が拡大され、全国どこへ行ってもコンビニ交付が受けられるという利便性が確保されている。そうした中で、今後、地域間格差を解消するために配慮していく答弁を理解した。

事業提案が先延ばしになると、多くの市民の利便性が失われることにつながることから、議案第19号については賛成である。

以上のように、反対・賛成の両討論がありました。

討論を終え、起立採決の結果、議案第19号については、起立多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第19号に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平野栄作君） 起立多数であります。

したがって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りします。本日、玉垣大二郎予算常任委員長から発議第3号、議案第19号 令和4年度志布志市一般会計予算に対する附帯決議についてが提出されました。本議案を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、発議第3号については、委員会提出の議案でありますので、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略します。

—————○—————

追加日程第1 発議第3号 議案第19号 令和4年度志布志市一般会計予算に対する附帯決議
について

○議長（平野栄作君） 追加日程第1、発議第3号、「議案第19号 令和4年度志布志市一般会計予算に対する附帯決議について」を議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○15番（玉垣大二郎君） ただいま議題となりました発議第3号、「議案第19号 令和4年度志布志市一般会計予算に対する附帯決議について」、決議案を読み上げて、趣旨説明に代えさせていただきます。

議案第19号、令和4年度志布志市一般会計予算に対する附帯決議。

証明書コンビニ交付導入事業については、従来の証明書自動交付機のシステム保守が、令和8年3月末で終了することへの代替措置及びデジタル化社会の実現を目指し、マイナンバーカードの普及を促進すること等から導入が計画されているが、市民の利便性が向上する一方で、コンビニエンスストアが近隣にない地区にあっては、地域間格差の拡大が危惧される。

また、津波避難施設整備事業については、国の基準に基づく盛土工法による津波避難施設整備が計画されているが、地域住民の一部から10年来にわたり、津波避難タワーの設置を求める意見もあるため、施設整備に対する地域住民の合意が十分得られているのか危惧される。

よって、本予算の執行にあたり、下記の事項に十分留意して対応されるよう強く要望する。

1、証明書コンビニ交付導入事業については、誰一人取り残さないという考え方を基本に、市民の利便性を高めるため、地域間格差をなくすように努めるとともに、自動交付機による証明書交付事業の今後の方向性及び他の施設等を活用した新たな証明書交付の事業展開を含め、同時進行で検討すること。

2、津波避難施設整備事業については、安全・安心なまちづくりの実現に向け、地元の理解を得るため、市長自らしっかりと説明責任を果たすこと。

3、上記二つの事業を推進するにあたり、当該事業の推進状況について適時市議会に報告すること。

以上、決議する。令和4年3月25日、鹿児島県志布志市議会。

以上で、趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第3号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第11 議案第20号 令和4年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（平野栄作君） 日程第11、議案第20号、令和4年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第20号、令和4年度志布志市国民健康保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月11日、委員7名出席の下、執行部から保健課長、志布志支所福祉課長、松山支所長、税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、糖尿病性腎症重症化予防保健事業について、市保健師等の指導のみで事業を実施するとのことであるが、対応できるのかとただしたところ、これまでは、県民総合保健センターへの業務委託と、市保健師による指導の二つの方法で実施してきた。令和4年度からは、市民とのコミュニケーションを図りながら、保健師による指導のみで行っていきたいと考えている。このことにより業務量の増加が考えられるが、保健師が1人で取り組むのではなく、グループで対応にあたるなど負担が軽減できるよう、話し合いながら進めていきたいとの答弁でありました。

コロナ禍が続いている状況で、医療給付費の推移についてどのような分析をしているのかとただしたところ、令和2年度の医療費は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による受診控えによって、前年度と比較して3.8%の減少となった。令和3年度は、12月診療分までで、前年度同月と比較して6.0%の増加となっている。一時的な減少は見られたが、今後も増加傾向が見込まれるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、国が未就学児一人当たりの均等割額の2分の1を軽減するという対策を取ったことは評価できるが、それでも国民健康保険税が高く、国民健康保険加入者は大変な状況である。また、疾病予防業務については、これまでも保健師の生かし方について発言してきた。今回、事業の方向性が示されたが、保健師が減員となる状況では、働いている方の負担がさらに増加することが見込まれる。国民健康保険加入者の状況を把握し、分析することにより、医療費を抑えていくことは保健師の役割だと思う。保健師を計画的に採用していくべきとの考えから反対の立場である。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、議案第20号については、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

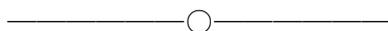
以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。
これから採決します。採決は起立によって行います。
お諮りします。議案第20号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
[賛成者起立]

○議長（平野栄作君） 起立多数であります。
したがって、議案第20号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第12 議案第21号 令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（平野栄作君） 日程第12、議案第21号、令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第21号、令和4年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月11日、委員7名出席の下、執行部から保健課長、志布志支所福祉課長、松山支所長、税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、後期高齢者医療保険料について、令和4年度は引上げになっているのかとただしたところ、後期高齢者医療保険料は、県後期高齢者医療広域連合が2年に一度、改正を行っている。令和4年度・5年度については、均等割額が55,100円から56,900円に、所得割率が10.38%から10.88%に、年間保険料の賦課限度額が64万円から66万円に引き上げられているとの答弁でありました。

医療機関窓口での自己負担について、令和4年10月から、2割負担が実施されるが、どの程度の影響を見込んでいるのかとただしたところ、2割負担については、単身世帯の場合は年金等の収入が200万円以上、複数世帯の場合は320万円以上の方が対象となる。全体で9%の方が、2割

負担の対象になると見込んでいるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、令和4年度の後期高齢者医療保険料は、均等割額が1,800円、所得割額が0.5%、賦課限度額が2万円、それぞれ引上げになるが、広域連合で運営を行っている性格上、私たちにはよく見えないところがあり、本当に高齢者の方々の状況を考えているのかと思う。

また、医療費の自己負担割合について、令和4年10月から2割負担が導入され、被保険者の9%に影響がある見込みである。

このような内容は、私たち自身で決められない状況であるため、後期高齢者医療特別会計は、昔の老人保健特別会計に戻し、市で、しっかりと議論ができる状況をつくるべきだと考える。このコロナ禍で、保険料の引上げは理解できない。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、議案第21号については、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

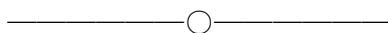
これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第21号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平野栄作君） 起立多数であります。

したがって、議案第21号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第13 議案第22号 令和4年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（平野栄作君） 日程第13、議案第22号、令和4年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第22号、令和4年度志布志市介護保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月11日、委員7名出席の下、執行部から保健課長、志布志支所福祉課長、松山

支所長、税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、認知症総合支援事業について、認知症カフェ運營業務は、どのような形で実施しているのかとただしたところ、市内4か所に委託しており、松山地区で1か所、有明地区で1か所、志布志地区で2か所が実施している。月に2回以上の活動を行うことを事業要件としており、委託料は月額2万2,000円であるとの答弁でありました。

国からの地域支援事業交付金が、前年度予算額と比較して減額となっている。交付金が減少すると、事業を継続するため市からの一般財源の持ち出しを行うことが危惧されるが、本市は、どのような状況であるかとただしたところ、地域支援事業については、サービスを必要とする方が予測を上回り、国が算定する事業費の上限額を超えた場合には、一般財源の持ち出しが必要となる場合が考えられる。現在のところ、本市の地域支援事業は、上限額の範囲内の事業費で実施できており、一般財源の持ち出し等は生じていないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、介護保険制度が開始され20年が経過している。市が努力しているにもかかわらず、調整交付金が減額になるなど、国は負担を地方自治体や被保険者に押し付けている。

また、介護職員の処遇改善については、令和4年2月から9月までは、国が財源を交付するが、10月以降については、介護報酬の臨時改定で対応してもらおうという新聞報道もある。そうすると保険料の引上げに影響し、非常に問題である。

この厳しい状況で、保険料が納められない方もいる中、介護保険制度の在り方について、国の負担を増やしていくという考え方に変わらない限り、自治体の負担は増加し、保険料は引上げになる。見直しをすべき時期に来ているとの思いから反対の立場である。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、議案第22号については、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第22号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平野栄作君） 起立多数であります。

したがって、議案第22号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第14 議案第23号 令和4年度志布志市下水道管理特別会計予算

○議長（平野栄作君） 日程第14、議案第23号、令和4年度志布志市下水道管理特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第23号、令和4年度志布志市下水道管理特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月11日、委員7名出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、機能強化事業として、実施設計業務に800万円、工事請負費に200万円計上しているが、どのような計画であるのかとただしたところ、機能強化事業は、令和4年度から令和7年度までの4年間で事業を計画している。事業費は、総額で約2億5,000万円を見込んでおり、老朽化した施設や設備機器等の更新を行う予定である。

令和4年度予算については、事業の初年度のため、4か所の処理施設全ての実施設計に係る委託料を計上しており、工事請負費については、急を要する機器更新に係る工事請負費を計上しているとの答弁でありました。

公営企業法適用支援業務について、令和5年度から公営企業会計へ移行するとの説明であるが、現在の人員体制で移行作業ができるのかとただしたところ、令和6年度から、全ての自治体が公営企業会計を適用することと、国から通知が届いている。下水道管理特別会計を公営企業会計に移行した場合、会計のみの一部適用となり、また、業務委託によって実施しているので、現在の人員体制で問題ないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第23号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第23号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第15 議案第24号 令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計予算

○議長（平野栄作君） 日程第15、議案第24号、令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

○産業建設常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第24号、令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計予算について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月11日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、起債の残高は幾らなのか。また、あと何年で償還が終わるのかとただしたところ、起債の残高は令和3年度末で1,683万5,669円となっており、令和11年度で償還が終わるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第24号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第24号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

○

日程第16 議案第25号 令和4年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（平野栄作君） 日程第16、議案第25号、令和4年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第25号、令和4年度志布志市国民宿舎特別会計予算について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月11日、委員全員出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、国民宿舎ボルベリアダグリ改修事業について、維持管理のためには毎年相応の予算が必要とされるが、市が担うべき修繕の在り方を整理し、内容や金額によって指定管理者へ修繕対応を求めるような協議はなされているかとただしたところ、施設の構造に影響するような修繕が必要な場合については、施設の設置者である市が対応し、その他修繕が必要な箇所については、指定管理者との間でその都度十分な協議を行いながら、優先順位を付けて計画的な改修に取り組んでいるとの答弁でありました。

国民宿舎ボルベリアダグリは市の重要な観光誘致施設であり、コロナ禍を乗り越えた後の将来的な投資を模索する中でグランピングが整備されたと考えるが、これまでの利用状況と、増床など今後の展開を考えているかとただしたところ、グランピングは、昨年4月30日に整備、利用開始されており、鹿児島県へのまん延防止等重点措置が適用されながらも、12月末まで毎月38名から74名の宿泊があり、合計として439名、329万円の売上げがあったところである。グランピング施設を整備したことで、本館への予約につながるケースもあり、グランピングがもたらす集客効果も高いと考えている。

今後の展開としては、整備からまだ一年であり、利用状況の見極めや検証期間が必要なことから、現段階では増床等の計画にまで至っていないが、周辺施設との連携なども含めて総合的に判断していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第25号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第25号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第17 議案第26号 令和4年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算

○議長（平野栄作君） 日程第17、議案第26号、令和4年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第26号、令和4年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月11日、委員全員出席の下、審査に資するため、市臨海工業団地の現地調査を実施し、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市臨海工業団地整備事業について、これから造成等の工事が順次進んでいく中で、造成前の状況が水田地帯であったことからすると液状化の発生が懸念されるが、対策は万全かとただしたところ、東日本大震災を契機として、南海トラフの巨大地震で発生すると考えられる津波の浸水深に基づいて地盤のかさ上げを行う必要があり、5工区では、最終的に5mを超えるかさ上げとなっている。また、地質調査においても液状化の危険性は低いことを確認しており、30cmごとの盛土と転圧による十分な締固めを行っていることから液状化への対策は十分であると考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第26号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第26号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第18 議案第27号 令和4年度志布志市水道事業会計予算

○議長（平野栄作君） 日程第18、議案第27号、令和4年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第27号、令和4年度志布志市水道事業会計予算について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月11日、委員全員出席の下、執行部から水道課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市内の至るところで空き家が増えてきているが、給水戸数及び一日当たりの平均給水量について、大きな変化はないかとただしたところ、前年度と比較しても、ほぼ同数・同量で推移しているとの答弁でありました。

水道事業会計予算において、棚卸資産購入限度額は1,251万円と定められているが、どのような根拠で算定されているのかとただしたところ、市内には、水道メーター器が約1万7,000個稼働しているが、計量法の規定に基づき、8年に一回の交換が義務付けられているため、年間約2,600個の交換が必要となっている。また、新設分など約200個を合わせて購入するために計上した棚卸資産購入限度額であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第27号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第27号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、昼食のため、暫く休憩いたします。午後は、午後1時から再開いたします。

○

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

○

○議長（平野栄作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。日程第19、議案第28号から日程第22、同意第2号まで、以上4件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号から同意第2号まで、以上4件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○

日程第19 議案第28号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第19、議案第28号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第28号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例、及び、志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、人事院の令和3年度の給与改定に関する勧告に鑑み、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の改定を行うとともに、令和3年12月に支給した期末手当の当該改定による減額相当分につきまして、同年11月24日付の公務員の給与改定に関する取扱いについての閣議決定に鑑み、特例的に令和4年6月に支給する期末手当から減じる措置を講じる必要があるため、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（北野 保君） それでは、議案第28号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

説明資料の1ページをお開きください。

今回の改正は、令和3年8月10日に行われました人事院勧告に鑑み期末手当について減額を行うものです。

1番を御覧ください。

議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合の引き下げについては、6月期及び12月期をそれぞれ0.05月分、合計で0.1月分を減額します。

2番をご覧ください。

「以上のことから」という行から記述されておりますように「令和4年6月に支給する期末手当については、特例的に令和3年8月10日に行われた期末手当の改定に関する人事院勧告に伴う期末手当の減額分を控除した額を支給する。」となっているところであります。

影響額といたしましては、市議会議員が60万4,783円で、1人当たりの平均が3万5,575円、市長及び教育長で、16万5,715円で、1人当たりの平均が8万308円となります。

2ページをお開きください。

志布志市特別職の職員の給与に関する条例の新旧対照表になります。

第4条は、先の議会で御指摘をいただきました退職手当の支給方法等の根拠規定につきまして、明確化したものであります。

第6条は、期末手当の支給率を0.05月分引下げ、100分の167.5を100分の162.5にするものです。

附則第2項は、令和3年度の期末手当の減額分を、令和4年6月分で調整しようとするものであります。

3ページをお開きください。

志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表です。

本条例も同様に、第9条で期末手当の支給率を改正し、附則で令和3年度の減額分を令和4年6月期分で調整しようとするものであります。

以上で、議案第28号の補足説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第28号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第20 議案第29号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第20、議案第29号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第29号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

本案は、人事院の令和3年度の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の期末手当の額の改定を行うとともに、令和3年12月に支給した期末手当の、当該改定による減額相当分につきまして、同年11月24日付けの、公務員の給与改定に関する取扱いについての閣議決定に鑑み、特例的に令和4年6月に支給する期末手当から減じる措置を講じる必要があるため、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（北野 保君） それでは、議案第29号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

説明資料の4ページをお開きください。

今回の改正は、令和3年8月10日に行われました人事院勧告に鑑み期末手当の支給割合を引き下げるものであります。

1番を御覧ください。

（1）は、一般職の職員分です。

支給割合の引下げについては、6月期及び12月期をそれぞれ0.075月分、合計で0.15月分を引き下げます。

（2）は、管理及び監督の地位にある職員になりますが、引下げ割合は、職員と同様です。

次のページの（3）及び（4）は、再任用職員です。

6月期及び12月期からそれぞれ0.05月分を引き下げ、合計で0.1月分を引き下げます。

2は、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置で、次のページの3行目にあります

ように、令和4年6月に支給する期末手当から令和3年8月10日に行われた期末手当の改定に関する人事院勧告に伴う期末手当の減額分を調整しようとするものであります。

その影響額といたしましては、一般職で1,467万6,350円、管理職で192万9,810円、再任用職員で43万9,439円となります。

3の会計年度任用職員の期末手当の支給額等につきましては、規則で再任用職員の例によることと定めておりますので、令和4年の6月期と12月期をそれぞれ0.05月分、合計で0.1月分を引き下げることとなります。

ただし、令和4年6月期における減額調整については、年度ごとの任用のため、行わないこととしております。

本議案につきましては、3月18日に組合との団体交渉を経た上で、提案しておりますことを申し添えます。

以上で、議案第29号の補足説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 今ありましたよね、職員組合にもこの旨提案されて交渉があったわけですね。国としては、民間の賃金を総理大臣をはじめ躍起になって「引き上げてくれ」と言う一方で、こういうことが公務員に関してはある。その整合性といいますか、今の政府が提案していることと公務員に関しては逆のことが行われる。人事院勧告制度に基づいてということで、こういうことになっているのでしょうか、そこに対してこういう提案になったということ、どういうふうに受け止めているのかということ、それと併せて組合との交渉で、組合側も了としてのことですか。

○総務課長（北野 保君） 今回の改正につきましては、先ほど説明をいたしましたけど、令和3年8月10日に行われた人事院勧告及び令和3年10月7日の県人事委員会勧告を鑑みまして、当初は令和3年12月定例会に提案する予定でございましたが、令和3年11月24日付で総務副大臣から、「政府においては、労働基本権制約の代償措置としての人事院勧告制度を尊重しつつも、民間への影響など、コロナ禍の異例の状況下での国政全般の観点、特に経済対策等政府全体の取組との関連を考慮しつつ、国民の理解を得られる適正な結論を出すべく検討を行った結果、勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げるが、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うこととした。地方公務員の給与改定については、国家公務員の取扱いを基本として対応すること」との通知があったところでございます。

市としましては、このことを受けまして、令和3年12月定例会での提案を見送ったところでございます。そして、国においては、国家公務員の給与に関する法律の改正案が現在行われておりまして、国会に提案され、衆議院で3月10日に可決されております。そのことを受けまして、職員組合と3月18日に団体交渉を行い、妥結をしたところでございまして、異議のほうはなかったというところでございます。

本市の議案につきましても、3月22日付で今回提案をさせていただいた経緯でございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第29号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第21 議案第30号 令和4年度志布志市一般会計補正予算（第1号）

○議長（平野栄作君） 日程第21、議案第30号、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第30号、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第1号）につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、経営持続化しぶし版応援給付金事業、県営業時間短縮要請協力金給付事業負担金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,044万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ255億2,044万3,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金の総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を1億2,044万3,000円計上するものであります。

予算書は6ページ、予算説明資料は5ページをお開きください。

歳出の衛生費の保健衛生費の予防費は、新型コロナウイルス感染について、市民自らが検査をできるようにすることにより、医療機関での確実な受診につなげ、感染拡大防止を図るため、検査キットの購入費用の一部を助成する、新型コロナウイルス感染症医療用抗原検査キット購入支援事業を1,000万円計上するものであります。

予算書は7ページ、予算説明資料は2ページ、及び、3ページをお開きください。

商工費の商工業振興費は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、まん延防止等重点措置の適用に伴う、県の営業時間の短縮要請を受け入れた飲食店等に給付される協力金の1割を市が負担する、県営業時間短縮要請協力金給付事業負担金を1,618万3,000円、県の営業時間短縮要請等の条件に該当していないものの、長期化するコロナ禍によって事業継続に支障を来している商工業事業者への支援を図る、経営持続化しぶし版応援給付金事業を6,776万円、それぞれ計上するものであります。

予算書は7ページのまま、予算説明資料は4ページをお開きください。

観光費は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって、事業継続に支障を来している宿泊事業者の支援を図る、経営持続化しぶし版応援給付金事業宿泊施設分を2,650万円計上するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（八代 誠君） 説明資料の2ページ、県営業時間短縮要請協力金給付事業負担金ということで、これは鹿児島県がやる事業に対して市が1割を負担する。なかなか目にするののない事業なのですが、本市がこういう事業をやるので、県がある程度こういう形でやってくださいねというなら分かるんですが、こういった事業になったきっかけとか、いきさつがちょっと分からないのでお願いいたします。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 説明申し上げます。

県の営業時間短縮要請協力金給付事業というのは、8月にもございまして今回で3回目と4回目分になっております。この事業につきましては、まん延防止等重点措置の適用を受けたということで、これは全体としては県がやりますけれども、国が8割、県が1割そして市が1割という事業でございまして、実際私どもが1,618万3,000円負担をしますけれども、全体としてはこれの10倍の事業ということで、国と県と市と一緒にやる協力金でございまして。

○9番（八代 誠君） そういうことであれば、今言われた10倍になる1億6,000万円が志布志市にかかるということなんですが、そういう負担をした各自治体からいったら、もう鹿児島県全体でやっていくという事業になるので、例えば志布志市が1億6,000万円程度申請がなかった場合には、返還されるということで理解すればいいんですか。それとも、もう県全体でやっていくという事業なんだということで理解すればいいんですか。

それと引き続きですが、5ページの検査キット購入、この流れについてもお聞かせ願いたい。事業の流れというか、4月1日からやっていくのか、例えば私が一人2キットまで買えるわけですので、そういったものを薬局等に買いに行って、領収書をいただいて窓口で申請するのか、そういった流れが全然分かりませんので、どんな形で想定をされているのか、少しだけ詳しく教えてください。

○港湾商工課長（假屋眞治君） この事業につきましては、まず、この営業時間短縮要請協力金の負担に係る覚書というのがございます。県のほうから志布志市のほうも当然このまん延防止等

重点措置を適用している中で、時短要請協力を鹿児島県全体としてしないといけないという考えがあって、鹿児島県が依頼をしております。志布志市には志布志市に対して、このことに協力をお願いできないでしょうかという相談がございまして、それに基づいて覚書を交わして、志布志市はこれに参加しますということで取り組んでおりますので、返すとか返さないとかではなくて、積極的に参加するというところでございます。

結局、今、私どもは1,618万3,000円の予算は組んでいます、これが120店舗を想定して積算しております。しかしながら、これに満たない場合については、実績でかかった分の請求がきて、県のほうに納めるということでございます。

○保健課長（川上桂一郎君） 新型コロナウイルス感染症医療用抗原検査キット購入支援事業の取組について、御説明を申し上げます。

この説明資料の事業の目的にも記載をしておりますが、今、市内でも感染者がやはりずっと確認をされております。そこで、今回感染の拡大を少しでも防止ができないかというところから、今、医療用の抗原検査キットというのが、いろんな薬剤メーカーのほうで開発がされておまして、その医療用の検査キットが、市内の薬剤師等が常駐する薬局で店頭販売されております。これにおきまして、金額的にはいろいろ店頭の価格が違うんですが、1,500円から2,500円程度のものということでございます。

今回、この購入費用の今申しあげました1,500円から2,500円の品物に対して、市のほうで1,000円の助成を一人2キットまで、2,000円の購入支援をして少しでもこの検査キットを活用して、家庭内であれば、もし4人家族の方の1人の方が感染の発症があったと、残りの3人はまだ無症状だが、自分も感染しているかしていないか分からないといったときに、この検査キットにおいて検査をすると、その確実に陽性、陰性というのが分かるわけではないのですが、この医療用検査キットではある程度の精度がございまして、それを活用すれば、その日のうち、翌日にはその感染拡大の防止というのが図れるというふうに考えまして、このような事業に取り組む予定にしております。

これにおきましては、市内の薬剤師さんが常駐する薬局での販売で、そこに市民の方が行きます、この検査キットの購入を申し出をされますと、一旦は申込書というのを記載していただきます。この助成対象者の中にありますように、市民と市民が加入する健康保険の被扶養者という条件を付けておりますので、やはりそういった本人確認ができる保険証、マイナンバーカード、運転免許証等を持参をしていただいて、それを店頭の薬局のスタッフの者が確認をして申込書に記載をする、購入数を申込書等に記載をしていただいて販売をします。仮に1,500円から2,500円で、市のほうから助成を行いますので、その残額、自己負担分を店頭で支払いをしていただいて、薬局から市のほうに請求をいただいて、市は薬局にその助成金を支払うというような流れになります。

今回、この補正予算の可決をいただきましたら、また薬局等と調整をして、今、全国的にもこの検査というのがPCR検査と抗原検査と行われておまして、この検査キットの確保というの

を早急に手配したいということから、できれば八代議員がおっしゃった4月1日から行いたいところなのですが、その入荷状況等もいろいろ薬局と調整をして、4月の中旬、中旬には確実にできるような体制で、またそのときには、自治会等を通じて全戸配布で、このような検査キット購入の支援を行っているということを市民の方々にも周知をして、その検査キットの購入をして、自宅でも検査ができるというようなことに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○9番（八代 誠君） 最後になります。本当にこの検査キットを保健課長におかれましては、昨日も28人ということで、毎日胃が痛いのかなというふうに考えています。答弁は結構ですので、もうひと踏ん張り頑張ってくださいと思います。

以上です。

○19番（小園義行君） 一点だけお願いします。

今ありました新型コロナウイルス感染症医療用抗原検査キット購入支援事業ですけど、これは、体調が気になる場合などってありますね。指定感染症2類に新型コロナウイルス感染症は該当しているわけですけど、そこの法律の関係でしたときに、僕たちが保健所とかそういうのを通さずに、勝手にこういうことは、私がちょっと熱があったときに、大丈夫なんですか。そういう法律との関係上、これがどんどん勝手にしていいものなんだろうかというちょっと疑問ですけど、そこに対しての明解なものをちょっとお願いします。

○保健課長（川上桂一郎君） 議員おっしゃるとおり、まず、そういった症状があった場合には、やはり保健所、医療機関等の検査というのをさせていただきたいというふうに思いますが、今回のこの検査キットにおいては、任意な形でまずやれるというところを、少しでもこの検査キットをそういった症状のときに実施をされれば、確実に陽性ということが分かれば、そのまま保健所なり医療機関にその旨が「この任意キットで陽性が出ました」ということ等があると、次にはPCR検査というような形になりますので、またそういったところで、時間の短縮等もあるというふうに考えております。症状がある場合であれば、そういった感染のシチュエーション等があらわれたということで、その場合は、極力もう保健所なり医療機関での受診をさせていただきたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） いわゆる保健所や自治体のそういう負担を軽くするという意味で、気になる人はこういうふうにやってくださいよと。結果そこで何かが出ますね、そうしたら今課長がおっしゃったようなスケジュールをずっといくという、そういうことですね。ただ、心配なのは、その感染症2類だといって国がきちんと指定して、これを外していればいいけれど、そうでない中でこういうことは可能なのかなというのがあったものですから、私たちはこれをちゃんといただいて、ちょっと異常がありますよとかだったら、そのスケジュールに基づいて保健所、医療機関云々となっていくんですね。

○保健課長（川上桂一郎君） 流れる的にはそういう流れになりますので、この検査キットにおいては、あくまでも任意の自己検査というところで、一つの参考で、これが陽性であった場合は、

今おっしゃった流れになります。陰性になった場合も、これについては自宅で2、3日の療養とかというのやはり必要であるというようなことを、この検査キットの販売のときに、その常駐する薬剤師からそういった説明等もするようになっておりますので、このキットの検査結果で、陰性の場合はこの形になっていきます、陽性であったら、すぐ保健所なりそういった医療機関等に連絡をして、その旨を伝えて対応をするということに流れ的にはなります。

○19番（小園義行君） ちなみに、これは1セット幾らするんですか。

○保健課長（川上桂一郎君） 今、薬局の方とちょっといろいろ話をして、市内の薬局では今3種類ほど取扱いがあります。中には1,500円のもの、2,500円のものというのが、今、市内の薬局のほうでは取扱いをしているというところがございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第30号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第22 同意第2号 副市長の選任につき同意を求めることについて

○議長（平野栄作君） 日程第22、同意第2号、副市長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第2号、副市長の選任につき同意を求めることにつきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和4年3月31日をもって任期が満了する武石裕二氏の後任として、溝口猛氏を副市長に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

溝口猛氏の略歴につきましては、説明資料の8ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

○15番（玉垣大二郎君） 今回の提案につきましては、私自身、何か唐突に出された感じがしまして、大変戸惑っているところであります。

このことにつきましては、市長の専決事項ですから、選任同意に対してどうこう言うことでは

ございませんが、ここに至るまでのことを少しお伺いいたしたいというふうに思います。

まず、市長がこの件を提案しようと思われたのはいつぐらいから考えていらっしゃったのか。

また、このことを副市長に示されたのはいつだったのか、お伺いをいたしたいと思います。

○市長（下平晴行君） このことについては、10月だったと思います。直接話をしたのは、3月に入ってからであります。

○15番（玉垣大二郎君） 10月ぐらいから考えていらっしゃったということなんでしょけれども、この内容については、もうお伺いはいたしません。いたしませんけれども、何か納得がいかないような気がしているところなんですけれども、4年間での交代ということにあたっては、副市長とは十分に意思を交えて協議された上で、今回の提案であると理解していいのかお伺いをいたします。

○市長（下平晴行君） そのことについては、話をしっかりして対応してきたということでございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はございませんか。

○10番（小辻一海君） まず一点目ですけど、人事案件ということで市長の権限であります、やはりこのことについては、穏便に進めていくことが一番だろうと思っておりますので、そういった思いで質疑をしたいと思います。

当初、市長がなられたときから、補佐役として4年間頑張っておられた武石副市長でありますから、副市長からの辞退届があったものか。そして、それによって後任の溝口氏を選任ということに至ったのか、その大きな理由を一つお聞かせください。

2点目ですが、副市長として今回選任のお願いをされております溝口氏は、役所にもいらっしゃって私もよく知っている方で、すごく人格的にも素晴らしい方で、行政経験も豊富でありますので、副市長としては申し分はないと私は思っているところでございますが、この方が副市長という大激務の中で、体調を崩されたりしないものか、また当然健康状態のことについては市長のほうもお伺いされて、クリアされたと思っはいるんですけど、今の本人の健康上の問題、そういったものは大丈夫なのか。その2点だけお願いいたします。

○市長（下平晴行君） 武石副市長については、本当に4年間一生懸命片腕として業務をしていただいた、これは本当に感謝しております。特に、本庁舎移転の問題、その他私が公約に入れている様々な事業についても一生懸命尽力していただいたということで、感謝をしているところでございます。

辞退届ということでございますが、これは内部のことですので、中身についてあまり言えませんが、私が4年間の間に、特に10月から副市長のほうで辞退というか、そういう考え方があるということをお聞きしておりましたので、そういう流れの中で取組をしてきたということでございます。

3点目の溝口氏の健康状態ということでありますが、私もそのことについてはしっかり確認をして、健康状態は良好ということでございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。採決は無記名投票によって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（平野栄作君） ただいま議長を除く出席議員数は19人です。

念のために申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載してください。

重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第75条第2項の規定により、否とみなします。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条の規定によって、立会人に稲付洋平君及び隈元香穂子さんを指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配布）

○議長（平野栄作君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（平野栄作君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○事務局長（藤後広幸君） それでは順をお願いいたします。

1番、永田梓議員。2番、栢山晋司議員。3番、稲付洋平議員。4番、隈元香穂子議員。5番、南利尋議員。6番、市ヶ谷孝議員。7番、青山浩二議員。8番、野村広志議員。9番、八代誠議員。10番、小辻一海議員。11番、持留忠義議員。13番、西江園明議員。14番、丸山一議員。15番、玉垣大二郎議員。16番、鶴迫京子議員。17番、小野広嗣議員。18番、東宏二議員。19番、小園義行議員。20番、福重彰史議員。12番、平野栄作議員。

○議長（平野栄作君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。稲付洋平君と隈元香穂子さん、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（平野栄作君） 投票の結果を報告します。

投票総数20票、賛成14票、反対6票。以上のおおりの賛成が多数であります。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○

日程第23 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙

○議長（平野栄作君） 日程第23、曾於地区介護保険組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

曾於地区介護保険組合議会議員に、隈元香穂子さんを指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました隈元香穂子さんを曾於地区介護保険組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました隈元香穂子さんが曾於地区介護保険組合議会議員に当選されました。

ただいま曾於南部厚生事務組合議会議員に当選されました隈元香穂子さんが議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで、当選人の発言を求めます。

○4番（隈元香穂子君） 今回新たに担当議員として派遣させていただくことになりました隈元香穂子です。介護職経験者として、現場の学びを生かしていけたらと考えております。どうぞよろしくお願いたします。ありがとうございました。

○

日程第24 議員派遣の決定

○議長（平野栄作君） 日程第24、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定につきましては、会議規則第170条第1項の規定により、お手

元に配付してある内容のとおり決定したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣は、配付してある内容のとおり決定しました。

—————○—————

日程第25 閉会中の継続審査申出について

○議長（平野栄作君） 日程第25、閉会中の継続審査申出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長から、閉会中の継続審査申出がありました。

お諮りします。総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

日程第26 閉会中の継続調査申出について

○議長（平野栄作君） 日程第26、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（平野栄作君） 以上で、本定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、令和4年第1回志布志市議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後1時51分 閉会